

令和6年2月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(2月21日 関係部局所管事項説明、委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	2
委員会	
《関係部局所管事項説明》	
《審査内容等に関する委員間討議(協議)》	

(第1日目)

1、開催日時・場所	5
2、出席者	5
3、審査事件	5
4、付託事件	5
5、経過	

(総務部)

分科会

総務部長予算議案説明	6
予算議案に対する質疑	8
予算議案に対する討論	14

委員会

総務部長総括説明	14
議案に対する質疑	17
議案に対する討論	19
決議に基づく提出資料説明	19
学事振興課長補足説明.....	20
議案外所管事務一般に対する質問	20

(第2日目)

1、開催日時・場所	37
2、出席者	37
3、経過	

(教育委員会)

分科会

教育長予算議案説明	37
教育環境整備課長補足説明	41
高校教育課長補足説明	41
予算議案に対する質疑	42
予算議案に対する討論	67

委員会

教育長総括説明	68
教育政策課企画監補足説明	70
議案に対する質疑	71
議案に対する討論	73

決議に基づく提出資料説明	74
高校教育課長補足説明	74
陳情審査	77
議案外所管事務一般に対する質問	77

(第3日目)

1、開催日時・場所	103
2、出席者	103
3、経過	

(福祉保健部・こども政策局)

分科会

福祉保健部長予算議案等説明	103
こども政策局長予算議案説明	106
こども未来課長補足説明	109
予算議案に対する質疑	110
予算議案に対する討論	145

委員会

福祉保健部長総括説明	146
こども政策局長総括説明	147
医療人材対策室長補足説明	149
長寿社会課長補足説明	150
障害福祉課長補足説明	150
福祉保健課企画監補足説明	151
こども家庭課長補足説明	152
議案に対する質疑	152
議案に対する討論	155
決議に基づく提出資料説明	156
医療政策課長補足説明	157
感染症対策室長補足説明	158
医療人材対策室長補足説明	159
薬務行政室長補足説明	159
国保・健康増進課長補足説明	159
長寿社会課長補足説明	161
障害福祉課長補足説明	162
原爆被爆者援護課長補足説明	163
議案外所管事務一般に対する質問	164
委員間討議	174

・審査結果報告書	175
----------------	-----

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料 (総務部)
- ・委員会関係議案説明資料 (総務部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1) (総務部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2) (総務部)

- ・分科会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・委員会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1) (教育委員会)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2) (教育委員会)
- ・分科会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・委員会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1) (福祉保健部)
- ・分科会関係議案説明資料 (こども政策局)
- ・委員会関係議案説明資料 (こども政策局)

2 月 21 日

(關係部局所管事項説明・委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年2月21日

自 午前 9時58分
至 午後 2時23分
於 委員会室 2

教職員課長 高稲 稔也 君
義務教育課長 岡野 利男 君
義務教育課人事管理監 谷口 昭文 君
高校教育課長 田川耕太郎 君
高校教育課人事管理監 植松 信行 君
高校教育課企画監 直塚 健 君
教育DX推進室長 岩坪 正裕 君
特別支援教育課長 石橋 善仁 君
児童生徒支援課長 長池 一徳 君
生涯学習課長 加藤 盛彦 君
学芸文化課長 岩尾 哲郎 君
学芸文化課企画監 麻生 政登 君
体育保健課長 松山 度良 君
体育保健課体育指導監 永田 数馬 君
教育センター所長 竹之内 覚 君

2、出席委員の氏名

委員長 山下 博史 君
副委員長 鷓瀬 和博 君
委員 中山 功 君
" 堀江ひとみ 君
" 山田 朋子 君
" 川崎 祥司 君
" 宅島 寿一 君
" 中村 泰輔 君
" 坂口 慎一 君
" 清川 久義 君
" 中村 俊介 君
" 畑島 晃貴 君

福祉保健部長 新田 惇一 君
福祉保健部次長 石田 智久 君
福祉保健部次長 中尾美恵子 君
福祉保健課長 安藝雄一朗 君
福祉保健課企画監
(地域福祉・計画担当) 野田 希 君
監査指導課長 松尾 実 君
医療政策課長 加藤 一征 君
感染症対策室長 長谷川麻衣子君
感染症対策室企画監 岸川 康博 君
医療人材対策室長 峰松 妙佳 君
薬務行政室長 斉宮 広知 君
国保・健康増進課長 川内野寿美子君
国保・健康増進課企画監
(健康づくり担当) 鶴田小百合 君
長寿社会課長 中村 直輝 君
長寿社会課企画監
(地域包括ケア担当) 山口 香織 君
障害福祉課長 佐藤 隆幸 君
障害福祉課企画監
(精神保健福祉担当) 藤井 祥二 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

教育長 前川 謙介 君
教育次長 狩野 博臣 君
教育次長 桑宮 直彦 君
教育政策課長 大塚 尚志 君
教育政策課企画監 山下 健哲 君
福利厚生室長 市瀬加緒理 君
教育環境整備課長 山崎 賢一 君

原爆被爆者援護課長 林田 直浩 君

こども政策局長 浦 亮治 君

こども未来課長 黒島 孝子 君

こども未来課企画監 村崎 佳代 君

こども家庭課長 川村 喜実 君

総務部長 中尾 正英 君

学事振興課長 櫻間 秀道 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開会

【山下委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配布いたしております、委員配席表のとおり、決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。また、本日、冒頭の理事者の出席について、中尾 総務部長は、総務委員会に出席しているため、総務部の概要説明の時に出席いただくことにしておりますので、ご了承ください。それでは、議事に入ります前に、選任後、初めての委員会でございますので、一言、ごあいさつを申し上げます。

このたび、文教厚生委員長を仰(おお)せつかりました、山下博史でございます。鵜瀬和博副委員長をはじめ、各委員や理事者の皆様方のご指導、及びご協力を賜りながら、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。さて、本委員会の所管としましては、次世代の長崎を担う子どもたちの育成に必要な、「子育て・教育」の

分野をはじめ、「福祉、保健、医療」の分野まで、広範囲に渡るものであり、県民一人ひとりが非常に高い関心を持たれている事柄を扱っているところでございます。

教育分野では、産学官が連携したドローン等の先端技術の習得や価値創造・課題解決能力の学びの充実による人材育成、優秀な教員の確保、DX環境の整備等を促進し最適な学びの充実、また、選ばれる県立大学を目指し、教育環境の整備・充実や、私立学校の魅力ある学校づくりについて。

福祉・保健・医療の分野では、持続可能な医療提供体制の整備・充実や、医療、看護、福祉、介護サービスを支える人材の確保・育成、県民の健康寿命延伸への取り組み等について。

子育て分野では、結婚・妊娠・出産・育児までの一貫した切れ目ない支援、また、すべての子どもが夢と希望をもって健やかに成長できる環境整備への取り組み等についてなど、「新しい長崎県づくり」のビジョン実現に向け、本委員会では、このような様々な課題に対し、限られた予算の中で、最大限の効果をもたらすためには、どのような施策を打てば、県民一人ひとりがいつまでも健康で、生きがいを持って活躍していただけるような長崎県になっていくのか、理事者の皆様方と一体となって考えてまいりたいと思っております。

委員の皆様方、並びに理事者の皆様方におかれましては、山積する課題の解決に向け、積極的に論議(ろんぎ)を深めていただくことをお願いし、皆様方からのご指導とご鞭撻を賜りますことを、重ねてお願い申し上げます。誠に簡単ではありますが、私のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

次に、副委員長並びに委員の皆様方をご紹介いたします。

〔副委員長・各委員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、理事者側を代表して教育長からご挨拶と、本日出席の幹部職員の紹介を受けたいと思います。

【前川教育長】教育長の前川でございます。委員会の開会に当たりまして、理事者を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

文教厚生委員会では、教育行政、福祉保健行政、こども福祉行政など、幅広い分野にわたり、県が抱える重要課題につきましてご審議をいただくことになっております。

私共としましても、「新しい長崎県づくり」の実現に向けて、山下委員長、鶴瀬副委員長をはじめ委員の皆様方のご指導、ご協力を賜りながら、各種施策の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、教育行政におきましては、本議会においてご審議をお願いしております「第四期長崎県教育振興基本計画」に基づき、「つながりが創る豊かな教育」のテーマのもと、学校・家庭・地域、行政などが相互に連携しながら、県民総ぐるみで教育県長崎の確立に向けて取り組んでまいります。

また、長崎県立大学におきましては、高い社会人基礎力を有する人材の育成や、グローバル化、情報化に対応した教育に取り組めます。さらに私立学校におきましては、建学の精神に基づいた特色ある教育を推進してまいります。

次に、福祉保健行政におきましては、本議会において計画変更のご審議をお願いしておりま

す「第5期長崎県福祉保健総合計画」に基づき、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現を目指し、保健・医療・介護・福祉施策の充実を図ってまいります。

さらに、子育て支援・少子化対策分野におきましては、こども施策を県政の基軸として位置づけ、結婚、妊娠・出産から子育てまでの一貫した切れ目ない支援を推進しているところであり、本県の将来を担う子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる社会となるよう県民総ぐるみの子育て支援を推進するとともに、結婚や子育てに関する意識醸成と社会全体の機運醸成など、各種施策を展開してまいります。

最後に、本日出席しております幹部職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

【山下委員長】ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中村泰輔委員、畑島委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。本日の議題は、「文教厚生行政所管事務について」及び「令和6年2月定例会における本委員会の審査内容等について」であります。

審査方法につきましては、お手元にお配りしております審査順序のとおり、委員会を協議会に切りかえて、関係部局の所管事務の概要説明を受けることとし、その後、3月5日からの委員会の審査内容等について、協議することとしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、概要説明に関するご質問等につきましては、今回は、特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月5日からの委員会審査において質問していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を協議会に切り替えます。

理事者入れ替えのため、しばらく休憩いたします。理事者が入れ替わり次第、協議会を開始します。

午前10時 7分 休憩

午後 2時23分 再開

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。ほかに、ご意見等はございませんか。

〔なし〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の文教厚生委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後 2時23分 散会

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年3月5日

自 午前 9時59分
至 午後 2時27分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	山下 博史 君
副委員長（副会長）	鶴瀬 和博 君
委員	中山 功 君
”	堀江ひとみ 君
”	山田 朋子 君
”	川崎 祥司 君
”	宅島 寿一 君
”	中村 泰輔 君
”	坂口 慎一 君
”	清川 久義 君
”	中村 俊介 君
”	畑島 晃貴 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長	中尾 正英 君
学事振興課長	櫻間 秀道 君

6、審査事件の件名

○文教厚生分科会
第1号議案

令和6年度一般会計予算（関係分）

第2号議案

令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別
会計予算

第13号議案

令和6年度長崎県国民健康保険特別会計予算
第59号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）
（関係分）

第69号議案

令和5年度長崎県国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議案

第16号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例（関係分）

第17号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

第24号議案

長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準
に関する条例の一部を改正する条例

第25号議案

長崎県医学修学資金等貸与条例の一部を改正
する条例

第26号議案

長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設
備及び運営の基準に関する条例等の一部を改
正する条例

第27号議案

長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備
及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

第28号議案

長崎県手話言語条例

第29号議案

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

第30号議案

長崎県婦人保護施設設置条例等の一部を改正する条例

第31号議案

長崎県公立学校情報機器整備基金条例

第32号議案

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

第42号議案

長崎県公立大学法人の中期目標〔第4期〕の一部変更について

第43号議案

長崎県公立大学法人定款の一部変更について

第51号議案

長崎県福祉保健総合計画の変更について

第52号議案

第四期長崎県教育振興基本計画（関係分）

（2）請 願

な し

（3）陳 情

・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ

8、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開会

【山下委員長】皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算

委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第16号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、外14件でございます。そのほか陳情1件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、外4件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ご異義ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【山下分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】おはようございます。

それでは、総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の「予算決算委員会 文教厚生分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分で

あります。

4ページをお開きください。

初めに、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和6年度当初予算においては、県議会や市町、有識者懇談会のご意見等をお伺いしながら策定した「新しい長崎県づくり」のビジョンに掲げる、概ね10年後のありたい姿の実現に向け、施策を推進していくための基礎づくり・土台づくりを中心に、部局横断的に取り組んでいくこととしております。

併せて、県勢のさらなる発展を図るため、長崎県総合計画の着実な推進にも力を注いでまいりたいと考えております。

このうち、総務部においては、地域に根差した実践的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進するほか、企業との連携強化、大学の競争力向上に向けた教育環境の整備、充実を図ることで、魅力ある選ばれる県立大学を目指します。

また、少子化の進展に伴う児童生徒の減少により教育を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、建学の精神に基づいた特色ある教育による魅力ある私立学校づくりを推進します。

歳入予算総額は40億859万4,000円、歳出予算総額は132億1,788万1,000円を計上いたしております。

歳出予算の主な事業についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

長崎県公立大学法人に対する運営費交付金、県立大学佐世保校の建替えのための施設整備事業費補助金等に要する経費として、大学法人費38億1,202万3,000円。

私立学校の教育条件の維持・向上、施設の安

全性の確保及び保護者負担の軽減を図る経費として、私立学校助成費93億315万2,000円を計上いたしております。

次に、令和7年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

5ページでございます。

県立大学佐世保校建設整備に伴う建設工事関連経費について令和7年度に要する経費として、県立大学佐世保校建設整備事業費2億1,000万円、SNS等を活用した相談業務委託について、令和7年度に要する経費として、私立学校振興事務費105万円を計上いたしております。

次に、第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算6億5,051万円の増、歳出予算5億4,349万9,000円の減を計上いたしております。この歳出予算の主なものは、大学費に係るものであります。

また、今回の補正予算のうち国において決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に沿った国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものとして、高等学校私立学校助成費4,280万9,000円の増、中学校私立学校助成費1,113万6,000円の増、小学校私立学校助成費393万8,000円の増を計上いたしております。

次に、令和6年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

県立大学佐世保校建設整備に伴う建設工事関連経費について、令和6年度に要する経費として、県立大学佐世保校建設整備事業費2億3,125万1,000円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽

減を図るため、私立小・中学校の給食費及び私立中学校・高等学校の寄宿舎運営費の支援において、国の経済対策補正予算を活用する事業であり、年度内に適切な事業期間を確保できないことから、私立学校助成費5,788万3,000円について、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

最後に、令和5年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和5年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって令和5年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】 おはようございます。それでは、令和6年度予算についてお尋ねいたします。大きくは2点。

私立学校の耐震化事業助成金2,885万8,000円ありますが、耐震化率89.8%と、全国では低位の方ということでした。未耐震化が10.2%、あと1割ほど残っているということです。

説明では、私立学校は歴史的に古く、老朽化した施設が多いが、学校経営も厳しいということで説明がりましたが、この予算執行のめどについてお尋ねをいたします。

【櫻間学事振興課長】 私立学校の耐震化につき

ましては、災害時における児童生徒、教職員の安全確保のために早急に進める必要がある課題と認識しております。

令和5年度は予算ゼロでございました。令和6年度の当初予算で予算を計上しているんですけども、こちら、私立学校1校から1棟の耐震化の整備の計画が出ておりましたので、これに対応するように予算を計上しているところでございます。

【川崎委員】 1校1棟ということで、耐震化率がどこまで伸びますか。100%にはならないんでしょうが、どうすれば100%を目指せるのか、お尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】 この1校の改修が終わることによっての率は、すみません、今計算ができてないんですけども、今後の見込みとしましては、来年度において耐震化の基準を満たしていない建物として3棟でございます、特定の学校なんですけれども、そちらが3棟を壊して1棟を新たに建てるという計画もでございます。

こういったことで、今のところ、そういった形で耐震化が進むことは予定されているところです。ただ、100%にしていくためには、どうしても私立学校側、委員からもご指摘がございましたとおり、なかなか経営状況が厳しい、古くからある学校が多いということで、経営上厳しいということもございますので、やはり財源確保というのが一番の課題になってまいります。

財源確保につきましては、国に対してにはなりませんけれども、事業費の確保と、それから補助率が、同じ児童生徒の安全を守ることからすると、私立、公立で本来差があってはいけないのかなというふうに考えております。そのため公立学校と同率の補助率を国に対して要望しているところでございます。

また、県におきましても、私立学校に対して学校訪問を行っております。そういった機会に改めて耐震化の推進についてお願いするとともに、あと、県の予算としましては、学校施設が、校舎が避難所の指定を受けている場合には、県の方で補助率の引上げを行うようにしております。そういった制度についても私立学校にはご紹介しながら、私立学校の耐震化の、今、着手できていない私立学校に対しましては、しっかりと働きかけをしてまいりたいと考えているところでございます。

【川崎委員】 ちょっと確認ですが、公立と同等の補助率ということは、どういうことですか、公立は補助ってあるんですか。

【櫻間学事振興課長】 国の補助になります。耐震化の基準になりますIs値で0.3未満の場合に、私立は2分の1補助ですけれども、公立は3分の2の補助がございまして。それから、0.3から0.7の場合には、私立学校は3分の1ですけれども、公立に対しては2分の1の補助があるという状況でございまして。

【川崎委員】 わかりました、国の補助率のことですね。承知しました。

いずれにしても、子どもたちの安全・安心な学習の場ということを見ると、早期に対応をお願いしたいと思うのと、経営のご事情もあるものの、歴史的に古いということから、そういったことを大切にされるという学風といたしまして、そんなことがもしあられるんだとしたら、なかなか前に進まないと思いますが、そういったところはないんですか。

【櫻間学事振興課長】 建物の歴史的な価値というお話は、今のところ、学校からは聞いておりません。

【川崎委員】 ありがとうございます。

では、次に移ります。

高等学校生通学費補助金1,880万7,000円についてお尋ねをいたします。

まず、遠距離通学の皆さんに対する支援ということですが、この遠距離の定義は、こういったことになってますでしょうか。

【櫻間学事振興課長】 通学費補助において遠距離となる基準としましては、9キロを目安にしております。この9キロに相当する定期券代というのが、今のところ、大体1万2,000円となっております。ですので、この1万2,000円まではご自身でご負担いただくことになるんですけども、これを超える分について補助の対象としているところでございます。

【川崎委員】 9キロということですが、定期券代も今は1万2,000円かもしれませんが、今、運賃の値上げもされています、あるいは路線が削減されてあらゆる交通機関を組み合わせた形でやらないといけないというケースも出てきませんかと思えます。

今後、1万2,000円というところが当然上がっていくということもあるわけで、この計算の方法によれば、そういった増嵩に対して保護者さんの負担を抑えるという制度にはなっていないように思うんですが、そういったところは配慮されているのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】 まず、路線廃止とかに伴って乗り継ぎが必要になった場合、複数の交通機関を使う場合であっても、それは合算した額で補助は行うようになっております。

今回、1万2,000円の部分については、どうしても9キロを目安としていることで、どうしても運賃が値上げされた場合には、その9キロに相当する控除額というのが出てまいりますので、この1万2,000円については、どうしても負担は

増える形にはなろうかと思えます。

ただ、その1万2,000円を超える部分につきましても、その運賃の改定に伴って増えた負担につきましては、補助の対象として負担増になった分全額を対応するというにはならないんですけれども、9キロを超える部分については、その増嵩分についても対応できる制度となっているところでございます。

【山下分科会長】 ほかにありませんか。

【堀江委員】 まず、横長資料の10ページ、サイドブックで発信します。私立学校耐震化事業費の2,885万円、でも、これはなかなかわかりにくいので、2月の概要説明の方がわかりやすいので、こちらを発信します。

これ、耐震化の推進の中の当初予算2,885万円なんですけれども、耐震化率が89.8%ということで、先ほどの川崎委員とのやり取りの中で、耐震化率はどれくらいかということの中で計算をしていないというふうにも答弁が聞こえたようなんですが、この概要でいうところの89.8%というのは、これは令和6年度の耐震化率ということですか、予算を含んでいるということなのかどうか、そのことを再度確認させてください。

【櫻間学事振興課長】 この89.8%というのは、令和6年度当初予算を含まない形での数字になります。申し訳ありません、先ほど答弁できなかったんですけれども、令和6年度に1校の建替えが終了した時点で90.36%となる予定です。

【堀江委員】 そうしますと、耐震化率ということは、今回、1校1棟の整備の申出があっているので90%を超える状況ということは理解いたしました。

いずれにいたしましても、先ほどの答弁であったように、財源確保が一番の課題ということ

ですので、私学側の都合ももちろんありますし、そしてまた、その上での財源の確保ということもあります。耐震化を進めるというのは、当事者である私学が一番思っていることだと思うので、あらゆる対応を取っていただきたいということをおの方からも申し上げさせていただきます。

次に、同じく横長の10ページですが、発信しますね。

この中では、私立学校振興費の中の私立学校助成費ですが、令和5年度の当初予算では県内就職推進員の予算というのがあったんですけれども、令和6年度の横長資料の10ページにはその予算がないんですが、就職推進員の予算というのはどこにいったのか、国との補助金のやり取りがあるかと思うんですが、教えてください。

【櫻間学事振興課長】 令和5年度までは私立高等学校県内就職推進事業として予算を計上していましたが、こちらの事業につきましては国庫補助事業になっておりまして、国の運用の基準が変更されまして、これまでのこの事業費として実施した場合には、従来どおりの補助額の維持が困難になってまいりました。そのため、この県内就職推進員の設置に係る補助金を、今記載しております中では私立学校教育振興費補助金（全日制）という事業にメニューを移しまして、こちらの事業の中の特別加算の一部として予算を確保するように取扱いを見直しております。

ですので、従来の事業の補助率ですとか、補助対象、要件等は変えずに、予算を計上している事業を変更したというのみになります。

【堀江委員】 そうしますと、横長9ページになりますかね、これを発信します。この高等学校私立学校助成費の2番目ですね、言われた私立

学校教育振興費助成金の全日制43億2,713万円ですけれども、これは前年度の資料と比較いたしますと、8,610万円増えてますよね、令和5年度と比べて。

そうしますと、いろいろ内容が増えていると思うんですけれども、私が言っている県内就職推進員の予算というふうに見た時に、これは増えたのか減ったのかどうだったのか、変わらないのかというのは答弁可能ですか。

【櫻間学事振興課長】この積算上、予算上の話になりますけれども、1校当たり250万円を上限としております。これを10校分、総額で2,500万円を見込んでいるところでございます。令和5年度の当初予算では2,193万1,000円でしたので、増額になっているという状況でございます。

【堀江委員】今、10校分の予算を見込んでいるというふうに言われました。上限が250万円ということなんですが、そうしますと、昨年の決算審査の中で私学に、いわゆる県内就職推進員というのは何校に配置をされているのかという質疑の中で、9校配置をしていますという答弁だったと私は理解しています。

そうしますと、令和6年度、新年度は、これは推進員を受け入れるというか、推進員を希望する学校が10校になるということですか。それとも今の段階は、まだ9校までしか希望がなくて、10校予算が可能なので、10校に至る、あと1校募りますということなのか、今の時点で希望があることなのか、それがわかりますか。

【櫻間学事振興課長】希望に基づく数字か、予算見込みとしての数字かというところは、すみません、今ちょっと把握できておりません。申し訳ありません。

【堀江委員】予算は積算根拠がありますよね。

だから、250万円を上限として10校分の予算を見込んでいると、それはそれでいいとしても、それが根拠に基づいたものかどうかというのが答弁できないというのは、ちょっといかがなものかと思えます。

いずれにしても、私学の県内就職推進員というのは、これまでのやり取りの中で、学校に推進員が配置されるだけではなくて、だから学校に配置される学校数が増えればいいということではなくて、私学の先生は、そこで勤務が長いので、いわば就職推進員以上にキャリアがあって、いろんな人的つながりがあって、その学校の先生の方が県内就職の人脈については窓口となったほうがいいという学校もあって、いわゆる就職推進員は、うちの学校は要りませんというのも私学にはあるんですよというのが、この間、言われてきたことだと思います。

そういう意味では、私としては、県内の就職率を上げるためにも就職推進員というのは多くの学校に配置をしてほしいというふうに思っているんですが、それで予算との兼ね合いで令和5年度は9校配置をしているので、じゃ、令和6年度はどうなのかというふうにお尋ねしているところなので、その状況がわかれば教えていただきたいと思っております。

もう一つ、これは横長の8ページですが、サイドブックで通知をしますと、同じく大学費の中の県内就職支援員です。ここですけれども、これは同じく4番目に県内就職支援員が掲げられているんですが、前年比で予算が170万円減っています。これは私立の高校だけじゃなくて大学も県内就職推進員というのは大きな役割を果たすというのは、部長説明でも述べられているとおりですが、170万円減になったことの内容はどういうことなのか、説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】県内就職推進員に係る予算につきましては、令和4年度から6年度までの3か年の事業として計上しております。

当初は令和4年度ですけれども、この県内就職推進員を配置しましたのが6月定例会で予算をご承認いただいた後、7月からの配置になっております。

そのため、年間予算としましては490万円で計上しました。これは庁内の予算要求上の整理になりますけれども、総合計画を推進するための特別枠として予算を計上しているところでございます。

令和5年度におきましては、そういった特別枠という整理がなくなりまして、年間必要な660万円を計上していたんですけれども、令和6年度当初予算の要求に当たりましては、総合計画特別枠として予算要求していたものについては、別途、別の予算として組むということで、490万円だけが別の形になりまして、残りの170万円については、その他の予算からもってくるという形で、金額としての合計は660万円にはなるんですけれども、ただ、今、ご説明したようなところで、結局、この整理というのが内部での予算要求上の整理となりますので、本来、ここでご審議いただく場合には660万円と記載しておくのが適切であったかなと思っております。

【堀江委員】横長8ページに書いてある490万円というのは、前年度に比べて170万円減っているんだけど、170万円というのは、ほかの予算に隠れていて、だから県内就職支援員という予算は変わりませんよということですね。ちょっと見にくいですね。ほかの人は見えるかもしれないけど、私はちょっと見にくいですね。しかも、明確に県内就職支援員ということの運営

費交付金の中を分けて、こうやって明確に述べておられるということからすると、思わず就職支援員の予算が減ったのかというふうに思ったんですが、答弁としては、いや、前年度と変わりませんということなので、そういう意味では県内就職支援員ということでは、令和6年度も変わらず、県内就職のために同じように頑張っていたかという理解でいいですか、その点だけ確認させてください。

【櫻間学事振興課長】これまでと変わらず、令和6年度においてもご活躍いただくことを考えております。

【山下分科会長】ほかにありませんか。

【中村(泰)委員】私からは、横長資料の8ページ、県立大学の情報セキュリティ産学共同研究センターの450万円ですけれども、設立されて数年たつ中で、特に令和6年度、主だった内容につきましてこういったものがあるのか、ご答弁をお願いします。

【櫻間学事振興課長】セキュリティセンターの運営におきましては、セキュリティセンターの中にコーディネーターを配置しております。そのコーディネーターが例えば地域貢献活動ですとか、あとは入居している企業であるとか、県内企業などとの研究面におけるマッチングの活動ですとか、あるいは今後に向けて、今、セキュリティセンターの方に入居企業はございますけれども、そういった企業も入居期限がございますので、その後の入居につながるような活動ですとか、そういった取組をコーディネーターにやっていただいているんですけれども、そこに係る予算がこちらの予算になっております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。コーディネーターの人件費ということで理解をしたんですけど、これは従来と比べてどのようにな

っているのか、お願いします。

【櫻間学事振興課長】このセキュリティセンターは今年度から開設しております、今年度から配置をして、今年度と同様の予算で来年度も引き続き計上しているところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。地元の企業でありますとか企業誘致とか、そういった側面からも効果的であるというふうに私も伺っておりますので、これは引き続きぜひともお願いしたいと思います。

先ほど地域貢献とおっしゃられたんですが、これは例えばリカレント教育のようなものなのか、ご答弁お願いできないでしょうか。

【櫻間学事振興課長】地域のセキュリティーとに関心のある企業の方を招いてのリカレント教育もございますし、あるいは地域の子どもたちですね、児童生徒等に対して地域のプログラミング教室を開いたりですとか、あとは高校生を招いて、そのセキュリティセンターの中を実際に見学していただいてといったことも行っているところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。そういった形で地域でありますとか、子どもたちに対して学びを提供されているということ、すごくいいなと思いました。もしよかったらそういった参考資料を後からいただければと思います。

もう一つ、横長の12ページですけど、私立学校の振興事務費、これは令和7年度からということですけど、105万円、SNS等を活用した相談業務委託ということですけど、まず、この内容についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】こちら、SNSを活用した相談体制の構築ですけれども、事業としましては教育庁で行っております、私学の分についても一緒に行ってもらうために、この予算と

しましては、私学の分として学事振興課で予算を計上した上で教育庁にお渡しして、教育庁でまとめてやっていただく事業になります。

事業内容としましては、県内の中高生に対して対面での相談がなかなか難しい、悩みとかの相談が難しいというところがございますので、SNSを活用して気軽に様々な相談ができるような体制を構築しているところでございます。

【中村(泰)委員】SNSというのは、具体的にどういったツールなのかをお教え願います。

【櫻間学事振興課長】内容としましては、ラインを用いたアプリです。

【中村(泰)委員】私がいじめに関わる事業者の方、ベンチャーの方とかと話をする、最近、いじめの種類がネットとかになってきていて、逆にラインでいじめられることが多くて、むしろ本当にいじめで苦しんでいる子どもたちはラインはしないと。ラインでの相談はあまりよくないということで専門家から聞いて、その方は新たなプラットフォームを立ち上げてされています。そのあたりの認識についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】ラインによるいじめが増えているということは承知しております。これにつきましてはSNSを通じたいじめ等の場合には、短期間のうちに、その内容が拡散されるという危険性があるということで、これについてはいじめの対応の中でも早急に取り組みないといけないということで、学校等にも周知をしているところです。

ただ、ラインを使った相談がなかなかしづらというところについては、そこは私たちは認識としてあんまり持ち合わせてなかったんですけども、従来どおり、電話等での相談にも対応はしておりますので、ラインだけではなくて、

あらゆる手段を用いて、そういった相談の声を受け付ける体制を維持していくことが大事なだろうと思っております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。ラインで相談をする子たちは当然いると思います。汎用性が高いというか、たくさんの子どもたちが使ってますので。ただ、ラインで救えない子どもたちがいるということは、わかっていただきたいと思しますので、踏まえて引き続きご対応いただければと思います。

以上です。

【山下分科会長】ほかに質疑ありませんか。

【坂口委員】おはようございます。よろしくお願いたします。

今、中村(泰)委員から債務負担行為の私学学校振興事務費についてご質問がありましたけれども、これについて、そもそもなんで債務負担行為なのかということですね。性質上、役務の提供を受けて負債として残っているという場合が一般的な債務負担なんじゃないかなと思うんですけど、今、内容を聞いたところ、ラインというプラットフォームを使った、どっちかというソフト事業みたいなイメージで確認をさせていただいたんですけど、期間が令和7年度までとなっていると。この辺の理由について教えていただければと思います。

【櫻間学事振興課長】この債務負担行為につきましては、例えば、特に今回のSNSの相談体制などにつきましては、新年度、4月1日の午前零時から契約が発効する必要がございます。予算につきましては、令和6年度予算は4月1日からの執行になりますけれども、その予算がない状態で前年度に翌年度に係る契約を締結しないといけないということがございますので、前年度において翌年度に係る契約を結ぶことについて、

まず議会のご了承をいただくというところで、この債務負担行為を行っております。

今回、令和6年度の当初予算で計上しておりますので、令和7年度に係る契約を令和6年度中に行いますということでの債務負担行為となっております。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】予算議案に対する質疑がほかにないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第59号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【山下委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

総務部長より総括説明を求めます。

【中尾総務部長】総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の「文教厚生委員会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第42号議案「長崎県公立大学法人の中期目標〔第

4期〕の一部変更について」、第43号議案「長崎県公立大学法人定款の一部変更について」、第52号議案「第四期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分であります。

初めに、事件議案についてご説明いたします。

第42号議案「長崎県公立大学法人の中期目標〔第4期〕の一部変更について」でございます。

本議案は、長崎県公立大学法人の中期目標〔第4期〕の一部を変更しようとするものであります。

変更の内容は、地方独立行政法人法の改正に伴い、令和6年度から年度計画を廃止するため、長崎県公立大学法人の中期目標〔第4期〕における年度計画に係る記載を削除するものであります。

第43号議案「長崎県公立大学法人定款の一部変更について」でございます。

本議案は、長崎県公立大学法人定款の一部を変更しようとするものであります。

変更の内容は、地方独立行政法人法の改正に伴い、令和6年度から年度計画を廃止するため、長崎県公立大学法人定款に係る年度計画に関する記載を削除するものであります。

次に、計画議案についてご説明いたします。

第52号議案「第四期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分でございます。

本議案は、現在の「第三期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、新たに令和6年度から5年間の本県の教育の振興に向けた基本的な方向性や主要な施策等を計画として定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

総務部の関係部分については、政策の柱01

「一人一人に応じた最適な学びを提供する」の「主要施策」として「切れ目ない校種間連携の推進」、政策の柱02「新しい時代に求められる魅力ある学校をつくる」の「主要な施策」として「私立学校の振興への支援と公私立連携した取組の推進」、政策の柱03「生涯にわたり誰もが学び、活躍できる地域づくりを推進する」の「主要な施策」として「生涯を通じて学ぶことができる拠点づくり」でございます。

なお、第四期長崎県教育振興基本計画については、次期の長崎県教育大綱を兼ねており、今後とも、知事と教育委員会がより一層連携し、教育行政を推進してまいります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、私立高等学校新規卒業者の就職状況について、県立大学の卒業予定者の就職内定状況について、県立大学の一般入試志願倍率について、情報セキュリティ学科一般選抜（前期日程）における入試ミスについて、でございます。

まず、私立高等学校新規卒業者の就職状況についてであります。私立高校においては、県内就職推進員の配置を支援するとともに、産業労働部や長崎労働局とも連携して学校ごとの県内企業説明会や県内企業見学会を推進するなど、私立高校生の県内就職率の向上を図ってまいりました。

本県の1月末現在における私立高等学校の就職希望者の就職内定率は80.4%で、前年同期比10.2ポイントの減少となっており、このうち県内就職希望者の内定率は77.5%、県外就職希望者の内定率は87.6%となっております。

また、県内就職内定者の割合は69.2%と、前年同期比7.2ポイントの減少となっております。

一方、1月末現在の未内定者数は146人となっているため、県といたしましては、定期的に県内企業等の充足・未充足情報の提供を行った上で、未内定者の多い学校に対し、生徒の状況把握と継続的な支援に取り組むよう、指導をしております。

今後とも、引き続き県内就職推進員の配置を支援するとともに、産業労働部などと連携しながら、私立高校生の県内就職の促進に取り組み、若者の地元定着を図ってまいります。

次に、県立大学の卒業予定者の就職内定状況についてであります。令和6年3月卒業予定者の1月末現在の就職内定率については89.3%で、前年同期比0.1ポイントの増となっております。学部別の就職内定率については、記載のとおりでございます。

一方、就職内定者のうち県内就職の割合は35.8%で、前年同期比4.4ポイントの増となっております。学部別の割合については、記載のとおりであります。

県立大学においては、県内企業で活躍する卒業生との座談会の開催や、令和4年度から配置している県内就職支援員による県内企業の求人開拓、県内企業情報の学生への提供など、県内就職の取組を強化しており、経営学部、地域創造学部、国際社会学部、看護栄養学部において、県内企業への就職内定率が向上したことから、1月末時点では前年同期を上回る県内内定率となっております。

今後とも、未内定者に対する就職支援に当たっては、県内企業を中心に紹介しながら、県内就職率向上への取組を推進するとともに、一人でも多くの学生が就職できるよう、大学と一体となって最後まできめ細やかな支援に取り組んでまいります。

次に、文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）」をお開きください。

県立大学の一般入試志願倍率についてですが、長崎県立大学においては、課題発見力などの社会人基礎力、社会のグローバル化や情報化に対応する能力を有する人材育成を目指して、英語教育の強化や課題解決型学習を取り入れた実践的な教育を実施するとともに、高校訪問や様々な媒体を活用した大学のPRなどを実施し、魅力ある選ばれる大学となるための取組を進めております。

その結果、令和6年度一般入試における最終志願倍率は、大学全体では前年度比0.5ポイント増の6.7倍となっております。学部別の志願倍率については、記載のとおりであります。

また、大学全体の志願者数及び県内生の志願者数も増加しており、学部学科再編や県内高校訪問の強化など、これまでの県内生進学促進への取組が徐々に成果として現れているものと考えております。

最後に、「文教厚生委員会関係議案説明資料（追加2）」をお開きください。

情報セキュリティ学科一般選抜（前期日程）における入試ミスについてですが、令和6年2月25日に実施した県立大学の令和6年度一般選抜（前期日程）において、情報システム学部情報セキュリティ学科の試験室で、主任試験監督者が受験生に対し、誤った試験時間を伝えていたという事案が発生いたしました。

当該試験室の主任試験監督者が試験開始前の説明において、実際の試験時間は90分であるにもかかわらず、120分と伝えていたものであり、試験翌日に受験者の保護者から大学に問い合わせがあり、このような事実が判明いたしました。

そのため、県立大学では、当該試験室の受験

生54名のうち希望者を対象に、3月3日及び4日の日程において再受験を実施いたしました。

なお、再受験に係る交通費、宿泊費は、大学が負担することとしております。

入試の実施につきましては、細心の注意を払ってきたにもかかわらず、このような事態を招いてしまい、受験生の皆様には多大なるご迷惑をおかけすることになりました。大学においては、再発防止と信頼回復に努めていくこととしております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中山委員】第42号議案の長崎県公立大学法人の中期目標〔第4期〕の一部変更について、内容は、令和6年度から年度計画を廃止することとありますけれども、若干心配しておりますわけであります。

これまで年度計画の役割というのは、どういう役割を担ってきたのかということと、年度計画があるということは、年度目標があったんじゃないかと思うんですが、その年度目標というのは今後どうなっていくのか。

併せて、年度目標があって、年度計画があって、それぞれにどういうものに対して目標設定、計画を立てておったのか、項目ごとにですね。その計画の内容についてお尋ねしたいなと思います。

【櫻間学事振興課長】これまで中期計画自体は6年間ですけれども、これに対して毎年、単年度ごとの計画を立ててまいりました。これは最終的に6年後にその目標が達成できるのかどう

かというところで単年度ごとに目標を掲げて、その実績を出した上で外部の有識者から成る法人評価委員会に、毎年、毎年の取組がどうだったかという客観的な成果として評価をしていただいていたところでございます。

今回、その年度計画が廃止となる理由としましては、これは地方独立行政法人法の改正によるものでございますけれども、その法律改正の趣旨としましては、これまで中期計画というのがそもそもあるにもかかわらず、単年度ごとに計画を別途つくることについて大学側にとっては相当な負担があると。それから、設置者側にとっても毎年の計画に対して評価を行っていくというところでの負担があって、大学が本来取り組まないといけない、例えば地域における高等教育機会の提供ですとか、地域貢献であるとか、教育の質の向上、そういったことに取り組む時間が年度計画への対応に取られてしまって、なかなかそちらの方に十分な時間が割けないところが課題であるというふうな整理の下に年度計画を廃止するということになったものでございます。

ただ、年度計画は廃止されますけれども、途中段階ですね、4年目までの業務実績を評価する途中評価というのは残りまして、当然、最終的な全期間に対する期間評価、最終評価については、引き続き実施していくことになっております。

【中山委員】大学側にとっても、知事部局にとっても、計画の目標を立てるのに時間がかかると、負担がかかるということでありましたけれども、そっちから見れば負担がかかるかもしれませんよね。ただ、中期計画というのは6年なんですよ、そして予算は単年度予算ですよ。その評価をするためには、目標なり計画がないと、

評価委員会にかけるといっても、評価委員会はプロがあるかもしれんけれども、その中で何を基準に評価していくのか、その辺がよく見えてこないんですよ。

その何を基準にするかという問題と、評価委員会は誰が指名するんですか、そこをちょっと教えてください。

【櫻間学事振興課長】評価委員会につきましては、県の方から指名しております。

【中山委員】今、大学もそうだけれども、県内就職についても、これが大学の貢献の中でも最たるものだと思います、長崎県に対してね。目標を立てて、今度は少し、何%か、0.幾ら上がったけれども、10%ぐらい外れているわけよ。毎年、毎年、委員会でも指摘を受けながら、評価委員会でも受けながらやれないじゃないですか。ましてや、今度、6年間ということになると、誰がチェックできるんですか、誰が言うんですか。学事振興課でやれるんですか、それが。

そういった意味で、私は、よっぽど学事振興課がきちんとやらんことには進捗管理はできないと思いますよ。そういう意味からしまして、年度計画を廃止するということについては、私は心配してます。

それも併せて、今後は評価委員会で県がするという事だから、大学がするよりはいいと思うんですけども、やはり自分たちに都合のいい人しか選ばないんですよ、大学に対して理解のある人を。そうすると、公募委員あたりは民間から公募してやらせるというのも一つの方策じゃないかと思っているんですよ。どうですか、この辺の考え方。

【櫻間学事振興課長】委員の公募につきましては、これまで全て指名という形でしておりますけれども、公募については、これまで検討して

おりませんでしたので、その公募の可能性については今後の課題とさせていただければと思います。

それと、すみません、ちょっと補足になるんですけども、国においては、毎年の年度計画は廃止して、毎年の評価も行わないという形になっているんですけども、委員おっしゃられるとおり、県としましても中期計画、年度計画というのは、県が定めている中期目標を達成していただくために具体的に取り組んでいただかなくてはいけないことですので、それについては県としても、毎年、進捗がどうなのかというのは、しっかり把握していく必要があるというところは認識しております。

ですので、法律上は法人評価委員会を開催する必要はないんですけども、長崎県におきましては、毎年、法人評価委員会自体は開催させていただきまして、法律の趣旨は負担を減らせという趣旨でございますので、これまでどおりの負担というわけにはいきませんが、大学に対しては、毎年、毎年、進捗が思わしくないところについては報告をしてもらって、それはちゃんと法人評価委員会にもご意見を聞く形は毎年とっていこうというふうに考えているところでございます。

【中山委員】少し、安心まではせんけれども、そこで遡って話をするけれども、年度計画、最初に私が言うたように、大学には年度目標があるわけでしょう、これは県の方でつくっていたわけでしょう。これはやれるわけやろう、違うとね、それを聞いたんだけれども、どうなんですか。

【櫻間学事振興課長】目標につきましては、県の方からは中期目標のみ示しております、年度ごとの目標というのは、県からは示しており

ません。あくまで大学における毎年の年度計画のみ策定されていたところでございます。

【中山委員】 県の方は、中期目標があって中期計画、年度目標があって年度計画というのが普通だと私は思っていたものだからね。県の方は、中期目標はつくるけれども、それ以外については、進捗状況については管理しておったけれども、具体的な目標をつくってやってはいなかったということですね。その辺が一番弱いところだと思います、任せているということはね。計画がなかったら、しっかり進捗管理を、学事振興課の力量が問われますよ。ぜひその辺をしっかりやっていただきたいということ。

併せて、評価委員会につきましては、県民から選んで、そういう人を入れてやることも活性化につながると思いますので、ぜひひとつ今後の方法の検討方をお願いしたいと思うんですけど、再度お尋ねしたいなと思います。

【櫻間学事振興課長】 今、ご提案いただきましたので、その公募委員というのが評価委員としてなじむのかどうかということもございませぬけれども、そこはいろいろ事例を調査した上で活用ができるのかどうかということは今後検討してまいりたいと思います。

【中山委員】 裁判員制度でも、あのプロの中に一般国民が入ってやっているんですよ。私が言いたいのは、評議員というのは、一定の専門性を持った人だと思っただけけれども、そうじゃなくて、やはり県立大学であって、選ばれる大学というけれども、学生が選ぶんじゃないで、やはり地域貢献ということを考えた場合に、やはり県民の中に有識者やいろいろな人がいるから、熱意のある人を入れて、新しい視点で学校を見てもらう、評価してもらうと、こういうことが大事じゃないかと思っますので、ぜひ検討方を

要望しておきたいと思っます。

以上です。

【山下委員長】 ほかに議案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ほかに質疑もないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終わりましたので、採決を行います。

第42号議案、第43号議案及び第52号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和5年11月から令和6年1月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎県私立中学高等学校協会ほか5名からの「私立学

校等に対する助成制度の充実について」の1件となっております。具体的な要望項目及び県の対応につきましては、資料の2ページから6ページにお示ししております。

7ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございますが、令和5年度11月から令和6年1月の実績は、11月14日及び1月30日に開催しました長崎県公立大学法人評価委員会2件となっております。会議の結果につきましては、資料の8ページから10ページに記載のとおりでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】次に、学事振興課長より補足説明を求めます。

その前に事務局より資料を配付いたします。

〔資料配付〕

【櫻間学事振興課長】私立学校教諭の大麻取締法違反による逮捕事案についてご報告をいたします。

こちら、お配りしております資料は、昨日、委員の皆様方にGmailでお送りしておりましたものになります。ですので、日付等が昨日の日付となっております。それから、その時点での情報としましては、ちょっと誤りがございまして、表題の下のところ、浦上署となっておりますけれども、こちら、正しくは時津署でございました。

案件としましては、記載のとおり、私立学校の教諭が大麻取締法違反により逮捕されたということでございます。

経過としましては、昨日、昼過ぎ頃に学事振興課へ学校から連絡がございました。学校へは直前に警察から連絡があって、連絡があり次第、

県に報告をしたということでございます。

通常は警察は事前に学校への報告等を行わないですけれども、今回、報道で学校名も出るということで、あらかじめ報告があったということでございます。

今、県の方で知り得ている内容は、こちらに記載されている内容のみですけれども、県としての対応としましては、学校に対しましては、おそらく生徒、保護者はかなりショックを受けていることと思いますので、そういった児童生徒、保護者に寄り添って適切に対応するよというということで、県からは学校に申し伝えているところでございます。

【山下委員長】次に、所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【宅島委員】政策等決定過程のところ、第3回長崎県公立大学法人評価委員会、第4回長崎県公立大学法人評価委員会、先ほど中山委員からも話がありましたとおり、この評価委員会は、今から年度計画なしとしていく中で、委員のうちほとんど、3人ずつぐらい欠席をされているんですね。これは県が指名をされた方たちがここまで欠席をされるというのは、いかがなものかというふうに思います。ウェブで参加されている委員の方もいらっしゃるの、少なくともウェブで参加していただくような努力は県もしなきゃいけないし、事前に委員の皆さん方が出席できる日程をきちっと調整すべきだと思いますよ。これ、3名ずつぐらい欠席されてますね。ここの見解はいかがでしょう。

【櫻間学事振興課長】委員ご指摘のとおりでございます。本来、可能な限りご出席いただく

というのがあるべき姿だと認識しております。日程調整について、委員ができるだけ多く参加できるところでということの設定はしているんですけども、日時の設定とかについては、もっと工夫が必要だったのかなというふうに思っているところでございます。

【宅島委員】 今後はしっかり対応していただきたいと思えますし、少なくともウェブでの参加ぐらいはきちっと県からも要請して参加していただかないと、県が指名した人ですよ、県が指名された方たちが委員なので、その人たちが欠席ということはよくないと思えますので、しっかりそこは注意していただきたいと思えます。以上です。

【山下委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事項について質問はありませんか。

【川崎委員】 県立大学のことで、常々、県内就職については話題に上がります。まず、概要説明の時にもお聞かせいただきましたけど、県内就職の定義についてお尋ねをいたします。

県内就職というものは、県内に本社がある企業で県外勤務となった場合はどうなのか、あるいは県外本社企業なんだけど、長崎支店勤務となった場合にはどうなのか、細かいことですが、お尋ねをいたします。

【櫻間学事振興課長】 県内就職の定義でございますけれども、県内本社企業で県外に勤務している場合は、原則としては県内就職には含めるんですけども、県外勤務であるということが明確な場合には県外にカウント、就職先が県内企業であれば県内という扱いでありますけれども、そこで県外に行っていたとしても県内就職にカウントするんですけども、明らかに県外

に勤務しましたとなれば、それは県外にカウントするというところでございます。

それから、県外の本社企業で長崎支店等に勤務した場合には県内就職に含めるという形でございます。

【川崎委員】 まず、県内の企業、県外の企業、例えば誘致企業は県外の本社で長崎支店、営業所とか結構あるわけで、要は、我々とすれば長崎に定住ということがポイントなんだろうと思ってまして、情報セキュリティが話題に上りますけど、ほとんどは県外、物理的にも移動してしまっているというような状況の中で、ぜひ県内にとどまっていたらいいような、そういった新たな働き方というか、そういったところもぜひ考えていければなと思っています。

特に、IT系の企業は勤務場所を選ばないスタイルが確立をしていると思います。パソコン一つで、どこにいようと仕事ができるわけで、そういったことで長崎県もワーケーションやノマドワーカーの誘致、こういったことも推進をされています。ワーケーションにしても、ノマドワーカーにしても一時的な滞在ですので定住ということにはならないというふうに思いますけれども、どうしても若い人たちの思いとして中央の大手の名だたる企業に就職したいというところはあるかと思います。

一方でそういった新たな働き方ということでIT系という強みを生かして、地元に残りながら、そして定住しながら、一方では大企業に勤めつつ、一定の処遇、報酬ですね、そういったものを得る。こういったところをつくり上げていけないのか。長崎県モデルで、ぜひ情報セキュリティ産学共同研究センター、そういったところでも研究をしていってほしいなと思っています。

テーマも大きいし、産業労働部にもお手伝い

をしてもらわないといけないところがあると思いますので、ぜひ部長に見解を賜りたいと思います。

【中尾総務部長】今、委員からご指摘のありましたとおり、働き方が多様化していく中で場所にとらわれない働き方、特にIT系といったものはそういうものがあるというのは、我々も常々認識しているところであります。

そういう意味で県の事業としてノマドワーカーをご紹介いただきましたが、そういったものの誘致といったものも進める中で、はからずも働く場所が東京のような大都市にしか本社がないようなところがあって、そこで就職することで長崎を離れざるを得ないというような学生さんがいた時に、いやいや、こちらの方で、それこそパソコン一つで働ける環境というのが本社の方で整備されているんですよということであれば、本人にとっても幸せでしょうし、我々にとっても定住が促進されるということでは望ましいことであるというふうに思います。

そういう多様な働き方をする企業といったものの、企業でもコロナ禍が明けまして職場回帰といったような話も一方ではございますが、そういった働き方ができるような環境というものが様々な選択肢として用意されているということは事実ですので、そうした働き方をしている企業といったものがどのようなものがあるか、こういったことを情報提供することによって学生の就職の幅も広がると思いますし、県としても、そういった企業に就職できる学生をより育てていくということも大切であると思います。

そういった紹介ができるように、私どもで持ち得る知識といったものはなかなか限られますが、産業労働部と連携しながら、企業誘致本体の、箱的なものとしての誘致も含めてですけれ

ども、ソフト的なそういった働き方も含めて産業労働部と協力しながら雇用先の確保といったものを進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】これ、新たなチャレンジだと思っ
ていまして、パソコン一つですから家でもできる、大きなオフィスも要らない。しかも、自然、食も豊かな長崎の地で生活しながら、例えば親も近くにいれば、子育てだって応援をしてもらうということもできるわけで、都心に行くと、合計特殊出生率も1.0幾らとか、そういったことから考えていくと、やはりふるさとに残って、近くに親、兄弟、親戚がいる中で仕事ができる。しかも、自らのステータスもきちんと確立できるということをぜひ目指して頑張っていたきたいなと思っています。

次に、私学の在校生の計画ですが、定員ということですけど、少子化の進展に伴いまして、これから急激にお子さんの数が減っていくところで、公立高校との調整、これがかなり重要な問題になってくるんだろうと思っています。概要説明で7対3という割合はわかっているものの、私学の皆さんは、先ほども耐震化のところ
で経営という感覚もありますが、経営ということは、つまり在校生の確保ということに、県立大学もそうだと思うんですけど、それと直結するわけで、公立とは異なるところがあるか
と思います。

そういった中で調整について今後どういうふうに行っていくのか、お尋ねをいたします。

【櫻間学事振興課長】公私立の生徒数についてでございますけれども、公立、私立それぞれ、翌年度の定員はどれくらいで募集するのかというところについては、公立高校の募集定員について、公立、私立双方が集まる会議の場がございます。双方の学校長等で公私立高等学校連絡

協議会というものを毎年開催しているんですけども、ここの中で公立7、私立3という従来からの目安というのがございますので、翌年度の中学校の卒業生の数などを見ながら、公立学校において定員をどうするのかというところでの議論をこの場で行っていただきまして、それぞれ公私立の意見を尊重した上で公立学校の定員が決まるという形になっております。

公立学校の定員が決まりましたら、私立学校におきましては、それぞれ独自の定員を定めることとなりますので、目安として公立が7というのを定め、私立学校については独自に決定するという形で定員の調整を毎年しているところでございます。

【川崎委員】毎年、調整をされているということでしたので、恐らくかなりせめぎ合いが起きているんだろうと想像はいたしますが。

昨年の子どもさんの出生数が75万人、これは外国人を含んで75万人、底落ちですので、日本人だけだともっとぐっと減っていくんだろうと思っております。こういったお子様たちが高校に入るのは15年後のことで、そう遠くないんですよ。毎年、毎年ということではありますが、社人研の予測よりも、それを上回るスピードで少子化が進展している中で、毎年、毎年ということではなく、もう少し長期において、長期といっても10年、15年は、そう長期でもないと思うんですが、その視点に立って様々な検討をしないといけないと、来年のことぐらいじゃ、なかなか私立さんも大変だと思ってしまうんですが、いかがでしょうか。

【櫻間学事振興課長】少し長期的な視点でということでございますけれども、先ほど申し上げた公私立が集まる会議におきまして、ある程度先までの、今の中学3年生、2年生、1年生と

いうところの人数も見ながら、来年はそれでもいいでしょう、しかし、再来年、何年後にはこういう状況になりますよねというところで、少し先を見据えた議論も行われているところでございます。

あと、そういったところで私立学校にとっては公立学校のある程度長期的な考え方みたいなところも聞いた上で、私立としてはこういった形で今後対応していくかというところは、それぞれ独自に計画を立てられていると思うんですけども、その計画については県の方では把握はしてないですけども、県内の子どもたちが減っていくというところで、私立学校によりましては、その分、県外から生徒を獲得するとか、そういったところに力を入れて計画的に取り組んでいる学校もあるところでございます。

【川崎委員】県外も多分減っていますよ、子どもはですね。まさにそのところは、なかなか厳しいなと思っていて、7対3、ずっとその割合だけでいっていると私立さんは大変だし、逆に私立さんを優先していくと、今度は公立を減らさんといかんならば、まさに離島・半島といった地域の公立高校の存続ということもまた課題になってきて非常に頭が痛いところであろうかと思いますが、ぜひここは少し長期の視点に立って検討をお願いできればと思います。

続いて、いじめ対策ですが、一般質問でも教育委員会には質問させていただきました。これは私立に対しても同じことではありますが、まず、認知件数の推移についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】認知件数の推移としましては、ここ数年は大体100件前後で推移しているところでございます。今、手元で平成30年度からの数字になりますけれども、認知件数91件、平成31年度が76件、令和2年度が100件、令和3

年度が110件、令和4年度が96件という形で、大体100件前後で推移している状況でございます。

【川崎委員】教育委員会と各学校、公立の仕組みと違って、教育委員会に匹敵するといいますが、学事振興課の位置づけかなと、そう認識しているんですが、このいじめの問題についても学事振興課の指導の下にしっかりと対策を打っていただきたいというふうに思っていますが、そのいじめ対策について、どういった取組をされているか、お尋ねをいたします。

【櫻間学事振興課長】県立学校の設置者は教育委員会ということで申し上げますと、私立学校におきましては、各学校の設置者は、それぞれの学校法人がなるところでございます。

ただ、いじめに関しましては、設置者ごとの、それぞれの学校ごとに、学校内でいじめが起こった時にどう対応するかというところをそれぞれの学校が考えるような形でこれまで対応されてきたかと思えます。

ただ、このいじめの問題というのは、それぞれの学校が個別に、それぞれのやり方でやるものではなくて、やはり県内のどこの学校でも同じような対応をやっていくべきだと思っております。

そういう意味では、今年度からになりますけれども、私立学校の協議会にいじめ対策特別委員会というのを設置していただきまして、その中で各私立学校が集まっていじめに対する対応ですとか、そういったところについて今定期的に委員会を開催して、私立学校全体の問題としていじめを捉えて対策を考えていこうということでの動きをやっていただいているところでございます。

【川崎委員】一般質問でもいろいろ提案をさせていただきますので、ぜひ参考に強化をお願い

いできればと思います。

最後にお尋ねいたしますが、教育委員会に対する一般質問で他の議員さんでしたけど、教育委員会に対して最近問題になっている校則について質疑があっていました。

私学に対してはどうかと思ってお尋ねをいたしますが、まず、学校の校則というものは、学事振興課は掌握されているのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】私立学校の校則については、それぞれの学校の校則がどうなっているかというところの詳細までは把握はしてないところでございます。

【川崎委員】掌握してないということなので、もうこれ以上のことはないと思うんですが、最近話題になっているブラック校則というものがないのかどうなのか、その対応がどうなっているかということについては、ぜひ関心を持ってお取り組みいただければと思いますので、いかがでしょうか。

【櫻間学事振興課長】それぞれの学校の校則の詳細については、承知はしてないところですが、各学校、全ての学校について3年に1度、県が回って副校長、教頭との面談を行っております。その中で不適切な校則がないかということについては、そこでそういった校則がないようにということでの注意喚起は行っているところでございます。

さらに、校則の問題もございますけれども、校則は例えばきちとした校則であったとしても、それを例えば検査をする時に不適切な検査のやり方をやっているとか、そういったことも問題はあろうかと思えます。

そういったことも含めまして、今後も、面談の機会もございますし、また、校長、教頭が集まる会議の場も幾つかございますので、そうい

った場でもそういった注意喚起を行ってまいりたいと思います。

【山下委員長】ここで暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時24分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

総務部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き総務部関係の審査を行います。

しばらく休憩します。

午前11時25分 休憩

午後1時28分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外所管事項について質問を続行いたします。

質疑はありませんか。

【中山委員】長崎県立大学法人の地域貢献の現状、また、今後の戦略等についてお聞きしたいと思います。

どうしても県立大学ということで期待するわけでありまして。そういう中で県内就職率を高めてほしいということで大分意見を言ってきたわけでありましてけれども、なかなか目標に達成しないということで、いろいろ私なりに考えをめぐらしてきました。それで一つの気づきとして、この地域貢献を高めることによって頼られる県立大学、頼もしい県立大学、そして県民と共感できる大学になるためには、やはり地域貢献をもう一回見直してみたらどうだろうかと思っているわけです。

そういう中で、部長の説明書の中にも、るる触れてありますけれども、まず一つは企業振興にどういう形で寄与していくのかという問題と、地域に対してどういうふうな形で貢献していく

のか、また、大きく言えば長崎県にどういう形で貢献していくのか、それについて少し分けて質問してみたいなと思います。

最初の県内の産業の振興に貢献してまいりますということではっきりうたっておりますので、その中でとりあえず大学の研究力の向上、そして、高度専門人材の育成・輩出、地場産業の支援などとありますので、それぞれ取組を具体的に紹介してもらおうとともに、どういう効果を期待しておるのか、それについてまずお聞きしたいなと思います。

【櫻間学事振興課長】県立大学における地域貢献についてでございます。

まず、県立大学におきましては、大学独自に研究テーマを定めて教員が研究を行う学長裁量研究費というのがございます。これは学長が審査を行って、その内容がいい研究であるかということの審査を行って研究費の配分をするんですけれども、その中におきまして長崎の地域課題をテーマとした研究を進めるというところを一つの大きな課題、テーマとして持っております。

そのほかにも離島であるとか、アジア国際戦略とか、いろいろ種類がありますけれども、例えば令和5年度の実績としましては、全部で42件の学長裁量の研究内容があるんですけれども、そのうちの22件は地域課題をテーマとした研究となっております。研究面においては、そういった形で地域における課題の解決に向けた研究を進めているというのが一つございます。

あとは、これは企業も含めてにはなりませんけれども、地域公開講座というのを開催しております。大学におきまして様々な研究成果等を企業を含めた県民の皆様に還元をしているというところがございます。

あとは、県内の自治体からの受託研究であるとか共同研究といったことにも取り組んでいるところがございます。

【中山委員】取り組んでいる方向性についてはわかりますけれども、それがあなたたちが言う県内産業振興に貢献しているということについて、今の話だけではつながらんですけれどもね、私は理解できんとやけどもね。

具体的にその成果がどういう形で県内企業、産業の振興に、生産力の向上なら向上につながってきているという、そういう具体例を話してもらわんことには、なかなか今の言葉だけでは、やっているんじゃないかなと思うけれども、検証のしようがないですね。

【櫻間学事振興課長】具体的な取組としますと、これは大学の教員の研究ということではございませんけれども、授業につきましては、学生の教育の面におきましては、県立大学におきましては地域に入っていったの、現場に入っていったの実践的な教育に力を入れております。

そういった中で実際に企業の中に入って、例えばインターンシップで入った場合には、その企業の課題と申しますか、そういったものを学生が見出して、その解決策を提案するといった取組を行っております。また、例えば商品開発などに携わって学生が考えた商品が具体的に店頭で並ぶような商品化をされたりといった取組もされているところがございます。

【中山委員】今さっき言うた企業インターンシップですね、どういう参加者があって、そして、それがどういう日程で進めていって、それが県内就職にどう反映しているのか、説明できますか。

【櫻間学事振興課長】県内就職率への反映につきましては、企業インターンシップのみをもっ

て、それが直接効果を上げたというところまでは、なかなか言えないところかと思えます。

企業インターンシップにつきましては、すみません、休憩をお願いします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時37分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

【櫻間学事振興課長】企業インターンシップにつきましては、実践経済学科と国際社会学科3年次の必修科目として実施しております。それぞれ必修科目ですので全員が受けるということになりますけれども、大体2週間程度、企業またはNPO法人などにおいて、それぞれの就業体験を行っているということでございます。

具体的に、これに参加したから県内就職率がどれだけアップにつながったかというところまでは直接的にはなかなか言えないところがございます。

【中山委員】企業インターンシップは2週間ということですがけれども、実質的には10日ぐらいですよ。これだけで、そこの企業の概要については、ある程度理解できると思えますけれども、やはりインターンシップするには基本的に日数が少ないんじゃないかと、もっと増やすべきだというふうに私は考えています。

ぜひ、こういう効果が県内就職にどうつながっていくかについても、やはり検証する必要があると思えます。これだけじゃないということ、これを受けたことによって県内に対する反応が変わってくるかもしれんし、そういう内容を含めて、やはりこれを県内就職につなげるためにはどういうふうな検証をしていくのか。それを含めて今後の課題としてやっていただきたいなと思えます。

もう一つ、地域との連携で、しまのフィールドワークというものをやっていると思います。これは4～5年やっていると思うんですけど、この実績と、併せてしまのフィールドワークを受けた人が一人か二人、県職員になったということは聞いたことがあつとですけど、併せて県内就職につながっているのかどうか、これを検証しているかどうか、お尋ねしたいと思います。

【櫻間学事振興課長】しまのフィールドワーク、「しまなび」と呼んでおりますけれども、こちらにつきましてこれまでトータル何人がこれに参加しているのかというところは、すみません、今、数字を持ち合わせていないんですけれども、しまなび、しまのフィールドワークに参加した学生が県内に就職しているというところはあるんですけれども、こちらにつきましても企業インターンシップと同様に、その相対関係といえますか、これが直接どれだけの割合で関わったか、関与していったかというところは把握ができてないところでございます。

【中山委員】この辺は大学が最もPRして、こういふことで地域に貢献してますよと言っているわけだから、地域貢献について、できるだけ県内就職につなげていただきたいというふうに私は思っているわけであって、ぜひひとつ、どういう形で検証したらいいのかを含めて、ぜひ前向きに検討をお願いしたいなと思います。

それと、今からの課題と思うんですけども、教職員が今どれだけおるかかわらんとやけど、教職員の数と併せて、教職員が地元貢献をどの程度やっているのか、こういう検証をやってますか。

【櫻間学事振興課長】地域貢献に取り組んでいる教員については、大学の方では把握ができていますけれども、今、こちらでは手元に何

人がというところの集計は持ち合わせておりませんので、確認ができましたらご報告させていただければと思っております。

【中山委員】教職員につきましては、100人以上おると思うんですけれども、長崎県内の出身者がほとんどいないと聞いているんですよ。どの程度が長崎県出身の教職員なのかを含めて、ひとつ調査をしていただきたいなと思います。

併せてもうひとつ、あそこは3,000人以上、学生がおると思いますが、学生が地域に入ってどのような地域貢献をしているのか、具体例があると思いますが、それについて少しお話しできますか。

【山下委員長】 暫時休憩します。

午後 1時43分 休憩

午後 1時44分 再開

【山下委員長】 委員会を再開します。

【中山委員】私が話した現状を含めて後で資料として提供してもらいたいなと思います。

最後に、本当は最初に聞かなければいけませんでしたが、地域貢献に対してどういうふうな考え方、位置付けで捉えているのかという問題、併せて県と大学の中で地域貢献に対してきちんと話が煮詰まっているのか、一致しているのかどうかという問題を含めて、今の課長の答弁を聞くと、もっともっと掘り下げて聞く必要があるわけでございますけれども、そうすると今後の問題として地域貢献を上げてほしいと私は思っているんですね。そのための戦略を策定してやっていく必要があると思います。言うたように今日の段階では現状を聞いたわけでありますので、それを受けて次回にさらに深掘りして質問していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【山下委員長】午前中の質疑の関係で学事振興課長より答弁が1つありますので。

【櫻間学事振興課長】午前中の分科会の審査におきまして、令和6年度当初予算の県内就職推進員私立学校の分について、堀江委員からご質問いただきまして答弁ができなかった分がございまして、確認ができましたので。

県内就職推進員は、今年度9校だったのが令和6年度は10校ということで1校増える分については、そういう見込みを立てたのか、それとも実際に手が挙がるのかということでしたけれども、こちらにつきましては各私立学校の方に希望調査を取りまして手が挙がったのが10校ということで、手が挙がった分の予算を措置しているということでございます。

【堀江委員】そのことも含めて議案外で発言したいと思います。

今の答弁については、了といたします。

いずれにいたしましても、分科会のところで述べましたが、県内就職推進員というのは大きな役割を果たしていると思いますので、希望がある学校には配置をしていただくということで対応していただきたいということを重ねて要望したいと思います。

私は、議案外として、まず部長追加説明の2ですが、これはサイドブックで発信をします。これは入試ミスの問題ですよね。大きくは2つ質問がありまして、要は、2日間、再受験をしたということですが、人数が何人かというのはわかるんですか。

【櫻間学事振興課長】再受験をいたしましたのが、3月3日と4日に行っておりますけれども、3日に受験したのが18名、4日に受験したのが3名となっております。

【堀江委員】そうしますと、主任試験監督者と

いう方がいて、この方は一人じゃないんですよね、主任というから、もう一人いたんですよね。複数いて、こういう入試ミスがあったという時に、いわゆるミスがあった時に今後の対応をどうするか、いわゆる防止策をどうするかということになるんですけども、その点は今の段階、どのように考えておられるのか。あるいはまだ今後の対応について検討していない段階なのか、答弁ができたならお願いします。

【櫻間学事振興課長】まず、再試験が昨日まで行われておりました。ミス発覚後は、まずは再試験の実施に向けて大学としても全力で取り組んできたところでございまして、再発防止策の検討につきましては、これからということになります。

ただ、今回のミスにつきましては、まずは主任試験監督者が実施要領の確認が、結局、実施要領は持っていたものの、違う部分を読み上げてしまったということで、そういったところでの読み上げの、まず試験要領の確認のミス、それから、そういったミスを行った場合、ミスに気づいた場合に、それを試験本部にまずは報告をするというところが、今回、それがなされていなかったということで、そこも一つミスであると考えております。

あとは、そういった主任試験監督者がミス、主任監督者に限らずですけども、一緒についている監督者も、役割ですとか、ミスをしないためのしっかりとした意識づけとありますが、そういったところが試験本部としても十分ではなかったということが要因かというふうに大学では考えられておりますので、そういった要因を押さえた上で、これからそういった要因が再発しないためにはどういったことができるかということを検討していくこととしております。

【堀江委員】 いずれにいたしましても、今後、どういうふうにするのかということがこれから明らかになるという答弁だったというふうに思います。

この報告を聞くだけでは考えられないミスというか、いわゆる間違ったところを読み上げたのであれば、その場にほかの人がいるわけですから、なぜチェックができなかったのかということも含めまして、本部に報告するなりといった、そういうマニュアルは別としても、現場ではいろんな状態、いろんな事態が起こりますから、その時にどう対応するかということで一人ではなく複数以上の対応があるかと思うんですけども、それすら取れていなかったという時に、いわゆる防止策というか、それをどうするかということでは非常に難しい部分があるのではないかというふうに私としては思います。

いずれにいたしましても、入試のミスというのは、学生にとりましても、それから県民にとりましても、やっぱり信頼度、信用度に関わってくる問題ですので、今後の方向性をきちんと明らかにするという方向で対応していただきたいというふうに思います。

もう一つ、ペーパーで出されました大麻の取締法違反に対する逮捕ですね。情報としては、これ以上のことは言えないという報告だったんですが、問題は、昨日、今日の話ではないと思うんですね、逮捕者が出るということは、ということは、この逮捕された方の日常生活を含めまして、教職にある方だと思うんですけども、子どもたちに大きく影響するという立場にある中で、こういう違法行為の、いわゆる生活がまかり通っていた、そこをどのようにチェックしていくかということもあるかと思うんですね。

「今後の対応については、生徒、保護者に寄り添った適切な対応を依頼した」ということが学事振興課として学校に要望しましたということで、それはそれとして了解いたしますけれども、問題は、これも今後の対応ということで、どうなんですか、こういう大麻の逮捕という事案は、これは初めてですか。

【櫻間学事振興課長】 私が知る限りにおいて、私立学校でこういった事案が起こったのは、恐らくここ数年では、ないことかと思えます。

【堀江委員】 私の認識が間違いなければ、近年、公立学校でこうした事案があったのではないかと私は記憶しているんですね。そうすると、公立、私立問わず、こうした状況に置かれているという、生徒たちのこういう大麻に関わる問題というのも、過去、問題になったことはあっても、教職員の立場の人たちで関わるという問題は、そうそうないことなので、そうしますと、言葉をどう選んだらいいかわからないんですけど、氷山の一角ではないんですが、本当にこの事例一つだったのかというふうな疑念も出てくるというふうに思います。それだけ非常に危機感を持って対応するべきだと私は思うので、私学の、その学校の関わり方というのが一方ではあると思うことは承知の上で、学事振興課として今回の事案については、今後の対応という部分で今の段階で考えておられることがあれば答弁を求めます。

【櫻間学事振興課長】 今回の事案は、なかなか我々としましても、まさかこういうことが起こるとはというような感想であります。こういった大麻というのが県内に限らず、様々報道がどんどん出てきているような状況、そういった事例が出てきている状況でございますので、こういった事案について、私立学校、それぞれの学

校の内部だけの対応というのは、なかなか難しいかと思っておりますので、そこは今、具体的にどこかというのはございませんけれども、関係機関というのがあるかと思っております。そういった関係機関と私立学校とのつながりというのをより強力で図っていくということがまずは必要かなと思っております。

【堀江委員】今の段階の答弁としては、そういう答弁になるかと思っております。3月4日に学事振興課に連絡があった事案ですので、いわゆるペーパーの報告ということになっています。

いずれにしましても、公立、私立問わず、教職の立場にある人たちが、やはりそうした違法行為といいますか、状況に置かれているという事態を深刻に受け止めて、今後の対応としても、一学校に任せるということではなくて、県内の私学、そして教育委員会も含めて対応をどうすべきかという方向性といいますか、そこについても一つ議論していくことが必要ではないかというふうに私は思っています。

いずれにいたしましても、こうした事例の方向性が見えてきたら所管の文教厚生委員会に報告するという対応をとっていただければなというふうに思っています。これは希望として要望しておきます。

以上です。

【山下委員長】ほかに質疑はありませんか。

【坂口委員】よろしくお願ひします。

文教厚生委員会は初めてですので、少し基本的なところでの伺いになりまして恐縮ですが、まず、私立高校は23校あると思っておりますけれども、この定員数、生徒数、そして、それから導かれる充足率、これは5年間でどのような推移をしているか、まずこの確認からお願いいたします。

【櫻間学事振興課長】私立学校の定員数に対する実際の生徒数ということで充足率ということになりますけれども、概ねこの5年間でいいますと、大体9割弱ぐらいを維持しているという状況でございます。

【坂口委員】9割を維持しているということで、率はそういうことで、生徒数と定員数も恐らく同じぐらいなのかなというふうに想像します。

午前中も話がありましたけれども、公私の比率が7対3ということで、公立の高校は、ここ10年間で充足率が10ポイントぐらい減少しているということです。

全体でどう考えていくかとなった時に、公私7対3を維持するのであれば、どこで調整をしないといけないかというのは、多分おのずと明らかといいますか、明日、申し上げるべきことなんでしょうけれども、なので明日申し上げたいと思っておりますが、少なくとも私立は一定数を保っていて公立が減っているという構造がある中で、それを念頭に置いて、公立高校だけの問題とするのか、私学まで含めた本県の教育環境の問題として捉えていくのかを考えた時に、少なくとも私立の高校がそれぞれ運営、経営をされているわけですから、それぞれお考えがあると思っておりますけれども、私立高校全体としての考え方とか、あとは合意とかを取っていかないといけないと思うんですけれども、そういうコーディネーターの役割は学事振興課にあるんじゃないかなと私は思っておりますが、そのあたりの見解はいかがでしょう。

【櫻間学事振興課長】私立学校全体としては、確かに7対3の3の方ということで、全体としての目安としては、そうあるかと思っております。

ただ、それぞれの個々の学校を見ていきますと、なかなか定員を満たすのに苦労されている

学校もあれば、定員を上回る生徒数を確保できているところもありまして、なかなかそこを一律という言い方はおかしいかもしれないんですけど、全ての私立学校全体として3割ですよというところでの調整を県において行っていくというところは、なかなか難しいところもあるのかなというふうに思っているところでございます。

【坂口委員】7対3を維持してくださいとか、そういうことではなくて、私立の高校はある程度一定数保っている現状がある。さらに言えば、どちらかというとなが崎市内、佐世保市内に集中してある。一方で公立高校は、10ポイント以上、ここ10年で減少していて、どちらかというとなが崎市、佐世保市の都心といいますか、都会部、まち部の方が100%近い充足率になっていて、周辺が減っていくと。

そういう構造がある中で全体の教育環境として考えた時に、公立高校で調整していく、公立高校だけの問題として考えているのか、私学まで含めた全体の問題として考えていくのかとなった時に、やはり私学の、それぞれお考え、状況もあると思いますけれども、そのあたりの合意を図っていく、そういうコーディネーターとしての役割があるんじゃないですかということをお願いしたわけでありまして、そのあたりをどうお考えかなということをお願いしました。

【櫻間学事振興課長】午前中に申しあげました公私の定員を協議する会議自体、我々、学事振興課で全体の調整といいますか、会議を開催しております。

そこで決まるのは、確かに公立の定員、概ね7の部分ではあるんですけれども、かといって7以外の部分については、私学が自由に皆さん好き勝手にといいますか、好きにしていたのでは、

なかなか私学自体も計画的な経営はなかなかできないということがございますので、そこにつきましては私学においても適正な規模というのは守っていただく必要がございます。

そういったところにつきましては、これは補助金の制度の話になりますけれども、私立学校に対しまして経常費の補助を行っております。これにつきましては、生徒数一人当たりという形の金額が決まってくる部分がございますけれども、その際に定数の充足率が70%を切った場合、あるいは130%を超えた場合、これについては補助の対象外とするということで、あくまで適正な定員の維持というところを私立学校に対しては、補助金の制度を活用しながら、そういった働きかけをしているところでございます。

なお、130%を超えたところにつきましては、補助がなくてもやっていけるでしょうということで、即、補助金は打ち切りになるんですけれども、70%を下回る場合には経営改善の計画を出していただくことで経過措置を設けて、即、補助金をなしにするということとはしない。

そういった形で定員に関しましては、県の方でも私立学校に対して働きかけているところでございます。

【坂口委員】最後ですけれども、少なくとも公立は第三期長崎県立高等学校改革基本方針で整備・再編ということで、課題認識としては持たれていると。具体的な方策までは示されていませんけれども、課題としては認識されているという中で、そこにどう私学とうまく調整をしていけるのかなという心配がありましたので発言をさせていただきました。また機会を捉えて伺っていきたいと思います。ありがとうございます。

【山下委員長】ほかに議案外の質疑はありません。

んか。

【中村(泰)委員】お疲れさまでございます。先ほどから県立大学の地域貢献というところでの議論がありましたけれども、予算の関係でもリカレント教育ということで触れさせていただきました。

まず、県立大学のリカレント教育の取組につきましてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】県立大学におけるリカレント教育としましては、例えば地域創造学部におきましては、公的機関ですとか地域活性化に携わる方などを対象としまして商店街の再生に関するプログラムといったものを行っております。これはリカレント講座として開催しまして、そういった方たちにお集まりいただいて商店街の再生に関する講演、講義を行っております。

それから、看護栄養学部におきましては、栄養や健康に関する業務に携わる方などを対象としまして、例えば糖尿病の食事、運動療法に関するプログラムなどを実施しているところでございます。

こうしたリカレント講座の開催というのが、今のところ、中心となっているところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。こちらのホームページから引っ張ってきました。さっきおっしゃっていただいた地域創造学部の商店街の再生、あと栄養や健康に関するところ、そういった教育をされているということでございます。

そこで、リカレント、学び直しということでしていく中で、実際、参加された方々が、こういったものを得られて、実際それが本当に再就職であるとか、また、今やっぴらっしゃるところで役に立っておられるのかどうか、そのあ

たりの認識をまずお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】リカレント講座等受講いただいた皆様、その受講を契機にこういった効果があったのかということについては、把握はできておりません。ただ、講座に参加された方にはアンケートを取るような形で、こういった講座を開いてもらいたいのかということと、そういった希望を踏まえて、その後の講座の内容の改善にはつなげているところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。他県の県立大学さんとか、また、長崎大学さんのリカレント講座、教育というのを調べてみました。提供できるものがどれだけあるのかというところが一番ポイントになってくると思います。もちろん予算のところもあると思うんですが、ある県立大学さんは、潜在的な看護師に職場に戻っていただくような取組ということで踏み込んでやっぴらっしゃるところもありましたし、長崎大学さんは情報データ科学部がございまして、そういったところでITのかなり深いところまで教えて、実際の職場で、その経験を生かしてもらえよう、そこまで踏み込んでされているところもあつたりします。

県立大学も情報セキュリティ学科がございまして、看護のところでも、先ほど申し上げたようなことも、もしかしたらできるかもしれないので、もう少し踏み込んでいただいて、これを見る限り、リカレント教育というか、公開講座というか、そういったものかなというふうにもちょっととれたものですから、地域貢献でありますとか、県内の企業に貢献をするためにも、ぜひともそういった取組を検討いただければと思いますので、ご答弁をお願いできないでしょうか。

【中尾総務部長】先ほど中山委員からもご指摘がございました。県立大学が果たす役割の一つとして、やはり地域貢献というものは非常に重要な要素だと思います。

その部分について、これまで様々、県立大学でも取組を行ってきておりますけれども、ご指摘にありますとおり、それがどう結びついているのかという検証の部分がなかなか足りてないというのは、本当に私どもがご指摘を踏まえるべきところかと思えます。

いずれにせよ、そういったものが実際に地域にどう役立ったかということが目に見えるような形になるかどうかは、その性質によるかもしれませんが、できるだけその効果を検証して地域に貢献しているという姿が、大学の一つの姿として見えるような取組というものを考えていきたいと思えますし、そのための実際の行動というのも起こすべきかなというふうに考えております。

他大学の事例なども参考にしながら、いろいろと工夫していきたいと思えますので、その旨、大学とも協議をしまいいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。前向きなご答弁をいただいたと思います。非常に厳しい中でやっていらっしゃると思うんですけれども、リカレント教育が今注目されていますし、大学のそういったリソースを求めていらっしゃる方も必ずいると思えますので、よろしく願いたいと思います。

次のお尋ねですけれども、今回の予算でも私立大学・短期大学外国人留学生支援事業というのがあります。私も不勉強だったので、県がこういったことをやっているんだということを知りました。

要は、長崎に来ている、特に私立に通われている外国人の留学生の方に、ぜひとも長崎で働いてほしいといったこともされていると。これ、産業労働部でされているような事業なのかなと思ったんですけど、学事振興課でされているということで、現在の取組についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】この私立大学に対しまして外国人の留学生支援事業ですが、主には留学生に県内の大学に来ていただく取組の支援、それから、留学していただいた学生に県内に就職をしていただくための支援について補助をするようにしております。

県内の就職についての支援ですけれども、具体的に申し上げますと、例えば、留学生を採用していただくための企業訪問に要する経費ですとか、それから、外国人留学生向けの企業セミナー、相談会の実施経費といったものに対しまして、こういった活動に対しまして補助している状況でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。産労部との連携は、どういうふうにやっていらっしゃるんですか。

【櫻間学事振興課長】産労部との連携につきましては、この事業自体は、個々の大学の活動に対しての補助になりますので、学事振興課として私立大学に対して行っている補助の内容と産業労働部との連携という部分については、今、ご説明できるような具体的な事例はございません。

【中村(泰)委員】要は、支援をしているので、学生さんが、留学生がどこの企業に行っているか、詳細を確認されていないということだと思います。産業労働部の方で受入れの企業、そういった留学生を必要とする企業がどこなのかと

というのは、当然わかっていると思いますので、ぜひともそのコミュニケーションを取っていただいて、もう少し産労部と連携することで、こういった事業をせっかくやっていただいているのであれば、もっと生かしていただければと思います。

そこで、他県を見た時に、私も一般質問で外国人材の活躍推進ということで申し上げたんですけれども、実は留学生のところからワンストップセンター、ワンストップでマッチングを行うような取組をされている県もあつたりします。

なかなかすぐにこういったものを立ち上げてくださいというのは、ちょっと難しいと思いますので、ぜひとも産業労働部とも話をしながら、こういう取組を進めていただければと思います。

最後のお尋ねですけれども、私立学校ですね、特に中学、高校というところにはなるんですけれども、発達障害の生徒、児童に対しての支援というところでお尋ねをいたします。

公立の学校であれば発達障害の子どもに対して、結構細かくフォローができると、先生が発達障害の子どもに気づいた時には、相談員、支援員が定期的にやって来てチェックもするし、また、ハートセンターで、なかなか時間はかかりますけれども、そういったところで面談でありますとか、ずっと経過を追っていくということでもあります。

しかしながら、私立学校になると、そういうことで細かく見ることができないので、学校の運営をされている方、校長先生とかと話をすると、やはりスクールカウンセラーといったものに頼らざるを得ない。そうなってくるとお金がすごくかかるんだと。県から一定の支援をいただいているけれども、正直言って、今の支援では全然回らないと、そういったお声を伺ってお

ります。

私立学校の発達障害を持った児童生徒の対応について、県の認識をお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】発達障害児の児童生徒の支援についてですけれども、従来からスクールカウンセラーを活用するというのが中心になってきたところではあるんですけれども、やはり考え方としましては、各学校、教員を特別支援教育コーディネーターというふうに一人指定をしまして、教員としては、その方を中心に特別支援教育に携わることになっております。

そういった場合にコーディネーターに指定された教職員ですとか、スクールカウンセラーなどが特別支援教育の必要性を理解した上で、こういった支援方法がよいのか、そういった支援方法を学ぶこと。そして、それらの人たちだけに任せるのではなく、学校全体として組織的に対応することが必要だというふうに考えております。

これまでも、私立学校によって様々なんですけれども、特にこういった発達障害の児童生徒に対するかなり手厚い対応をしている学校もございます。ただ、今年4月からになりますけれども、合理的配慮を必要とする児童生徒に対しては、それに配慮しないとイケないということで法律が改正されますので、そこについては、これまで発達障害児の教育に力を入れていたところだけではなくて、全ての学校において学校全体として取り組む体制をしっかりと整えていく必要があるというふうに認識しております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。私立学校の先生から言われたのは、お金がないから支援をしてくださいと、はっきりそういうことでした。ただ、限られた予算の中でどこまでできるのかということだと思います。学校の先

生にも、そういった専門の立場を与えてされているということを伺いました。国の方で合理的配慮というところで、するようにというふうになっているんですけれども、いろいろ話を聞くと、公立であればしっかりケアをされると。ただ、ケアをされるということが、むしろそれを敬遠してしまうご家庭もあつたりするそうです。うちの子どもは、要は発達障害じゃないと。だから、そういったことが嫌になって私立学校に行くケースも一部ではあるということ。なので、私立学校における発達障害の対応というのは、私も肌で本当に必要なことなんだなと感じておりますので、その問題意識を改めて共有させていただくということで質問させていただきました。よろしくお祈いします。

【櫻間学事振興課長】そういった特別教育に関する支援をとということにつきまして、すみません、ご紹介が遅れたんですけれども、それぞれの私立学校の魅力を高めるための事業として、よかところ推進プロジェクト事業という予算を持っております。そこにおきまして令和6年度からこういった特別支援教育に係る活動に関する経費というのも補助対象メニューに加えて対応することとしております。

【山下委員長】ほかに質疑はありませんか。

【畑島委員】部長説明の3ページの私立高等学校の新規卒業生の就職状況についてお伺いいたします。

本県の1月末現在における私立高等学校の就職希望者の就職内定率は、前年同期比で10.2ポイントの減少ということですが、この要因はどのように分析されてますでしょうか。

【櫻間学事振興課長】主な要因分析としましては、従来から卒業生における就職希望者が多い学科として、商業科ですとか工業科が特に就職

する割合が高かったのがございますけれども、そういった商業系、工業系の学科におきまして定員が減になっております。それに伴いまして、もともと高い就職率であった学科が廃止されたことに伴いまして、全体的に就職率が下がっているというところが一つございます。

あと、公務員希望者につきましては、公務員に合格しただけでは、まだこの数字に内定者としてのカウントが上がってまいりません。一つの自治体にのみ合格していれば、そこで決まりなんですけれども、複数の内定を取った生徒につきましては、最終的にどこに行くのかということを決めた段階で初めて就職内定者に数が上がってくるものですから、今の時点において、公務員希望者で就業地を決めてないという生徒が一定数いるということがございます。

主には、そういったところが率が下がっている要因と分析しております。

【畑島委員】ありがとうございます。私学ですので、学事振興課がどこまで県としてそれぞれの教育内容をフォローしたりとかやっていくかということは、関与の仕方といたしますか、悩ましいなと思います。

今、どの産業種においても、人手不足、人手不足と言われているところがございますので、まさに部長説明の中にもありましたが、産業労働部ともしっかり連携して情報提供を行っていくといったところなので、そうした面でもしっかりサポートしていただければというふうに思います。

また、県としての役割としましては、部長説明にもございますが、やはり建学の精神に基づいて各私立学校の特色をしっかりと伸ばしていくようなサポートをするというところが大事ななというふうに思っております。

議案の中でお聞きすればよかったんですけど、今回、よかところプロジェクトが2,400万円ほど計上されているということですが、こうした産業分野とか、まさに就職を希望する方々へのサポートであったりとか、また、そういう特色ある教育を伸ばしていく、専門性を高めていくみたいな、そうしたところもあつたらいいのかなと思うんですけど、何かそうした観点において想定されているメニューとかございますでしょうか。

【櫻間学事振興課長】就職に関連したメニューとしましては、例えば職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進というメニューがございまして、職業体験ですとか、ボランティア活動、そういう体験を行う授業といたしますか、学校が活動を行う場合に、これも対象メニューとしております。あとは県内定着を図るという意味でいいますと、地域の伝統文化の体験ですとか、自然体験、地域社会や産業界と共同した取組、そういったものに対する取組についてもメニューとしております。

【畑島委員】ありがとうございます。やはり私立学校が特色を伸ばしていくといった中で、当然、進学を希望されている方々への学習指導といったところもありますけど、そうしたところは一定、塾とか民間の分野でも、市場の中でもカバーできるかなと思っておりまして、そうじゃなくて、本来、高校で人格形成を含めて子どもたちに対してしっかりと学習体験の場を提供していく、その中で長崎の私立学校じゃないとできないことは何なのか。そうしたところをぜひ伸ばしていただきたいなと思いますので、今回、そういう予算も計上していただいて大変ありがたいなと思っておりますので、引き続き、各学校ともコミュニケーションを取りながらサ

ポートしていただければと思っております。

以上です。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】議事進行についてですが、先ほど、委員を先生と発言する部長答弁があつたかと思えますので、議事録を精査の上、委員長、副委員長で対応方、よろしく願いいたします。

【山下委員長】かしこまりました。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 2時25分 休憩

午後 2時26分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、教育委員会関係の審査を行います。

大変お疲れさまでした。

午後 2時27分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年3月6日

自 午前 9時59分
至 午後 4時34分
於 委員会室2

教職員課長	高稲 稔也 君
義務教育課長	岡野 利男 君
義務教育課人事管理監	谷口 昭文 君
高校教育課長	田川耕太郎 君
高校教育課参事	田代 賢司 君
教育DX推進室長	岩坪 正裕 君
特別支援教育課長	石橋 善仁 君
児童生徒支援課長	長池 一徳 君
生涯学習課長	加藤 盛彦 君
学芸文化課長	岩尾 哲郎 君
学芸文化課企画監	麻生 政登 君
体育保健課長	松山 度良 君
体育保健課・体育指導監	永田 数馬 君
教育センター所長	竹之内 覚 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	山下 博史 君
副委員長（副会長）	鵜瀬 和博 君
委員	中山 功 君
”	堀江ひとみ 君
”	山田 朋子 君
”	川崎 祥司 君
”	宅島 寿一 君
”	中村 泰輔 君
”	坂口 慎一 君
”	清川 久義 君
”	中村 俊介 君
”	畑島 晃貴 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開議

【山下委員長】おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会の審査を行います。

なお、植松高校教育課人事管理監から欠席する旨の届が出されておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、直塚高校教育課企画監から欠席し、田代高校教育課参事が代理出席する旨の届が出されておりますので、ご了承をお願いいたします。

【山下分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案の説明を求めます。

【前川教育長】おはようございます。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、教育委員会の2ページをお開きください。

教育委員会の議案についてご説明をいたしま

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

教育長	前川 謙介 君
教育次長	狩野 博臣 君
教育次長	桑宮 直彦 君
教育政策課長	犬塚 尚志 君
教育政策課企画監	山下 健哲 君
福利厚生室長	市瀬加緒理 君
教育環境整備課長	山崎 賢一 君

す。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

まず、令和6年度の教育行政の基本指針でございますが、これにつきましては2ページの中ほどに記載のとおりでございます。

それでは、令和6年度の主要事業について、新規・拡充事業を中心にご説明をいたします。

まず、2ページ後段の確かな学力の育成につきまして、小中学校においては、令和6年度から、「令和の長崎スクール事業」として、現行の学習指導要領や中教審答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」等で提唱されている様々な理念等の具現化を図る事業を、全ての市町教育委員会と連携して展開していきます。今求められる学校の姿、学びの姿について、その背景を踏まえて理論を整理するとともに、協力校における実践等をまとめた手引書を作成し、県内の全ての教員に周知することにより、本県児童生徒の資質・能力の向上に向けた取組を推進してまいります。

次に、3ページの中段、豊かな心の育成につきまして、「第五次長崎県子ども読書活動推進計画」に基づき、「みんなで創る！ながさき読書活動推進事業」として、学校及び図書館関係者をはじめ、福祉医療関係者、民間団体等のつながりを生かしながら乳幼児期からの読書活動を活性化させる取組の推進を図ってまいります。また、学校や地域における読書活動を牽引していく児童生徒を育成するなど、子どもの主体的な読書活動の推進に努めます。さらには、障害のある子どもなど多様な子どもの読書活動を支

える環境の充実を図ってまいります。

健やかな体の育成につきましては、記載のとおりでございます。

4ページでございます。

ふるさと教育・キャリア教育・職業教育の推進といたしまして、3パラグラフ目から、高等学校段階においては、令和6年度から「NEXT長崎人材育成事業」として、急速な技術の発展等による社会情勢の変化に対応し、柔軟な発想で課題解決や新しい価値の創造ができる人材を育成するため、企業見学や外部人材による講座を通じて、半導体関連など成長分野の企業や先端技術を学ぶ機会の充実を図るとともに、アントレプレナーシップ教育プログラム開発やアプリ開発講座を実施いたします。

また、幅広い産業で今後活用が見込まれるドローンについて、ドローンの操縦やプログラミングなどを体験できる講座や専門高校においてドローンの専門的な技術を学ぶ講座を実施するなど、各産業でドローンを活用できる人材の育成を図ってまいります。

5ページのグローバル化に対応した教育の推進、地域資源を活かした体験活動の提供は、記載のとおりでございます。

6ページです。

後段の特別支援教育の推進といたしまして、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、令和6年度から、通学車両に乗車し、医療的ケア等を行う「医療的ケア通学支援看護職員」を必要な学校に配置し、医療的ケア児とその保護者に対する支援の充実を図ってまいります。

教育DXの推進といたしまして、7ページの5行目からでございます。

離島・半島地域の小規模高校等における学び

の充実を図るため、令和7年度に開設を予定しております「長崎県遠隔教育センター（仮称）」について、施設の整備や学校のニーズに応じたコンテンツ開発及び配信の試行などを進めてまいります。

県立学校の魅力化の推進については、記載のとおりです。

教員の「働きがい」改革の推進といたしまして、近年、急速に教員採用試験の倍率が低下するとともに、教員が出産や病気による休職等になった場合の代替職員が不足していることを受け、一人でも多くの教員を志す人材の確保や、学校教育の質を維持していくことが本県教育の最重要課題の一つとなっております。その背景には、教職に対するマイナスイメージが先行し、本来のやりがいや魅力が社会に十分伝わっていないことなどがあると考えており、令和5年度、各分野で活躍されている有識者や民間企業の方からなる「教職の魅力化作戦会議」を立ち上げ、教職の魅力を高めるための御意見を数多くいただいたところです。

次のパラグラフです。

この会議の意見を踏まえ、業務支援員の配置やデジタル採点システムの導入、モデル校における実践研究など、教員の業務負担軽減につながる取組を推進し、優秀な人材を確保することにより、よりよい教育を実現してまいります。

8ページ後段の安心して学べる環境の整備といたしまして、不登校児童生徒が増加を続ける中、学校内あるいは学校外に、児童生徒の学びの場や居場所を確保していくことは喫緊の課題であると捉えています。このため、令和6年度から「学校内外における児童生徒の学びの場創出事業」として、小・中学校において、クラスに入ることができない子どもたちの学びの場と

なる校内教育支援センターの設置を推進するとともに、学校外の様々な相談機関等と連携体制の強化を促す新たな事業を実施することとしており、これらの取組を通し、不登校児童生徒の支援の一層の充実に努めてまいります。

9ページ中段の生涯を通じて学ぶことができる拠点づくりについては、記載のとおりでございます。

地域と学校の未来をつくる活動の推進といたしまして、10ページ中ほどの4パラ目からです。

令和6年度からは「対話でつながる！ながさき子育てネットワーク推進事業」において、参加者が語り合いながら家庭教育について主体的に学ぶ「ながさきファミリープログラム」のさらなる活用を推進し、保護者や地域住民、企業や各種団体の子育てを応援する意識を醸成することで、親と子が安心して育つことができる環境を整備してまいります。

地域で育む文化・スポーツ活動の推進、11ページの文化芸術活動の推進、文化財の保存・活用については、記載のとおりでございます。

北部九州総体の開催について。「インターハイ」の愛称で親しまれる全国高等学校総合体育大会は、オリンピックをはじめ、世界の舞台で活躍する日本代表選手を数多く輩出してきた高校スポーツ最大の祭典であります。

令和6年度は、福岡・大分・佐賀・長崎の北部九州ブロックを主会場として開催され、本県では、卓球・ソフトテニス・ソフトボール・ボート・弓道・ホッケー・ウエイトリフティング・アーチェリー・空手道の9競技を開催します。

大会の開催に向けて、選手が十分力を発揮できるよう、また、運営にかかわる地元高校生にとっても実りある大会となるよう、大会運営役員の養成や高校生活動等を推進し、関係機関と

連携を図るなど、開催に向けて万全の準備を進めてまいります。

競技スポーツの推進といたしまして、2024年は、パリオリンピックが開催されます。本県の選手が一人でも多く日本代表として活躍できるよう、県内在住の実績のある選手への強化・支援に取り組んでまいります。

さらに、県スポーツ協会と連携し、本県出身の社会人アスリートがふるさと長崎に戻り、選手や指導者として活躍できる環境を整備することで、本県スポーツ界の好循環を推進してまいります。

次に、これまで申し上げました主要事業を含め、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の歳出予算総額は、1,330億4,390万5,000円となっており、内訳は、記載のとおりでございます。

13ページをお開きください。

歳入予算総額は、270億7,356万円で、内訳は、記載のとおりでございます。

歳出予算の主なものについては、記載のとおりでございます。

15ページをお開きください。

後段の債務負担行為につきましては、16ページ前段にかけて記載のとおりでございます。

16ページの中段でございます。

第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算では、合計7億1,391万3,000円の増、歳出予算では、合計5億1,966万3,000円の減であります。

この結果、令和5年度の教育委員会所管の歳出予算総額は、1,249億7,771万5,000円となり

ます。

歳入予算及び歳出予算の主な内容につきましては、17ページから18ページに記載のとおりでございます。

19ページの中ほどでございます。

今回の補正のうち、国において決定された、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に沿った国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものとして、長崎県公立学校情報機器整備基金事業費として8億5,805万6,000円の増のほか、記載のとおり計上をいたしております。

繰越明許費につきまして、その内容は、20ページから21ページにかけて記載のとおりでございます。

21ページの中段でございます。

令和5年度の予算については、今議会に補正をお願いしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって、令和5年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」、「政策的新規事業の計上状況」について、説明を求めます。

【犬塚教育政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本分科会に提出いたしました政策等新規事業の計上事業のうち、教育委員会関係の事業について、ご説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

教育庁関係では、上から6つ目、令和の長崎スクール事業費以下、次の4ページにかけて記載しております7事業について、新規事業として要求を行いました。

表の右から4列目に要求額、その右側に計上額を記載しており、計上内訳、内容につきましては、事業内容等の精査が3件、事業費の精査が4件となっております。

以上、政策的新規事業の計上状況について、説明を終わります。

【山下分科会長】次に、教育環境整備課長より補足説明を求めます。

【山崎教育環境整備課長】教育環境整備課の補正予算につきまして、補足してご説明をさせていただきます。

サイドブックの補足資料、令和5年度2月補正予算及び令和6年度当初予算案についてをご覧ください。

今回、補正予算として計上しております長崎県公立学校情報機器整備基金事業費8億5,805万6,000円につきましては、国策として進められたGIGAスクール構想により整備いたしました義務教育段階における1人1台端末等が今後更新時期を迎えることから、国の経済対策補正予算により国から交付されます更新費用等を基金へ積み立てようとするものでございます。

この基金につきましては、第31号議案として、基金の設置条例案を別途上程させていただいておりますけれども、端末等の更新に当たりましては、国が今後5年間、同等の条件で支援を継続することとしております。また、国からは、各都道府県に基金を設置し、都道府県を中心とした共同調達によって計画的な整備、更新を行うよう求められております。

なお、補正予算に計上しております8億5,805万6,000円は、基金設立時点の配分額として国から本県に内示された金額でございます。今後、更新等で必要となる財源につきましては、国が実施いたします端末の需要調査を基に追加交付される予定でございます。

また、義務教育課におきまして令和6年度当初予算に計上しております4,653万1,000円につきましては、令和6年度に更新を迎える3市町の更新経費に対する補助及び事務費等で、全額基金を財源として実施するものでございます。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、高校教育課長より補足説明を求めます。

【田川高校教育課長】高校教育課から、空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費について、ご説明を申し上げます。

この事業は、ビジョン特別事業のイノベーション分野として、「挑戦と失敗の先へ、見たことのない暮らしをつくろう」のテーマの下、最先端のデジタル技術で地域課題を克服し、「県民が豊かで快適な生活を送っている」というありたい姿の実現に向けて、企画部、農林部、土木部、教育庁の複数の部局が連携、融合して一つの事業を構築し、取り組む事業でございます。

「多分野、多種のドローン導入によるドローン活用先進地の実現」を目指して、「長崎県ドローンプラットフォーム（仮）」の設置やドローンサービスの利用拡大を推進するほか、オペレーター資格取得の支援による人材育成や農業、建設業、教育など、各分野におけるドローン活用の拡大を図るため、関係部局において予算を計上しております。

このうち教育庁においては、3事業概要のとおり、高等学校でドローンを学ぶ機会を創出し、将来の産業界でドローンを活用する人材の育成を図ることとしております。

（1）に記載しておりますように、入門講座では、ミニドローンの組立てやプログラミング、操縦等の基本を学ぶ研修を実施し、（2）専門講座については、専門高等学校等において、外部人材等を活用してドローンに関する専門的な知識、技能習得につなげてまいります。

説明は以上でございます。

【山下分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 まず、今、補足説明がありました公立学校情報機器整備基金について、質問したいというふうに思います。

まず、この当初予算の4,653万円なんですけれども、これは横長で言いますと特定財源になっているのですが、この特定財源の中身を教えてください。

【岡野義務教育課長】 ありがとうございます。その4,653万1,000円につきましては、先ほど教育環境整備課長から説明がありました基金からの繰入金ということになっております。

【堀江委員】 そうしますと、さきの説明の部分に戻るのですが、8億5,805万円を基金に積んで、令和6年度当初予算でその中から4,653万円使うということで、端末の費用については基金の額を超えないと理解いたします。

そこで、この説明にも書いてあるんですけれども、令和6年度は、島原、平戸、佐々の3市町の更新費用に補助するというので、この補助割合が3分の2でしたか。確認させてください。

【岡野義務教育課長】 3分の2で間違いございません。

【堀江委員】 そうしますと、端末の更新というのは出てくるんですけれども、これは保護者の負担はどうなりますか。

【岡野義務教育課長】 保護者の負担はございません。

【堀江委員】 そうしますと、保護者の負担がないとすれば、これは市町が負担をするということになりますか。県教育委員会としては、端末のための基金を積んで、市町が端末の更新に必要な部分をこの基金から助成するというものになった時に、その3分の1の部分は自治体の負担という理解でいいのでしょうか。

【岡野義務教育課長】 市町に対しましては地財措置が行われておりますので、その3分の1をそれで負担するということになるかと思っております。

【堀江委員】 こういう質問をするのは、いずれも1人1台端末を手にするようになって、必ず更新が来ます。その負担がどうなるのかということを確認したくて質問しているんです。

そこで、これは公立学校ですから小、中なんですけど、そうしますと高校はどうなりますか。更新費用も高校生も必要になってくると思うのですが、関わりまして、高校生の場合はどうなるのか、この機会に教えてください。

【岩坪教育DX推進室長】 県立高校の1人1台端末についてですけれども、整備して2年半が経過をしております。現在、生徒にとって重要な学習ツールの一つになっているというふうに考えております。

今後の端末更新については、国の方針等がまだ示されていない状況ですので、はっきりしたことは申し上げられないのですが、国の方針や他県の状況等も参考にしながら検討していきたい

いというふうに考えております。

【堀江委員】 検討していききたいということは、要は、保護者の負担があるのか、あるいは生徒たちの負担がどうなるのかということですよ。国の施策によって、GIGAスクールとなれば、公立で小、中が対象とは理解をいたしておりますけれども、それに加えて高校生も端末の保持ということで今、学んでおられると思うんですけれども、今言われるように、必ず更新が来ます。今、検討するということは、確約として、保護者や生徒の負担についてはどうなるのかということでは、今のところ、検討するという答弁以外にはできないのですか。

【岩坪教育DX推進室長】 ご存じのように、高校の端末についてはGIGAスクールの対象にはなっておりません。そういう意味で、県によって、公費で導入しているところもあれば、保護者負担というところもございます。そのあたりも踏まえて、公費それから保護者負担、いろんな形があると思いますので、それも含めて検討したいというふうに考えております。

【堀江委員】 ちなみに、長崎県の場合は、高校生の端末の導入は、どういう負担割合だったのですか。

【岩坪教育DX推進室長】 高校の端末の導入については、コロナの臨時交付金を活用して、全額公費で導入をしております。

【堀江委員】 長崎県の場合は、いわゆる特別交付金を活用して導入した。しかし、今後については、小、中についてはGIGAスクールをということで、国の対応もあるということですが、高校生については今の段階、わからないということであれば、検討するという答弁以外にはできないと思いますので、いずれにしましても、保護者それから生徒たちの負担にならない

ような方向で検討していただきたいということ、この機会に要望しておきたいと思います。

次に、これは横長資料の38ページなんですけれども、この中の長崎県学力調査実施事業費538万円なんです、これは前年に比べますと80万円プラスになっています。増の予算の中身を教えてください。

【岡野義務教育課長】 長崎県学力調査実施事業の80万円の増につきましては、これは印刷代の高騰によるものです。

【堀江委員】 そうしますと、内容とか、ほかについては何ら令和5年度と変わりなく、ただ印刷代の高騰で、このプラス80万円という理解でいいですか。

【岡野義務教育課長】 おっしゃるとおり、内容等は変更ございません。

【堀江委員】 では、次に移りたいと思います。横長45ページなんですけれども、学校内外における児童生徒の学びの場創出事業について、質問したいというふうに思います。これは先ほど説明がありました政策的新規事業の計上状況の中で、要求額が3,856万円で、計上額が3,333万円ということで、要求に対して523万円の減ということなんですけれども、事業内容の精査ということですが、具体的に、要求した内容と実際に落ち着いた中身と、どういうところが違うのかということの説明してください。

【長池児童生徒支援課長】 この事業は、不登校児童の増加を踏まえた上で、県内の小中学校における校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）を設置するということを計画しているものでございますが、1つは財政的な面と、それからあと希望する市町、実際に計画をする市町に調査をかけた結果、それに相当する額として、最終的に3,333万円という形で予算要求を

しているところでございます。

【堀江委員】ここの資料はSideBooksに載っていないんですけども、ペーパーで、主な事業の9ページに掲載をされている内容で、これは一般質問の中でも、それぞれ各議員が取り上げた内容なんですけれども、要は、校内教育支援センターというところがどういうふうに設置をされているのかということが問題だと思うんですけども、今回9市町が要望があったので、そこに支援をしますということなんですけれども、この校内教育支援センターというのは、そこに配置をする予算ということで理解をされているのですか。補助対象内容としては、市町立の小中学校の校内教育支援センターに配置する指導員の報酬や交通費ということなんですけれども、人件費が丸々この3,333万円ということの理解でいいのでしょうか。

【長池児童生徒支援課長】ご指摘のとおり、これは補助対象経費は、市町が設置するスペシャルサポートルーム（校内教育支援センター）に必要な事業費、指導員の人件費の2分の1を上限に補助するものでございます。

【堀江委員】今回は9市町の要望に応える形になるんですけども、長崎県内の自治体の数から言うと全ての自治体ではないわけですが、今後の見通しということについては、どのように考えておられますか。

【長池児童生徒支援課長】来年度は9市町において行っていくわけなんですけれども、その行う際のいろんな実践事例、先行する事例になると思いますので、そういった取組については、来年度中からでも随時、他市町にもいろんな形で情報提供、あるいは同時に、そういった効果例なども通して、他市町の不登校支援の方にも参考にしていただくような働きかけはしていきたい

と思いますし、当然それによって、さらに次の年度以降、他市町でもこういった取組をしてもらうような形にできればというふうに考えております。

【堀江委員】子どもの学びの場をどうつくるかということは、一般質問の中でも、それぞれの議員の中から指摘があって、今回は、校内教育支援センターというところに予算をつけるということは、学校には行けるけれどもクラスに入れない生徒を対象ということなんですけれども、一般質問の中でも出されましたが、学校に行くことができない生徒というのももちろんいるわけで、それ以外の部分、要するに、この予算は、学校に行く、しかし教室に入れないという子が対象の予算ということは理解をいたしますけれども、タイトルとして、学校内外における児童生徒の学びの場創出事業となれば、そうであれば、実際の中身は学校に行けるけれども教室に入れない子たちを対象にした予算ということに限定されるんですけども、それ以外のところで学びたい、あるいは学ぶ場をどう保障するかということについては、どのように考えているのかということも、ちょっと大きく広げて見解を示していただきたいと思います。

【長池児童生徒支援課長】ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、この事業は、学校内外における学びの場の創出事業ということでございますので、今ご説明しました校内教育支援センターは、当然、学校内の学びの場ということになります。今回この事業を行う9市町においては、校内教育支援センターの設置をするに当たって、それぞれの市町内のいわゆる校外の学びの場、子どもたちの居場所になるところ、特に民間の団体とかも含めてそういったところと連携をして、子どもたちの幅広い支援

をしていくということを要件化しております。ですので、校内教育支援センターを設置するという事は、同時に、そういった校外のいろんな施設であるとか団体との連携をしながら不登校児童生徒への支援をしていくという、そういう取組になっていきます。

【堀江委員】一つ校内教育支援センターを核として、連携をするところを、ある意味、実践を積み重ねていくということだと思っておりますが、そうしますと、9ページに連携というふうに書いてあるのですが、要望があった9市町のところは、こうしたフリースクールであったり、子ども食堂、放課後児童クラブと明確に連携をしていくという方向性が言わば見えている、そういうところの9市町という理解になるのですか。

【長池児童生徒支援課長】この事業を実施するに当たっては、そういった要件を示した上で計画を出していただくこととなりますので、委員のご指摘のとおり、そういった校外における取組等も行うことを前提とした事業ということで行っていただくこととなります。

【堀江委員】いずれにいたしましても、子どもたちが置かれている状況がどういう状況であっても学びが保障されるということは大事なことだというふうに思いますので、令和6年度は新たにこれを立ち上げるということで、これからの実践がどういうふうになっているのかということでもまた変わっていくかと思うのですが、ぜひどの子ども学びの場をどういう状況であれ保障されるということをお願いをしたいというふうに思います。

もう一つ、スクールカウンセラーの事業について、質問したいと思います。スクールカウンセラー活用事業なんですけれども、これは前年度と比べて132万円、だからスクールソーシャ

ルワーカーは前年度と比べて71万円増えてはいるんですけれども、これだけではちょっとわからないので、これは2月に説明がありました概要説明の方がわかりやすいと思うので、そちらを発信いたしますが、スクールカウンセラーの活用事業につきましては、ここに記載されているように、スクールカウンセラーについては、全体として508校の配置の予定で、派遣としては250回というふうに記載をされています。これが令和5年度とどうなるかとなりますと、これは令和5年度の概要説明なんですけれども、この時、スクールカウンセラーの配置といたしましては513校、そして配置の回数は400回というふうになっています。要するに、私が何を言いたいかということ、今回令和6年度、スクールカウンセラーがどうなるのかとなった時に、配置校にしても、それから派遣回数にしても、令和6年度は令和5年度に比べて回数それから配置校が少ないんです。ということは、拡大と言っても、一口に言いまして、これは離島留学の部分でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが増えるということになるんですけれども、そうしますと令和6年度はスクールカウンセラーそれからスクールソーシャルワーカー、離島留学の部分は置いておいて、これは増やさない、そのまま現状維持ということなのか、そのことを教えてください。

【長池児童生徒支援課長】今ご説明ありましたように、令和6年度のカウンセラーの配置、派遣については、令和5年度と同程度の計画をしておりますので、数の違いはありますけれども、基本的には同様の計画を考えているところです。

【堀江委員】要は、増やさないのかということですか。これは教育振興基本計画もそうですけれども、第四期の教育振興基本計画が委員会の時

に審議になりますけれども、こういうスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを、要するに1校に配置をする、大規模校にしては複数配置をするということを私は進めていってほしいというふうに思います。配置校そのものについても、小学校のグループ、中学校区のグループということで、そこに配置をして、そこからそれぞれの学校に派遣をするというやり方を取っておりますけれども、そうではなくて、1つの学校に必ず常勤をしている、あるいは複数いるという状況をつくっていくには、予算も増やして配置をするということを私は取ってほしいと思うのですが、そうした見解はないですか。

【長池児童生徒支援課長】ご意見ありがとうございます。委員のご指摘のとおり、我々も、これは現場の方では、教育相談体制の充実を図るにはカウンセラーの力を借りなければいけないという要望はいろんなところから上がってきておりますので、それに応えようというふうには考えております。

ただ、現状としては、先ほども言いましたように、いろんな財政上の問題や、あるいはカウンセラーの方々の勤務状況とか、負担等もございますので、今年度から、基本的に全中学校区に配置をして、ほぼ全ての学校にスクールカウンセラーが行って、いろんな相談をできるという体制を始めたばかりでございますので、その状況も検証しながら、今ご指摘のあったような配置数の問題でありますとか、あるいはカウンセラー自体の効果的な活用の仕方については、引き続き研究していきたいというふうに思っております。

【堀江委員】子どもを取り巻く環境、あるいは置かれている状況が個々様々な複雑な問題を抱

えた時に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割は、私以上に皆さんの方が重要だと認識をしているというふうに思います。そうした中で、中学校区を一つの単位として、そこに配置をしているから、中学校区の中でA校、B校、C校それぞれ派遣ができるということをやしとするのではなくて、勤務の仕方はいろいろあっても、一つの学校に常勤をしているということがあってこそ、いろんな相談の窓口も開かれるというふうに私は思っているので、予算が増になっているのは、離島留学のところ増にはなっているものの、全体としては、さっき言われましたように、配置の数も513校が508校ということで、ほぼ変わらないという答弁なんですけれども、ここの予算は増やしてほしいというのが私の意見としてありますが、ぜひそうした方向を検討していただきたいということを申し上げて、とりあえず終わります。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中山委員】教育委員会は予算額が1,300億円程度ということですので、大変大きいなというような感じがいたしますが、そういう中で、人口減少が来ておまして、併せて生徒数も小学生、中学生で約2,000人程度減じているのではないかと思います。それを受けて、職員の定数を100前後改定しようという形でございますけれども、全体としては1万3,134人いるということで、この専門家をいかに資質を向上していくのかというのが一つの大きな課題であるし、そのための予算も組んでいるようでありますけれども、今日は、それより教員の不満、負担軽減のために各種のマンパワーを多様な形で配置しておりますので、それにつきまして、事

業効果等も含めて、例えば具体的には、先生と子ども1人当たりの向き合う時間がどういうふうな形で好転しているのかを含めて、少し総括的に質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、教育の基本であります教職員1万3,134人のうちで、今年度、新規採用がどれだけあったのかという問題と、もう一つは、精神的な疾患で休職している職員数と、併せて新しいパワーというか、民間人出身がどの程度この1万3,000人の中に入っているのか、お尋ねしたいと思います。

【山下分科会長】しばらく休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時44分 再開

【山下分科会長】委員会を再開します。

【谷口義務教育課人事管理監】新規採用者数ですが、小、中、高、特支、そして養護教諭含めまして、令和5年度が503名となっております。それと、休職者数につきましては、令和5年度92名ということになっております。

【中山委員】令和6年は出らんと。4月現在の。

【山下分科会長】民間の方は数字は出ますか。

【谷口義務教育課人事管理監】民間につきましては、この時点、わかりませんので、後ほど調べましてご報告をさせていただきたいと思いません。

【中山委員】わかりました。

それでは、今、教育長の説明がありましたけれども、働きがい改革をやるということですから、その意味からすれば、キーポイントを握っているのは校長、教頭なんですよ。そこで、小学校、中学校、高校、特別支援学校の校長先生、教頭先生の数と男女別について、お尋ねします。

【山下分科会長】 暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

【山下分科会長】委員会を再開します。

【谷口義務教育課人事管理監】小、中、そして県立の校長の数ですけれども、令和5年度は522名となっております。うち女性につきましては51名ということになっております。

【中山委員】私は小学校、中学校、高校ということで話したんですけれども、522名の内訳は。

【谷口義務教育課人事管理監】小学校が302名、中学校が151名、そして県立が69名となっております。

【中山委員】もう少し丁寧にやってくれませんか。小学校が、校長の300名のうちの男性、女性どうなっているのか、中学校が男性、女性がどうなっているのか。

【谷口義務教育課人事管理監】小学校が、302名のうち女性が29名、中学校が、151名のうち女性が14名、県立学校が、69名のうち女性が8名となっております。

【中山委員】それでは、後で教頭、副校長についても資料提出をお願いしておきたいと思いません。

ここでは本体の分ですから、今日の質問の趣旨の部分じゃないんですよ。基本的なものを聞いただけであって、これで待った、待ったで通されたって、皆さん方の委員会に取り組む姿勢が少しがっかりというか、どこまで真剣にやっているのかなというふうな感じがしてならんですけれどもね。

私が今日聞いたかったのは、これだけの先生たちがあって、これが非常に多忙化しているということだから、負担軽減をやるために多様な

人材を配置しているんですね。例えば、一つ、非常勤・常勤講師、学校実習助手、一つ、先ほど堀江委員からあったスクールカウンセラー、一つ、スクールソーシャルワーカー、一つ、スクール・サポート・スタッフ、一つ、教員業務支援員、一つ、学校コーディネーター、一つ、キャリアサポートスタッフ、これは未来人材課で予算を組んでいると思いますけれども。一つ、学習支援員、一つ、ICT支援員、一つ、GIGAスクールサポーター、一つ、図書館非常勤の職員、一つ、ALT（外国語指導助手）、一つ、部活動指導員、一つ、離島留学支援員、一つ、舎監業務常時職員数、一つ、副校長・教頭のマネジメント支援員、私が調べた範囲ではこれだけですけれども、これ以外にもありますけれども、まず、この辺の役割、そして勤務体制、事業効果見込みについて、それぞれ説明いただけますか。

【谷口義務教育課人事管理監】ありがとうございます。今、挙げていただいた名前のもにつきましては、国が提示しているものもありますので、もちろん本県で採用していないものもございまして、それぞれの効果、役割等につきましては、後ほど一覧にまとめてご提示をさせていただきますと思います。

一つ、スクール・サポート・スタッフというものが今回また新たに予算化しておりますので、その点についてご説明をさせていただきますと思いますが、スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）というものにつきましては、まず業務内容としまして、教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、データの入力であるとか集計、また各種資料の整理、行事や式典等の準備補助等をサポートする役割を担う者であります。こ

のスクール・サポート・スタッフにつきましては、今や、改革を推進していく上で学校現場に欠かすことができない、そのような存在となっているところです。

効果としましては、国の調査によりますと、この教員業務支援員を配置している小中学校では、教師1人当たり週2.45時間もの勤務時間が減少しているという配置効果が出ているところです。我々としましても、この配置については進めていきたいと思っているところでございます。

【中山委員】今日の質問の趣旨の目的は、今、あなたは一覧表を後でやるということであったけれども、議員としては、それでもよか。しかし、委員会を通じて、県民にどういう形で情報を提供するのかと、そこが一つ、狙いがあるんですよ。その辺を含めて、いずれの機会でも、委員会でこれだけのことを主体的にやっていますよということ堂々と言って、それを委員会を通じて県民に理解してもらおうと。これは委員だけに答弁では済まされん問題なんです。ぜひその辺をよく考えてほしいということでもあります。

先ほど、スクール・サポート・スタッフで効果があったということだけれども、問題なのは、そういう小さなことじゃなくて、これ全体でどれだけの負担軽減になっているのかと、そこが見えてこないんですよ。それを総括して出してほしいというのが1つ。

もう一つは、このマンパワーの人数と人件費総額と、どれだけになるのか、これと教員の平均賃金とを比較してみた場合に、どういうふうになっているのかというのがよくわからない。あなたたちは各事業について、これは効果がありますよ、これは効果がありますよと言うけれども、実質的になかなかわからない。そういう

ことで、教育委員会として、トータルとしてこういう形で軽減になったということをぜひお示しいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それで、一つだけ具体的にお尋ねしようと思っておりますけれども、ALT(外国人指導助手)、これをいつから配置されて、今、配置について、どういう状況になっているのか、教えてくださいか。

【山下分科会長】 暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 再開

【山下分科会長】 委員会を再開します。

【田川高校教育課長】 ただいまのご質問ですが、ALTの配置につきましては、JETプログラムによる招致が昭和62年から始まっております。

【中山委員】 それでは、現在どういう状況、昭和62年から、単年度だけでも2億3,000万円。これは昭和62年ということになると、30年以上やっているんだな。相当の金を投資したけれども、中学生の個々の英語力が、どういうふうにこれが効果を出してきているのかというのが、なかなかそこが私は見えてこんどですよ。果たして、これは事業効果があるのかどうか。30年以上やって、恐らく、30年実施すると50億円以上をこれに投資しているんじゃないかと思うんですよ。それが見えてこない。この事業効果、投資対効果について、どういうふうに考えていますか。

【岡野義務教育課長】 ありがとうございます。確かに中学生の英語力の向上と、英語力が英検3級以上ということが求められているんですけども、その点でいけば、確かにALTの活用が

どうだったのかということをお問われると、まだまだ課題が残ろうかというところもあるところですよ。

しかしながら、ALTの先生と学ぶことによって、外国の文化を理解できたり、あるいはいろんな人とのコミュニケーションを図ることができたり、英語力の側面でははかれない様々な効果もあるかというふうに考えているところです。したがって、ALTの配置というのは非常に効果的なものだというふうに考えているところです。

【中山委員】 今の若者は、外国との文化とじかに交流してということはあった。私も最初、そう思っておった。しかし、若者は海外には行きたがらんよ。留学生なんかものすごく減っているよ。それを含めて、ぜひこれは第三者を入れて、どういう効果があったのか、そしてまたどうすればさらに効果が出てくるのか含めて、一回検証する必要があるんじゃないかと思っているんですけども、いかがですか。

【岡野義務教育課長】 海外への留学といったことに挑戦をするという、そういう気持ちを子どもたちの中に培いたいという思いは、我々も同じくしているところでございます。したがって、ALTの配置だけにそこは求めるものではございませんし、様々な事業から、例えば、今行っております、ふるさと教育であるとか、あるいは英語教育におきまして、海外で挑戦するというようなことを踏まえて、今年度から新たな事業、「Believe You Can」英語発信力強化事業に取り組んでいるところでございます。趣旨的には、中山委員のご指摘なされたことと合致しているところではないかというふうに考えているところです。

【中山委員】 先ほどマンパワーについて具体的

な報告がなかったので、私の個人的な感想ですが、けれども、教員支援員とか、ここあたりをもう少し突っ込んでやるためには、これに2億3,000万円をかけてやるより、こっちの方に金を使った方がいいんじゃないかというぐらいに私は思いますよ。それを含めて、ひとつ私が先ほど言った資料について、きちんとした形で提供していただきますように、お願いしておきたいと思えます。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【川崎委員】横長資料の長崎県遠隔教育センター開設準備事業費について、お尋ねいたします。

補正予算も合わせて9,540万円ほど計上しておられて、かなり大きな額、力を入れていこうとされているのはわかります。目的は、ICT環境の活用で小規模校などの生徒に多様な学びを提供ということで承知をいたしておりますが、この小規模校というところの定義、在籍校で線を引っ張っていくのか、地域なのか、どのような学校が対象になるのか、お尋ねをいたします。

【岩坪教育DX推進室長】長崎県遠隔教育センターの対象校ですけれども、現在のところ、離島・半島部の小規模高校等というふうにしております。今年度は、1学年1学級の6校に受信用の機器を整備して、令和6年度には、1学年2クラスの9校に整備をする予定にしております。まず、これらの学校で取組を進めて、効果や課題を検証していきたいというふうに考えております。

【川崎委員】そうしますと、まだ数的にそう多くないので、具体的に学校名を挙げられますか。

【岩坪教育DX推進室長】対象校ですけれども、1学年1学級の6校については、宇久、豊玉、奈留、北松西、中五島、平戸、この6校になっております。それから、1学年2クラスの9校につ

いては、島原翔南、西彼杵、大崎、諫早東……。

【山下分科会長】暫時休憩します。

午前11時3分 休憩

午前11時4分 再開

【山下分科会長】委員会を再開します。

【岩坪教育DX推進室長】大変失礼いたしました。1学年2クラスの9校については、上対馬、五島南、五島海陽、大崎、西彼杵、小浜、西彼農業、島原翔南、諫早東、この9校になっております。

【川崎委員】ありがとうございました。具体的にそこまで設定されて取り組まれるということ承知いたしました。

ICT環境の発展は非常に目覚ましく、いろいろなことができるんだらうというふうに思っているのですが、この中で、他校とのオンライン交流というテーマがありました。どう具現化をされていくのか。単なるZoomとかでやり取りというぐらいだったら、もうちょっと何か工夫ができないかなと思っているのですが、まさに同じような空間で学習ができるようなそういった交流の場所をICTを使って具現化するのか、お尋ねをいたします。

【岩坪教育DX推進室長】他校とのオンラインでの交流ということですが、現段階では、先ほどご指摘のありましたウェブ会議システムを使って他校とつなぎ、大型ディスプレイでお互いの顔を見ながら話し合いを行うようなイメージというふうに考えております。

ただ、予算面等の課題もありますが、将来的には、バーチャル技術であるとか、メタバース空間等を活用して、実際に隣で話しているような感覚で交流できるような方法についても研究をしていきたいというふうに考えております。

【川崎委員】ぜひそういったところを目指していただければと思います。知事部局の方では、メタバースのこともいろいろ研究されていると思いますので、連携を図っていただければと思います。

次に、横長の40ページ、44ページ、2つに分かれて、高校生の離島留学推進事業7,174万1,000円について、お尋ねをいたします。

恐らく、委員会で具体的に説明があるのかもわかりませんが、壱岐高校の重大事案を踏まえての新たな改革だと承知をいたしておりますが、まず壱岐高校の件については、原因、どう分析をし、どう総括されてこの事業に臨もうとされているのか、お尋ねをいたします。

【田川高校教育課長】離島留学の壱岐事案について、お尋ねをいただきました。これまで、この壱岐事案が起こりまして、それ以来、「これからの離島留学検討委員会」を立ち上げまして、当時の壱岐高校2年生が里親宅を出ていった背景につきまして、様々な方面から調査を行い、分析をいたしました。

その中で、報告書の中では、里親宅での出来事のみならず、親しかった先輩の卒業ですとか、あるいは友人の転居、そして本人の将来に対する不安や迷い、そういったことを日常的に抱えておりまして、複合的な要因があったという形で報告書にはまとめられております。

また、総括的に申し上げますと、離島留学生や里親のSOS、そういったものをキャッチする組織的な体制といったところが不十分であったというご指摘もありまして、そのような観点から改善策を講じているところでございます。

【川崎委員】施策の内容については、資料もありましたので確認をさせていただきます。

1つ、聞く前に、まず離島留学が5校あります

が、各学校の定員について、お尋ねいたします。

【田川高校教育課長】定員について、お答えをいたします。対馬高校については40名、壱岐それから五島、五島南高校については各20名ずつ、それから奈留高校については10名程度というふうにしております。

【川崎委員】ありがとうございました。

まず確認は、様々複合的な要因ということで壱岐高校のことを総括いただきましたが、今度は里親改め「しま親」という表現ということで伺っておりますけれども、このしま親の皆様については、全員ヒアリングを行って今回の施策構築、改善ということに至っているのか、確認いたします。

【田川高校教育課長】しま親宅の訪問につきましては、当該事案が起こりました壱岐市内の里親については、全てのご自宅を訪問させていただきまして、現状のヒアリングを行ったところでございます。また、五島ですとか対馬については、検討部会を開催いたしまして、その中で、しま親代表の方へ来ていただきまして、実情を伺ったというところでございます。

【川崎委員】こういった重大事案があったので、ぜひ全ての方にヒアリングをした上で、取組をいただければというふうに思っております。これからも遅くないので、しっかりと意見を聞いていただければと思いますが、こういったこともあって、しま親の方、辞退するような方がいらっしゃらなかったのか、確認をさせていただきます。

【田川高校教育課長】こういった事案が起こったからかどうかという理由は別になりますけれども、実態といたしましてご回答いたします。まず、壱岐では、お一人が退任をされまして、次年度から新たにお一人加わる予定になってい

ます。また同様に、対馬においても、お一人退任されまして、新たにしま親が一人増えるという状況でございます。

【川崎委員】理由は定かではないにしろ、なかなか継続していくということは、しま親さんにとっても非常に大変な状況、負担が大きいんだらうと思っております。そういったところで今回の改善案というふうなことで承知をいたしておりますが、このサポートする体制の中の一つとして、離島留学支援員という方の増員ということが書かれておりましたが、こういう皆様は、どのようなスキル、資格、経験とかを持っている方が担われるのか、お尋ねいたします。

【田川高校教育課長】離島留学支援員につきましては、現在、五島、壱岐、対馬に合計3名配置をしております。これまで支援員になっていただいた方の中には、中学校の校長先生を退職されて5年間務めていただいた方もいらっしゃいます。あるいは、そういうベテランの方ではなく、若い方で、島っこ留学を担当された方もいらっしゃいます。資格取得、そういったものの要件は、こちらとしては念頭にございませぬけれども、やはり子どもたちに対して愛情を持って接していただける方、そしてまた地域の中に入って様々な交渉をしていただける方、あるいは保護者の方とも熱心に対話をしていただきながら相談ができるような方、そういった方を新たに募集したいというふうに考えております。

【川崎委員】ぜひ生徒さんに寄り添う方で、ご経験が豊富な方が望ましいんだらうと思っておりますが、人手不足の中、大変かと思っておりますけれども、しっかりと充足していただきたいと思っております。

離島留学生を対象とした心の健康という部分での観察するウェブシステムを導入するとなっておりますが、これはこういったことが狙いで、

どのようなシステムなのか、お尋ねいたします。

【田川高校教育課長】現在、1人1台端末が整備されておりますので、その端末を使いまして質問に回答するということで心の状態をキャッチするようなシステムになっております。

キャッチできるものとしましては、身体の不調ですとか、自殺リスク、あるいはいじめ等に遭っていないか、そういったものがキャッチできる内容としております。

実施時期としては、年2回を想定しております。それ以外にも、必要に応じて保健室などでの活用も考えているところでございます。

【川崎委員】一人で抱え込むのではなく、気軽に相談という表現が適正かどうかわかりませんが、機能するようお願いしたいと思います。

離島留学が5つある中で、対馬高校は韓国語に強化を、壱岐高校は中国語、奈留高校は英語、五島高校はスポーツということが恐らく中心だと思っておりますが、五島南高校なんですけれども、普通科の夢トライコース、中学校の時に、学校になじめなかったり、登校することが難しかったりした生徒さんが入学をしていると承知しております。体調面から、通院もされている学生さんもひょっとしたらおられるのかもわかりませんが、そう考えますと、こういった医療機関との連携も必要となってくるのではないかと思います。とりわけ五島南高校については、少し配慮が必要かと思うんですけれども、見解を伺います。

【田川高校教育課長】五島南高校につきましては、今、川崎委員がおっしゃいましたように、中学校時代に不登校を経験した子どもたちが多数入学をしてきております。そのため、ほかの4校とは異なった支援体制を築いているところでございます。

まず1つは、通級指導を導入しております。そのため、特別支援学校の教員が1名加配でそこに在籍をしております。週に何度か特別な授業を講じまして、ソーシャルスキルですとか、あるいは友達となじめない生徒への相談とか、そういったことに乗っているというところがございます。

また、支援員も配置しておりますし、教員も加配という形で、手厚い体制で人員を配置しているところがございます。

【川崎委員】わかりました。よろしく申し上げます。

これは新たな仕組みというのは、義務教育の部分、小中学校も離島留学制度はあると思うのですが、これが適用されるのでしょうか。

【岡野義務教育課長】小中学校における離島留学につきましては、各市町が主体となって進めているところがございますので、県の教育委員会としては、その情報の共有とか、そういったところで関わりを持っているところがございます。

【川崎委員】わかりました。

次に、横長41ページ、NEXT長崎人材育成事業費1,292万5,000円について、お尋ねいたします。

この中で1点だけ、アントレプレナーシップ、起業意識、起業教育というんですか、スキルと申しますか、そういったところを身につけられるというところで、いつも長崎県は上場企業がないというところから、そういった課題、そして起業家を育成するために、CO-DEJIMAというところも使って力を入れておられるわけですが、まさに若年の時代からそういった意識を持つということは、非常に大切なことなんだろうと思っています。この教育プログラム、

こういった開発方針をお持ちなのか、お尋ねいたします。

【田川高校教育課長】今お尋ねいただきましたアントレプレナーシップ、いわゆる起業家精神を育む事業につきましては、新たな発想やアイデアを生むことにつながるため、これからの時代、そしてこれからの長崎を支える人材を育成するためには必要な教育だろうというふうに考えて、高校教育課では、これまで3か年にわたり、毎年度約20名の生徒を対象に、アントレプレナーシップゼミに取り組んでまいりました。

現状、全国的にもこのアントレプレナーシップ教育というものはまだまだ一般化されておられません。十分にそのノウハウというものが研究されていない分野でもございますので、教員を対象にしたアントレプレナーシップの研修会、そういったものも行いながら、本県の各高校においても活用できるようなモデル的なプログラムを開発したいという形で、今回予算計上しているところがございます。

【川崎委員】これは全校で取り組む事業ですか。

【田川高校教育課長】これまで全県下に案内をし、県下の高校生、希望者を募りまして、20名ずつやってきた取組になります。次年度からは、生徒たちのみならず、教員もその対象に加えまして、そしてアントレプレナーシップを各校でどのようにしたら有効的に育んでいくことができるかというようなモデルを考案していくための新たな事業という形になります。

【川崎委員】いろいろ欲張ってはいけませんけれども、どこにどういう才能とかやる気を持っているお子さんがいらっしゃるかわからない中で、ついつい起業家だから実業高校系とか、そのように思いがちですけれども、ひょっとしたら普通科の方でも、起業して長崎の経済にと思

われる方も出てくるやもしれませんから、何か広くそういった教育、様々な機会に接していけるようなそんなチャンスをぜひお与えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【田川高校教育課長】これまで、アントレプレナーシップゼミですとか、あるいは長崎を元気にするアイデアコンテスト、そういった探究的な学習に力を入れてまいりました。実は、先達て産業労働部の方で行われましたミライ企業Nagasakiというスタートアップを支援するイベントがございまして、その中には、島原翔南高校の生徒が見事優秀賞に輝きまして、賞金100万円を得たと、そういうようなものも出ておりまして、こういった取組の成果というものも少しずつ出てきているのかなというふうに実感しているところでございます。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【宅島委員】それでは、質問させていただきませぬ。

まず、概要説明の28ページのところなんですけれども、教育センター関係の予算で2,229万7,000円を上程されておりますけれども、この中で、教育相談体制の充実ということで、24時間子供SOSダイヤルという事業がありまして、これは子どもがSOSを発信するとか、求めるという事業なのか、先生方がSOSを出すのか、事業としては、どっちなんですか。

【長池児童生徒支援課長】24時間SOSダイヤルは、基本的には児童生徒が対象ですけれども、その児童生徒を持つ保護者からの相談も受け付けるようにしております。

【宅島委員】わかりました。

そこで、相談をされる方がフリーダイヤル0120-078-310、こういう番号に子どもたち、かけますかね。かけないと思います。だから、例

えば虐待とか、いちはやく（189）こういった短縮ですぐつながるようなホットラインというか、そういったことをきちっとできるはずですよ。そういったことは検討されなかったのか、どうでしょうか。

【長池児童生徒支援課長】この事業については、業者の方に委託をして行っているものでございますし、それから電話以外でも、メールそれからSNS、LINE等の窓口といったいろんな形での相談の受付をしておりますので、子どもあるいは保護者の方の使い方によって、それぞれ相談の窓口は持っているところでございます。

【宅島委員】それならそれで、きちっとこの説明の中にLINEとかということも書くべきだし、とにかく短縮ダイヤル、3桁の番号ですぐSOSが出せるようなことを今後きちっと対策を打っていただきたいと思います。子どもたちは大体こんなフリーダイヤルにかけませんよ。そういったことをぜひ注意していただきたいと思います。

そして、一つは、これは概要説明の5ページになりますけれども、教育政策課の障害者雇用の推進ということであるんですけれども、教育委員会において、障害者雇用の拡大に向けた対策を推進する、知的障害者の方を会計年度任用職員として雇用し、県庁で働く経験を通じて就労に対するスキルアップを図り、民間企業等へのステップアップにつながるワークサポートオフィスを設置、特別支援学校の同様の場としてワークサポートグループを設置、特別支援の未就学者等を雇用し、自校や近隣の学校で業務補助に従事、オフィスグループには支援員を配置し就労のサポートを行うとありますけれども、具体的に、現在、知的障害者の方は何名ぐらい雇用されておりますか。

【犬塚教育政策課長】障害者の区分ごとの人数でございます。令和5年6月1日現在の数字でございますけれども、知的障害者の方が13名となっております。なお、参考までに、身体障害者、精神障害者ということでございますと、身体障害者が117名、精神障害者が32名という数字となっております。

【宅島委員】わかりました。

企業等々においても、50名以上の企業は障害者の方を雇用しなければならないという法律もありますし、県としても、しっかり目標というか、そういったものを持ちながら取り組んでいただきたいと思います。

それと、概要説明の19ページ、ドローンの事業、1,108万5,000円計上されておりますけれども、これは空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費として計上されておりますけれども、具体的に、何校ぐらいを想定されているのか、教えてください。

【田川高校教育課長】ドローンの事業について、お尋ねをいただきました。ありがとうございます。この講座につきましても、基礎講座と専門講座の2階建てになっておりまして、まず入門講座の方につきましても、学校という枠ではございませんで、全県下の高校に広く募集をかけた上で、定員としまして30名ぐらいを想定しているところでございます。

次に、専門高校を想定している事業の方では、現在のところ、専門高校を中心に16校、生徒数でいきますと約800名程度を対象として考えているところでございます。

【宅島委員】わかりました。ありがとうございます。

なぜ質問したかということ、30名の方がそういった講習を受ける、また16校がそういった対象

になるということなんですけれども、こういったことを例えばきちっとしっかり映像で記録していて、それに参加できなかった高校とか生徒の皆さん方にも見ていただくようなことをやっていただきたいと思います。この人たちだけで終わってほしくないんです。そういったところを含めて考えられているのか、教えていただきたいと思います。

【田川高校教育課長】具体についてはこれからの検討ということになりますので、今回ご指摘いただいた内容について、前向きに検討していきたいというふうに思っております。

【宅島委員】ありがとうございます。

関連しますけれども、芸術に触れる事業についても予算計上してあって、もし可能であれば、行けない児童生徒さんたちにもきちっと学校で例えば映像で見せてあげられるようなことを配慮していただきたいと思います。そういうことを今まで、令和5年度ぐらいまでの事業でやられたことはありますか。

【岩尾学芸文化課長】県教育委員会の方では、児童生徒の文化芸術の振興のために、プロの方の演奏なんかを青少年劇場ということで各小中学校に派遣しておりますけれども、その点につきまして、著作権等の問題がありまして、今のところ、映像で学校で配信するというふうなことは行っておりません。

【宅島委員】わかりました。

著作権が発生するところは発信できないかもしれないけれども、広く、一部の児童生徒たちだけが触れ合うんじゃないで、広く、その現地に行かなくても、ほかの生徒たちはウェブ上で見れるとか、そういったところの対策をすべきだと思いますので、ぜひそこら辺も検討しながら今後取り組んでいただきたいと思います。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【坂口委員】少し関連になりますけれども、同じくドローンの事業についてです。これは入門講座、専門講座に分かれているということで、先ほど、入門講座については、希望制で30名ぐらいというご答弁だったと思いますけれども、これは少し少ないような気がして、県下の普通高校、学生に、もう少しあまねく広めていただければと思います。

そして、専門講座につきましては専門高校であるということですが、これは年間大体何時間ぐらい予定されているものでしょうか。

【田川高校教育課長】現在のところは、授業時数については、まだ詳細は詰めておりませんが、実際実施に当たりますと、各高校の授業の中で実施をするという形になりますので、週1時間とかというような頻度ではなくて、年間何時間というような形になるかと思っております。

【坂口委員】詳細は今からということで、1つご提案にはなるかと思うんですが、ドローンは先端技術のうちの一つでありますので、そのほかにも、先ほど、メタバースとか、遠隔教育のところでご紹介ありましたけれども、ARとか、ほかのデジタル技術全般で、その中の一つがドローンですよということを、もう少し全般的に、体系的にデジタル教育ということで進めていただければと思いますし、国も、Society5.0の実現を目指しておりますので、ぜひその推進になるような内容にしていいただければと思いますし、また重ねてですが、入門講座の方も、もう少し枠を広げて実施をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

もう一点、これも関連になりますが、先ほど

来、遠隔教育センターが出ておりますが、部長説明の7ページですけれども、上の方、仮称長崎県遠隔教育センターについて、「施設の整備や学校のニーズに応じたコンテンツの開発及び配信の試行」という記載になっております。現場の状況がよくわからないので、少し言葉尻を捉えたような形になってしまうので恐縮なんですけど、「学校のニーズに応じた」というところはすごくわかりやすいのですが、施設の整備に応じたコンテンツの開発及び配信ということについて、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

【岩坪教育DX推進室長】この表現ですけれども、施設の整備及びニーズに応じたコンテンツの提供ということで、施設の整備については、学校のニーズに沿うということではなくて、配信に適した形で整備を進めたいというふうに考えております。

【坂口委員】よく理解ができなかったんですけれども、何に応じた施設の整備ですか。すみません、ちょっと聞き取れずに。

【岩坪教育DX推進室長】令和6年度については、施設の整備並びに学校のニーズに応じた配信コンテンツの開発を行っていきたいというふうに考えております。

【坂口委員】それはこれを読めば理解できるんですが、要は、施設の整備状況が学校のニーズを満たしていればいいんでしょうけれども、そうではなくて、これが学校のニーズに応じて施設の整備を促進し、コンテンツの開発及び配信の試行ということであればわかるのですが、そのニーズが、施設の整備の状況に制限されないかという質問があって、こういう質問をしているわけですが、ニーズに合わせて施設を整備していくというのも、これはDX、デジタル化

の推進ということですので、そのあたりの状況を詳しくお聞かせいただけないかと思えます。

【岩坪教育DX推進室長】 遠隔教育センターには、配信のためのスタジオを、今のところ7部屋整備をすることにしております。現在、受信校も先ほどお答えしたとおり検討しているわけですが、7つの配信室があれば、現在のところ、ニーズに十分対応できるというふうに考えております。

【坂口委員】 そのスタジオ7室というのは、どちらですか。遠隔教育センターに7室のスタジオがという理解でよろしいですか。

【岩坪教育DX推進室長】 遠隔教育センターを整備します教育センターの方に7つのスタジオを整備したいというふうに考えております。また、受信校においては、現在、空き教室等を使って、そこに受信の機器等を整備して、受信する環境を整えているというところであります。

【坂口委員】 では、現在の遠隔教育センターの整備の状況で言えば、先ほど川崎委員のご答弁にあったように、ある程度、限定した学校数での実施という理解で間違いはないですか。

【岩坪教育DX推進室長】 現段階では、先ほど申し上げた小規模高校を対象に配信を始めていきたいというふうに思っておりますが、成果であるとか、課題等を検証しながら、受信校の拡大であるとか、コンテンツの増加等についても検討していきたいというふうに考えております。

【坂口委員】 ということは、このコンテンツの内容というよりは、今お考えになっていることは、現在の設備の状況で一応満たすことができるという理解でよろしいですか。

【岩坪教育DX推進室長】 現段階では、十分配信は可能であるというふうに考えております。

【山下分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまでございます。

まずは、先ほど来、英語教育の質疑があったかと思えます。まず、昨年7月ですけれども、全国学力調査で、小学校、中学校ともに全教科で全国平均を下回るという報道関係の記事とともに、すごくインパクトがあったのが、英語が全国平均のマイナス5.6ポイントだったということでした。まず、こちらにつきまして、全国で何番だったのか、ご答弁をお願いいたします。

【岡野義務教育課長】 全国学力・学習状況調査の実施主体は国でありまして、その実施要領は国が定めているところでございます。この国の実施要領によりますと、教科ごとにその順位を表すというのは、これは避けていただくということになっておりますので、そのことにつきましては回答することができないということで、よろしくお願ひしたいと思います。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

正答率ですけれども、全国が45.6%で、本県が40%ということで、特に中学英語で、全国に比べて我が県の結果が好ましくなかったということが示されておりますけれども、これはすぐ解決すべき問題だと思いますし、ずっとこれまでも取り組まれてきたけれども、なかなか成果が出ていないのか、これを踏まえて、今年度の予算で、どのような形で取り組もうとしているのか、お尋ねいたします。

【岡野義務教育課長】 令和6年度に向けましては、中学校の英語授業改善研修、このことに力を入れてまいりたいと思っております。

もう一点は、小学校段階からの英語力の強化ということも考えまして、小学校教員のボトムアップ事業、こういったところにも力を入れてまいりたいというふうに考えているところです。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

そういった形で課長がコメントをされていたのも拝見をしておりますけれども、これまでと比べて、大きく何を変えようとしているのか、大事なことは当然変えられないんですけれども、特にここを工夫したというところがあれば、お伝え願います。

【岡野義務教育課長】 マイナス5ポイントというのは、我々としても非常に大きなものだったというふうに考えているところです。ところが、このマイナス5ポイントの原因が間違いなくここだという明快な原因というか、そういったことを追求するということはなかなか難しいことでありまして、まずは今、大学の先生等のご指導を仰ぎながら、こういったところに長崎県の中学校英語教育あるいは小学校英語教育の課題があるのかといったところを検討を進めているというところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

なかなか私もその原因を言えと言われても、非常に難しいというのは本当にそこはわかっておりますけれども、ただ何とかせんばいかんという状況には変わらないわけで、こういう結果が出てしまった以上、国際都市長崎というところもありますので、ここはいろいろ工夫をしながらぜひとも進めていただきたいと思います。

先ほどからの遠隔のところでもたまたお伝えをしようと思うんですけれども、先に、高校生の離島留学の推進事業費です。こちらは今年度の離島・半島地域振興特別委員会でもお伝えいたしましたけれども、私のところにも、里親さんとの関係で悩んで、本土から渡ったけれども、途中で退学をしたと。夢を持って出ていったけれども、もういられないということで帰ってきたと、そういったことでご相談、ご意見をいただ

いたということでお伝えもさせていただきました。

当事者の方といろいろお話をしていると、里親の方にその適性があるのかというご意見をいただくんです。特別委員会の場でも、里親の適性について、どれだけ議論をして、第三者の方も踏まえてこれをチェック、確認できる機能、組織になっているのかということをお尋ねしたんですけれども、それができているということでしたが、今回の事業を見ても、ちょっとそういったものが見えてきません。そういう内容がもしあるのであれば、ご答弁をお願いします。

【田川高校教育課長】 しま親の適性について、ご質問をいただきました。離島留学制度の改善策については、また後ほど詳しくご説明をさしあげますけれども、今ご質問がありました適性のことにつきましては、離島・半島地域振興特別委員会の中でも中村(泰)委員の方からご指摘をいただきました。その後、しっかりと改善策の中に織り込む形で、しま親の質の担保といった意味では、今回の改善案の中に講じさせていただいたところでございます。

しま親の認定につきましては、離島留学推進会議という会議を新たに設けまして、そこで高校ですとか、市の関係課あるいは市教委、県の振興局、そういった地域の方々も含めて入った協議会の中で、しま親の認定を図るようになっております。また、しま親の条件につきましても事細かに明文化をいたしましたので、後ほど、ご説明の中で説明させていただきたいというふうに思っております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

その推進会議のお話は、この間もお伺いをしたところなんですけれども、お金をどれだけつけるということではないのですが、これは確認

ですけれども、実際、里親のなり手不足という根本的な問題もあるというの踏まえつつも、その方に里親を継続していただくのか、また新しくなっていくのか、これを推進会議というところで、第三者の視点も入れながらご議論いただけるということによろしいのでしょうか。

【田川高校教育課長】 その中で、里親の適性についてはしっかりと判断をしていただきまして、里親を続けるべきではないという認定になりましたら、その協議の中で判断していただき、里親を辞退していただくということも十分あり得るというふうを考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

離島・半島地域振興特別委員会の時より明確におっしゃっていただいたので、その後、いろいろご議論いただいていたのかなと思います。ありがとうございます。

続きまして、長崎県遠隔教育センターですけれども、先ほどから議論が続いております。まずは、離島・半島の高校からというところで、明確にどこの高校をターゲットとしていると、そういったこともおっしゃっていただきました。

そこで、この事業を行うことで、先生方のご負担がどれほどなくなるのか、なかなか時間で言うのも難しいいんでしょうけれども、そういったメリットのところをなるべく定量的にお示しいただけないでしょうか。

【岩坪教育DX推進室長】 遠隔教育センターの開設による教員の負担の軽減ということですが、やはり教員数が限られておまして、例えば、地理歴史科であるとか、理科等で、専門外の科目を教えなければならないというような状況もございます。そういう点で、遠隔教育でそのあたりがカバーできれば、教員の負担というのはか

なり減ってくるというふうを考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

そうだろうなと思うところで、例えば、そこに配置しないといけなかった先生が、要は、配置しなくてよくて、本土から指導できるとか、そういったことがもし実現できれば、必要となる先生の数も当然減ってくると思うんですけれども、そういった視点での何か、要は、予算に対してのメリット、BバイCのところにはなるんですけれども、明確にBバイCが幾らというところまではお尋ねしないんですけれども、ある程度、その辺が見えているのかというふうなことであるのですが、お願いできないでしょうか。

【岩坪教育DX推進室長】 遠隔教育を行うことで、どの程度教員の数が減らせるかとか、そのようなことかと思いますが、現在のルールでは、遠隔授業を実施する場合に、受信校においても、教員がその教室につく必要があるということはありません。そういう点もありまして、すぐ教員を減らせるような状況にすることは難しいというふうに考えておりますが、このあたりのルールについても文部科学省が検討を進めているところですので、そのあたりのルールが変わってくれば、さらに効率的な教員配置というところも可能になってくるかというふうに考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。わかりました。そのあたりは、今後進めていく中でだと思えます。

これは要望なんですけれども、今回は高等学校のみというところですが、例えば、先ほど申し上げたように、英語教育とかそういったことを小中学生に進めていくというところにおいても、こういうものはすごく使えるんだと思うんです。あくまでも可能性のところを申し

上げています。これはあくまでも高校から始めるというところですけども、大学入試においてもですし、たくさんの学びを求める子どもに対して、これを提供できる可能性というのをすごく秘めていると思いますので、幅広にこれをぜひともご議論いただいて、離島・半島だけじゃなくて、県内の小中高の子どもたちにメリットが得られるような教育センターになっていただければということをお願いいたします。

最後に、教員のなり手不足で、高校でデジタル採点システムというのを導入されるということですけども、これは小中学校とかも同じような取組ができるはずなんです、そのあたりのご議論の状況について、お尋ねいたします。

【岡野義務教育課長】お尋ねにあった自動採点システムについては、今現在、小中学校では、各市町教育委員会が導入を進めているという状況で、幾つかの市町で実際に行われているということ聞いております。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山田委員】私の方から、教員のなり手不足解消プロジェクト費の方を質問させていただきたいと思います。

今回、1.7億円ぐらい予算要求して、結果、6,000万円しかついていないこの事業費の中で、どのようにして教員の業務負担軽減を行っていく、なり手不足解消をしていくのか、そのあたり、お尋ねをしたいと思っております。

まず、それぞれに今の教員の充足率、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

【谷口義務教育課人事管理監】教員の充足率というお尋ねですけども、義務教育の場合は、小中学校の場合は、今年度初めに、必要な定数という部分については、しっかりと配置をさせていただいているところです。ただ、臨時的任

用の職員が不足をしておりますので、途中で休業者が出たりとか、そういった場合の代替を何校か入れ切れていないという状況にあります。

【田川高校教育課長】高校関係、高校と特別支援学校関連でお伝えをいたします。令和5年度、4月1日現在におきまして、講師ですとか、あるいは育休の代替講師、そういったところが充足できていない数が合計で20名いるという状況でございます。

【山田委員】それぞれ教頭先生が授業をされたり、科目じゃない先生が授業をされたりとかいうのも義務教育ではありますよね。今このような形で数字を示していただきましたが、今回、当初予定していた分と大きく違う、何をどう削られたのか、当初やりたかったんだけども、できなかったことというのはどういったことなのかを教えてください。

【田川高校教育課長】今のご質問で、大幅減になった原因ということでございますけれども、その大部分は、高等学校で配置を予定しておりましたいわゆるスクール・サポート・スタッフ、その分の減になります。当初は、全ての高等学校に1名を配置する計画でございましたけれども、全国的に見ても、高校でスクール・サポート・スタッフの活用事例が多くないという現状と、それから国が示しております配置の効果ということで、1人配置いたしますと、教職員1人当たり、1週間約5時間減じられるという結果を文部科学省が示しているところがございますけれども、5時間の効果が出るまでに4年間かかるというようなデータがございます、まずはモデル校において、その効果を実証すると、どういった業務を委ね、そしてどういう使い方をしていけば効果が出ていくのかというその検証のために、まずは5校からスタートしていくとい

う結果になったという状況でございます。

【山田委員】結果が出るまで4年ぐらいかかって週5時間程度ということは、ちょっときびし目に、どういう数字の下にされたかよくわからないけれども、結構厳しい結果だなというのがわかりました。

主にはこれということで、今回、効果があまり見込めないということもあり、この分は予算がつかなかったけれども、この教員のなり手不足解消プロジェクト約6,000万円を活用して、先ほど言われたような不足分をどのような形で、それが数字として、目標はどのようになっているのか、効果をどのように示す予定なのかをお聞かせいただきたいと思っております。

【田川高校教育課長】まず、県立高校の方でございますけれども、デジタル採点システムの導入ですとか、ほかに、モデル校による新たな学校運営について模索していきたいというふうに考えております。まず、モデル校の方では、これまで長崎県の高校では、生徒のためという理由で、長時間労働が慣例的になっていた現状がございます。これからは、そうではなくて、例えば学習面においては、標準時数を超えて授業をやっている高校ですと、そういった授業時数を若干減らしていきながら、子どもたちの主体性を引き出しつつ、そして教職員の働き方と連動させるような取組、新しい学校文化をつくり出していくような取組が必要だろうというようなことで、そういった新しい学校運営の創出と、そういったものにチャレンジしてまいりたいというふうに考えております。

【岡野義務教育課長】義務教育段階では、スクール・サポート・スタッフが要求をしていたとおりの人数についておりますので、53人分ほど、今年度よりも増えていくという形になるうかと

思います。したがって、そういう方々に学校の先生たちのいわゆる授業以外の簡単にできる業務の部分、こういった部分を賄ってもらいますので、随分と先生方の負担は減るのではないかとこのように考えているところです。

もう一点は、コミュニティ・スクールを導入して働き方改革を推進していくということも考えております。コミュニティ・スクールというのは、学校運営協議会というものを置いた学校のことを言うんですけれども、ここに地域も豊かになる、学校教育も豊かになる、どちらも考えていった時に、やっぱり先生たちの業務負担というのはしっかり考えていかないと両方が成り立たないだろうということを考えながら、そういうコミュニティ・スクールを増やしていきたいという取組も行っていきたいと思っております。

【山田委員】高校教育課長が先ほど言われた規定の授業の時間をちょっとオーバーしているとか、ちょっと多い分は、ちゃんとそこまでに抑えて、子どもの主体性、子どもたちが自学とか、もっと自分たちでやるようにしようというお話だったということで理解してよろしいですか。わかりました。

それで、今、義務教育の方は、人数が具体的に53人分増えるということで、負担軽減、そしてコミュニティ・スクールの推進等々で、少し明るい兆しが見えるかなと思っておりますが、結果、なかなか効果がないと言われたスクール・サポート・スタッフを入れることができない中で、県立高校の不足分をどう補っていくかというのは非常に課題が残っているかなと思っております。

まずは、モデル校での実施の中で、本当に文部科学省の調査結果どおりなのかどうか、いろ

いる試していただく中で、先生方の負担軽減をぜひともお願いしたいと思います。

【山下分科会長】 それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から委員会を再開し、引き続き教育委員会の審査を行います。

午前 11時55分 休憩

午後 1時28分 再開

【山下分科会長】 会議を再開します。

午前中に引き続き、教育委員会の審査を行います。

初めに、義務教育課人事管理監より説明を受けたいと存じます。

【谷口義務教育課人事管理監】 午前中、公立学校の管理職員の配置状況についてご説明をさせていただいたところですが、校長のみを説明させていただきました。副校長と教頭の配置状況についても、今からご報告をさせていただきたいと思います。

お配りの資料をご覧いただきまして、副校長につきましては、小学校12名、うち女性が1名、中学校16名、うち5名が女性、県立が14名、うち女性が6名となっております。また、教頭につきましては、小学校303名、うち女性が42名、中学校が163名、うち女性が21名、県立学校91名、うち女性が17名となっております。

なお、下の方には女性の比率等も記載をしておりますので、ご覧ください。

【山下分科会長】 次に、教育次長より発言を求められております。

【狩野教育次長】 午前中、中山委員からご質問いただいておりますスクール・サポート・スタッフなどの各種職員の役割でございますとか、事業効果等につきましては、総括的に取りまと

めまして資料を作成しまして、6月の委員会でご説明申し上げたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

【山下分科会長】 中山委員、よろしいでしょうか。

【中山委員】 はい。

【山下分科会長】 ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、予算議案に対する質疑を続行します。

【畑島委員】 新規・拡充の事業を中心に、幾つか質問させていただきます。

まず、新規の令和の長崎スクール事業について、お伺いしたいと思います。

学習指導要領や国の答申が出された背景、理論や実践上の留意事項を整理するとともに、協力校における実践等をまとめた手引書を作成、周知というふうにありますけれども、手引書の作成、周知に至るスケジュール感を教えてください。

【岡野義務教育課長】 ありがとうございます。手引書につきましては、第1年次から作成に入っていきたいと思っております。3か年研究ではありますけれども、3年分をまとめて手引を作るというよりは、1年目から手引書の作成にかかっていくと。その都度、その都度、市町教育委員会に対しましては情報を周知しまして、こういう形で今、研究が進んでいるということの確認等をやっていきたいと思っております。

【畑島委員】 確認させていただきます。小学校について、わかりやすく議論を絞らせていただきたいと思いますけれども、現行の学習指導要領、小学校においては、いつから施行されますでしょうか。

【岡野義務教育課長】 小学校につきましては、今年度が全面実施4年目になります。

【畑島委員】 いつからになりますか。

【岡野義務教育課長】 令和2年度からです。

【畑島委員】 現行の学習指導要領は平成29年に告示されて、移行期間を経て、全面施行が令和2年からというような形かなと思っておりまして、現行の学習指導要領が発表されて全容が明らかになってからは、もう既に7年が経過しようとしているところかなというふうに理解しておりますけれども、その中で、このタイミングでまた現行の学習指導要領に対する手引書を作成しようとするこの事業が始まった、タイミング的に、なぜ今なのかといったところについて、背景を教えていただければと思います。

【岡野義務教育課長】 ありがとうございます。まさに、今この時期が一番大事かなというふうに考えたところです。

大きく2点ございまして、1点目は、次の学習指導要領が恐らく令和9年度あたりに告示されるのかなということを考えれば、残り3年間の取組というのは非常に大事なものになってくるだろうということ、もう一点は、今まさに委員から指摘があったように、令和2年度からこの全面実施があったわけですけれども、ちょうどその頃に新型コロナウイルスの感染が拡大しまして、本当に学校で「主体的・対話的で深い学び」というキーワードが学習指導要領、新しいキーワードだったんですけれども、この浸透が十分に図れないうちにGIGAスクール構想がやってきたり、「個別最適な学び」、「協働的な学び」、こういうキーワードがやってきたりして、これ自体は悪いことではないんですけれども、今現在、ちょっと消化不良になっているんじゃないのかなという実態がございます。

【畑島委員】 ありがとうございます。私も、この事業は非常によい取組だなと思って、応援させていただきたいと思っております。

今、課長から答弁ありましたとおり、現行学習指導要領が発表されてから時間は経過しているんですけれども、その途中、コロナも経て、学習的な本質というよりも、コロナ禍を踏まえた、どちらかと言うと、その中、環境の変化による学習手法の方が先行して取り組まないといけない時期であったかなと思っております。

そうした中で、また改めて現行の学習指導要領で示されているような本質的な学びの部分といったところをしっかりと生徒たちにも伝えていくといったところで、先ほど、このプロジェクトについては、3か年というプロジェクトだということございましたけれども、市町とも連携しながら、手引書の作成を通じて、しっかりと浸透していくような形になっていただければと思います。

また、課長からも言及ありましたけれども、恐らく、もうすぐ次の学習指導要領の改訂のタイミングが来ようかと思えます。概ね10年に一度と言われていいますので、恐らく、もう少ししましたら、その議論が国の方で始まるんじゃないかなと思っております。ただ、学習指導要領も、急に国ががらっと一気に変えるというものではなくて、これまで学校現場で培ってきたもの、皆様方が築いたものを、その延長線上にまたさらなる改訂というのが起こると思いますので、まずはしっかりと今の学習指導要領を地に足つけて浸透させていっていただきたいと思います。その上で、恐らくまた近々始まるであろう次の国の改訂の議論の方向性というものもしっかり意識しながら、学校の先生たちと一緒にやっていっていただければというふうに思っています。

おります。

続きまして、教員のなり手不足解消プロジェクトの義務教育の段階の方につきまして、コミュニティ・スクールによる働き方改革といったような取組が1つあるかと思いますが、このコミュニティ・スクールと働き方改革の関連性について、もう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

【岡野義務教育課長】 コミュニティ・スクール本来の目的を維持しつつ、学校が担ってきたこれまでの役割、こういったものを地域の方、保護者の方にも一緒に担っていただきたいということを考えているところです。

例えば、文部科学省は随分前から、本来的に学校の業務ではないものというような形で提示をされています。その筆頭に来るのが登下校の見守りというようなところです。今現在、多くの小中学校では、登下校の見守り、学校の先生方がやっていたらいいところと、これは「やってください」とお願いされてやっているものではなくて、自主的に先生方がやっていたらいいところが多いんですけども、何となく、みんなでやっているから横並びにやっていかなければならないというようなところもあるんじゃないかなと。こういったところを地域の方にやってもらうこと、学校の教員は、朝、学校でしっかりと子どもたちを迎えて、授業に専念してもらおうことというような形で、こんな取組を重ねていきたいと思っています。そのために、コミュニティ・スクールというのが一つの大きな原動力になるのではないかというふうに考えているところです。

【畑島委員】 ありがとうございます。

私も、課長の答弁、まさにおっしゃるとおりかなと思っておりまして、本来、教育というも

のは、学校教育だけではなくて、学校教育と地域と家庭と、この3本柱で初めて成立するものかと思っておりますので、まさにそうしたところがしっかり踏まえていけるように、この事業についても期待しているところですが、ただ、その上でもう一点確認しておきたいんですけども、長崎県下における小中学校のコミュニティ・スクールの導入状況について、教えてください。

【岡野義務教育課長】 令和5年度で小中学校119校がコミュニティ・スクールを導入しておりますので、全体の4分の1といったところでございます。

【畑島委員】 恐らく、まだ全国と比較しても、ちょっと低い水準であるのかなというふうに思っておりますので、また働き方改革と絡めて、コミュニティ・スクールという意義もしっかりと周知を図って、ご理解いただきながら、同時に進めていっていただければというふうに思う次第です。

続きまして、NEXT長崎人材育成事業について、お伺いいたします。

成長分野の企業や先端企業への企業見学を実施していくというふうな取組がございますけれども、こちらについては離島の高校も対象となりますでしょうか。

【田川高校教育課長】 離島の高校生も対象に加えていきたいと考えております。

【畑島委員】 離島の場合ですと、成長分野の企業や先端企業といったところがなかなか地元になかなか少ないかなという印象を受けているんですけども、そのあたりの対応は、どのようにお考えでしょうか。

【田川高校教育課長】 教育には格差ができるだけ少ない方がいいというふうに考えております。

したがいまして、離島の子どもたちに対しても、先端の企業ですとか、先端的な学びといったものは優先的に考えていく必要があるかと思っておりますので、半導体産業ですとか、成長分野の企業、そういったところの見学が離島の子どもたちにとってもできるような、そういう配慮をしてまいりたいというふうに考えております。

【畑島委員】 ありがとうございます。

自分も離島ですずっと育ちまして、離島の高校を出したところですけども、なかなか離島ですと、そうした最先端の企業であったり、時代を先にリードしていくような企業というのがなかなかなくて、そうしたところで働く人たちであったり、そうした企業が何をやっているかという後ろ姿をなかなか見ることができず、自分の将来的なキャリアを見る時の参考にもなかなかなりにくいところもあるかと思っておりますので、ぜひこういった事業を通じて、離島においても、そうしたところに関心を持ってチャレンジができるような環境というのをぜひつくっていただければと思っております。

最後に、未来ながさきスポーツプロジェクト推進事業について、お伺いいたします。

一般質問の中でも、千住議員より質疑がございましたけれども、改めて、この事業の目的、狙いといったところをお聞かせいただければと思います。

【永田体育保健課体育指導監】お答えいたします。

この未来ながさきスポーツプロジェクト推進事業でございますけれども、現在、本県では、小学生、中学生、高校生のジュニア選手、そして成年選手、各世代に応じた競技力向上対策を行っているところでございます。現在、もちろ

ん国民スポーツ大会だけではございませんけれども、各競技団体さん、官民あるいは企業の方、競技団体さんから構成されます長崎県競技力向上対策本部の方のご意見で、本県においては実業団等が少ない県でございますので、そういった特に成年選手を支援、サポートしていくというような仕組みづくりが大切というようなご意見をいただいております。

そういった中で、特に成年選手の世代を充実させていくためには、成年選手の活動費の捻出でありますとか、あるいは成年選手が活動しやすい企業側のご協力、そういったところの課題、そして県内の社会人クラブを中心として活動していただいておりますけれども、そこに新たな選手を確保して、いわゆる選手の世代交代が必要だと考えております。そうした中で、県の競技団体が加盟をしています県のスポーツ協会の方に、そういった社会人アスリートを支援するような新たな組織を設置しようというふうに考えております。現在、県のスポーツ協会では、本県にUターンやIターンも含めて、競技を継続しながら仕事をしていきたいという選手のお声もありますので、厚生労働省の無料職業紹介場の認可を受けまして、長崎県アスリート就職支援事業というのを現在、取り組んでいるところでございます。

ただ、協力いただく企業の方からも、実際、選手に対して、どんなサポートをしていいの、あるいは選手側からも、具体的に、どういった職種があって、どういう勤務地であってと、いろんなところがありますので、今回、この事業の中で、今ご説明しましたように、新たに企業等協力意欲を開拓するような、あるいは社会人クラブ、成年選手が活動するようなスポンサー企業の開拓でありますとか、企業と競技団体が

社会人チームとコラボして、子どもたちにジュニア教室を開いたりとかというような形で取り組んでいければと思っております。

行く行くは、選手が引退をした後、指導者としてまた新たな子どもたち、選手を育てていく、そういったスポーツの好循環を目指した意味で、今回、事業を計上させていただいております。

【畑島委員】 ありがとうございます。

今、答弁の中でも言及ありましたけれども、スポーツの中において、スポーツの好循環というキーワードは非常に重要なというふうに思っております。本事業が本県の競技力の向上につながることはもちろんですし、今おっしゃっていただいたように、行く行くは指導者になっていただく、それによって、まさに今、抱えている部活動の地域移行の受皿にもなるような、そうした指導者にもつながっていくといったところで、様々な波及効果が期待できる事業かなというふうに思っております。

また、企業とアスリートのマッチングといったところでは、最近では東京の方では、アスリートを専門としたような民間の人材マッチングの転職サービスであったり、民間市場においてもそうしたサービスは出てきているところでございますので、またそのあたりのノウハウの活用あるいは連携といったところも見据えて、まだ始まったばかりで、すぐに形になるかどうかはわかりませんが、しっかりそうしたところを見ながら、活用できるところを活用しながら、しっかりと進めていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【山下分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【中村(俊)委員】 私からは、1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。冒頭に、グロー

バル化に対応した教育の推進ということで、教育長から熱の籠もったご説明をいただきました。

しかしながら、国際理解教育推進費、ALTの招致費になるかと思っておりますが、令和5年度、これは減額補正が出ておりました、また令和6年度の予算についても、前年度比で予算が減ということでございます。この点について、もう少し詳しくその理由を教えていただけませんか。

【田川高校教育課長】 ただいま中村(俊)委員がおっしゃられた該当箇所は、恐らく、横長42ページの国際理解教育推進費のところになるかと考えております。ここでいきますと、予算額、対前年比で615万4,000円の減という形になっております。この減額の内容について、ご説明をいたします。

もともと、これまで3か年の予定で、国からの委託事業で、ワールド・ワイド・ラーニングという事業を行ってまいりました。この事業は、広い視野で物事を考え、そして主体的に行動ができるグローバル人材の育成を目指した国の事業でございました。この事業が約900万円程度の事業費でございまして、これが今年度で終了になるということが主な理由となります。

しかしながら、この事業の後継事業として、横展開を県内で図っていくということで、県独自の新たな事業を300万円程度で構築しております、そういったことでこの事業の後継事業を考えているところで、最終的には、この金額の減というふうになったところでございます。

【中村(俊)委員】 ご説明ありがとうございます。

先ほど来、中山委員そして中村泰輔委員からもありましたALTの件になりますけれども、ALTの先生方というのは多種多様な方々がいらっしゃいます。私も以前からいろいろと懸念をしていることがありまして、例えば、ALTの

先生方というのは一般の教員の先生方に比べると月額報酬というのも高めに設定をされていたり、あるいは住宅費の補助等々、手厚い補助、かなり恵まれた状態の中で、補助としての責務を果たしていただいているのですが、どうしてもALTの先生方にも、先ほど言ったとおりで、例えば、日本に興味があって、日本語を教えたいということで日本に来られる方々も多くいらっしゃるわけなんですけれども、単純に、日本に来て英語を教えることで、それなりの報酬がただで、そこでお金をためて、例えばその後、仕事が終わった後に、日本国内を旅行したり、そこからアジアの方に旅行に行こうか、みたいな方々も中にはいらっしゃいます。全ての方じゃないですけども。そういう意味では、やはりALTの先生方には一定の質を持った方々にその職責を果たしていただきたいというところがございますので、今後とも、ALTの先生方の人材については、質の高い方々を招致していただきたいという意見を付して、私の確認に代えさせていただきます。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分につきましては、教育委員会の予算1,330億4,390万円のうち、教職員等の給与費は1,170億5,394万円で、88%を構成します。もちろん、この予算については賛成です。どの子にも確かな学力をと、長時間労働と言われる中で、子どもたちに寄り添い、日頃から頑張っておられる教職員の皆さんに敬意

を表します。

しかし、当初予算の中で、長崎県が進めている県の学力調査、本予算とは直接関係はありませんが、長崎県が取り組んでいる全国学力調査について、私は賛成できません。全国学力テストの平均正答率以上を掲げ取り組んでいますが、いまだ達成ができておりません。子どもたち、先生たちは、テストの成績を上げることをさらに求められます。子どもたちは、数値でははかれません。一人ひとりの子どもの学びを支える取組は、各学校で、一人ひとりの子どもに合わせ工夫して行われており、全国学力調査を基準にする理由が見つかりません。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも、実質的な増員の予算は計上されませんでした。

子ども一人ひとりに目が行き届く少人数学級の早期実施を、教職員の増員を、こうした現場の声を申し上げて、反対討論といたします。

【山下分科会長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

まず、第1号議案のうち関係部分について、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【山下分科会長】起立多数。

よって、第1号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第59号議案のうち関係部分について採決いたします。

第59号議案のうち関係部分は、原案のとおり、

可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第59号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【山下委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

教育長より総括説明を求めます。

【前川教育長】教育委員会関係の議案についてご説明をいたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料、教育委員会の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第16号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第31号議案「長崎県公立学校情報機器整備基金条例」、第32号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」、第52号議案「第四期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分であります。

第16号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、地方自治法の改正により新たに在宅勤務等手当の支給が可能となったことを踏まえ、国家公務員の取扱いに準じ、令和6年度から在宅勤務等手当を新設するとともに、在宅勤務等に伴い通勤回数が減少する職員について通勤手当の調整を行うなど、所要の改正をしようとするものであります。

第31号議案「長崎県公立学校情報機器整備基金条例」は、GIGAスクール構想に基づき、義務教育段階における1人1台端末等を更新することを目的として国から交付される「公立学校情報機器整備事業費補助金」を受け入れる基金を設置するために必要な事項を定めようとする

ものであります。

第32号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数により算定される教職員定数の増減に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

3ページでございます。

第52号議案「第四期長崎県教育振興基本計画について」は、現在の第三期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、新たに令和6年度から5年間の本県教育の振興に向けた基本的な方向性や主要な施策等を計画として定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、第52号議案につきましては、後ほど、教育政策課企画監から補足説明をさせていただきます。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

男性職員の育児休業取得率の目標変更については、記載のとおりでございます。

（新規高等学校卒業者の就職内定状況について）

本県の公立高等学校における新規卒業者の就職内定率等は、記載のとおりであります。

県教育委員会では、これまで、キャリアサポートスタッフの配置や各高等学校への定期的な訪問指導など、県内就職希望者を支援する事業を展開するとともに、長崎労働局や産業労働部といった関係機関と連携して県内企業に対して働きやすい職場づくりと従業員のキャリア形成への支援を要請するなど、就職支援に取り組んでまいりました。

今後も長崎県総合計画の令和7年度県内就職率68%の達成に向け、生徒の希望進路実現に向けた支援に努めてまいります。

（高校生の離島留学制度の改善策について）

昨年の3月に行方不明となった壱岐高校の離島留学生在が亡くなったことなどを受け、離島留学制度の運営上の課題についての取りまとめや、必要な措置について検討することを目的として、臨床心理士や弁護士等の外部有識者を含めた「これからの離島留学検討委員会」を令和5年4月20日に設置し、9月3日の第3回委員会において「壱岐事案についての検証結果及び離島留学制度の改善に向けての報告書」として、取りまとめいただきました。

この報告書を踏まえ、長崎県教育委員会においてこれまで離島留学実施5校及び実施3市の各機関と協議を重ね、臨床心理士や社会福祉士などの専門家の助言もいただきながら、具体的な改善策について策定したところでございます。

今後は、この改善策を実施することにより、離島留学生在が安心して充実した生活を送れるように、そして、卒業後も島民の方々とぬくもりある交流が続いていくよう、制度自体がより魅力的で持続可能な制度となるよう努めてまいります。

なお、こちらにつきましては、後ほど高校教育課長から補足説明をさせていただきます。

（特別支援教育の推進について）

「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第一次計画」のもと、本校化に向けて準備を進めてまいりました県立鶴南特別支援学校時津分校は、いよいよ今年4月に「県立時和特別支援学校」として開校いたします。

これにより、地域に根ざした学校運営の充実を図り、障害のある子どもたちの教育活動のさ

らなる充実に繋げてまいりたいと考えております。

引き続き、全県的、中・長期的な視点に立つて計画的に特別支援学校の環境整備と教育の充実に向けて取り組んでまいります。

「子ども県展」の開催について及びスポーツにおける活躍については、記載のとおりでございます。

ここで追加資料の2ページをお開きください。（第五次長崎県子ども読書活動推進計画の策定について）

先の11月定例会で素案へのご意見をいただくとともに、12月4日から12月25日の期間において、パブリックコメントを実施しました。そこでいただいたご意見を踏まえ、本計画を策定したところです。

今後、本計画に基づき、関係者との連携を図りながら、子どもの読書活動の推進に努めてまいります。

次の教職員の不祥事につきましては、説明資料の当初版の6ページ、後ほど、追加1の2ページの後段をお開きいただくこととなります。まずは、当初版の6ページからでございます。

（教職員の不祥事について）

令和5年11月に旅行で滞在していた福岡市内において、覚醒剤を使用したとして覚醒剤取締法違反（使用）容疑により逮捕され、さらに、勤務先の学校内に覚醒剤を所持していたとして覚醒剤取締法違反（使用・所持）により起訴された県立高校の副主幹事務長を令和5年12月15日付けで懲戒免職処分といたしました。

次に、追加1をお願いいたします。後段でございます。

また、令和4年11月頃から令和5年9月にかけて、複数の生徒に対して人権を著しく侵害する

不適切な発言をした中学校教諭を令和6年2月20日付けで減給1月の懲戒処分といたしました。

さらに、令和6年1月15日に、長崎市内の県立高校教諭が路面電車内で女子高生のスカートの中を盗撮したとして、性的姿態等撮影容疑で逮捕されました。

加えて、令和6年2月14日に、南島原市内の県立高校教諭が霊能力者を名乗り不妊治療と称して女性にわいせつな行為をしたとして、準強制性交等容疑で逮捕されました。なお、本日の新聞報道でもございましたとおり、同じ女性に別の日にもわいせつな行為をしていたとしまして、3月5日に再逮捕されております。これらの案件につきましては、今後、事実関係を慎重に確認のうえ、厳正に対処してまいります。

ここでまた当初版にお戻りいただきまして、中ほどでございます。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、教職員によるこのような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ、県民の皆様にも深くお詫び申し上げます。

今後も引き続き、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、全ての教育関係者と力を合わせて、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効ある取組の推進に全力を傾けてまいります。

ここで、追加2の2ページをご覧ください。

（懲戒処分取消請求等にかかる訴訟について）

平成25年に虚偽の公務災害の認定請求を行い、療養補償費を不正に交付させたこと等により懲戒免職処分となった県立学校の元教諭が、

懲戒免職処分を不服として処分の取り消し等を求めていた訴訟について、令和4年2月22日付けで長崎地方裁判所において、さらに、令和6年2月7日付けで福岡高等裁判所において、懲戒免職処分を取り消す判決が示されました。

地裁判決及び高裁判決の趣旨としましては、本県の主張にある関係生徒及び関係職員の供述は信用できないとされており、本県の主張と大きく隔たりがあることから、上級裁判所の更なる判断を仰ぐため令和6年2月22日付けで上告いたしました。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】次に、教育政策課企画監より補足説明を求めます。

【山下教育政策課企画監】第52号議案「第四期長崎県教育振興基本計画について」、補足してご説明いたします。

文教厚生委員会、横長の説明資料10ページをご覧ください。

第四期目となります本計画の策定に当たりましては、有識者からなる懇話会を設置し、ご議論をいただいたほか、子どもたちへアンケートを実施し、教育や学校に対する意見を聞くなど、様々な方々からご意見をいただきながら策定を進めてまいりました。また、11月議会におきまして素案をお示しし、県議会の皆様からもご意見をいただきました。その県議会の皆様からいただいたご意見や12月に実施したパブリックコメントで県民の皆様からいただいたご意見などを踏まえまして修正を行い、今回、計画議案として提出をさせていただきました。

2にありますとおり、計画期間は、令和6年度

から10年度までの5年間となっております。

3、計画の基本テーマにつきましては、「つながりが創る豊かな教育」としております。これは教育における課題が多様化、複雑化しており、支援を必要とする児童生徒への対応、新たな資質、能力の育成など、学校、家庭だけでは解決が困難な状況となってきております。そのため、これまで以上に学校、家庭、地域をはじめ、行政や企業などともつながりを深めながら、未来を担う子どもたちを地域総がかりで育てる気運を醸成し、諸課題の解決に当たりたいという思いから設定いたしました。

4、計画の概要に記載の体系でございますが、計画の柱01から04までの4つの柱と、丸文字で記載しております18の主要施策で構成をしております。

これまでの計画との大きな違いといたしましては、これまでの計画も、様々な方々からご意見を伺いながら作成してまいりましたが、加えて、多くの子どもたちの意見を直接聞き作成したこと、それから現計画は140ページほどございましたが、教育行政のことを詳しく、丁寧に説明をしておりました一方、学校などにおいて、忙しくて手に取る余裕がない、一般の方からは、内容が難しいなど、ご意見も伺いましたので、新たな計画は、関係者とのつながりの例示など、図を交えてわかりやすく、かつコンパクトにして、特に取り組んでいきたい方向性をお示ししているところでございます。

なお、計画の本体は、議案書第3号の6ページから37ページに掲載をしております。

本議会におきましてご承認をいただきましたら、つながりによる豊かな教育を実践しながら、どのような時代が来ても、子どもたちが将来、持続可能な社会の創り手となり、豊かな人生を

切り拓く力を身につけられるよう、子どもたちの成長と様々な課題解決へ取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【山下委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】まず、第32号議案について、質疑します。これは委員会の横長ですので、通知をします。

この議案では、市町立学校につきまして、小学校、中学校が107人の減、それから県立におきましては、中学校、高校が2人の減ということで、トータル88人の減ということになるんですけども、例年に比べて減になる先生方が多いというふうに思うのですが、この減の理由は何ですか。

【岡野義務教育課長】小中学校における減の一番大きな原因は、まず学校の統廃合、それから児童生徒の減少、この2つでございます。

【堀江委員】私の認識が間違いなければ、教職員の定数の中には、法に定める標準定数と県単独で措置をしている県単定数があるというふうに思っているのですが、これは間違いないですか。

【岡野義務教育課長】その点につきましては、委員のおっしゃったとおり、まずは「義務教育標準法」という法律で定められているところでございます。もう一方の県単というところにつきましては……。

【山下委員長】暫時休憩します。

午後 2時6分 休憩

午後 2時6分 再開

【山下委員長】委員会を再開します。

【岡野義務教育課長】失礼しました。委員のご指摘のとおり、県単の配置ということもございます。

【堀江委員】そうしますと、この減になっている例えば107人、そして2人の減ということの中で、県単の減というのは何人ですか。そういう区分けがわかりますか。

【岡野義務教育課長】県単の減というのはゼロでございます。

【堀江委員】そうしますと、今回のこの減は、全て国の法律に基づいた標準の定数に基づいての減ということですか。

【岡野義務教育課長】そのとおりでございます。

【堀江委員】ご説明ありがとうございました。

もう一つは、第52号議案の第四期教育振興基本計画ですけれども、このことについてもサイドボックスで発信をします。1つは、スクールカウンセラーを指標に挙げなかったのはなぜかという質疑なんですけれども、この第四期教育振興基本計画は、昨年11月の文教厚生委員会で素案の時に説明があって、委員会として審議をいたしました。その時に私は、今回、スクールカウンセラーの配置の指標がないと。例えば、第一期はスクールカウンセラーの配置数、それから第二期はスクールカウンセラーの配置校率、そして第三期がスクールカウンセラーの配置校数ということで、指標は変わるんだけど、スクールカウンセラーについて拡充していく、拡大していくということでの指標があると。それをどうして今回は挙げないのかということで、私としては、その進行状況をチェックするのにも指標に挙げるのが必要ではないかということで、これは計画になってしまったら終わりなので、ぜひ素案の時に検討してほしいというふうに発言をいたしました。その後、どのような検

討がされたのか、答弁を求めます。

【長池児童生徒支援課長】スクールカウンセラーにつきましては、11月議会でも堀江委員の方からご指摘ありました。それを受けまして、SCに関する指標の設定について改めて検討いたしたところでございますが、先ほどの全体の説明もありましたとおり、この第四期計画においては、全体の考え方として、学校がどれくらい取り組んだのかという活動指標を極力減らすことで指標を絞り込み、また子どもたちがどのように変わったかという、いわゆる直接的な成果が見えるような指標を掲げる方針としていること、これにのっとりまして、今回は、SCに特化した指標ではなく、学校内または学校外の専門的な指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合、こちらの方が適当であるというふうに判断をして、設定いたしました。

【堀江委員】スクールカウンセラーのいわゆる配置校、配置率、スクールカウンセラーを増やすということよりも、子どもたちや生徒たちがどれだけ相談したかと、そっちに力を入れるということで、第四期についてはスクールカウンセラーの実質的な増員、そのことが見える指標はないんだという答弁ですが、今の答弁の中で、直接指標が見えるというふうな指標ということを言われました。その中で、先ほど私が発信しましたここの部分なんですけれども、子どもたちが、結局、どう答えるか。学校に行くのが楽しいと答える生徒の割合、それから自分が高校生だったら社会への関心や課題能力が高まったと考える生徒の割合とか、どう考えるかということで、生徒や子どもたちがどう考えるか、どう思ったか、そのことが指標として出されるというふうに思っているんですけれども、そういう意味で、私は、子どもたちがどう思ったかと

ということよりも、具体的な指標、例えば少人数学級をどれくらい実施したかとか、客観的な指標をもっと増やすべきではないかというふうに11月議会でも質問したんですけれども、その点についてはどう検討したのか、併せて答弁を求めます。

【山下教育政策課企画監】 11月の委員会でもお答えしましたが、少人数学級など予算を伴うものにつきましては、なかなか本県の単独予算では設置が厳しいというものもありまして、そのようなもの、実現可能性がまだ見えていないものについては記載をできませんでした。

ただ一方、委員がおっしゃいましたように、生徒にどのように届いたかということを経今回の計画では入れさせていただいていまして、授業がわかると回答した児童生徒の割合であるとか、それから客観的に見る指標としましては、全国学力調査の平均正答率など、子どもにどれだけ届いたかというものと客観的な数字で表せるようなもの、そのようなものを指標と設定いたしました。

【山下委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第32号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」については、これは生徒の減によって法律上減らすということでの条例改正だとは理解をしておりますけれども、私は、先生たちを減らすということにつきましては反対の立場ですので、賛成できません。

第四期の長崎県教育振興基本計画につきまし

ては、第52号議案ですけれども、関係部分について、以下の理由で反対いたします。

私は、これまで基本計画そのものについて、教育の自主性を脅かし、子どもの柔らかい心を国が定める鑄型に押し込める内容として反対をしてきました。県民が求めている教育への要望は、子ども一人ひとりに目が行き届く少人数学級の実施、教職員の増員、高過ぎる学費の引下げ、どの子ども伸び伸びと過ごせる学校生活など、憲法、子どもの権利条約を具現化することにほかなりません。国の実施を待つだけでなく、少人数学級をどう拡充するか、何年かけて、どれだけ教員を確保するかなど、教育条件整備の具体的な数値、目標がありません。スクールカウンセラーの指標すら削られました。

全国学力・学習状況調査の平均正答率を指標に掲げ、中心に据えられるべき教育条件の整備が不十分な計画は、県民の願いに応えた計画と言えず、反対といたします。

【山下委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

まず、第32号議案について、採決を行います。

第32号議案は、原案のとおり可決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【山下委員長】 起立多数。

よって、第32号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第52号議案のうち関係部分について、採決いたします。

第52号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【山下委員長】 起立多数。

よって、第52号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決いたします。

第16号議案のうち関係部分、及び第31号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【犬塚教育政策課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料について、ご説明申し上げます。

対象期間は、令和5年11月から令和6年1月まででございます。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況一覧表でございます。教育庁所管では、こちらの2件、入札結果につきましては、3ページから4ページに記載のとおりでございます。

次に、5ページから10ページに、陳情・要望事項対応要旨を記載しております。これは知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものでございます。

内容は、島原半島振興対策協議会ほか3期成会からの要望及び全日本海員組合、全国海友婦人会からの申入れとなっております。

11ページをご覧ください。

教育庁附属機関等会議結果報告でございますが、私的諮問機関等として、教職の魅力化作戦会議及び長崎県不登校支援協議会の計2件の開催状況を掲載しております。

議事概要等につきましては、12ページ及び13ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【山下委員長】 次に、高校教育課長より補足説明を求めます。

【田川高校教育課長】 離島留学制度の改善策につきまして、教育委員会補足説明資料でご説明をいたします。

本県の離島留学制度を利用し、壱岐高校に通っておりました高校2年生の男子生徒が昨年3月1日、行方不明となりまして、その後、死亡が確認された案件につきまして、行方不明になってから1年が経過いたしました。この間、弁護士や臨床心理士などの外部有識者を含む委員で構成する、「これからの離島留学検討委員会」を立ち上げ、3回にわたり改善の方向性を検討していただきました。9月3日の第3回委員会で報告書を取りまとめいただき、その後、報告書の提言内容に沿って、離島留学実施校5校及び実施の3市の関係機関と取組内容や役割分担などについて協議を重ね、具体的な改善策を検討してまいりました。

なお、これまで使ってまいりました「里親」という名称につきましては、児童福祉法上の里親と区別するため、「しま親」に変更することいたしましたので、あらかじめお伝えしておきます。

それでは、資料2ページをご覧ください。

構成としましては、3ページから11ページが説明資料で、13ページからは、詳細内容を記載した資料編となります。

3ページをご覧ください。

1に記載しています（1）から（4）の記載事項が報告書で提言された改善の柱の4項目になります。そして、2には、その改善の柱の（1）から（4）の項目ごとの改善策の全体像として、体系図を掲載しております。具体的取組については、予防措置と緊急時の対応を分けて整理しております。

では、その具体的取組事項について、4ページから、特に主立ったところをご説明させていただきます。

まず、（1）生徒やしま親に対するサポート体制の強化についてです。

「生徒がSOSを発信した時の組織的な対応の強化」になりますが、記載しておりますように、まず各離島留学実施校5校において、3つの組織を構築しました。

まずは、図1の一番上にある の「離島留学推進協議会」についてです。この会は大本の会議で、制度の運用や地域における見守り機能について検証する会でございまして、その中で、しま親の承認なども行います。構成員は記載のとおりであり、学校のみならず、県や市、市教委の課長級以上で構成することとしています。

続いて、同じく図1の左側にある の「離島留学支援チーム」です。緊急事態や、学校やしま親だけでは解決できない懸案事項が生じた際に速やかに連携し、学校への支援や助言を行い、解決を図ることを目的としています。構成員は記載のとおりで、学校の教職員をはじめ、スクールカウンセラーや保健師、社会福祉士など、状況に応じてメンバー内で情報共有を行い、対応について協議することとしています。

続いて、図1の右側にある の「しま親連絡協議会」です。この会は、しま親と保護者が信

頼関係を深めたり、しま親の研修を行ったりする会になります。研修内容については、後ほどご説明いたします。

続いて、6ページに、「危機管理マニュアル」について、ご説明いたします。

図2をご覧ください。こちらは離島留学生に特化したものになります。例えば、「離島留学生が行方不明になった」などといった緊急事態が発生した場合、その緊急事態を認知した者、つまり発見者は、まず教頭へ報告します。教頭は、校長の指示を受けつつ、校内で情報とその後の対応を共有するとともに、先ほどご説明いたしました離島留学支援チームとも情報を共有し、外部機関とも連携して迅速な対応を図ることとしています。

続けて、7ページの心の不調を早期にキャッチするための心の健康観察webシステムの導入について、ご説明いたします。

導入の背景は、「これからの離島留学検討委員会」の中で、SOSを発することのできる生徒の支援策だけでなく、SOSを発することのできない生徒への支援策についても検討すべきとの意見をいただいたことに基づく対応となります。

具体的には、生徒が所有するタブレット端末を用いて質問に回答することで、心の不調をキャッチするシステムになっています。

キャッチできるものとしては、身体不調や自殺リスク、そしていじめ等といったものになります。実施時期としては、4月末と9月上旬の年2回を原則とし、必要に応じて保健室などでも随時実施できるような体制を整えていきたいと考えております。

続けて、「しま親が一人で悩みを抱え込まないような体制づくり」についてです。

丸の2つ目、しま親の条件についてござい

ます。この項目は、午前中の審査の中で中村泰輔委員からご質問があった部分になります。

四角囲みをご覧ください。このしま親の条件につきましては、質の担保を図るという意味で、枠囲みの中の から を明文化するとともに、新規のしま親については、大本の組織であります離島留学推進協議会で審査を行うこととしております。

また、資料編の19ページに、しま親の担う役割として、住環境であれば、1人1部屋を提供すること、エアコンを設置することなどを明文化し、また食事は毎日3食提供することや保護者への対応や、けがや病気をした際の学校との連携の在り方などを記載しております。

資料8ページをお願いします。

2つ目の丸、「しま親同士の情報交換会及び研修会の実施」についてですが、こちらはしま親に対する研修会の具体的な内容になります。生徒理解やアンガーマネジメント研修、栄養管理、危機管理や人権教育について、年2回実施するしま親連絡協議会の中で実施することとしています。

資料9ページをお開きください。

「学校に配置している離島留学支援員の増員と役割の明確化」についてです。報告書の中でも、生徒やしま親のSOSをキャッチするために、この離島留学支援員の増員が必要であるとの意見をいただいております。今回の増員により、県内に計3名だった支援員を倍増し、6名を配置する予定としております。

また、これに伴い、支援員の業務内容も明確化し、そのための研修も実施することといたしております。

続けて、「(2)生徒の受入れ体制の見直し」についてです。

は、入学前のアセスメントの実施についてです。報告書中で、専門家を交えたアセスメントを入学前にしっかりと行い、ミスマッチを防ぐことが重要であるとの指摘をいただいたため、丸の1つ目、留学生の受入れの条件づくりとして、アセスメントの前段階の留学生の受入れの条件として、受検前には必ず来島し体験入学へ参加することや、入学後においても、保護者の関わりが薄いケースもあったため、保護者の責務や、加えて離島留学生が果たすべき役割を明文化いたしました。

また、丸の2つ目、専門家のアセスメントとして、体験入学で来校した際、24ページの資料9のアンケートを実施し、アンケート結果を踏まえてスクールカウンセラーなどの同席の下、親子面談を実施し、入学後、親元を離れて充実した3年間の高校生活をやっていくことができるかどうかについての確認を行います。体験入学後も複数回オンライン面談を行い、意思確認を行っていくことで、入学後のミスマッチを防いでいきたいと考えております。

資料10ページになります。

には、「しま親」への名称を変更した理由を記載していますが、児童福祉法上の里親は、実質的な保護者同様の責任を負う必要があるため、離島留学制度とは負うべき責任の度合いに違いがあることから、冒頭申し上げましたように、今回、離島留学制度においては、今後「しま親」という呼称を使うこととしています。

の親子留学の導入についてです。次年度から親子留学の制度を新たに設け、制度の拡充を図ることとし、親子留学を活用するひとり親世帯などの保護者に対し助成する制度を創設することといたしました。

続けて、「(3)生徒に対する地域全体の見

守り」についてです。留学生の人間関係が学校やしま親だけに限定されないよう、様々なボランティアや行事に参加する機会を設け、島内の様々な大人と交流する機会を増やしたいと考えております。

最後に、11ページをご覧ください。

「（4）教員の負担を軽減する環境づくり」については、対馬高校と五島高校の2校には寮が整備されていますが、教員の舎監業務の負担を軽減するために、舎監業務従事職員を新たに3名雇用することとしており、教員の負担を軽減し、持続可能な離島留学制度へと、その充実を図っていきたいと考えております。

今後の予定につきましては、文教厚生委員会のご意見を踏まえて、3月14日に開催する定例教育委員会で報告し、その後、ホームページで公表することとしております。

また、改善策については、新年度に入り、離島留学実施校のしま親や保護者に対してご説明し、周知を図っていくこととしております。

説明は以上になります。

【山下委員長】 ありがとうございます。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、80番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事項について、ご質問はありませんか。

【清川委員】 私の方からは、学校給食について、お尋ねをいたします。

皆様もご承知のとおり、2月26日に福岡県の小学校で、給食を喉に詰まらせ死亡するという残念な事故が起こっております。このことに関して、長崎県でも多くの学校で給食が提供されていると思いますが、県内の公立小中学校における給食の実施校や、また調理場数など、お分かりでしたら教えていただければと思います。

【松山体育保健課長】 令和5年9月現在となりますが、県内の公立小中学校における給食の実施校数につきましては、民間調理場で調理される給食も含めまして、470校で完全給食が実施をされております。また、市町の調理場数につきましては、その学校の給食を調理する単独調理場が87施設、それと主に2校以上の給食を調理し、提供する共同調理場が52施設、合計で139施設がございます。

【清川委員】 ご答弁ありがとうございます。

本県でも多くの学校が給食を実施しているようです。県内で、このような同様の事故等が過去にあったのか、お尋ねをいたします。

【松山体育保健課長】 今回起こりました福岡県と同様の事故につきましては、本県では起こってはおりません。

なお、学校給食におきまして、危険な事故につながるような事例が起こった場合につきましては、報告をいただくようにしておりまして、近年、確認をしておりますが、ここ10年、県内でこのような事例というのは起こったという報

告はあっておりません。

【清川委員】 ありがとうございます。

安全・安心な給食を実施していく中で、県は、このことについてどのようなことを行っているのか、お尋ねをいたします。

【松山体育保健課長】 安全・安心な学校給食を提供していくためには、継続的に注意喚起あるいは指導を行っていくということが大変重要かというふうに考えております。このため県では、窒息事故に限らず、食中毒あるいは異物混入といった事故も含めまして、各市町教育委員会あるいは県立学校に対しまして、毎年、事故等の発生防止についての通知、あるいは研修会を通して徹底を図っているところでございます。

【清川委員】 ありがとうございます。

この福岡県での事故の発生後に、ただいま各市町への連絡を行ったというふうにお聞きしましたけれども、その辺をもう少し詳しく、どのような対処方法を取られたのか、お尋ねをいたします。

【松山体育保健課長】 今回の事故を受けまして、文部科学省の方から改めて通知が出されておりますが、食事の指導や窒息への対処方法などの徹底について、県としましても、改めて市町教育委員会、県立学校に対しまして注意喚起を行ったところでございます。

指導のポイントとしましては、食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べるように指導すること、早食いは危険であることを指導すること、学級担任等が注意深く児童生徒等の様子を観察すること、全職員間で個別対応な児童生徒の共通理解を図ること、以上に加えて、事故発生時の対応につきましても指導を行ったところでございます。

【清川委員】 ご答弁ありがとうございます。

現場でこのような事故が起こった場合に、当然、給食をする時には、担当先生と、補助職員と一緒に給食を召し上がると思うんですけども、こういった事故が起きると、非常に慌てて、どのように対処していいのかというように混乱を招いたかと思っております。そしてまた、一緒にいた児童生徒さんたちも非常に動揺したというふうに思っております。そういった時に、やはりしっかりとした何らかのマニュアルとかそういったものが必要かと思っておりますけれども、その辺について、もう一度、お尋ねいたします。

【松山体育保健課長】 文部科学省の方で、食に関する指導の手引というのが平成31年3月、これは第2次の改定版になりますが、出されておりました、その中でも、緊急時の対応につきまして細かく記載がされておりますので、学校につきましては、しっかりこの点を踏まえまして対応が取られていくものだというふうに思っております。

【山下委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【中山委員】 前川教育長に、教育姿勢等について、幾らか質問をさせていただきたいと思いません。

平田元教育長、そして中崎前教育長、特に中崎前教育長は健康の理由で任期途中ということでありましたので、知事に対しても、任命責任はどうかということで、重く受け止めているということでありましたし、その後、前川教育長が誕生したということでもありますので、期待を込めながらいるところでありますが、前川教育長のキャリアを見ますと、教育行政については全く携わってなかったという問題、併せて民間の第1号で出向したということでもありますし、文化観光国際部長ということであって、ある反面、民間感覚に優れているのではないかと思います。

ているわけですし、そういう意味からしまして、私が常々考えているのは、やはり今、教育界内で一番問題なのは、学校現場と実社会との距離が非常に離れてしまっているということでありますので、この辺を民間感覚に優れている前川教育長に縮めていただく、縮めるチャンスじゃないかと、そういうふうに私自身は思っているわけでありますが、それを含めて、教育長としての教育姿勢について、お尋ねしたいと思えます。

【前川教育長】 ご質問ありがとうございます。

今、ご質問の中にもありましたとおり、教育委員会での勤務は初めてでございます。知事部局で若い頃は財政や企画部門の勤務が長うございまして、予算面も含めた事業の企画立案に長く携わってまいりました。管理職になりましたからは、文化観光や国際分野、離島振興、まちづくりなど、民間の方々と一緒に事業を展開していくという、そういった事業に携わらせていただきました。

そうした中で、事業を進めていく上で、その成否の鍵となるのは、やはり人である、誰がその事業をやるのかということで、事業のよしあしが決まるということを実感いたしております。そういう意味では、教育は、まさに人づくり、人材育成の根幹となるものでございますので、県全体の施策を進めていく上でも、極めて重要な分野であると感じております。

教育行政の中では、ふるさと教育であったり、あるいは県立高校の魅力化、不登校、いじめの問題ですとか、特別支援、様々な課題がありまして、どれも大変重要だと思っておりますけれども、中でも、まず早く成果を出したいと思っておりますのは、教員の働きがい改革ではないかと思っております。

中山委員のご指摘にもありました、今、教育現場と民間の方々の距離が少し離れているんじゃないかという部分も、教員が忙し過ぎて、なかなか外に目を向ける時間もないと思っております。教育委員会の予算、先ほど堀江委員からもございましたけれども、9割が人件費でございます。この教職員こそが教育委員会の最大の経営資源だと思っておりますので、まずはここを活性化させて、そしてその経営資源を活用して事業取組を進めていきたいと思っております。

子どもたちを第一と考え、どんな事業でも、これは本当に子どもたちのためになるのかというのを常に考えながら、児童生徒や教職員はもちろん、保護者の方あるいは地域の方、市町、民間企業、様々な方々と関係を構築しながら前に進めてまいりたいと考えております。

文教厚生委員の皆様をはじめ、県議会の皆様のご支援、ご協力も賜りながら、しっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【中山委員】人づくりの根幹は教職員でございますので、教職員に民間との交流とか国際交流等を含めて、大いに新たな人と交わることによって教員自身の人間力を高めていくと、そのことが子どもに伝わっていくというふうに考えておりますので、ぜひそういう意味から、民間交流をひとつ積極的に取り入れていただきたいと思えます。

そこで、働き方改革の話もございましたけれども、今、皆さん方は教育委員会としては、教育界全体の司令塔というふうに考えておりますので、そうすると働き方改革含めて、現状の教育委員会の在り方、認識、そしてまたこれは改革しなくていいのかどうか、教育界の改革、これについてはどのように考えているのか、お尋

ねしたいと思います。

【前川教育長】教育委員会、これまで、先ほど中山委員のご質問にございましたとおり、前任の中崎前教育長あるいは平田元教育長、かつて知事部局でも机を並べていろんな議論を交わしながら、池松元教育長も含めて、前任の方々教育長になられた時に、私、まだ若い年齢でございましたけれども、いろんな教育の議論なんかも昼間も夜も含めて、いろんな話を意見交換させていただいておりました。

そうした中で、教育委員会自体も、前任の方々はその時々はその在り方が最適と考えながら事業に取り組まれたと思いますけれども、常に世の中は激しく動いておりますので、その時点、その時点で改善すべきものはしっかり改善していくという姿勢を持って取り組んでいかなければならないと思っております。

教育委員会の在り方につきましても、まだ着任して2か月でございます。今までがどうだったのか、今後どうすべきなのかということは、これからしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、いずれにしましても、現状をよしとするのではなく、常に改善、改革という意識を持って取り組んでまいりたいと思っております。

【中山委員】常に改善、改革に取り組むということでありましたので、まさにそこが前川教育長の持ち味になっていただければありがたいなと考えております。

私は、教育行政に、特に教育委員会含めて、イメージ的に感じているのは、やはりトップダウン、文部科学省から県教委、それから校長先生、先生から生徒と、トップダウンでやっていると、こういう流れですね。それと、何度もビルド、ビルド、ビルドでどんどん、どんどん、

我々が通達したことについては、あなたたちは守りなさいよと文書通達でやってしまうと。全て否定するわけじゃないですよ。ここから今後は、ボトムアップをしながら、まずスクラップですよ。スクラップして、その後、必要があればビルドしていく、こういうふうな形で、仕事自体がそういうふうにかじを切ってもらわなければいけないし、そのことによって長崎県らしい子どもファーストの魅力ある教育立県を実現してほしいし、ぜひそういう形でひとつ取り組んでいただくことを期待しておきたいと思いません。

そこで、具体的に少しお聞きしたいと思えますけれども、働きがい改革を推し進めていくためには、やはり何といいましても地域の司令塔である学校の改革を小中高校含めてやっていく以外にないというふうに思いますし、そうなる、私が今、考えているのは、働きがい改革もそうなんですけれども、学び方改革と両車輪でやっていく以外にない。どっちかという学び方改革を基本的にやりながら、そして働きがい改革を同時にやっていくという、こういう形で学校改革が進めば大変ありがたいと思っておりますけれども、これについて、私の認識について、教育長の考え方をお聞きしたいと思えます。

【前川教育長】まさに委員おっしゃるとおりだと思っております。学び方改革、子どもたちにとって、どういう学びが一番子どもたちのためになるのかということを中心に第一に考えたいと思っております。それを進めていく上でも、教員の働き方改革は、そこを進めていく大きな一つの手段と申しますか、そこが大きな手だてになっていくんだろうと思っております。

極力私も学校現場に足を運びまして、我々教育委員会、先ほど委員からトップダウンという

お話しございましたけれども、どうしても施策を企画立案していく上では、マクロで物事を考えがちでございますけれども、教育現場では、教員一人ひとりが子どもたち一人ひとりに向き合いながら、それぞれ一人ひとりの子どもたちのためにという取組を行っておりますので、そういう声にしっかりと耳を傾けながら、現場の声を聞いてボトムアップで、スクラップすべきことはスクラップして、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【中山委員】学校改革をやるために、先ほど私が、校長先生、教頭先生の役割が大事だということで資料を出していただいたわけですが、私の調査によると、校長の役割、時代の潮流を読んだ上で、明確な方向性を示し、学校内で共有すると。その上で、方法論とか戦術については教職員に任せる。そして、先ほど言ったように、校長先生としてのトップダウンは10%ぐらいに、最低限に止めておくと。そして、教職員によるボトムアップ、共有した中で聞いてもらう。そして最後は、この結果については校長である私が全ての責任があるというような、そういうふうな教育文化をやってほしいし、それを教育委員会が支えていくという、こういう形になれば一つの理想的かもしれませんが、それについてお尋ねいたしたいと思います。

【前川教育長】学校現場の経験がない私が軽々に物を言うというのもちよっとはばかれるところでございますけれども、中山委員がおっしゃったところというのは、学校現場に限らず、組織論として、やはりそうあるべきだと思っております。教育委員会としても、私がトップで、トップダウンは、細かいことではなく、方向性を10%程度で、具体的な企画、政策立案は次長、

課長たちでしっかり取り組んでいただいて、最後の責任は私が取らせていただくという、そういう思いを持って取り組んでまいりたいと思います。

学校現場、校長先生、教頭先生ともしっかりと意見交換をしながら、そういった学校現場をつくっていけるように、教育委員会としてもサポートしてまいりたいと考えております。

【中山委員】ありがとうございました。

それで、具体的な事業を変えるためには、やはり事業観を転換する必要があると。そして、知識の部分と課題解決部分を明確に区分して、知識の部分については見て学べと、課題とか、こういう問題について対面で教師が話をしていくと、こういう姿勢に教職員がなっていくと、非常に大きく学校は変わっていくのではないかとこのように考えているところでありますので、ひとつ参考にしていただければと思います。

もう一つは、働き方改革です。これを今、「生きがい改革」と言っていますけれども、問題は、そこを一つ先に進んで。これは生きがい改革なんです。ワーク・ライフ・バランス、この生きがいじゃないんです。生きがいの先なんです。そこを見た改革をぜひ目指してほしいというのが基本的な考え方でございますけれども、実質的に、私が調べた学校においては、一番問題になったのが職員会議だそうです。これを一番メインに直したと。月に1回やっていたけれども、ここで一番問題なのは、伝達とか、報告事項、これらについては資料を渡すだけでいいと。そして、共有事項、場合によっては合意事項について共有を進めて、毎月していたものが、1年半で6回しかしていないと。それも15分程度で終わると。その結果、退勤時間が、4時半に

は半分以上が退勤した。時間外勤務は、45時間を超えている職員が一人もいないと。これは100人以上の学校なんですよ。

こういうことが現実にできたという報告をいただいていますので、こういう形で職員会議について、もう一回ぜひ見直しを図っていただければ。ここが一番ネックだという話がありますので、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それと、課題があるのは、教育長と教職員との関係、ここをどういう形で信頼関係を結べるのか、ここが一つの大きな鍵になってくると考えておりますので、これに対する教育長の考え方があれば、教えていただきたいと思ひます。

【前川教育長】先ほどもご答弁申し上げましたけれども、教育庁、教育委員会は、マクロでの施策を立案していく部分が多うございます。また、学校現場の教職員は一人ひとりの子どもたちと向き合っているということでございますので、そうした学校現場で今どういうことが起きているのか、学校現場はどういった課題を抱えているのか、そこを十分現場の教員の皆さんと、私だけではなく、ここにいる教育委員会事務局の職員全てがしっかり情報共有をして、本県が教育立県として進むべき道というのを1万3,000人の教職員全て一体となって取り組んでいけるような、そういったチーム学校、チーム長崎で取り組めるような形を取っていきたくて考えております。

【中山委員】答弁いただきましたけれども、端的に言えば、まず校長先生は、名前と顔を覚えてくださいよ。そして、できるだけ対面化。オンラインで対面できるわけですから、できるだけじかに話をするということが求められておりますので、一日に2人やったとしても、1年間に

すれば500人になるんですよ。10分か15分あればやれますよ。ぜひそういう形で実践してほしいということと、もう一つ、できれば前川レポート。私はこういうふうに使っているんだと、教育委員会とこう話をして、こういう意見があるんだと。そしてまた、教職員の皆さん方と、何かご意見あったら私に会い、直接提案してくださいと、そして一緒にやっていきましょうじゃないかと、こういう何かの形のキャッチボールをやっていただければ、非常にまたこれは信頼関係の醸成につながっていくんだと思うんですけれども、いかがでございますか。

【前川教育長】元来筆不精でございますので、レポートの方は自信がございませんが、フェイストゥフェイスでしっかりと向き合っていくということは得意とするところだと思っております。各校長先生と、そういった関係づくりにしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【中山委員】ぜひそういう取組をしていただきますと大変快く思ひますし、それともう一つ私が懸念しているのは、学校での教職員の関係です。地域貢献活動が全く足りません。学校に保護者とかが来るけれども、学校、家庭、地域というけれども、本人たちが学校の所在地、家に帰ってから地域との触れ合いが少ないんじゃないかと思ひます。この辺はちょっと難しい問題があると思ひますけれども、ぜひ教職員が地域活動に貢献をするように、ひとつそういう仕掛けもしていただければ大変ありがたいと思ひますので、そこを要望して、質問を終わりたいと思ひます。

【山下委員長】それでは、ここで暫時休憩したいと思います。

再開を15時10分としたいと思います。

午後 2時55分 休憩

午後 3時 8分 再開

【山下委員長】 会議を再開します。

ほかに、質問はありませんか。

【堀江委員】 県内の学校で、生徒から集めた積立金の不明瞭な会計処理という事例があります。この積立金は、卒業記念代金などのために生徒から集めた、いわゆる私費の会計のお金です。卒業記念品の内容について、生徒、保護者への了解も取られておらず、生徒や保護者は、卒業記念品に1人当たり幾ら手出しをしたのか認識すらできていなかったり、あるいはこの積立金は、いろいろ使った後、残金が出ますので、これは生徒に返金されるというふうになるのですが、それが返金されていないということで、学校関係者の対応が問われている事案です。

そこで、質問いたします。こうした事案といえますか、事例といえますか、この事例を把握しているかどうか、質問いたします。

【山崎教育環境整備課長】 ただいま委員からご指摘がありました事案につきましては、私どもの方で把握をしております。

【堀江委員】 この問題は、昨日今日の話ではなくて、数年続いているというふうに認識をしているのですが、教育委員会の対応として、今後どのように考えているのか。これは私の質疑は中継、インターネットで聞いておられますので、明確に答弁を求めます。

【山崎教育環境整備課長】 今後の対応ということでございますけれども、まずこの経緯について簡単にご報告をさせていただきます。この事案につきましては、昨年の6月に学校長からご相談をいただいております。その後、7月に学校長等からの説明を受け、さらに9月以降、

本年1月末まで、本課において調査を進めてきたところでございます。

調査した結果でございますが、まず委員から先ほどご指摘がありましたような卒業記念品への執行ということ、それと、もともとは修学旅行等の積立てということで執行しておりましたけれども、その執行残について、学校の方で、委員がおっしゃられたような卒業記念品の方に充てられたというようなことでございました。

本来は、きちんと保護者等の同意を得る必要がございます。執行するに当たっては、そういった保護者の同意が必要でございますけれども、保護者全体の同意を得ずに記念品を購入するなど、意思決定過程に不備があったということで認識をしております。また、保護者等への決算報告、そういったことも行われていなかったという実態もございました。

そういった中で、保護者等への説明責任が果たされていないというようなことでございましたので、私どもといたしましては、今後、学校に対して、本事案に対して、きちんと精査をした上で、保護者に理解していただけるように、返金することも含めまして、適切な対応を求めていきたいと考えております。

【堀江委員】 適切な対応を求めていきたいと。保護者の関係者の皆さんは、相談したのは、もう去年の話ですよ。だから、適切な対応ということなのですが、もう3月ですよ。卒業の時期です。そうなりますと、適切な対応というのは言葉の上ではわかりませんが、例えば、区切って、3月までにきちんと説明責任を果たすなり、そういう明確な見通しを持った答弁はできないのでしょうか。

【山崎教育環境整備課長】 現在の状況でございますが、学校の方から、本日、当時の保護者に

対して、文書により状況の説明を郵送したというようなことを聞いております。

それを受けまして、私どもといたしましても、少なくとも年度内には、きちんと学校の方にも指導をしていくということで考えております。

さらに、他の県立学校におきましても、こういう事例がないように、しっかりと適切に処理をするように、改めて周知徹底をしていきたいというように考えております。

【堀江委員】私に寄せられた情報で、なかったのが、本日、郵送という形で関係保護者に経緯についての説明なりが送られているということが今明らかになりました。少なくとも年度内、3月末の間に、もう卒業している生徒、保護者もおりますから、そうした関係する皆さんに対応していくという答弁をいただいたという認識をいたしますけれども、それでよろしいですか。

【山崎教育環境整備課長】そのとおりでございます。

【堀江委員】いずれにしても、この問題は、学校関係者の対応が、学校への不信であったり、いろんな意味で信頼関係を崩していっているという状況がありますので、これまでも危機感を持って対応していたかとは思いますが、そうであっても、もう数か月もかかっているということでは、私は、寄せられた皆さんからの思いというのは、ここできちんとその対応を伝えてほしいという希望もありましたので、今回この形で取り上げさせていただきましたが、ぜひその答弁どおりに対応していただきたいというふうに思っています。

あと幾つかお尋ねしたいのは、高校生の離島留学推進事業費の中で、るる説明がありましたので、それはそれとして、これまで強く要望しておりました支援員の増員、主な事業の概要版

の中の17ページで、支援員を3人から6人に増員しましたと。対馬の1名は変わらないんですけども、壱岐が1人から2人に、五島南が1人から2人に、そして奈留は、いなかったんですけども、1名体制にしましたということなのですが、問題は、人員の確保といいますが、支援員がきちんと確保されているのか、そこがこれまでも支援員の増員とは言いつつも、なかなかその人選ができていないというか、そこがあったかと思うんですけども、その人員の確保がなされているのか、その点だけ確認させてください。

【田川高校教育課長】お尋ねいただきました支援員の増員につきましては、正式にはこれからという形になりますけれども、これを前提に、各地区の方では、いい方がいらっしゃれば早めに目をつけるというんでしょうか、そういうふうな形で動いてほしいということをお話しておりますので、各学校の方で少しずつ人選の方は進んでいっているんだらうというふうに思っております。

【堀江委員】ぜひ予定どおり人員が確保できるよう努力をしていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、夜間中学の問題で質問したいというふうに思っています。

概要版では、夜間中学校設置調査研究ということで、設置に向けた調査研究を実施するというふうに令和6年度の事業について説明がございました。新聞報道等で、開かれています佐世保市議会の中で具体的な内容が明らかになっておりますけれども、この夜間中学の研究状況について、説明を求めます。

【田川高校教育課長】夜間中学の検討状況について、ご報告いたします。ご案内のとおり、3

月4日、佐世保市の議会の中で、夜間中学を令和7年度に開設をするということが正式に公表がなされました。県教育委員会としましては、佐世保市が設置します夜間中学校の支援をしてまいりたいというふうに考えておりました。佐世保市と県教委との間では、ワーキンググループを既に立ち上げているところでございます。

その中で、教育課程はどういったものが最適なのか、それから人材の確保、教職員の確保、そういったところはどのようにしていくのかですとか、施設設備はどうするのかというようなことを中心に協議しております。

当初、ニーズ調査を県の方でやろうかということで考えておりました。経費も計上しておりましたが、こちらの方は、令和7年度に早期に開設したいということで、佐世保市の方でニーズ調査も行われたというところで、主には、会議等の旅費が中心になってこようかというふうに思っております。

【堀江委員】夜間中学については、これまでもいろいろ調査があって、ぜひという声が寄せられたという経緯は私も承知をいたしておりますが、そうしますと周知といいますか、県民にどうお知らせするのかということでは、もちろん来年4月から開設するというのは報道等で、そして今、課長が答弁したとおりですけれども、これから具体的内容を詰めていくとなれば、県民の皆さんに周知をする、どういう形でどうこうというのは、まだずっと先ということになりますか。

【田川高校教育課長】周知は、これから一番大切な部分になってこようかと思っております。県内で初めて立ち上がるこの夜間中学を、どのような特徴の学校にし、どのような学びを実現し、そしていわゆる学びのセーフティーネットとして、

本当に学びたい人たちに学んでいただける環境をつくっていく、そういった学校を実現していくためには、今後、さらなる協議も必要かというふうに思っております。そういったことを含めて検討していきながら、決まり次第、県としてもバックアップしながら、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

【堀江委員】今の段階としては、それ以上の答弁はもちろんできないというふうに理解をしておりますが、開設の時期が明確になって、ここからとなりますと、具体的に、逆算して、それまでに何をどうしてというふうなスケジュールになっていくかとは思いますが、県民も、どういう形で、どんなふうにするというのは、これはまた知りたい、あるいは聞きたい情報だと思っておりますので、ぜひ早急にまとめていただいて、言わば対象となる方たちが学びの場の一つとして活用できるというか、そういう場になるように、大変ですが、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思っております。

最後に、通告をしていないので、認識がなければ見解をお示してほしいと思うのですが、県内の高校で、地域企業と連携したアルバイトの推進というのが行われています。これは県内の企業からしますと、働き手、人材不足の解消にもなりますし、また企業を知ってもらいたいというPRにもなります。学校の側からしますと、生徒に企業を知ってもらいたいし、より社会とつながるキャリア教育へというふうなことも考えていると言われました。生徒からすると、企業との交流、接点で、就労体験、それから企業について知るといことも可能だし、キャリア意識の向上になるというふうなことで、バイトとインターンシップをつなげて「バイターンシップ」というふうに言われるんだそうですけれ

ども、そういうことを進めている学校がありまして、先日、卒業式の中で、学校に伺いました時に、もちろんその学校の取組ですけれども、こうした方向は、県内で一つのやり方として広めていく方向もあっていいのではないかという校長先生のご意見もありました。ご存じかどうか分かりませんが、私も面白い取組だなと思ってお話を聞かせていただいたんですけれども、見解がありましたら、お示しいただきたいと思います。

【田川高校教育課長】今お話しいただきましたバイターンシップ、これはもう少し全国的に導入するといえますか、それをやっている学校が見られるようになりました。本県におきましても、長崎工業ですとかそういった学校で、いち早くこのバイターンシップというのを推進している学校も県内にはございます。

これまで高校生のアルバイトにつきましては、適正な金銭感覚が養えるかどうかというような懸念の声もありまして、どちらかというとな否定的な声が多かったのではなからうかというふうに思っております。しかしながら、本日のこの委員会での議論の中でも、やはり学びといったものが学校の中で閉ざされたものだけではなくて、社会に通じるものでなければならぬというようなご意見もあり、そしてそのご意見は私たちも賛同する部分も大いにある部分になります。

これからの時代は、高校生が社会の中に出ていきながら、社会の方々から協力してもらいながら教育を施してもらおうといった部分もその方向性の大きな柱になっていくのではなからうかと思っております。一方で、先ほど申し上げました金銭感覚といったところもございます。夜のアルバイト、心配される部分もございます。そうい

ったところを整理しながら、このバイターンシップといったところを長崎県でどう根づかせていくか、それは高校教育課としても今後協議してまいりたいというふうに思っております。

【山下委員長】ほかに、質問はありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまです。

私の方からは、まず学校におけるアレルギー疾患対応指針について、お尋ねをいたします。

お子様がアレルギーを持たれている方と今、意見交換をさせていただいておりますけれども、県の教育委員会で、学校におけるアレルギー疾患の対応指針ということで作成をされておりまして、この資料について、お尋ねをいたします。

具体的な研修会を実施するというところで、こちらの資料がございませけれども、実施内容、また回数、そちらにつきましてお尋ねいたします。

【松山体育保健課長】食物アレルギーの研修会についてのお尋ねでございますが、従来から、県教育委員会主催で、専門医等を講師として招きまして、食物アレルギーによるアナフィラキシーへの対応でありますとか、エピペンの使用方法を含めた研修会を実施しているところでございます。

本年度につきましては、オンライン開催となりましたけれども、昨年5月11日に開催をいたしまして、長崎大学病院の小児科の先生に講師となってお聞きいただきまして、食物アレルギーへの対応について、エピペンの使い方も含めまして講義を行っていただいたところでございます。また、アレルギー疾患対応につきましては、管理職員が自らリードして、組織として体制を整える必要がございますので、新任校長を対象に、食物アレルギーに関する概要でありますとか、学校における対応について講義をさせていただ

いたところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

長崎大学の先生がそういったことをされたということで、まず、それは年に1回だけされたということですか。校長先生方に向けた話もされたということですが、例えば、対象を変えた形でされたのか、そのあたりも確認させてください。

【松山体育保健課長】 管理職員及び保健主事、その他、教員も含めた研修会は、先ほど申しました5月に実施をしております。新任校長につきましても、同様に年1回開催をさせていただいております。このほか、養護教諭あるいは栄養教諭の研修会というのが地区ごとに開催をされておりますけれども、そういったところに体育保健課の指導主事が出席をいたしまして講義をしたという研修はございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。対象を変えてされたということもあられるということで、わかりました。

全職員を対象にされているということかと思えますけれども、大体全職員の何%ぐらいがこの研修に参加をされたのでしょうか。

【松山体育保健課長】 すみません、正確には数字として出せるかどうかなのですが、先ほど申しました5月に実施した研修会への参加が127名、先生方が1万1,500人ぐらいですので、1%程度かと思えます。それと、新任校長につきましては、義務教育、県立含めまして72名に対し講義を行っているような状況でございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。なかなか細かいパーセント、割合を示すのは難しいかと思えますけれども、大体1%ぐらいかもしれないと、そういったご答弁だったかと思えます。

ここで申し上げたいことは、食物アレルギーに対しての最低限の知識、これが先生方ない場合に、要は、万が一、子どもたちが食べてはならない物を食べてしまうことがあり得るということでございます。例えば、理科の実験や、また家庭科の調理実習、そういった時に、口にする機会というのがあるかと思うんです。学校の課外での活動とかも含めてだと思いますけれども、そこでほかの子たちが食べているから自分も食べていいとか、そういった時に、食べてはいけない物を食べて、極端な話、死に至る、そういったことまでこれは考えられるんです。なので、本当にリスクが高いものだ。私も話をさせていただきながら、自分が知識がないということがよくわかりました。

1%というのは、かなり低いと思えます。ですので、基本的な内容だけでも多くの先生方に知っていただきたいと思うんですけれども、このことにつきまして、ご見解を求めます。

【松山体育保健課長】 食物アレルギーの症状とこのを発症させないためには、やはり学校、家庭、医療機関が連携をしながら、組織の体制を整えて対応する必要があると思えます。通常、学校は新学期が始まりますと、食物アレルギーに関する調査というのを各児童生徒にさせていただいております。その調査を基に、まず実態を把握いたしまして、その後、校長、担任、養護教諭、保護者、児童生徒交えて面談をしながら対応を決定していくわけなのですが、この対応の結果につきましては、最終的には学校、職員全体で共通認識の下、対応するというようになっておりますので、基本的には、アレルギー疾患に関する知識については、全職員が認識を持っているというふうに考えております。

【中村(泰)委員】 そういった会議をしているか

ら持っているはずだということなんですけれども、それが絶対かというのは、当然なかなか難しいところであろうかと思えます。ここで、県としては、やるべきことをしっかりやっているんだということかと思えますが、改めて、このリスクと先生方に対しての周知をぜひともお願いしたいと思えます。ここについては具体的な答弁というのはまだなかなか難しいと思えますけれども、引き続き、先生方に知っていただくというところでの意見交換をさせていただければと思えます。

続きまして、市町教育委員会の支援ということで書かれていますけれども、具体的に、どのような支援を行っておられるのでしょうか。

【松山体育保健課長】 まず1つは、先ほど申しました研修会もそうなのですが、毎年、事例あるいはヒヤリ・ハット事例、これを収集いたしまして県の方で整理しましたものを、市町教育委員会を通じて各学校にフィードバックを行っております。そのほか、食物アレルギーシステムというものを開発いたしまして、ICTを活用し、児童生徒が有する食物アレルギーの情報の共有化を図れるようにしております。現在、7つの市の方で活用をいただいているような状況でございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

そういった形でシステムを立ち上げて、情報共有を漏れなくしていこうということで、その該当の児童生徒のアレルギーと、あと例えば献立とか、そういったものの情報を結びつけながら、ここは注意した方がいいとか、多分そういったものが出てくるようなことをされているんだと思えます。

ただ、しかしながら、7市町でしかシステムが取り込まれていないということなんですけれども、

財政的な面が問題なのか、なぜ7つしか使われていないのか、お尋ねいたします。

【松山体育保健課長】 毎年、年度初めに市町の担当者を集めた協議会を開いておりますが、その際にも、導入に向けてお願いをしているところでございます。なかなか広まりを見せないのは、1つは、やはり大きく財政的な課題、それと個人情報の取扱い、あとは環境の問題、環境と申しますのが、通信環境の問題というところが聞かれるところでございます。

【中村(泰)委員】 通信環境の問題というのが、学校はほぼほぼどこでもインターネットの環境下にあると思うんですけれども、本当にそれが理由なのですか。

【松山体育保健課長】 今、共同調理場あたりは学校と離れているというところもございまして、そのあたりの通信環境の点になるかと思えます。

【中村(泰)委員】 わかりました。

そこは多分、そういったものを見越してなくて、例えば調理をするところはネット環境がなくても、ということかとは思いますが、そういうことが理由であれば、早急に対応すべきだと思いますので、ここはお願いに代えさせていただきます。

続きまして、同じ内容なんですけれども、最寄りの消防署とアレルギー疾患がある幼児、児童生徒の情報を共有することというふうに県は示しているんです。要は、もし何かあった時に救急が駆けつけるというところで、こういったものを定めておられるんですけれども、具体的に、今どういう連携をされていますか。

【松山体育保健課長】 年に1回、関係者が集まったの情報共有の場を持っているところがございます。関係者と申しますのが、学校関係者、それにこども政策局、医師会、あとは学校給食

会、そういう方々に集まっていたいております。委員ご指摘の消防署なんですが、消防署の方では出席していただいているのですが、県の消防保安室の方に出席をいただきまして、年1回、アレルギーに対しての情報共有の場を設けているところがございます。

【中村(泰)委員】 県の消防保安室がその会議に参加をして、例えば、ある小学校のそばの消防署の方が、その小学校にこういったアレルギーを持っている子がいると、それは県の消防保安室が確実に通知をされているのですか。

【松山体育保健課長】 通知をされているかどうかということまでは把握できておりませんが、委員がおっしゃられるとおり、最寄りの消防署というのは大切な機関になってまいりますので、現在、共通の場として設けているのが、県単位で設けさせていただいておりますので、今後は、市町の教育委員会とも協議を図りながら、どのような対応ができるのかというのは研究をしてみたいというふうに思います。

【中村(泰)委員】 研究というのはどういうことですか。これは最寄りの消防署と連携をすると県は書いているんですよ。具体的に、この対応指針で何を目指したのでしょうか。最寄りの消防署の連携を具体的に言ってください。

【松山体育保健課長】 国の指針の方では、消防機関というふうになっているかと思えます。消防機関の方との連携ということで、今回このような対応をしておりますけれども、今後につきましては、委員の方からのご指摘もございましたので、改善を図っていく方向で、どのような対応がいいかというのは検討させていただきたいというふうに思っております。

【中村(泰)委員】 質問にぜひともちゃんと答えさせていただきたいんですけれども、この指針を作

った時の最寄りの消防署との連携について、尋ねています。どういうことですか。

【松山体育保健課長】 消防機関との連携ということで認識をしておりましたので、今回、方針に基づいて、最寄りの消防署の方にも情報共有がしっかり図られるような体制、また通知の在り方につきましても考えていきたいというふうに考えております。

【中村(泰)委員】 お答えいただいているんですけれども、最寄りの消防署が、近くの小学校、アレルギーを持っている子どもたちの情報を持つべきだと、そういったことをおっしゃっていただいたと思いますので、ぜひともそういう体制になるように取り組んでいただきたいと思えます。

もう一つ、アレルギー疾患緊急対応マニュアルというものを長崎県の教育委員会が作っておられるんですけれども、こちらをどのように使っておられますか。それが各学校にあるのか、各学校の先生がこれを知っているのか、お尋ねいたします。

【松山体育保健課長】 対応マニュアルにつきましては、各学校に配付をさせていただいております。職員室をはじめ、保健室、すぐ手に届くところに配置がされているものというふうに思っております。

ただ、全職員が全てを読んでいるかどうかということにつきましては、調査を行ったことでもございませんので把握はできておりませんが、しっかりアレルギー疾患についての知識、認識を深めていただくために、しっかりマニュアルの方を確認していただくように、通知等を含めまして、周知を図っていきたいというふうに思っております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

ぜひともこういったものがあるから使ってくれと、そういうふうな形で周知をお願いしたいと思います。

厚生労働省で、アレルギーポータルというものがあるんです。これが要は、行政、学校の関係の方向け、医療従事者の方向け、また患者さん、一般の方向けということで、3つあります。なので、国の方は、学校でこれを使ってほしいということでこれをつくっているんですけども、まず県がこれを認識しているのか、そして学校に対して、こういったものがあるから使してほしい、使ってくれと言っているのかどうか、2点お尋ねいたします。

【松山体育保健課長】まず、大変申し訳ございません、私個人なのですが、私の方としては、そのポータルサイトを認識しておりませんが、通常、厚生労働省を含めまして、そういうサイトができた場合には、文部科学省を通じまして周知の依頼が来ております。恐らく、各学校につきましては、市町の教育委員会、県立学校の方に通知が行っているものと思いますが、確認をさせていただければというふうに思っております。

【中村(泰)委員】市町は、市町が通知をしたのか。本来、県が市町に通知をするべきものなのかと思うんですけども、県立高校がどうなっているかもわからないのですか。

【山下委員長】 暫時休憩します。

午後 3時39分 休憩

午後 3時39分 再開

【山下委員長】 再開します。

【中村(泰)委員】 確認していただいて、ぜひとも教えていただければと思います。

時間も限られているんですけども、不適切

事案を2つお伺いさせていただきます。

道徳的に問題がある発言をして、生徒が学校をやめてしまったといった事象がございました。学校の先生が、冗談が過ぎてその生徒の心を痛めてしまったということで後からお伺いをいたしましたけれども、ある以前中学校の校長先生をされていた方と話をした時に、学校の先生はお山の大将というか、大学を卒業して先生になられて、極端な話、ずっとそこで過ごしていらっしゃる方もいると。なかなか外との接点を持つことができずに、自分が一番というふうに思ってしまうような環境があるのは否めないといったことをおっしゃっておりました。その元先生の意見が正しいのかどうかというのはちょっとあるんですけども、そういう中で、なかなか勘違いというか、冗談の行き過ぎ、その先生の適性に問題があったんだと思うんですけども、この事案を踏まえて、どのように先生方に指導していくのか、お尋ねをいたします。

【谷口義務教育課人事管理監】委員ご指摘のように、ほとんどの教員は、教育的愛情を基に、児童生徒のために日々一生懸命に教育活動に取り組んでおります。しかしながら、このように人権を侵害するような暴言等の不適切な指導が一旦起こりますと、教員はどうかと、全ての教員がそういった不適切な発言、指導を行っているのではないかと、こう捉えられてしまう、そういったことが大変残念であります。

そういう意味におきましては、当該教諭が行った不適切な指導というのは、日々一生懸命頑張っておられる先生方、そして学校関係者を裏切る行為であるというふうに捉えており、責任は大変重いと考えているところです。

おっしゃるように、教員という世界は、ずっと子どもの頃から現場にいて、そのまま学校現

場で育ってきていると、学んできているというところがありますから、おっしゃるようなちょっと閉ざされた空間にあるということも否めないかとは思っております。ただ、多くの先生方は、日々、保護者であるとか、地域の方々とも接しておりますし、そういった意味では、社会性というのもある一定持っている方がほとんどではないかと思っております。

しかしながら、こういった者が出たということは、我々としても、しっかり検証をしていかなければいけないと思っておりますし、今後につきましては、処分をした後、2月20日付けで県教委から各市町教育委員会に対して、教職員の綱紀保持についてという通知を发出させていただいているところです。この中で、各市町教育委員会教育長に対して、例えば、人権に関する校内研修等を通して教職員の人権尊重の意識の醸成また高揚に努めること、さらには令和4年度12月に改訂されました生徒指導提要というものがあるわけですけれども、それを基に児童生徒の発達を支えるような生徒指導の在り方について、全教職員で学びを深めること等について通知を出したところであります。

今後、体罰、不適切な指導のみならず、教職員の不祥事根絶に向けて、様々な機会を捉えて指導の徹底を図ってまいりたいと思っております。

【中村(泰)委員】もう時間なので、お願いだけなんですけれども、もちろん、多くの先生方がそうだと言っているつもりは全くありませんし、私も、様々な先生方と話ながら、社会性がある先生方ばかりです。ただ、これ1件だけじゃなくて、ほかにも、冗談が過ぎて子どもを傷つけたということを聞くことは複数回これまでありました。今おっしゃっていただいたのは、対策

というか、通知であって、もうちょっと踏み込んで、何か今の時世の状況を踏まえた対策が要るんじゃないかと思っておりますので、氷山の一角であるということも申し上げて、もう少し踏み込んだ対策をお願いしたいと思います。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田委員】教職員試験について、伺いたいと思います。

まず、昨年度の採用状況について、教えてください。

【山下委員長】暫時休憩します。

午後 3時45分 休憩

午後 3時46分 再開

【山下委員長】委員会を再開します。

【田川高校教育課長】今年度実施をいたしました教員採用試験におきましては、最終的な合格者数は493名、倍率1.9倍という形になっております。

【山田委員】1.9倍ということであります。それで、失礼もあるので発言はあれですけれども、3倍を低下すると質の問題があるとか、一般的に公務員の世界でも言われているようでありませぬ。

そこで、ホームページもいろいろ見させていただいたのですが、いろいろ試験制度があり過ぎて、よくわからなかったもので、お尋ねをしたいと思います。まず、大学の推薦枠があるかと思いますが、これは特定の大学だけじゃなくて、全国全てを対象にしている、その大学の数も絞っていないとか、1次試験が免除、そういったことでよろしかったですか。この枠の実績も教えてください。

【田川高校教育課長】まず、県立学校、高等学校、特別支援学校の大学推薦の状況につきまし

では、ここは合格実績のあるところという形で、しっかりと質の担保ができるような形で大学の方を絞らせていただいているところでございます。

【谷口義務教育課人事管理監】義務教育課においても、大学につきましては、実績に基づいて選定をさせていただいております。

【山田委員】過去に合格した大学に対して、こういった制度があるから、ぜひ推薦をしてほしいという通知か何かを送られているということですよ。

それぞれ、直近の人数とかわかりますか。

【田川高校教育課長】実績を申し上げます。校種ごとに、最終合格者の数を申し上げます。小学校57名、中学校18名、高等学校4名、特別支援学校7名が今年度実施の実績という形になります。

【山田委員】私が思っていたよりも、かなり多めな数だったなというふうに思いました。この分に関しては、理解をいたしました。

そして、一般的に教職員試験というのは、民間とか行政職の試験よりも遅いこともあって、教育学部でも、そちらに流れる傾向があるということで、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市においては、3年次の採用を始めているようですが、そういったことの検討はしていないのかどうか、お願いします。

【田川高校教育課長】なり手不足の時代にありまして、本県でも、教員をどのように確保していくかといったところは、義務教育課、高校教育課、両課の方で協議をしているところでございます。

先ほど山田委員おっしゃいましたように、現在、他県では、3年次の試験をやっているというところもございます。ただし、それぞれの都

道府県の状況を見てみますと、3年次で一般、教職教養のみを実施し、専門試験につきましては4年生でというような都道府県の方がほとんどでございます。実際に3年生で一般、教職教養のみを実施した場合に、受験生の確保になるのかどうなのかといったところは、実施をしている都道府県の様子を確認してからというようなことで議論をしているところでございます。また、本県ならではの大胆な採用の在り方等も今後は検討していかなければならないというふうに考えております。

【山田委員】わかりました。まず効果を見ていただいているということになるかと思えます。ただ、2次試験のオンラインとかもいろいろされているようでありますので、またそのあたりも詳しく個別にお聞きをしたいと思っております。

あともう一点、免許のない社会人を採用している都道府県もあるようであります。もともと東京と埼玉で行っていて、近いところと言うと、熊本県も導入をするということですが、こういったことというのも検討しているのかどうか、お聞かせください。

【田川高校教育課長】社会人の積極的な採用ということで、本県では、特別免許状という、一般の普通免許状を有している方の採用とは別に、例えば、英語、家庭科あるいは情報、工業ですとか、非常に専門性の高いような教科、科目につきましては、一般の教職員の免許状を持たない方についても、その専門性と人間性が担保できれば、特別免許状といったものを付与した民間人の登用について、制度として設けているところでございます。

【山田委員】それで、実績はどれくらいありますか。

【山下委員長】休憩します。

午後 3時51分 休憩

午後 3時52分 再開

【山下委員長】 委員会を再開します。

【田川高校教育課長】 過去2年間の実績でいきますと、情報が1名、家庭科で1名、英語が1名という状況でございます。

【山田委員】 他県が免許のない社会人の教員試験を行っているけれども、本県においても、同様の試験を既にされているということでありました。

こちらの方も、もっと数が増えるように取組をしていただきたいと思います。

あと一点、お尋ねをしたいと思います。学校の集金とか、学校に納めないといけないもの、私も子どもの現場から大分離れているのでわかりませんが、今どのような制度になっているのか、キャッシュレス導入も一部広がっているようではありますが、県内における学校の様々納めないといけない費用は、通常どおり袋で子どもが持っていつているのか、口座振替なのか、様々あるかと思いますが、その状況がわかれば教えてください。

【岡野義務教育課長】 全てを正確に把握しているわけではありませんが、今、委員がおっしゃったように、子どもたちが袋にお金を入れて持ってきて、それを先生たちが集金しているという実態の学校は少なくはないと思っております。なるべくこの部分を公会計化していただきたいと思いますということをお願いしているところですが、今、その取組に向けて、各市町教育委員会が検討しているといったところではないかと思っております。

【山崎教育環境整備課長】 県立学校について申し上げますと、県立学校では校納金システムと

いうものをもちまして口座振替をしているところでございます。

【山田委員】 高校は、私の息子が五、六年前、高校生だった頃は、模試代とかいって急に2万幾らとか持っていかせたりしていましたけれども、今、そういうものがもうなくなっているという理解でいいですか。

【山崎教育環境整備課長】 先ほどご答弁申し上げました校納金システムにつきましては、その翌月に引き落としをする分をシステムで口座振替をするということになっています。ただ、緊急的に、例えば模試代とかを徴収する場合には、現金で徴収している学校もあると思っております。

【山田委員】 教員が子どもたちから集めて集計して、滞っているところには催促したりとかいうのも、通常どおりやっぱり教職員が行っている業務であるというふうな理解でよろしいですか。

【岡野義務教育課長】 そういう学校もあるかとは思っております。

【山田委員】 ぜひ一度、次の議会まで結構でありますので、県内の状況を調べていただきたいと思います。今、ほとんどの方がスマホも持たれているでしょうし、キャッシュレス決済を導入しているところもかなり多くあるようであります。催促する時も、ボタン一つで送れるし、先生方の業務の負担軽減になると思いますので、ぜひこれをお願いしたいと思っておりますし、令和5年11月の第3回教職の魅力化作戦会議でも、委員の方からもこのご指摘が挙がっていたようであります。ぜひともまずは調査をしていただき、先生方の負担軽減に努めていただきたいと思います。

【山下委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【川崎委員】学びの多様化学校について、お尋ねいたします。

不登校特例校が先ほどから質疑があっていますが、不登校特例校改め学びの多様化学校となるということでございまして、先ほどから夜間中学の質疑がっております。夜間中学が2025年、佐世保市に新設されるということになりましたけれども、学びの多様化学校が併設されるものと、こう認識をしておりましたら、新聞記事ではありますが、佐世保市教育長は、併設ではない旨、答弁がされているように捉えました。

今後、学びの多様化学校の整備に当たりまして、県はどう関わりながら推進をされていくのか、お尋ねをいたします。

【長池児童生徒支援課長】先ほどから質疑ありましたように、現在、佐世保市の方では、既存の中学校内に開設が可能な夜間中学を設置する方向で検討がなされるということでお聞きしております。

その際、不登校児童生徒の増加、またそのニーズの高まりもあることから、学びの多様化学校の設立についても研究を進められているということで、現在のところは、独立した学校としての設置に時間を要するというを課題とされているということで、例えば、民間施設を借り上げて開設する分校型等も含めた幅広い研究を進めていく意向を示されたところというふうにお聞きしております。

県としましても、佐世保市が研究を進める上で生じたいろんな疑問点を共有しながら、現在も本課の方から文部科学省に問合せをしてサポートするなどの支援を続けているところでございます。引き続き、学びの多様化学校の開設に向けて、佐世保市の方と情報共有しながら、連携に努めてまいりたいというふうに思っている

ところです。

【川崎委員】ということは、つまり物理的な場所はひょっとしたら変わるかもわからないけれども、佐世保市内では整備をされるという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

【長池児童生徒支援課長】そこも含めて、佐世保市の方が研究をされているというふうに伺っておりますので、県の方としても、先ほど申し上げたように、情報はしっかり共有しながら対応していきたいというふうに考えております。

【川崎委員】では、次の質問です。英語教育ですが、これも先ほど来、皆さんから質疑がっておりますけれども、これは新聞で拝見したのですが、英検の準2級の取得について、全国順位が長崎県は43位というふうに低位になっていますが、これについてはどういう認識をお持ちか、お尋ねをいたします。

【田川高校教育課長】川崎委員がおっしゃいました英語の準2級程度取得者の数が、割合が43位だということでございますけれども、恐らく、その情報は、今年2月17日の日本経済新聞の記事ではなかろうかというふうに思っております。英語学力についてのそのものの県の順位というものは公表されておりませんで、ここで言う43位といいますが、ここ五、六年のスパんで過去を遡って、そこからの取得率の変化を見てとった数字のようでございます。

本県におきます英語の学力状況について申し上げますと、令和4年度までこの五、六年間、高等学校におきましては、概ね全国平均の数値を上回る実績を上げておりました。ただし、令和4年度に全国平均を下回ったという形になっておりまして、このいわゆる伸び率の計算をした期間でいきますと、その伸び率で43位になったということとして分析をしております。

過去に、民間の検定試験を活用しまして本県の高校生の英語の学力を分析したことがございました。その中では、いわゆる英語4技能のうち、「読む」「聞く」「書く」は全国平均を上回っておりましたが、話すという領域において、やや弱いという結果が出ておりました。そこで、昨年度より、つながる・広がる英語教育支援事業というものを展開しまして、話す力の増強に努めているという状況でございます。

【川崎委員】わかりました。じゃ、その4つの分野では、話す力が少し劣るということで、今、力を入れておられると。

やっぱり話すことなんですよね。振り返れば、私たちの頃も、読むとか、書くというようなことは一生懸命でありましたけれども、ほとんど話すということは学んでなかったような気がしていて、話すことによってそれが身につけていくんだろうと。逆に、そこに力を入れることによって、まさに読むとか、聞く力も自然に育っていくような感じもいたしますが、今後の推移を見たいと思います。

この新聞の記事の中に、佐賀県は、デジタル教材の活用が奏功したということで紹介がございましたが、これについての見解を求めたいと思います。

【田川高校教育課長】今申し上げました英語の話す力を伸ばすための昨年度からやっております、つながる・広がる英語教育支援事業は、現在生徒たちが持っております1人1台端末を使って、オンライン教材という形で外国のネイティブのスピーカーと対話をするというようなものでございます。そういった意味で、これからその効果をはかりつつ、ほかの学校にも事業の効果といったもので展開していきたいというふうに考えておりますし、中には、1人1台端末

を使ってチャットGPTを使った実践をやっている学校もございます。そういった意味では、1人1台端末を使った英語学力の増強といったところも少しずつ学校の中には進展しているというような状況でございます。

【川崎委員】ぜひ学力増強に向けて取り組みいただきたいと思います。

次に、ミライon図書館の電子書籍のことで、お尋ねをいたします。

導入されて1年近くだと思いますが、活用状況について、お尋ねをしたいと思います。登録者、また世代別の利用者、そういったものをどのように分析されているのか、お尋ねをいたします。

【加藤生涯学習課長】ミライon図書館における電子書籍につきましては、令和5年2月25日にサービスを開始しております。サービスの開始時は1,900冊のコンテンツでスタートいたしました。現在は2,600冊の電子書籍が利用できるようになっております。

利用登録者は、1月末現在で4,534名となっております。利用者の年代別の傾向といたしましては、30代、40代、50代のユーザーが中心でございます。この30代から50代までで全体の7割を占めているという状況でございます。

【川崎委員】ありがとうございます。1月末現在で4,500名。これは目標はありましたか。

【加藤生涯学習課長】私どもの初年度の想定といたしましては、月当たり1,700件、この程度が他県の導入状況を踏まえながら私たちが目指しておったところでございます。現在のアクセス数は月当たり1,600件というところで、目標に描いていたところには近づいている状況でございますが、まだ今後広げていきたいというふうに考えているものでございます。

【川崎委員】30代から50代が7割ということで、言わば働く世代の方がほとんど利用されていると。要は、なかなか図書館に行こうと思っても行けないような方。もちろん近くで借りる手段もあるのですが、やはり読みたい時にぱっと読めるというこのありがたさというか、借りる手間、返す手間も要らないというところは非常に優れたシステムなんだろうと思っていますし、しかも、読み上げていただけたところが非常によく、目が疲れている時なんか非常にいい取組なんだろうと思っております。ぜひもう少し多くの方に周知をし、そして利用していただくような工夫、さらにコンテンツも1,900から2,600と大幅に増えておりますが、これもどんどん増やしていただきたいと思います。このコンテンツの中でも、どのような分野が多く利用されているのか、お尋ねいたします。

【加藤生涯学習課長】現在特に読まれている内容といたしましては、最も多いのがビジネス関連の書籍になっております。その次が郷土に関わる書籍、ここが中心となっております。

【川崎委員】やはりビジネスということでいけば、何とか推測ができますよね。そういったところから、ビジネス書も多くの種類がありますし、日々情報が更新されていますね。そういった意味でいけば、どんどん充実をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、いじめ対策でございますが、一般質問もさせていただきました。特に一般質問の中で、いわゆるいじめる人、加害者、いじめられる人、被害者、傍観者、そしてはやし立てる人、観衆と、そんな4層構造に分かれていると。その中から、傍観者について、ぜひ意識改革をというところでお話をさせていただきました。

ちょうどその前日には、ピンクシャツデーという取組もして、まさに傍観者の人に訴えかけるいい運動だなと思っておりました。特に、そのカナダでやった学校は、それ以降、いじめはないということ、こんなにスピーディーに効果があるというものはそうそうないぐらいすばらしい取組なんだろうと思って評価をしております。

この形がどうかは置いておいても、このように全体で取り組む、集中して、ある日を決めて取り組むということは、かなり運動として効果があるように思います。このピンクシャツデー、あるいはそれに匹敵するようなもの、ぜひ長崎県も全体的にお取り組みいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【長池児童生徒支援課長】ありがとうございます。確かに委員のご指摘のとおり、いじめの防止といいますが、いじめというものをなくしていく第一歩としては、子どもたち同士、あるいは大人も含めて人間同士の関わり合いということに根本があると思います。まず、そういった相手に関心をしっかり示し、そして自分の振る舞いをまた考えていくというところから本来の人間関係、適切な人付き合いができるのではないかというふうに思います。そういったことを考える機会として、今、委員のご指摘のあったような取組というのも一つの例として挙げられるかと思えます。

本県では、毎年1学期から2学期にかけて、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」というものに取り組んでおります。この中で、それぞれの学校、それぞれの地域、いろんな取組をする中で、今申し上げたような子どもたち同士、あるいは地域の大人と子どもたちがいろんな形で関わり合って、取り組み合って、学校としての

いろんな活動をしていっております。そんな中で、今、委員がご指摘されたようないじめについて考える機会であるとか、あるいは自分たちの学びの在り方とか、いろんなことを考える機会をそれぞれの学校で取り組んでおりますので、今ご指摘いただいたような、いじめをみんなで考えるような機運を盛り上げていければというふうに思っております。

【川崎委員】 ご検討をよろしくお願いします。

最後に、高校生の1人1台のパソコンについて、お尋ねいたします。

これも先ほど来、質疑がありましたので、概ね理解をしておりますが、更新時期が、今、2年半ぐらい経過していますので、恐らく、あと1年半と。まだまだ国の方針とか、明確になっていないので、これからということではあります。しっかりと保護者負担がないようにしてもらいたいと思うんですけども、その購入の在り方で、ぜひこれはどうにかならないかと思っているのですが、必ずWTOにかかって、県外の事業者さんが参入してしまうということが非常に残念でなりません。これはパソコンシステムの環境整備という部分であれば、十分地場の企業さんでやれるんですけども、どうしても制度において、他県の方が持って行ってしまいうところか、どうにか工夫してほしいと思っているのですが、ご見解を賜ります。

【山崎教育環境整備課長】 委員がおっしゃられますように、例えば県内地域の発展でありますとか、県内企業の育成、そういったことで県内企業を優先して受注機会を与えるということは、非常に重要な視点であるというふうに認識をいたしております。

ただ、どうしてもWTOというのは国際的なルールでございますので、地域要件を付すといっ

たローカルルールの設定はできませんけれども、あくまでも一つの考え方ではございますけれども、調達予定台数の多寡に応じて、例えば納期を分割する、あるいは無理なく納品できるような納期を設定したり、端末納入後の各種設定作業、あるいは不具合発生時の迅速な対応、特に迅速な対応という点で地元企業がその強みを活かすことができると考えておりますので、そういった条件を設定することも一つの事例として考えられるのではないかと思います。

また、前回1人1台パソコンを導入した時には、納入時にブロックに分けて入札をしたというようなこともございますので、そういったことも参考にして、また他県の状況とかも参考にしながら、地元企業に優先して受注機会が与えられるような取組を進めていきたいというように考えております。

【川崎委員】 努力、工夫は本当に評価をいたしますが、どうにかしてほしいんです。県費が他県に流出をするというところ、地域経済を考えていった時に、とにかく徹底して考えてほしいんです。結局、年度で縛るからWTOに乗かって、分割しようが、他県の事業者さんが入ってしまうという、これが今、仕組みでしょうから、例えば更新も、私が今使っているパソコンなんて、4年とか5年とか言わないですものね。もっと長く使っているわけで、もう少しメンテナンスをしながら更新時期を少し延ばしながら平準化を図っていったりして、ばらけさせて、そしてWTOにかからないような計画とかを立てていきながら、何とか県内の事業者さんにしっかりとカバーしていってもらえるような、そういったところも工夫してほしいんです。いま一度、ご見解をお願いいたします。

【山崎教育環境整備課長】 委員がご指摘されま

すように、県内の企業優先ということについては、私どもも十分そういう視点で取り組んでまいりたいというふうに考えております。ただ、やはりどうしてもWTOを逃れるためにそういった操作をするというのはなかなか難しい状況というふうに考えております。繰り返しになりますけれども、県内企業へ優先的に受注できる機会を与えるというような視点については、今後ともそういう視点を持って取り組んでいきたいというふうに思います。

【山下委員長】ほかに、質問はありませんか。

【宅島委員】委員会の議案の方でもう通っているので、その時質問すればよかったんですけども、教育庁生涯学習課が今年の1月31日に契約をされた図書館情報システム関連機器等賃貸借及び保守3億1,000万円、この事業なんですけど、3億1,000万円で契約をして、どのくらいの期間、この3億円が有効なのでしょう。

【加藤生涯学習課長】ミライon図書館ができて5か年経過しております。そして、今後5か年のシステムとして、この金額で契約を行っているものでございます。

【宅島委員】ありがとうございます。そうしたら、1年間に6,000万円ぐらいということですね。わかりました。

あと、私の地元雲仙市にある県立の千々石少年自然の家の件で、老朽化に伴い、説明も私も受けております。そして、雲仙市の方ともよく協議をしてくださいますということをお願いしておりますけれども、その進捗状況とか、市の見解含めて、もし何かわかることがあったら、教えていただきたいと思います。

【加藤生涯学習課長】千々石少年自然の家の今後の在り方につきましては、今後の廃止も含めた上で、様々なご意見をいただいているという

状況でございます。ですので、今現在におきましては、まだ方針を定めているという状況ではございません。例えば、雲仙市の教育委員会であったり、また雲仙市の住民の方々、千々石の職員の方々、学校関係者、こういう方に個別にお話をお伺いしながら、今、方向性を定めているという状況でございます。

一定方向性を取りまとめましたら、ぜひこちらの委員会でも今後、ご報告、ご指導いただきたいというふうに考えております。

【宅島委員】ありがとうございました。

先般、高校の卒業式がございまして、その時に校長先生から、県外からバレーボールの大会とか、そういった選手、児童生徒たちがその自然の家を使って来ているんだと、何とか存続してくださいというようなこともご相談を受けたんですけども、現地に行ってみますと、やっぱり老朽化が激しいというのは現実でありますし、築年数も約50年近く経っていると思いますので、危険であるということは認識しております。

そこで、新設の自然の家というのは大変厳しいことだと認識もしておりますけれども、例えば、民間に建てていただいて、県が賃貸料を払うというようなPFI方式もぜひ検討していただきたいと思います。

PFI事業も、もう20年ぐらい前から言葉だけはこちら県議会でも出るんですけども、全く県が採用しようとしません。だから、民間の力も借りながら、県は一遍にお金がかかるわけじゃないので、そういった工夫もしながら、財政にとってもそっちの方がいいでしょうし、よくそこら辺も検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

【加藤生涯学習課長】この施設の在り方につき

ましては、私どもも国土交通省のサウンディングで、多くの民間の方々からもご意見をいただいたり、またPFIに関するご意見等もいただきながら進めているところでございます。そういったことも含めながら、多角的に検討した上で、今後、方向性を定めていきたいと思っておりますので、またご指導いただければと思います。

【宅島委員】 ありがとうございます。

【山下委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【坂口委員】 私からは、県立高校の再編整備について、少し伺いたいと思います。

先ほどの議案のところでも伺ってもよかったのですが、第四期長崎県教育振興基本計画、こちらの方には直接的に県立高校の再編整備に言及した箇所がないようにお見受けするのですが、第三期の方では、統廃合も含む再編整備を行いという明確に記載がしてあるのですが、このあたりの経緯について、まず確認をしたいと思えます。

【田代高校教育課参事】 振興基本計画につきましては、先ほど説明がありましたように、ちょっとコンパクトにした関係もありまして、統廃合という言葉自体が載せられていないという形になるんですけれども、統廃合に関しましては、第三期長崎県立高等学校改革基本方針というところで、10年間の計画という形でお示しを令和2年3月にしているところでございまして、令和3年度からの取組ですので、今、3年目に当たるというところでございます。

【坂口委員】 まず、コンパクトにしたから文言がないというところが、私、すんなりと腑に落ちないところがありまして、第四期を見ますと、うがった見方をすれば、高校の魅力度向上とか、そういう言葉に置き換えられているのかなとったりもしたんですけれども、やはり少しトー

ンダウンした感は否めないのかなというのが率直な感想でして、コンパクトにしたから文言がないというところが私、理解ができませんので、再度答弁いただいてよろしいですか。

【田代高校教育課参事】 コンパクトにしたというのもありますし、今、定員が不充足なところが離島・半島地域の高校が目立っております。なかなか子どもの数が減っている、都市部の高校の方に流出しているという現状がございまして、そこをまず離島・半島地域の高校が小規模化し、なくなった場合、地域の活力の低下につながるというのを市町の首長さんからお話をお伺いしているところでございます。そこで、いま一度、離島・半島部地域の高校の魅力化を図るという取組を今年度からやっております、その部分を振興基本計画の方に記載させていただいているという状況でございます。

【坂口委員】 ということは、私、先ほど、うがった見方をすればというふうに申し上げのですが、まさにそのとおりと、言葉が置き換わっているという理解でよろしいでしょうか。

【田代高校教育課参事】 魅力化を図りながら、今後、少子化という点で10年、15年後を見据えた時に、子どもの数が現状の3割は減っていくという状況は明らかですので、統廃合というのも考えていく必要はあるかと思っております。

【坂口委員】 そうですね。第四期の6ページを見ると、ものすごく課題は、以前の三期と比べても、より明確に、危機感を持ったような書きぶりになっている印象はあります。例えば、公立の小中学校は、児童数の減少により統廃合が進み、学校数が減少していますとか、全体として年少人口がピーク時よりも76%減少しているとか、そういった課題は、より明白に書いてあるのですが、じゃ、どうするといったところ

が少しぼやけたようなイメージを私は受けたところであります。

先ほど、定員数のお話もありましたけれども、ここ10年で、まず公立と私立の割合が7対3ということで、昨日も確認させていただいたのですが、私立の方は、ここ5年間、ほぼ充足率が変わっていないと、定員、入学者数、ほぼ同じ規模を維持していると。ただ、県立の方は、ここ10年で見ると、充足率が10ポイント以上減少している。ということは、この7割がどんどん規模が縮小していっているということになるのかと思うんですけれども、先ほどご紹介ありましたように、私立は、ほとんどは長崎市、佐世保市に集中してあるわけでありまして。県立の方も、町部の方はまだ充足率100%、あるいはそれに近いところを保っている中で、周辺部がどうしてもやっぱり厳しいと。

そういった構造があるわけですが、先ほど、高等学校改革基本方針、こちらの方で具体的には進めていくんですよというお話がありましたけれども、この方針の中でも、さらに実施計画をつくってやっていきますということだったと思うのですが、今、第9期まで計画が令和4年、5年の実施する計画としてあると思いますけれども、第10次計画はいつ頃になるのか、10次の中で、そういった統廃合のお話が出てくるのかどうか、その辺の見通し、そのあたりを教えていただければと思います。

【田代高校教育課参事】第9次実施計画につきましては、令和3年6月に策定いたしまして、委員がおっしゃるとおり、令和4年度、令和5年度の時代に即した新たな学科について策定しているところがございます。実施計画というのは、先ほど申し上げました10年間の基本計画の下にぶら下がっているものでございまして、教育

制度の改善とか、新しいタイプの学校、学科の改編、あとは学校の統廃合等についても基本方針に基づいて高校の改革の諸施策について策定をしております。これまでも、必要なタイミングで策定し、公表をしているところがございます。

第10次実施計画につきましては、担当課、高校教育課の方で担当しているんですけれども、その中で今、議論をしているという状況でございまして、今後につきましては、いつ策定、いつ公表するかについては、まだお答えできるような状況ではございません。

【坂口委員】確認させていただきましたけれども、結構飛び飛びで実施計画、策定をされているようですので、この統廃合について、いつぐらいの議論になるのかは、今のところ待つしかないといったようなところでしょうけれども、ただ現状、先ほど、地元首長さんのご要望とかもありましたが、確かにそれもあるとは思いますが、ただ、現状を維持していくと、このままでいけば、7対3のうちの7がどんどん縮小していってしまうというこの現実から目を背けてもいけないのかなと私、個人的には思います。

先ほど教育長も、現状をよしとすることなく、常に改善、改革というふうにご力強いお言葉をいただきましたけれども、この件について、何かご所見をいただければと思います。

【前川教育長】委員からのご指摘ございましたとおり、ここ10年15年で子どもの数が3分の2になっていくという状況、3割減少していくということでございます。単純に考えますと、やはりそこで学級数も学校数も減少ということは否めないかと思いますが、そこを先ほど来、申し上げておりましたとおり、どういった学校の

在り方が子どもたちにとって最適なのかというのを地元の市町、現場とも十分話をしながら、まずは県立学校の魅力化ということでしっかり取組を行ってまいりまして、その魅力化の取組の中で、場合によっては統廃合というのは避けて通れない部分もあるかと思えます。

普通科高校あるいは専門高校も現状でございますけれども、今の私立と公立のバランスもございますけれども、普通科高校と専門高校とのバランスというのも現状のままというわけではなく、そこも今後、その割合をどうしていくのか、配置をどうしていくのかということもしっかりと踏み込んで考えていく時期があるかと思っております。そういったところも踏まえながら、まずは県立高校の魅力化というところに全力で取り組んでまいりたいと思っております。

【山下委員長】ほかに、質問はありませんか。

【中山委員】今、宅島委員から、千々石少年自然の家について、存続してほしいというような話がありましたけれども、私の方にも、文教厚生委員だということを確認された上で、何とかをこれを存続してほしいという希望が寄せられておりますので、ぜひそういう形で取り組んでほしいと思いますが、これは先ほど課長の話を見ると、廃止ありきじゃないんだと。その中で、いろいろ地元の説明しながら、地元の意見を聞きながら、多角的に判断をして、委員会に提案したいという話がありましたので、そうすると委員会に提案することが予定されているようですので、それを目指してロードマップといたしますか、どういう段取りを踏んで委員会に出すのか、それについてお尋ねしたいと思っております。

【加藤生涯学習課長】まずは、私どもといたしましては、個別に様々な方々のご意見を聴取す

るというのを今行っているところでございます。このことを踏まえながら、どの時期でこの委員会にご相談、ご審議をいただくかというところについては、まだはっきりとした明確な目標を持っていないという状況でございます。まずは、今度4月に入りましたら、千々石の地区の自治会長さんたちのお話もお聞きすることも想定しておりまして、そういった中で、そのスケジュールも含めて、ご相談をぜひさせていただきたいと思っております。

【中山委員】スケジュールが明確にないということであれば、5年先でも10年先でもよかですよ。ゆっくりやってくださいよ。地元の意見を最大限尊重して、ぜひその辺を踏まえていただいて、私としては、時期についてはこだわりませんので、ゆっくりどうぞ意見を聞いてやっていただきますように強く要望しておきたいと思えます。

【加藤生涯学習課長】私どもは、一定の危機感を持っております。施設の老朽化というところがございまして、この自然の家というものは、例えば全国的には、約4割ほどこの20年の間に減じていっているという状況がございます。そういった中で、どのように施設の方向性を決めていくかということについては、一定このご意見を聞いていった中で、私どもの方向性というものも、あまり遠くない時期、5年10年という話ではなくて、もう少し早いスパンで考えていく必要はあるのかと考えております。

【中山委員】ぜひ慎重にやっていただいて、5年がだめなら3年ぐらいにしてくださいよ。とにかく慎重に慎重に、一回壊してしまうと、そこから諫早に行かなければいけないとなると大変不便なんです。地域振興にも関わってくるし、いろいろな問題が係ってくるので、特

に雲仙市の皆さん方は地元愛が非常にすばらしいわけですから、それに対しても影響が出てきますので、あくまで慎重に慎重に、できるだけ遅く委員会に提出するようにひとつ頑張っていたきたいということを要望しておきたいと思っております。

【山下委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時33分 休憩

午後 4時34分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

大変お疲れさまでした。

午後 4時34分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年3月7日

自 午前 9時58分
至 午後 4時34分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 山下 博史 君
副委員長（副会長） 鷓瀬 和博 君
委 員 中山 功 君
" 堀江ひとみ 君
" 山田 朋子 君
" 川崎 祥司 君
" 宅島 寿一 君
" 中村 泰輔 君
" 坂口 慎一 君
" 清川 久義 君
" 中村 俊介 君
" 畑島 晃貴 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 新田 惇一 君
福祉保健部次長 石田 智久 君
福祉保健部次長 中尾美恵子 君
福祉保健課長 安藝雄一朗 君
福祉保健課企画監
(地域福祉・計画担当) 野田 希 君
監査指導課長 松尾 実 君
医療政策課長 加藤 一征 君

感染症対策室長 長谷川麻衣子 君
感染症対策室企画監 岸川 康博 君
医療人材対策室長 峰松 妙佳 君
薬務行政室長 斉宮 広知 君
国保・健康増進課長 川内野寿美子 君
国保・健康増進課企画監
(健康づくり担当) 鶴田小百合 君
長寿社会課長 中村 直輝 君
長寿社会課企画監
(地域包括ケア担当) 山口 香織 君
障害福祉課長 佐藤 隆幸 君
障害福祉課企画監
(精神保健福祉担当) 藤井 祥二 君
原爆被爆者援護課長 林田 直浩 君

こども政策局長 浦 亮治 君
こども未来課長 黒島 孝子 君
こども未来課企画監 村崎 佳代 君
こども家庭課長 川村 喜実 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開議

【山下委員長】皆様、おはようございます。

分科会及び委員会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

【山下分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より予算議案説明を求めます。

【新田福祉保健部長】おはようございます。

本日、説明に入ります前に、2月21日の概要説明の際に出席しておりませんでした幹部職員をご紹介させていただきたいと存じます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたしま

す。

続きまして、福祉保健部関係の議案についてご説明をさせていただきます。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第13号議案「令和6年度長崎県国民健康保険特別会計予算」、第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、そして、第69号議案「令和5年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の4件でございます。

はじめに、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明をさせていただきます。

令和6年度当初予算におきましては、県議会や市町、有識者懇話会のご意見などをお伺いしながら策定いたしました「新しい長崎県づくり」のビジョンに掲げます、概ね10年後のありたい姿の実現に向け、施策を推進していくための基礎づくり・土台づくりを中心に、部局横断的に取り組んでいくこととしております。

併せまして、県勢のさらなる発展を図るため、長崎県総合計画の着実な推進と長崎県福祉保健総合計画の基本理念「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現」に向けまして、施策の充実・強化や新たな事業展開を図ってまいります。

歳入予算は、福祉保健部合計で174億9,014万1,000円でございます。歳出予算は、福祉保健部合計で1,089億9,172万9,000円となっております。各科目につきましては2ページから3ペ

ージに記載のとおりでございます。

当初予算の主な内容についてご説明させていただきます。

（持続可能な医療提供体制の整備・充実について）

誰もが必要な時に必要な医療サービスを受けられ、安心して日々の暮らしを送ることができるよう、持続可能な周産期医療体制を確保するため、死亡症例検証による今後の方向性の検討、高次医療施設と地域開業医療施設の情報連携に要する経費といたしまして344万8,000円、離島等医療連携ヘリ（RIMCAS）を非稼働日においてドクターヘリとして活用するための基地病院の燃料施設改修や現行のドクターヘリの運航に要する経費といたしまして3億1,929万円、地域に必要とされる医療提供体制の確保を図るため、地域医療構想に基づく病床機能分化・連携を目的とした施設・設備整備に対する助成等に要する経費といたしまして4億9,092万9,000円を計上いたしております。

4ページ中段をご覧ください。

（がん罹患者への支援について）

がん検診Web予約システムの整備などにより、働く世代の検診行動の定着化を図るとともに、患者の苦痛軽減と療養生活の質の向上を図るため、ライフステージに応じた支援に要する経費といたしまして1,246万1,000円を計上いたしております。

（障害児等の支援体制の強化について）

障害のある子どもが家族とともに地域で安心して暮らし、質の高い療育が受けられるよう支援体制を強化するため、医療的ケア児の看護経験を有する看護師などを派遣し、助言・指導等を実施する体制の整備などに要する経費といたしまして1,811万3,000円、障害児支援の中核的

役割を担う児童発達支援センター等から障害児通所支援事業所等に対する技術的支援の強化に要する経費といたしまして711万8,000円を計上いたしております。

5ページ、中段をご覧ください。

（長崎県ケアラー支援条例推進体制の構築について）

令和5年4月施行の「長崎県ケアラー支援条例」に基づきまして、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する体制を構築するための広報啓発、人材育成、支援体制整備、民間支援団体支援に要する経費といたしまして1,269万1,000円を計上いたしております。

（医療・看護・福祉・介護サービスの提供体制を支える人材の確保等について）

誰もが必要なときに必要な医療・介護サービスを受けられる体制のづくりに向け、医療及び介護人材を確保するため、県内で勤務する研修医などに対する専門医取得のための研修資金の貸与に要する経費といたしまして2,160万円、県内外看護学生や転職・再就業看護職員向けの情報発信、県内医療機関向けの採用力向上セミナーや合同就職説明会の開催などに要する経費といたしまして1,002万3,000円、薬学生の県内就職を促すための制度の検討や、薬学部設置大学への訪問、薬学生への就職支援などに要する経費といたしまして149万円、介護のしごと魅力伝道師等を活用したコンテンツによる学生・求職者等への魅力発信や介護業務を体験する機会の提供等に要する経費といたしまして2,021万5,000円などを計上いたしております。

6ページの下段をご覧ください。

（介護現場のデジタル化推進について）

生産年齢人口の減少が深刻となり、介護人材の確保が喫緊の課題とされる中、職員の業務負

担の軽減や介護の質の向上を図るため、介護施設における介護ロボット等の導入補助など、介護現場のデジタル化の支援に要する経費といたしまして3億121万3,000円、介護ロボット・ICT等のテクノロジーの導入・活用にする生産性向上をワンストップで支援するセンターを開設する経費といたしまして1,436万2,000円などを計上いたしております。

7ページの中段をご覧ください。

（長崎健康革命プロジェクト事業費について）

県民による健康づくりの促進のため、運動・食事等を通じて自然に健康になれる環境を整備するとともに、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の機能を強化する経費といたしまして4,611万8,000円を計上いたしております。

（生活困窮者等の支援について）から13ページ中段の（債務負担行為について）、その内容につきましては記載のとおりでございます。

14ページをご覧ください。

次に、第13号議案「令和6年度長崎県国民健康保険特別会計予算」についてご説明をいたします。

歳入・歳出予算ともに、合計で1,534億4,878万4,000円となっており、各科目につきましては14ページに記載のとおりでございます。

長崎県国民健康保険特別会計は、国民健康保険法の改正により、平成30年度から県も国民健康保険の保険者となり、国保財政運営の中心的な役割を担っております。

県全体で必要となる保険給付費等の支出の額を見込み、その財源の一部を市町から納付金として徴収し、市町には保険給付費などに必要な額を交付金として支払うものでございます。

また、被保険者の健康の保持増進や医療費適正化等の取組を推進するため、市町の保健事業

への支援など、予防・健康づくりに関する事業を実施してまいります。

債務負担行為については、総務管理費について計上しており、内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明をさせていただきます。

歳入予算は、福祉保健部合計で63億5,379万4,000円の減でございます。歳出予算は、福祉保健部合計で62億2,449万3,000円の減となっており、各科目につきましては、15ページから16ページに記載のとおりでございます。

補正予算の主な内容につきましては、16ページから17ページ記載の年間所要見込みに基づくものであり、このほか、17ページからの（繰越明許費について）、18ページ中段の（債務負担行為について）、その内容につきましては記載のとおりでございます。

18ページ下段をご覧ください。

次に、第69号議案「令和5年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明をいたします。

歳入予算、歳出予算ともに、合計で24億5,189万8,000円の増となっております。

これは、国民健康保険保険給付費等交付金の増など、年間所要見込みに基づくものでございます。

最後に、歳入歳出予算の確定に伴う整理などを行うため、3月末をもって令和5年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】次に、こども政策局長より、予算議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】おはようございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」のこども政策局の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第2号議案「令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」、第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分の3件であります。

はじめに、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和6年度当初予算においては、「新しい長崎県づくりのビジョン」に掲げる、概ね10年後のありたい姿の実現に向け、施策を推進していくための基礎づくり・土台づくりを中心に、部局横断的に取り組んでいくこととしております。

併せまして、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境づくりのため、結婚から子育てまでの切れ目ない支援を行うとともに、きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援を一層強化するなど、関連施策に取り組んでまいります。

歳入予算は、合計で32億5,347万9,000円、歳出予算は、合計で267億3,214万2,000円となっております。各科目につきましては記載のとおりでございます。

3ページの中ほどをご覧ください。

当初予算の内容について、新規事業等を中心とした主な内容についてご説明いたします。

（ビジョン実現に向けた主要事業について）

こどもの居場所を作りたいと思う人がチャレンジでき、協力したいと思う人が貢献できる環境を整え、すべてのこどもが自分らしくいられる居場所を選択できるほか、支援を要するこどもが居場所を通じて必要な支援につながるなど、こどもが主役のこども場所をみんなで創る社会を目指してまいります。

そのため、こどもが安心できる居場所などの「こども場所」の充実を促進するため、長崎県青少年育成県民会議等と連携し、多様な主体の活動を支援する体制整備や、民間団体等による居場所づくり支援のための持続可能な仕組みを構築するための経費として、2,692万2,000円を計上いたしております。

4ページをご覧ください。

（結婚、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援について）

県民が希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てできる社会の実現に向け、未婚化・晩婚化に歯止めをかけるための結婚支援の強化と、県民の皆様が安心して子育てできる環境の充実を両輪として取り組んでまいります。

1、保育士等の資質向上と離職防止を図るため、本県独自の処遇改善を市町と連携して実施するための経費として、2億1,761万1000円。

2、結婚・子育ての希望がかなう環境づくりを推進するため、企業や団体の主体的な取組の促進を通じた機運醸成、若い世代への効果的な情報発信・意識醸成、新しい出会いの場の創出などの取組に要する経費として、3,276万5,000円。

3、子どもたちがインターネット・電子メディアを安心して利用できる環境づくりを推進するため、リスクと安全性の兼ね合いを子どもたちが自ら考え、大人や社会に対する提言を広く発信するための取組などに要する経費として、451万2,000円を計上いたしております。

（きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援について）

生まれた状況や育った環境に関わらず、すべての子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる社会の実現に向け、きめ細かな対応が必要な子どもや親への支援に取り組んでまいります。

1、子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点の機能を一体的に有する「こども家庭センター」の設置に要する経費として、2,505万1,000円。

2、児童相談所における面談記録や会議資料等の情報を一元的に管理するために、児童相談所情報管理システムを導入する経費として、3,188万8,000円。

3、児童心理治療施設において、支援が必要な子どもや保護者に対し、心理士等の専門職による相談や検査、支援を実施するための経費として、1,469万4,000円。

4、ひとり親家庭等の自立を図るため、就業支援、各種給付金などの経済的支援のほか、養育費の確保を目的とした公正証書の作成費用等の一部補助に要する経費として、9,836万3,000円を計上いたしております。

その他の主な内容につきましては、5ページ中段の（結婚・出会いに対する支援について）から、11ページ中段までに記載のとおりでございます。

飛びまして、11ページの下段をご覧ください。

第2号議案「令和6年度長崎県母子父子寡婦

福祉資金特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに合計で1億5,133万7,000円となっており、各科目については記載のとおりであります。

これは、母子及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立等を図り、併せてその扶養している児童の福祉を推進するために、修学資金、就学支度資金等を貸し付けるものであります。

12ページをご覧ください。

次に、第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で7億9,590万6,000円の増、歳出予算は、合計で10億1,634万5,000円の増となっており、各科目については記載のとおりであります。

補正予算の主な内容については、所要見込みの増減などであり、13ページに記載のとおりであります。

また、（繰越明許費について）、（債務負担行為について）、その内容については14ページに記載のとおりでございます。

14ページ中ほどをご覧ください。

最後に、令和5年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和5年度予算につきましては、今議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫補助等に未確定のものが、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがございます。

したがいまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和5年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願い

いたします。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料 政策的新規事業の計上状況」について、説明を求めます。

【安藝福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明いたします。

今回、ご報告しますのは、政策的新規事業の計上状況についてでございます。

資料の2ページをお開きください。

2ページ、上から3つ目の誰一人取り残さないがん対策事業費から、3ページ、一番上の児童発達支援センター等機能強化事業費までの6事業であり、内容につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【黒島こども未来課長】引き続き、こども政策局の政策的新規事業の計上状況についてご説明いたします。

資料の2ページ1段目、こども場所等官民連携プロジェクト費、資料3ページの2段目、こどもまんなかメディアリテラシー向上事業費から5段目、児童相談所業務改善事業費までの合計5事業であり、内容につきましては、資料記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【山下分科会長】次に、こども未来課長より補足説明を求めます。

【黒島こども未来課長】私から、今回計上しております新規事業の中から2つの事業について、補足して説明をいたします。

まず、資料の表題に「令和6年度予算 保育士等処遇改善推進事業」と記載いたしました資料に基づいて、保育士等処遇改善推進事業についてご説明をいたします。

この事業の目的として、園内研修を充実させ、幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、保育士等がその専門性を高めることにより魅力ややりがいを再認識し、離職防止にもつなげていくことを目的として、よりよい幼児教育・保育の提供ができる環境づくりを目指し、県内市町と連携し、本県独自に構築した事業でございます。

事業の内容ですが、原則全員を対象とする参加型の園内研修を実施する保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設に対し、施設に在籍する保育士、幼稚園教諭、保育教諭へ、常勤・非常勤に関わらず一人当たり年額2万円を支給する費用の助成を行う事業でございます。

対象となる園内研修の内容につきましては、3項目想定をしておりますが、1つ目は、県からテーマや進め方を示して、それに従って実施していただくもの、2つ目は、幼児教育アドバイザーの派遣を受けて実施するもの、3つ目は、市町が実施する研修を園内で伝達していただくものとしております。

予算計上額でございますが、2億1,761万1,000円となっており、県内保育士等1万800人分の補助と事務費を計上しており、一般財源1億8,761万1,000円とふるさと納税3,000万円を財源としております。

なお、補助のスキームとして、保育所、幼保

連携型認定こども園、中核市内の認可外保育施設に対しては市町経由での補助とし、私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園、中核市以外の認可外保育施設に対しては県から直接補助を行う流れの予定であります。

続きまして、こども場所等官民連携プロジェクトについて、補足して説明いたします。

資料は、表題に「こども場所等官民連携プロジェクトについて」と記載しましたものでございます。

この事業は、多様な主体の連携による子ども・子育て支援の充実と新たな視点、発想による施策の展開のため、ビジョン実現に向けた推進体制、支援体制を構築することを目的としております。

子どもの居場所づくりについては、子どもの多様なニーズに応えるため、子どもや若者の意見を取り入れながら、行政だけでなく、民間と連携した取組を地域の実情に応じて進めることが必要と考えております。

このため、事業の内容といたしましては、こども場所等の充実に向けた全体構想の策定等に取り組むこととしており、まずは市町や関係団体、企業等のニーズや活動状況を把握した上で、県の役割の整理や支援策の検討を行うとともに、多様な主体による居場所づくりを進めるための持続可能な仕組みを構築してまいりたいと考えております。

また、子どもの貧困対策として、こども食堂等の子どもの居場所を各地域に広めるための支援施策の検討を行うほか、県内全域に子育て支援団体とのつながりを有する長崎県青少年育成県民会議等と連携し、市町や地域で活動する民間団体、支援意向のある企業などとのネットワークの構築を進めながら、こども場所の充実に

向けた周知啓発やモデルづくりなどに取り組んでまいります。

子ども場所等官民連携プロジェクト全体での予算計上額は2,800万1,000円となっております。

なお、このうちチラシ、ポスター、Webマップ作製等の広報関係経費107万9,000円につきましては、ビジョン実現事業にかかる戦略的かつ統一的な情報発信を行うため、ながさきPR戦略課から、ほかのビジョン実現事業の広報関係経費とともに一括して予算計上されており、こども未来課での予算計上額は2,692万2,000円となっております。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】まず、こども政策局から質問します。横長20ページ、これはサイドブックで発信しますけれども、この中の女性相談支援センター費1,553万円、これは前年度と比較しますと、婦人相談所費が、名称が改められて「女性相談支援センター」になったと理解をいたしますが、この名称変更はどうしてですか。まず、ここから教えてください。

【川村こども家庭課長】今回、女性相談支援センター費ということで事業項目を改めております。このことにつきましては、後ほど議案の方でまたお伝えするんですけど、令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、そこで婦人相談所等が女性支援センター等に名称が改められておりますので、

そこを見越して名称を変更しているところであります。

【堀江委員】委員長、すみません、条例改正と関わるので、ちょっと条例の分を発信させていただきます。

これは、右が改正前、婦人相談所なんですよ、第17条。そして左が18条になって女性相談支援センターと名前を変えますと。そのための議案が今議会に出されているんですよ。だから、今から審議するんでしょう。

要するに、条例改正で初めて成立をして婦人相談所が女性相談支援センターになるというのに、それを見越して、条例審議をまだしていないのに、見越してこの予算議案の横長は名称を変えるんですか。これはちょっと理解できないんですけども、どういう認識のもとに、まだ条例審議もしていないのに変えたのか。

それとも、この横長資料がそんなに意味がないものなのか、ちょっと理解ができないんです。再度見解を求めます。

【川村こども家庭課長】委員からのご指摘、今いただきました事業概要に記載している事項名になりますけれども、これにつきましては先ほども申し上げましたけれども、令和6年4月から「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」、これが国の方で施行されます。これを見越して事項名も新たな名称に変更させていただいているところです。

予算のこちらに書いております左側の款項目、それと事業名、それとは異なりまして事項名というのは議決事項等ではないという認識でありますので、そういうことでありますが、委員ご指摘のとおり、こちらの記載の方につきましては新旧の名称が混在しておりますので、今後、議会による議決等の状況等も踏まえながら適切

な対応を心がけたいと思います。申し訳ありませんでした。

【堀江委員】再度、横長20ページを発信しますが、今、課長が言われたとおりに女性相談支援員設置費、女性相談支援センター費といいながら、一番下には婦人相談所というふうに混在しているのね。確かに款項目で見て、婦人保護対策費という予算をどうするかということなので、横長の部分は婦人相談所が女性相談支援センターに変わったといっても、予算上の審議はさほど問題がないという理由も一方では成り立ちますけれども、しかし、今回の議会に出してなきゃいいのに、今回の議会に条例改正を出しておいて、片や当初予算ではもう改正後の表記をするというのは、ちょっと私はこれは親切ではないと思います。

少なくとも、2022年に国の法律が変わって、詳しいことは条例改正でやりますけれども、2022年に変わったんだから、それまでの間に、去年の令和5年度のうちに条例改正してもよかったんじゃないですか。そうすると、当初予算から全てきれいに新しい名称でできるということもあるんですけど、最後に局長、この点について、私はちょっと不親切だと思いますし、丁寧な説明ではないと思うんですが、見解を求めます。

【浦こども政策局長】ただいまご指摘をいただきました件につきまして、まず、条例の改正についての時期の問題については、私も今、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく計画の策定にも取り組んでおりまして、そうした策定に取り組みながら、今回の議会において条例改正を提出させていただいたという流れになっております。

ご指摘のとおり、もう少し早めに出せるので

はなかったのかというご意見につきまして、名称の変更だけではなくて、女性に変えることでこういった施策が今後展開されていくのかという議論もしながらの改正というのがより適切ではなからうかということで、こういう時期での提出となったものでございます。

ただ、一方で、今ご指摘があったように、この予算説明資料でありますけれども、非常に新旧の名称が混在してわかりにくいというふうなご指摘は確かにあるかと思っておりますので、今後、そういったところにも配慮しながら、丁寧な資料の作成に努めてまいりたいと考えております。

【堀江委員】予算審議ですので、そこでこの女性相談支援センターの1,553万円ですけれども、これは昨年と比べて57万円減っているんです。それがなぜかということと、同じようにその上の女性相談支援員設置費なんですけど、1,319万円、これは446万円増なんです。これはこれでいいと思いますので、57万円の減、446万円の増、この中身について説明を求めます。

【川村こども家庭課長】今、お話がありました増につきましてですが、まず、女性相談支援員設置費ですけれども、こちらは、女性相談支援システムが今古いシステムになっておりますので改修を予定しております。そこが経費の大きな部分となっております。

それと、女性相談支援センター費の減ですが、これは扶助費の減が主な要因になっております。

【堀江委員】いずれにいたしましても、女性の保護の問題は、根拠となる法律も変わり、役割も、さらにまた、公的支援という形が大きくなるというふうに思っておりますので、これまでも対応していただいたと思いますが、これまでも以上に、根拠法が変わったことによって十分な

対応をお願いしたいということを申し上げたいと思います。

引き続き、福祉保健部について質疑をしたいと思います。

これは社会福祉振興費の中の横長44ページ、これも発信をしたいと思いますが、真ん中辺の重層的支援体制整備事業費の1,158万円、これは市町への助成になるんですけれども、これは新規の事業ということになります。

具体的にこの事業の中身を教えてもらっていますか。

【野田福祉保健課企画監】重層的支援体制整備事業の事業内容についてお答えいたします。

この事業ですけれども、令和3年4月に施行された改正社会福祉法に基づいて市町が実施する任意事業でございます。地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することを目的としております。

具体的にどういった事業をするかということですが、まず、市町において高齢や障害、生活困窮、子どもなど、属性に捉われない包括的な支援体制を構築するものでございまして、既存の相談支援の取組を活かしつつ、大きく3本の事業を一体的に実施しようとするものでございますが、1つ目は「断らない包括的な相談支援」、2つ目が「狭間のニーズに対して社会とのつながりを回復させるための参加支援」、3つ目が「全ての住民を対象とした交流の場や居場所の確保を進める地域づくりに向けた支援」を一体的に実施しようとするものでございます。

県内においては、現在、6自治体において体制構築に向けた準備事業に取り組んでおりますが、予算を今回計上しておりますのは、令和6

年度から長崎市と五島市において本格的に事業を実施する予定でございまして、その実施に当たり、県の負担4分の1でございまして、その分の予算計上でございます。

【堀江委員】私がこのことを質問するのは、事業の中身としては必要なことだというふうに思うんですけれども、要は、市町のばらつきがないかどうかということなんですよ。言われたように、いろいろ重層的支援というか、包括的にいろいろやりましょうと、平たく言えばそういう事業なんですけど、そこに県が支援をする際に、やはり21市町ばらつきがないようにしてほしいというのが私の思いでありまして、令和6年度が長崎市と五島市、しかし、6自治体がまだ今検討しているということです。

そうしますと、これは、21自治体ばらつきがないようにするという方向性というか、そこについてはどのように認識したらいいですか。

【野田福祉保健課企画監】来年度から2自治体で実施するということですが、重層事業は複雑化、複合化する住民ニーズに対応するための市町における包括的な支援体制の整備の手法の一つでございます。

他の手法により体制を整えることが可能であれば、必ずしも重層事業を実施しなければならないということではございませんが、ただ、制度の壁があり支援ができないケースとか、声を上げることができずに支援が届かないケースは少なからず存在しているため、どこに住んでいても、同じように支援が受けられるよう、県下全域で包括的な支援体制の整備を進めていく必要があると考えております。

【堀江委員】ちょっと今の答弁だと重層的支援体制整備事業費、これだけでなく、ほかの手法もあるんですよ。だから、これに拘らなくて

もいいんですよというふうにも聞こえてきたんですが。そうはいつでもこの事業は必要ですよというふうな、平たく言ってしまうとそういう答弁をしていたと思うんですが、私が心配している市町のばらつきはないのかということについては、どういうふうに認識したらいいんですか。

【野田福祉保健課企画監】ご指摘のとおり、現状ではばらつきですね、認識の差はございまして、まだ全く検討も進んでいないという自治体もございまして。ですので、県としましては、来年度から取り組む長崎市と五島市の取組で得られたメリットなどをお伝えしながら、未実施自治体にも働きかけをしていきたいと考えております。

【堀江委員】拘ってごめんなさいね。私は、福祉の制度はどこに住んでも市町のばらつきがないようにしてほしいという基本的なベースがあるんです。この重層的支援体制整備というのは、相談ひとつとっても、ここに行かないと相談ができないということじゃなくて、ここに行けばみんなが対応できますよと、平たく言ってしまうとね、そういう相談体制をつくり出すということでしょう。

今の答弁だと、検討していないところもある。そうであれば、県の役割として、検討していないところに、新年度は長崎市と五島市がやりますから、そういう情報をきちんと伝えて、じゃあどうするのかということまで一緒に考えていくという県の姿勢があるのかどうか、その点を最後に確認させてください。

【野田福祉保健課企画監】堀江委員のご指摘のとおり、こういった複雑化している問題を抱える住民に効果的な支援を円滑に行い、地域全体で支える仕組みがあることは大変重要なことだと考えております。

重層事業は市町の任意事業でありまして、実施の期限があるということでもなく、また、予算措置も必要となりますことから、県としては市町の意向を尊重していくこととなりますが、それぞれの市町において、今後、包括的な支援体制をどのように整備していくのか、重層事業を活用するのかなどについて、具体的に検討に着手していただきたいと考えております。

県としましては、まずは準備事業を実施している市町が来年度以降スムーズに本格実施へ移行できるよう後押ししていくとともに、事業構築のノウハウや事業効果などを未実施の自治体に対してしっかりお伝えしていきたいと考えております。

また、先行市町の取組状況の共有や意見交換、国の全国キャラバンを今年度実施しましたが、そういったものを活用して関係機関向けの研修の実施などにより、市町の包括的な支援体制の構築促進に努めてまいりたいと考えております。

【堀江委員】市町の実施する任意事業というのは私も承知しておりますが、ぜひ、少なくともばらつきがないというか、するかしないかはその市町のあれであっても、県としてはどこも同じように情報提供していただきたいということを重ねて要望したいと思います。

次に、横長46ページですけれども、発信しますと、これは災害対策費、この中では大きく昨年度と比べて予算が減になっているのは、非常用物資保管倉庫整備事業費2億円余りの予算が昨年は計上されていたんですけども、今回はそれが無いということの減だというふうに理解をしておりますけれども、その中の災害救援備蓄費が2,249万円増えておりますが、この内容についてお示しください。

【安藝福祉保健課長】災害救援備蓄費の約

2,000万円増の主な要因といたしましては、災害救助基金積立金の増でございます。

基金の積立額については法で定められておまして、その不足分について積立てを増額しているものでございます。

【堀江委員】 そのことと関わって、長崎県は危機管理課と福祉保健課で令和2年6月5日に「避難所開設運営における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（手引版）」を作っておられて、その後、令和3年度にまた改定をされたというふうに理解をしております。

今回、避難所開設のことにつきましては、いろいろ災害が続く中で、今回の能登半島の地震を受けて、まだ避難所暮らしを余儀なくされている状況が続いている中なんですけれども、今回のこうしたチェックリストとかも、今回の能登の被害を受けて見直しなりということもあるのかということだけ確認させてください。

【安藝福祉保健課長】 新型コロナに対しての避難所の運営のチェックリストについては、令和5年5月にコロナが5類に変更されたということもあって、現状見直してはおりませんけれども、能登の状況を見ながら、必要に応じて、見直す必要があれば検討してまいりたいと考えております。

【堀江委員】 福祉保健部の横長の57ページです。これをサイドブックで発信をしますと、ドクターヘリの運営費3億1,929万円、冒頭でも部長から説明がありましたが、1機では足りないと。それで、現在、離島にドクターを運んでいるヘリを活用するというので準備をするということなんですけど、昨年の決算審査の時に、何とか予算の確保をしたいと熱く医療政策課長は語られました。それで、予算の確保ができたのかなというふうに予算を見たんですが、しか

し、実際は、これは令和6年度、新年度はいわゆる整備改修ということで、ドクターヘリを受け入れる改修ということで、運航が令和7年度からということになれば、令和6年度も今の1機で、現状としては要請があっても行けないという状態が続くということになるんですか。この現状だけ教えてください。

【加藤医療政策課長】 現状、年間150件ほど重複要請で対応できない状況がございます。

佐賀県との相互応援協定に基づきまして、当初、80件ほど佐賀県に飛んでいただいたんですが、ここ数年はコロナの関係で県を往復できないということでストップしていた時期があったので30件程度だったんですけれども、コロナが5類になったものですから、佐賀県をフル活用するというのであれば、80件程度の応援はいただけるんじゃないかというふうに思っております。

さらに、令和7年度からはRIMCAS（リムキャス）を週に半分ほど使いますから、それでまた80件ほど対応できるというふうに考えております。

【堀江委員】 そうしますと、今、150件対応できていないという概算の数字で言えば、その対応については佐賀との協定の部分が戻ってくるという言い方はおかしいですかね、コロナ前に戻ってくるという運航状況を見ると、新年度、まだ予算上は新たに整備するための予算であっても、新年度はその状況が改善されるということで理解をいたしました。予算の確保と同時に、そういう運航の部分の、県民の命をどう守るか、ドクターヘリをどう活用するかということで、ぜひまた尽力いただきたいと思います。

もう一つ、同じく福祉保健部の横長60ページですが、これもちょっとサイドブックで発信

したいと思いますが、病院企業団助成費です。

病院企業団がこの予算上に出る時には、細かく医師の数含めて様々な数字が出ていたんですが、もう今は大きく括ってしか出されない状況で、これはそれとして理解をするんですけども、この中の病院企業団財政助成費、これはもちろん様々な経費の増ということで理解をいたすんですけども、これが6,143万円、前年度に比べて増えている。いいことだとは思いますが、この内容について説明をお願いしますか。

【加藤医療政策課長】病院企業団への助成、繰出金ですけども、これは国が繰出基準を決めておりまして、政策的医療で不採算の部分について各自治体がそこを補填するということでございます。例えば救急医療とか高額医療、高度な医療機械を使うだけども不採算、そういった部分の赤字、その部分だけの赤字補填になりますので、繰出金が増えるということは病院の政策医療の部分の赤字が増えたというふうに直結しているということでございます。

【堀江委員】とりあえず、ここで止めます。次、またお願いします。

【山下分科会長】ほかに予算議案について質疑はありませんか。

【山田委員】まず、福祉の方にお尋ねしたいと思います。

今回、新規事業で上げられています児童発達支援センター等機能強化事業費、これが、県が指定をする中核的な療育施設で10施設とありますが、これで県下一円カバーができるのか。この10施設についてまずお尋ねをしたいと思います。

【藤井障害福祉課企画監】お尋ねがありました児童発達支援センターの強化事業でございます

が、県内に13か所、児童発達支援センターがございまして、今回、対象としているのは10か所でございます。まず、県下の13か所に加えまして、離島地区に児童発達支援センターがないんですが、地域の障害児通所事業所で支援スキルがあるところが3か所、五島市と新上五島町、壱岐市がございまして、そこを3つ加えております。それで16ですが、それから長崎市、佐世保市につきましては、市の方が児童発達支援センターの指定と指導の権限を持っておりますので、市の分については各市と協議の上、県の事業からは除外しております。

【山田委員】中核市の長崎市と佐世保市は除外しているということですが、私が事前にいただいていた資料を見ますと、県北で言うと佐々町、平戸市、松浦市に施設がない。今回の中核施設がない中で、中核市の佐世保市は独自にやってくださいということであって、これは佐世保市とかに、同様の事業を行っていてエリアカバーをしてもらおうという考え方なのか、そのあたりをちょっとお聞かせください。

【藤井障害福祉課企画監】今回の事業の両市の状況でございますが、長崎市に関しましては来年度からの実施予定と聞いておりますが、佐世保市に関しましては2つのセンターとの協議が整っていないということから、引き続き協議をするということになっております。市で実施される場合については、管内の市町につきましても同じように指導をしていただくようにしたいと考えております。

【山田委員】長崎市は協議が整って来年からということであって、佐世保市は県北管内の各市町との協議をしていただいて、みたいな感じがいいんですか。県としては、佐世保市に、中核市なんだからやってくださいというお願いなの

かどうなのか、そのあたりを。

【藤井障害福祉課企画監】佐世保市の状況でございますが、佐世保市にあります2か所の児童発達支援センター、「すぎのこ園」と「さんりんしゃ」でございますが、そちらとの事業実施にかかる協議が整っていないという状況でございます。

【山田委員】そもそも論として、まだ佐世保市内での協議が整っていない中、平戸市、松浦市、佐々町は同様の施設がない中で、このことに関しても、先ほど来、堀江委員からもあったように、提供のサービスに差があってはいけない中では、やはりここもしっかりとやっていただきたいと思えます。

佐世保市にももちろん協議をしっかり進めていただきたいと思います。そのあたりの助言、アドバイスとか、何かお手伝いができることはしていただいて進めていただきたいと思います。

次に、誰ひとり取り残さないがん対策事業費でお尋ねしたいと思っております。

まず、平成20年にがん対策推進条例というのが議員提案でできましたが、以後、長い年月をもってしても、この検診率というものが一切上がってこない。全国の順位も悪いままであります。そういった中で、課題として今回、若い方々がWebとかの予約があれば予約をしてくれるようなことを言われていたかと思えます。

そういった中で、そういう世代に対して、そういう要望というか、調査をしたのかどうか、そのあたりを教えてください。

【加藤医療政策課長】がんの検診率の増進のために一般の企業と、24社と協力協定を結んでおりまして、その企業の一つがアンケート調査をしていただきました。

まず、がんの検診の状況ですけれども、がん

の検診は市町の検診と職域の検診と人間ドックとあるんですけれども、受診率の順位は全国40位以下ということで非常に低い。ただし、市町だけの検診を見た時に、全国上位から中位ということで、市町の検診は比較的高いということであれば、職域の検診が長崎県は低いんだと、そこがターゲットだというふうに考えているところです。協定企業がアンケートをとっていただきましたけれども、職域の検診を行っていないという回答が4割を超えているということで、職場での検診が行われてない事業所が多く、特に小規模の事業所が行われてないという状況でございました。

「市町の検診を知っているか」という問いに対して、女性は20代以降が検診の対象なんですけれども、女性の20代は65%が市町の検診を知らない、男性は40歳からなんですけれども、40代の58%が知らない、6割が市町の検診を知らないという状況でございました。

そういったことで職域のがんの検診を受けられない方を市町の検診に向かわせるというのが一つの大きな有効的な施策というふうに考えております。

もう一つ、「がん検診を受けやすくなる制度変更について」というお尋ねをした時に、特に20代、30代の女性の4割の方がSNSとかインターネットで予約ができるようにしてほしいというようなことがアンケートでございました。

それと先進県の事例として、愛媛県が既に導入されているんですけれども、そこでWebの検診を入れた時に2%上がったということがありましたので、今回、そういったWebによる予約を導入しようというふうにしております。

現在は、市町ががん検診を委託している健康事業団は電話での予約になっていますので、よ

り検診に行きやすくなるというふうに考えております。

【山田委員】職域の方のがん検診が進んでいないことが本県の率を下げているという答弁だったかと思えます。割合で言うと、市町がやっている国保、多くは国保の方とかがされる市町の検診がそこにあって、企業に働く方々があると思うんですけども、率で言うとどっちが高いんですか、人数の割合で言うと。

【加藤医療政策課長】市町検診と職域の検診の割合ですが、手元に資料がないんですけども、市町検診の方が多いのではないかというふうに思っております。データがありましたら、改めてご報告したいと思います。

【山田委員】市町の方で言うと市町別の検診率だと高いんですという話だったですね。そうしたら、この職域の方で受けられない方たちを市町の方に振り分けていけば上がるということで、愛媛県で結果が出ているということでありますので、そこは期待をしていきたいと思えます。

では、しっかりと、まずはがん検診を受けていただくことから、3人の1人ががんで亡くなっている、本当に全がん時代と言われているような時代でありますので、まず検診を受けていただくことで元気に暮らすことができる、そういう状況でありますので、ぜひとも進めていただきたいと思えます。

次、依存症及び家族が抱える多様な問題、課題に対して適切な支援、治療が受けられる体制の整備に要する経費として1,623万4,000円が計上されております。この中身について伺いたいと思えます。

【藤井障害福祉課企画監】依存症の事業費、県の取組でございますが、依存症の専門医療機関

ですとか、治療拠点機関として配置しております、そういった医療機関が地域のネットワークづくりの事業をすることで、県内どこにいても同じような治療が提供できるような取組をしております。

それに加えて、IR推進課に計上しておりました事業を、今回、IRの不採択を受けて福祉保健部の方に付けておりました、その事業として県北地域において医療資源とか相談支援が少ないものですから、そこに対して「長崎ダルク」という回復支援の施設を持っていらっしゃるスキルの高い団体に委託をしまして、県北での相談支援をしております。それを引き続き、来年度についても県北地区で実施をしたいと思っております。

それに加えて、九州・山口の依存症のネットワークづくりを構築しております、各県での取組を共有したり、もしくはe-ラーニングの人材育成をしたりという事業をしておりまして、それについても引き続き実施をする予定としております。

【山田委員】IRの先日の集中審査の際に、そのことをお願いしておりました。IRはこのような形にはなってしまいましたが、県北地区において、ギャンブルに関わらず全ての依存症でかなり、今、そういう相談支援体制ができていた中だったので、予算をそのまま障害福祉課で引き継いでいただき、継続できることを本当に非常にありがたく思っておりますし、このIRに関わって、依存症対策で九州・山口をネットワークした、もうそういう体制ができていたので、その体制も活かしていただいた上で、e-ラーニングとか、様々なことをやっていただくということでもありますので、非常にありがたく応援をさせていただきたいと思っております。

次にもう一点、透析患者の送迎支援等で予算が計上されております。この内容について伺いたいと思います。

【佐藤障害福祉課長】この透析患者の通院支援の充実に向けた経費でございますけれども、現在、透析患者への送迎支援を行っている通院介護支援センター3団体へ運営費の一部の助成をしておりますけれども、来年はこの支援のあり方について、透析患者の送迎状況の実態調査、あと関係機関等での検討会について意見を聞きながら、さらなる通院支援の充実に向けた取組を行いたいと考えております。

【山田委員】透析患者の方は、週3回、半日かけて透析をされる方ですので、お体がきつくて、なかなか自分で運転できない方もいらっしゃると思いますので、こういった形で進めていただくことを期待したいと思っております。

一方、北陸での震災があって、特に一番命に直結するのが、私はこの透析患者さんかなと思っております。週3回できなければ、本当に命にかかわってくる。災害時の、今回も金沢の方に集団で移動されたり、いろいろされていたようではありますが、ぜひこれを機会に、担当課は障害福祉課と福祉保健課になるようではありますが、それぞれの病院でも災害時の対策でどのようにするかという取り決めをされていると思うんですが、そこはしっかり関わっていただいて、この県民の命をしっかり守っていただきたいと思っております。

こども政策局にいきたいと思っております。

次に、児童心理治療施設高機能強化多機能モデル事業費について伺いたいと思っております。

今、発達障害の子どもさんが増えてきて、県下には長崎市のハートセンター、諫早市のこども医療福祉センター、佐世保市のこども発達セ

ンターとありますが、それぞれ6か月以上待ちとか、そういった状況が続いています。それぞれの受診待ちの状況をまずお聞かせください。

【藤井障害福祉課企画監】県内の発達障害の専門医療機関の受診待ちの状況でございますが、県下全域で約700名程度でございます。こども医療福祉センターで約120名程度、長崎ハートセンターで約400名程度、佐世保のこども発達支援センターで約180名程度、合計で約700名程度でございます。

【山田委員】今、これは受診待ちの人の数を教えていただいたのかなと思いましたが、月的にはどんな感じですか。

【藤井障害福祉課企画監】待機の期間ですが、こども医療福祉センターで約5か月、長崎ハートセンターで約11か月、佐世保こども発達センターで約8か月となっております。

【山田委員】小さな子どもの1か月、2か月、3か月は非常に大きくて、こういった中、本当に県下、これはもう長い課題ではあります。抱えております。

そういった中で、今回、大村市の椿の森学園の方で初診待ちの児童とか、その保護者に対して心理的な専門職による支援をしていただくということではありますが、こちらでどのような体制を考えているのかを伺いたいと思っております。

【川村こども家庭課長】この事業につきましては、委員が今おっしゃったとおり児童心理治療施設、大村椿の森学園の方に委託をしてやっていこうかと思っております。

体制としましては、心理士を2名、それと精神保健福祉士1名、作業療法士1名、専門職としてはこの4名を雇いまして、機能的には心理士が常駐する形にはなるんですけれども、精神保健福祉士と作業療法士につきましては週何回と

か、月何回的な感じで対応するような形で考えております。

一応委託ということで、こういった専門職を雇いまして事業を運営してもらおうということを考えております。

【山田委員】今の人員体制についてはわかりました。大体年間でどれくらいを考えているのか。

それと、なかなか受診できない、長崎のハートセンターにあっては11か月ということで、保護者の方がすごく不安を持たれていると思いますが、そういった方々がじかに行けるのかどうか。そもそも、市町の健診等でちょっと何かあった子だけが行けるのか。どういうふうな形でここにたどり着くような仕組みを考えているのか、お聞かせください。

【川村こども家庭課長】まず、年間どのくらいできるのかということですが、今のメンバーで実際やっていく中で、年間でいきますと延べ900回程度の相談に対応できるかということで想定しております。

中身的には、お一人につきまして、まず初期面接、それとその次のステップとして心理の検査、それからフィードバックをするような形でお一人大体3回ぐらいということで想定しますと、300人ぐらいということになります。

ただ、来年度につきましては、まず、国の方から事業の募集通知等がありまして、それから事業を申請しまして、実際にやるのは秋ぐらいになりますので、それ以降ですから300件から半分ぐらいになるのかなと想定しております。

それと、直に行けるかということですが、基本的にこの事業につきましては対象を、まず通所としまして保護者と児童、これにつきましては市町からの紹介という形で考えております。

その他に訪問支援も考えておまして、これは幼稚園とか学校の方に訪問して支援をする。

その他、里親とか児童養護施設、こういったところからの相談にも対応できるようにしたいと思っております。

市町からの相談につきましては、委員も先ほどおっしゃった健診とかで不安等があった場合に、市町の方が判断をして上げるんですけども、その仕組みについては、市町の方とも、今後話をしまして、どういった形で上げてもらうかということなど制度を構築していきたいと考えております。

【山田委員】様々、待機待ち、受診待ちの子どもたちが多くいる中で、これに限らず、いろいろな事業を組んでいただいているのは理解しておりますが、これも何年来変わらなくて、どっちかという悪くなっているような感じすらしております。

福祉保健部として、もともとこういう発達障害とかを診る先生が少ないのも根本的問題としてあるんですが、しっかりと長崎大学とか、今もやっていただいているとは思いますが、ぜひともこの解決のため、特に発達に不安を持っている子どもをもつ保護者も不安でしょうし、その子たちも、いち早く支援があれば、また子どもたちの今後の育ち、学びも変わってくると思いますので、ぜひともそこは本当に抜本的な問題、いろいろずっと課題が解決できない中ではありますが、ぜひともそこをしっかりと対応していただくようお願いをして、私も一旦終わります。

【山下分科会長】ほかにございませんか。

【川崎委員】まず、福祉保健部で長崎健康革命プロジェクト4,611万8,000円についてお尋ねいたします。

まず、健康ながさき21評価結果、これが悪化傾向ということからの強化というふうに理解をしておりますが、まず、原因をどう分析をしているのかお尋ねいたします。

【鶴田国保・健康増進課企画監】健康ながさき21評価結果が悪化傾向というところで、どう原因を分析しているかというお尋ねでございました。こちらにつきましては、まず、食塩や野菜の摂取量、あと運動習慣がある人の割合が悪化したという結果が出ております。

こちらにつきましては、令和3年度の長崎県健康栄養調査結果で、まず食塩摂取量ですが、1日当たりの摂取量が目標8グラム未満に對しまして、どの年代も目標を達しておらず、特に男性は84%の方が8グラム以上となっていたところでございます。

野菜摂取量は、1日当たりの摂取量の目標が350グラム以上でございましたけれども、234.4グラムと100グラム以上不足していることがわかったところでございます。

この調査におきましては、ご自身の食生活についてもお尋ねしたところでございまして、その結果、食生活が「大変よい」「大体よい」との回答が66%ございまして、その中でも主食、主菜、副菜がそろうように心がけている人の割合が62.5%であったり、野菜を多く摂るように心がけているとしている方とか、薄味を心がけているという方も多くございまして、そこが実際の数値がよくない一方で、野菜を食べていると、塩分は控えているという認識を持つ人が多くおられるのではないかとということで、その矛盾というところを原因として考えているところでございます。

あと運動でございまして、こちらは日頃運動やスポーツをしている人の割合というところ

で、男性は目標40%に對しまして28.1%、女性は30%に對しまして21.6%という結果でございました。こちらにつきましては、令和3年度の調査ということで、新型コロナの感染拡大の影響もあったとは考えられますけれども、スポーツ庁の方でスポーツの実施状況に関する世論調査というのも行っておりまして、ここでも運動習慣者の割合が20歳以上で27.2%と低い状況になっておりました。その理由としましては、「仕事や家事が忙しい」「面倒くさい」「高齢だから」とか、そういった理由が挙げられていたところでございまして、全国的なところではございまして、傾向としては本県においても当てはまるのではないかとということで分析しております。

【川崎委員】それを踏まえて、新年度どう強化をされるかお尋ねいたします。

【鶴田国保・健康増進課企画監】新年度強化する施策でございまして。

まず、今の結果を踏まえまして食事と運動をテーマとして強化をしていきたいと考えているところでございます。

まず、食事に関しましては、野菜摂取量の減少が深刻であった20代をターゲットにいたしまして、大学生などのアイデアを活かしたヘルシー弁当を開発いたしまして、県内のスーパーで販売するほか、コンビニエンスストアとも連携いたしまして、減塩・野菜摂取促進キャンペーンを実施する予定でございまして。

運動に関する取組でございまして、来年度はV・ファーレン長崎、長崎ヴェルカと連携いたしまして周知啓発を行うほか、アプリ活用による運動の習慣化を推進するために、新たに運動体験型イベントやウォーキングイベントを開催することとしております。

さらに、アプリのポイントのページでサービスをご提供いただいております協力店の拡大を図るために、期間中に協力店でアプリポイントを使ってサービスを受けた方に抽選で県産品が当たるキャンペーンを実施することとしております。

【川崎委員】その健康アプリ「歩こーで！」ですが、今、強化については確認いたしました。ぜひお取り組みいただきたいのと、ぜひご検討いただきたいんですが、マイナカードの保険証連携というところから随分時間もたって、まだまだ利用者が少ないというのは課題だとは思いますが、恐らく病院とか調剤で薬等の情報が見られるようになっていまして、ぜひこの健康づくりアプリ「歩こーで！」、この中でひとつ包括した形で情報を確認しながら利用を高めていく、そんなことができないのか、お尋ねをいたします。

【鶴田国保・健康増進課企画監】「歩こーで！」におけるPHRとの連携につきましては、国の方でも患者自身が蓄積された記録を適宜スマートフォンで見返すようにできるようになれば、治療継続、行動変容につながると期待されているところでございます。

そして、国においては、安心・安全に利活用ができるように環境整備が進められておりまして、実際PHRの利活用に向けた実証事業を実施されているところでございまして、この中では医療機関での活用を推進するということと、商業施設など日常生活での活用によって新たなサービスの創出が加速化できるかというところを今実証されているところでございまして、県といたしましても、アプリの連携を含めてどのような活用ができるのか、まずはこれらの国の動きを注視してまいりたいと考えております。

【川崎委員】健康づくりアプリを長崎が導入をし、推進をして、一方では国が追いかけるような形で、国が逆に健康アプリみたいなものをつくってやってくれば一番楽なんではしょうけれども、それはいつになるかわかりませんが、要はあっちを見、こっちを見というようなことよりは、できれば少しまとめた形で利便性を高めていただければと思いますので、ご検討をよろしく申し上げます。

次に、精神障害者社会参加促進事業費451万7,000円についてお尋ねします。

まず、精神障害者の方と様々意見交換をする中、やはりピアサポートについての支援をやっていただきたいという声も多くいただいております。今回、それもテーマとして上がっているかと思えます。

まず、現況についてお尋ねいたします。

【藤井障害福祉課企画監】お尋ねのありましたピアサポートでございますが、障害のある方ご自身が、自らの体験に基づきましてほかの障害のある方の相談相手になったりとか、もしくは社会参加とか、地域での生活の支援をする活動でございまして、現在、本県で精神障害のある方でピアサポーターとして登録されている方、34名でございます。

【川崎委員】34名という方が多いのか少ないのか、要望として上がってきているということは、まだまだ十分じゃないんだろうというふうに思っております。

外出ができないと、なかなかしづらいということもお声として聞いておりまして、まさにそういうピアサポートの皆様が増えていけば、外出の機会も多くなってくるんだろうと思っております。このピアサポートの普及についてどう取り組んでいかれるか、お尋ねいたします。

【藤井障害福祉課企画監】ピアサポートの普及でございますが、今、34名のピアサポーターにつきまして、長崎こども・女性・障害者支援センターのホームページにおきまして、名前は伏せた上で、病名とか自己PRで支援できることとか、配慮が必要なことを公表しまして、その活用といいますか、支援してほしいというのをホームページ上で募集しているところでございます。

また、同じこども・女性・障害者支援センターにおきまして、市町とか保健所の支援者に対して、ピアサポーターについての理解を深めて、活用を促進するような研修をしているところでございまして、現在、県内では看護学生実習での講話とか、もしくは障害福祉サービス事業所の研修会での講話ですとか、もしくは地域の自立支援協議会に当事者として参加をしたりという活動をしております。

【川崎委員】わかりました。普及に努めてください。

それと精神障害者の皆様、その皆様たちに対してですが、お声を聞くと偏見・差別が大変多いということも伺います。理解促進にどう取り組まれるかお尋ねいたします。

【藤井障害福祉課企画監】精神障害に関する理解促進の取組でございますが、精神障害者を家族に持つ団体でございます県の精神障害者家族連合会に委託をしまして、県内各地において講演会、当事者からのメッセージですとか、そういった取組をしておりまして、今年度でございますが、長崎、県央、県南、県北の5か所でそういった講演会等をしておりまして、参加者数として合計172名参加をいただいております。

それ以外に、国の方で今、心のサポーターというものの養成に力を入れております。どうい

うものかといいますと、メンタルヘルスの問題を抱える方に対して寄り添って、傾聴を中心とした支援者でございまして、そういった支援の場がなくても、そういった方を養成することで精神障害に関する理解を深めるというものでございます。

国としまして、令和15年度までに全国で100万人のサポーターを養成したいという大きな目標を持っておりまして、県としてもモデル事業に手を挙げ、今年度から事業をしております。

今年度の取組でございますが、各市町に希望を取りまして、長崎市、大村市、島原市、雲仙市、時津町の5市町におきまして心のサポーターの養成、研修事業を実施しておりまして、今年度238名養成をしているところでございます。来年度以降につきましても、まだ実施をしていない市町がありますし、来年度以降したいという希望もありますので、随時県内市町での取組をしていきたいと思っております。

【川崎委員】例えば、動画を撮ってYouTubeで流すとか、なかなか研修会に参加できない人にも、少し実態をわかっているような工夫もしていただければと思います。

次に、こども政策局ですが、インターネット・電子メディアの環境改善451万2,000円、事業が2本計上されておりますが、本事業で目指す成果は何なのかをお尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】インターネット・電子メディアの環境改善についてお答えいたします。

今回、こどもまんなかメディアリテラシー向上事業費という新規の取組、それから従前から取り組んでおります地域・企業等との連携によるネットメディア環境改善事業と2本でございます。

従前から地域団体や企業などと連携しまして、

青少年のメディア被害を防ぐためにフィルタリングの普及ですとか、そういったところを目指して活動してきております。そのためにメディア環境改善について講習のできる指導員の養成・派遣、あるいはフィルタリングの実践講座等を取り組んでまいりました。

しかし、現状としまして、サイバー犯罪やSNSに起因する犯罪の検挙数ですとか、被害者数が非常に高い水準で推移しております。18歳未満の被害も減少しておりませんし、例えば児童ポルノにつきましても、SNS等がきっかけという事案も多く、被疑者の年代別割合も10代が一番多い。一方、被害者は中学生が最大であるなど、メディア利用の低年齢化による問題が深刻化しているという認識がございました。

そこで、子どもたちのメディア利用に関して、これまで大人から講習をすとか、働きかけるといったような取組が多かったんですけども、今やメディアとのつき合い方は子どもの方が精通している部分もあり、そういった子どもの声を聞く意味も含めまして、子ども自身にメディアの安全性とリスクについて、兼ね合いを考えながら適切な使い方、あるいは規制について自身で考えて、またそのあり方を地域や大人に発信してもらいたいということで、こどもまんなかメディアリテラシー向上事業費というものを立てました。

こちらによりまして、子どもと家族を含めました大人の意識変容を図ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】大変大事なことですので、お取組をよろしく申し上げます。

平成20年に制定されました「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、この努力義務として「保

護者は、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に努める」と。

先ほどもご説明がありましたように、まさに家庭、家族というところが一つ大事なポイントなんだろうと思っています。やはりインターネットを自由に使える時間帯は家庭が多いように私も思います。保護者の意識改革をはじめ、保護者の方、家庭との連携、これも不可欠と考えますが、いま一度ご答弁をよろしく申し上げます。

【黒島こども未来課長】委員ご指摘のとおり、メディア利用につきましても、家庭内でルールをつくっていく、そのために家族で話し合っただくというのが一番重要ではないかという認識は従前から持っております。

今回、こどもまんなかメディアリテラシー向上事業費につきましては、学校メディア宣言ということで、例えば小学校であれば代表委員会、中学校であれば生徒会、そういった場でメディアとのつき合い方について、子ども自身で考えていただくというのを一つ考えておりますが、そういった取組について、教育委員会の方で作成されますメディア等のネットモラルについての副教材の中にも活用できるようなページを入れていただくように現在調整をしております。

その中には、例えば親御さんが、これまでも取り組んできましたフィルタリング設定について理解して取り組まれるかというようなところで、親御さんもチェックしていただくような欄も設けるなど、家庭においても子どもと話し合っただくメディアの利用について、ルールであるとか、保護者の意識づけも図ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】ぜひ家庭でのこういった意識改革ということにも力を入れてください。

そこで、ひとつぜひ検討いただきたいんですが、先ほどフィルタリングの話がありました。こういった新しい技術の活用はどんどん取り入れるべきだというふうに思います。

加害、被害、どちらも低年齢化ということでしたが、SNSを通じて知り合った相手、こういった人たちに不適切な画像を送って、そこから犯罪が起こるといようなことがよく言われています。

そこで、これは愛知県ですけれども、愛知県警が大学と民間企業の皆様をお願いしてアプリを開発されたそうです。親子ともにこのアプリをインストールすると、不適切な画像を撮影した際にAIが判断をして子どもには注意喚起をすると。親にはその通知が届くと。このようなことから被害を未然に防止をする、そういったアプリ、これが今活用されているということです。それで犯罪を減らす抑止力になりますし、親子の対話を促進すると。子どもが加害者になることも予防ができます。

学校も一人1台パソコンになっていますので、学習用パソコンに入れると学校での不適切な行動も抑止できるという効果があるようですので、ぜひこれは調査してご検討ください。よろしくをお願いします。

最後に、地域で産業でみんなで応援「結婚・子育て」推進事業費についてお尋ねいたします。

一般質問でも、子育て支援も非常に大事であります。その手前の結婚についても力を入れるべきということで部長もご答弁をいただいたところですが、次年度強化する施策について、いま一度確認をしたいと思えます。

【黒島こども未来課長】地域で産業でみんなで応援「結婚・子育て」推進事業についてお答えいたします。

こちらは、昨年度は「未来を照らす長崎結婚子育て推進事業」としておりましたけれども、従前から地域とか民間企業と連携しまして、結婚や子育てを応援する機運の醸成に取り組んでまいりました。「結婚・子育て応援宣言企業」といった宣言企業を増やす取組として、企業コーディネーターの活動を行ったり、あるいは地域コーディネーターということで地域団体などと連携した結婚支援の取組や周知啓発に努めてまいりましたけれども、こういったご協力くださる企業、団体に、より主体的な取組を促してまいりたいと考えております。

特に、例えば業種ごとに非常に従事者の男女比率が偏っているとか、なかなか出会いがないとか、非常に業種ごとの結婚支援に関する課題も聞こえてまいりますので、そういった課題について、まずはヒアリングをして、それに対応するような、例えば周知啓発ですとか、あるいはイベントの開催の工夫ですとか、そういった取組に、ぜひ連携、協力をいただきたいと考えております。

また、そのほか、これまでもライフデザインについて考えていただく機会を、中高生などを対象にセミナー等を行ってきたところですが、こちらにもこういった企業等に協力いただいて、例えば新入社員ですとか、そういった若い方たちに改めてご自身のライフデザインについて考えていただく。そういった中で例えば結婚や子育てについて、自分ごととして一度考えていただくといったような取組にも協力を促したいと考えております。

その他情報発信等もより効果的なやり方で、例えば県外に対しても行っていくなど、取組を強化してまいりたいと考えております。

【川崎委員】岡山県の奈義町というところが非

常にユニークな取組をやっておられて、2015年からということですが、同窓会の開催に支援をしているというのを記事で見ました。意外なことに、これはネットの調査だと思うんですけど、同窓会で再会した後に交際したことがあるというのが15%ぐらい、交際まで至らなくても仲良くなったことがある方が30%、かなり高い確率だなというふうに思っています。振り返ったら、私も高校のクラスメートが2組結婚しましたね。多分同窓会なんですよ。だから、結構高い確率、ある意味自分が同じところで育ったままなんだということもあって、信用、例えばSNSとかで知り合って、どこの誰かわからないというような不安から考えると、信用度は非常に高まっていくということが背景にあるんだろうと思っています。その岡山県の奈義町がスタートして、今度岡山県が取り組んだという記事を見ました。こういったところも検討、研究をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【黒島こども未来課長】委員から今、情報提供いただきました岡山県の取組でございますけれども、ご指摘のとおり奈義町など、県内の市町で先行して同窓会の開催に対して一定補助をするというような取組があったものに対し、新たに令和6年度から市町に対して同窓会の開催への支援の半分を補助するといったような取組をされる予定ということを伺っております。

ご指摘のように同窓会に参加することで、もともと知っている仲ということで、一から関係を築くであるとか、背景について警戒する余地も少ないということで、一定効果的ではないかということでの岡山県の取組かと理解しております。

こういった取組は参考にぜひさせていただき

たいと思いますけれども、現時点では、同窓会といった場合に、未婚者に限るといったような開催も難しいとか、あるいは逆に結婚支援というのが見えてきた場合に参加しづらいといった方もあろうかとか、あるいは補助をすることによって同窓会の開催数が伸びていくかどうかといったような推移というものも、先行される岡山県の様子等も見てまいりたいと思います。地域活性化の取組としての側面もあろうかと思しますので、例えば市町などに情報提供するとか、そういった活用について考えてまいりたいと思います。

【山下分科会長】ほかにありませんか。

【坂口委員】私からは、こども政策局に伺いたいと思いますが、まず、こども場所等官民連携プロジェクトについてです。

これは補足の説明資料をいただいておりますが、全体構想をまず策定して、こども場所の定義等を行って、ロードマップ等を作成されるということですが、この全体構想の策定ということは、何かこの分に特化したような計画とかを作成される予定があるのかどうか伺います。

【黒島こども未来課長】こども場所等官民連携プロジェクト事業におきまして、全体構想策定についてのお尋ねでございます。

この事業につきましては、今年度策定しました「新しい長崎県づくりのビジョン」において、概ね10年後のありたい姿として、「こども時間」の増加ですとか、「こども場所」の充実というものを掲げております。

今回の事業は、概ね10年後に「こども場所」を充実していくということに向けて、次年度におきましては、まずは市町や関係団体、企業等につきまして、こういった「こども場所」、非常に指すところが広うございます。対象となる

子ども、ひいては若者まで、年齢や置かれた状況、あるいは地域によって、現在の状況やニーズも異なっただろうと思います。そういった現状とニーズについての調査から始めたいと考えております。

実際にこういった必要性につきましては、我々も実際に高校生とお話したり、あるいは地域で声かけ運動をされている支援者の方からも、なかなか子どもの姿を地域で見ないと、勉強できる場所がないとか、そういった声もいただいている必要性を感じているんですけども、そういったところに県としてはどういったようなことができるのか。場所をつくっていく主体としては、例えば市町であるとか、あるいは民間団体が先行されている部分が非常にございますので、県に求められている役割についてはどうかというのも、こういった若者の意見も含めて広く聞いた上で整理をしたいと考えております。

具体的に何を、こうするというものを積み上げた計画というよりは、そういった現状をまとめたものと県の役割整理について、10年後の実現に向けて、このようにまずは取り組んでいくといったようなところを明らかにしたいということで考えております。

【坂口委員】まず、次年度についてはそういった課題の整理とか状況の整理、調査からというご答弁だったかと思いますが、今回、予算要求額が4,132万9,000円要求されていて、実際の予算獲得額が2,800万1,000円ということで、1,000万円強減額といったことになっておりますが、その辺の事業に与える影響なんかはないかどうか、伺いたいと思います。

【黒島こども未来課長】今回の資料として要求状況と計上状況を提出しておりますけれども、

要求段階よりもやや小さめの予算になっておりますが、こちらに関しては関与する人員体制とございますか、先ほど説明でも申し上げたとおり、市町とつながりのある長崎県青少年育成県民会議との連携を考えておりますが、そちらでこの事業に携わられる新しい人の確保を考えておまして、その人件費等について、必要額の精査を行った結果でございます。

体制については実施できるだけのものを確保できたと思っておりますので、しっかりと推進してまいります。

【坂口委員】この中でこども食堂への支援というものも含まれておりますが、先日、「ながさき子ども食堂ネットワーク」という民間の団体が主催する研修会というか、勉強会に参加をさせていただいたんですが、私もその参加するまでは、こども食堂というのは経済的に困窮したような子どもたちが集まる場所かなと思っておったんですが、実際そうではなくて、成長の過程でちょっと難のあるお子さんとか、あるいは高齢者、障害のある方、地域で少し孤独な方とか、そういった方が集まる場所であったり、それから熊本、石川では地域の防災の拠点にもなっているということで、子どもの集まる場所だけではないんだなということを、その名称と実際の機能のいい意味での乖離が結構あるんだなということを確認しました。

地域づくりの方で地域運営組織というものが進められていますが、これも予算が減額になったりとかする中で、こども未来課の方でどこまで所管として広げられるかわからないんですが、ぜひそういった視点を持って、関わる主体だけじゃなくて、対象となる主体、範囲も少し広げて考えていただければと思いますので、この点は要望にとどめたいと思います。

もう一点が、先ほど議論になりました婚活支援なんですけれども、「ながさきで家族になろう」事業とか、あるいは市町少子化対策促進事業ですか、これは国の予算なんでしょうけれども、あと結婚・子育て推進事業ということで、合計1億7,000万円ぐらい予算が計上されているかと思えます。

例えば、「ながさきで家族になろう」事業であれば、去年の決算の事務事業評価であれば達成度が65%ということで、ちょっと低いのかなとも思いますが、事務事業レベルではある一定の成果指標達成度なんかが出てくるんですが、いざ政策的なレベルで見ると、本県の出生率が1.5ということで、希望の2.08に近づけていかないといけない。ある程度目標が明確な中で、結婚の数がピークより4分の1になっていたりとか、50歳以上の未婚者が男性で言うと4人に1人とか、女性では5人に1人とか、こういう現状がある中で、これをどう改善していくかと。そういう政策的なレベルでの成果指標というか、そういったところが少し見えにくいのかなと、私的には思っておりますので、その点をどのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

【黒島こども未来課長】今、ご指摘いただきました成果指標、まさに目標とするところは、現在、長崎県総合計画、令和7年時点で合計特殊出生率1.93と掲げております。これは県民の希望出生率が2.08といったものを踏まえた数字です。

結婚支援事業もその施策の一つとして、そういったものの達成に向けて考えていかないといけないということで、現在、結婚支援事業の一つの成果指標として、毎年の結婚、県の事業による成婚数150組と掲げておりますのも、この

2.08の達成を意識したものになっております。

ご指摘のように昨年度ですと、年間の成婚数98組ということで、十分な目標達成には至っていないところですし、合計特殊出生率についても昨年は1.57というところがございます。

結婚、妊娠・出産、子育てには非常に個人の判断、個人の決断に関わってくるもので、複合的にいろんな要素が絡まってまいります。ただ、希望どおりに結婚するとか、子どもをもつといった希望をかなえるための施策は、結婚支援と子育て支援の両輪で我々としては取り組んでいかなければならないと思っております。

全体の背景としては、若い世代の所得の確保、あるいは雇用の安定が大前提として必要であると、国もこども未来戦略、昨年12月に策定したところがございます。そういったところで、なかなかこども政策局だけとか、県だけの力で達成できない部分もあろうかと思っておりますけれども、庁内連携、あるいは市町や民間との連携、国への要望等を挟んで全体的な推進が必要と考えております。

【坂口委員】私の指摘としては、少し何ですかね、出生率の1.5から1.98、それから2.08とか、そういった課題は結構明白な中で、事務事業とか、あるいは施策レベルではある程度実績とか見えるんですが、いざそこからぽんと飛んで出生率とかになると、そこを複合的にと言われてしまうと、ちょっと検証のしようもなくなってしまふなという感がありますので、その辺一定整理をまたしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【畑島委員】私の方からこども政策局に対して1点ご質問させていただきます。

不妊治療助成についてお伺いさせていただきます

ます。予算案として1,283万円ですか、不妊治療費が計上されておりますけれども、こちらの国と県との財源の負担の割合というのを教えてくださいいただけますでしょうか。

【川村こども家庭課長】不妊治療助成につきましては、全て一般財源になっております。

【畑島委員】県の単独事業だという理解でよろしいですか。それであればお聞きしたいんですけども、お隣の佐賀県や福岡県は類似のような不妊治療のサポートを行っていますでしょうか。

【川村こども家庭課長】すみません、他県の状況まで今持ち合わせておりませんので、後ほどまたお伝えさせていただければと思います。

【畑島委員】後ほど大丈夫です。

そしたら、また重ねて質問させていただきま。こちら、先進医療に対して5万円の補助がされるといったようなものかなと思いますけれども、この先進医療、長崎県内で受けられる医療施設は何か所ございますか。

【川村こども家庭課長】長崎県内では、先進医療につきましては1か所ございます。

【畑島委員】私もさっき、ホームページを調べさせていただきましたら、長崎県内でその先進医療を受けられる施設が長崎市内に1か所といったところかなと思っております。

一方で、この助成自体は佐賀や福岡、そうした医療施設での不妊治療を受ける方も対象になるというふうに理解しています。

ただ一方で、県内で施設が1か所しかない、長崎市内に1か所しかないということになりますと、その先進医療を受けようとする長崎県民の方々は、かなり移動を伴うことになってしまうのかなというふうに思っております。

また、不妊治療というのが、一回行けば終わ

るというわけではなくて、かなり時間を要して、長期にわたって足しげく通って対応していかないといけないというふうになりますと、当然普段の仕事との兼ね合いといったところもありますし、また交通費の負担というのもその都度その都度生じてしまうような形になってしまうかと思えます。

その中でこの先進医療に対する助成、大変いいと思うんですけども、ユーザー側の目線に立ちますと、こちらの先進医療部分というよりも、むしろ交通費の負担の方が大きくなってしまっている可能性というのものもあるのかなと思いますし、また、県外に行くにしても同様ですね。そうした形で言うと、果たして、せっかく県の単独予算で補助されている中で、これが本当に効果的なものになっているのかといったところが気になっているんですけども、この事業以外も含めて、不妊治療に対して、もしほかでカバーされているよとか、ほかでも手当てされているいうところを含めて、どうお考えになってこの事業を計上しているのかというところをもう少し教えていただけますでしょうか。

【川村こども家庭課長】まず、不妊治療につきましては、令和4年度から保険診療が適用されることになりまして、そこの実際保険適用外の部分の先進医療につきましては、自己負担部分についてを5万円の範囲内で助成しようということで県単の方でさせていただいております。

交通費等につきましては、なかなかそこまでは今のところは困難かなということで考えているところです。

先進医療ができるところが、さらにまた県内でも増えていけばいいかと思うんですけども、そこについては機器の導入とか、専門のスタッフのスキルアップとか、そういった問題もあり

ますので、今後、そこにつきましてはこういった形で広げることができるかということの研究はいたしますけれども、今の状況ではなかなか困難かなと考えております。

【畑島委員】恐らく医療施設を増やすといったところを県だけで対応するというのは当然限界があり、民間側の協力も必要だと思いますし、また、全てを県だけでやれと言っているんじゃないで、市町と連携して、当然その距離に応じて、地域地域の特性があるのであれば、その市町と連携しながら、どこまで県でカバーして、どこを市町がカバーしてもらって、民間としてどうしてもらおうかといったところまで含めて対応は必要かなと思いますが、もう少し研究してほしいなという気持ちがございます。

冒頭、ちょっとお聞きした近隣の状況といったところをお聞きしましたのも、やはり私も子育て世代でございますが、子育てをしやすい場所に住みたい、働きたいというふうに考えました時に、例えば今回、長崎県としては先進医療の部分に5万円といった形で補助していますが、お隣の佐賀県で例えば6万円補助しており、福岡県の方で7万円補助しているのであれば、こうした手厚いサポートを著しくしている地域に住みたいなというモチベーションで、住む場所であったり、働く場所を選ぶ時に、著しく施策効果は下がると思うんですね。そうしたところで、しっかり近隣県よりも長崎が住みよい、子育てしやすい県にしていこうというのであれば、やはりそこは地域間競争もあると思いますので、まさにそうしたところも意識しながら、せっかく県としてやるのであれば、最大限政策効果が発揮されるような方法、やり方といったものを引き続き研究していただきたいと思います。

私からは以上です。

【山下分科会長】ほかにございませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまでございます。

まず、こども政策局にお聞きします。児童心理治療施設高度化多機能モデル事業、先ほどもございましたけれども、初診待ちを改善するための事業だというふうにも理解をいたしておまして、確認ですけれども、初診待ちを、なるべくそれは短い方がいいというところで、この事業を進めることでどれぐらいの初診待ちにもっていこうとされているのか。もし、その展望がありましたらお尋ねいたします。

【川村こども家庭課長】委員お尋ねのお話ですが、まず、初診待ちは、先ほどお話がありましたけれども、今の期間としましては大体半年以上の待ちとなっております。今回の事業につきましては、初診待ちを短縮するのではなく、その待ち時間の間に要支援にある児童に対して支援を行うという事業の構築になっております。ですから、直接の短縮につながるということはないのかなと考えております。

【中村(泰)委員】私の質問の仕方がよくなかったんですけども、要は、もちろん初診、最初の例えばハートセンターとかの初診を受けるタイミングというのは変わらないと思うんですけども、先に相談をすることで、要はそのタイミングがどれだけ先に話せるのかというところでのお尋ねでした。わかりますか。

【川村こども家庭課長】失礼いたしました。

基本的には、イメージで申し上げますと、例えば1歳半健診とか3歳児健診などで、発達の特性等そういった可能性がある児童がいた場合に、通常であれば半年ぐらい初診までかかってしまうことになるんですけども、そこで実際にその子に対して市町の方が早めに支援が必要とい

うことであれば、そうした計画書を上げていただくことで今回の事業の方に乗せるような形を考えておりますので、期間的には待ち時間内でするので、早ければ1か月、2か月ぐらいでは対応できるのではないかと考えております。

【中村(泰)委員】 なかなか明確にどれくらい、半年だったものが1か月、2か月時点で話ができるとか、そこはまだ確定じゃないとは思いますが、いずれにしても早めに相談ができるといったものだと思いますので、そこをなるべく短く、先に話ができるようにしていただければと思います。

続きまして、介護生産性向上総合相談センター事業費です。もう一つ、介護現場デジタル改革推進事業費、こちらは長寿社会課ですけれども、1,436万2,000円の方が介護ロボットとICTということ、もう一つのデジタル改革推進費の方が3億円というところがあるんです。この違いが、ロボットとICTというところなんでしょうけれども、どちらもICTが入ってしまっていて、この違いを簡単でいいのでご説明いただけないでしょうか。

【中村長寿社会課長】 この名称につきましては、国の方でも若干定義というのは様々ありまして、基本的には介護ロボット・ICTの導入のことをテクノロジーの導入だとか、デジタル改革推進と申し上げておりますので、介護ロボット・ICTという場合は、個別のそういう機器とかを指すような形ですので、基本的には同じような定義だと捉えていただいて構いません。

【中村(泰)委員】 要は、国の補助金にひもづいたものというところでこういった分け方をされているということで理解をいたしました。

介護ロボットですけれども、この数年導入が進められてきていると。コロナの影響もありま

すし、テクノロジーの進化でこういったものが進んできていると思うんですけども、実際どれぐらいの介護事業者がこういったものを使用されてニーズがあるのかということなんですよけれども、なかなか数字で言うことは難しいと思うんですが、その見解をお尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】 我々の直近の調査では、大体全事業者の4割程度のところで既に導入が進んでいるということですので、それから期間が経過していますので、もう少し進んでいるかなというふうには思っております。

【中村(泰)委員】 4割ぐらいというところであれば、かなり進んでいると思いますし、なかなか抵抗がある事業者もいらっしゃると思うんですよけれども、県のご努力で徐々に進んでいっているということでございます。

一つICTで県内の企業が開発をされて進めておられますが、中々言いにくいところがあるのかもしれないんですけども、こういった事業に県内の企業の技術が活かされているのか、こういったところの技術なのか、そのあたりについてお尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】 先ほど、最初の質問で言葉の定義の話がありましたが、介護ロボットという場合は基本的に、いわゆる介護現場で働く方の身体介助とか、あるいはセンサーだとか、夜間の見守りとか、そうした機器という意味合いで、ICTという場合がいわゆるソフトウェアですね、事務処理とか計算事務に使うようなソフトだとかを指しているということですが、多くのICTがソフトウェアになりますけれども、基本的に全国版のパッケージソフトが多いという認識でありまして、本県で自主開発されたソフトウェアとか、あるいは介護ロボットもそうですけれども、どれくらいあるか調べてはいな

いんですが、我々の感覚では全国的な有名な企業、全国展開されているベンダーが多いというのが我々の認識でございます。

【中村(泰)委員】 県内の方も、社名は中々言いくいんですけれども、ICTのソフトウェアを開発されて、自分の事業所で使っている方もいますので、ぜひとも県内の企業のそういった取組をほかの事業者にも反映いただければと思います。

もう一つ、生活困窮者自立支援事業の機能強化事業費ですけれども、コロナ特例貸付けを借りられた方のフォローアップということでございます。コロナの中で補助金を多く得られた方が、補助金を含めて緊急小口ですけれども、実際、何と申しますか、どんな状況にあるのかとか、例えば借りたものを返すことができないような状況になってきているのかとか、しっかりと仕事に復帰できているのかとか、そういったところについて、現状の認識をお尋ねいたします。

【野田福祉保健課企画監】 まず、コロナの特例貸付けの償還状況からお答えいたします。

コロナの特例貸付け、実際件数が多うございます。債権管理も大変な業務となっておりますが、毎月県社協から償還免除の状況について件数と金額のご報告をいただいております。

貸付けは全部で2万8,414件、約107億円ございましたが、そのうち償還免除の決定を行ったものは、本年1月末現在で約1万2,000件、約43億7,000万円となっており、全体の約43%となっております。

大まかな割合でございますが、償還実行中のものが約2割、また連絡がつかないとかで未応答の方が2割弱おられるというふうな状況でございます。

【中村(泰)委員】 償還免除が40%、償還中が2割、連絡がつかない方が2割もいらっしゃるということで、大まかなご答弁をいただきました。

これはすみません、先に確認をすべきだったんですけれども、フォローアップということなんですけれども、これは基本的に償還をしていくための計画を立てていくとか、そういったところの相談かとは思いますが、具体的なお話はいただけないでしょうか。

【野田福祉保健課企画監】 委員からお話があった、償還をしていくための支援というよりも、逆に償還がなかなか難しく、例えば償還免除になった方とか、生活が苦しいという状況の方を自立させていくためのフォローアップ支援ということで、生活困窮者自立相談支援機関の方がメインとなって支援を行っているという状況でございます。

【中村(泰)委員】 どちらかという、償還免除になった方ですね、本当に生活に困っていらっしゃる方の支援ということで理解をいたしたところでございます。

なかなか連絡がつかなくて、償還ができない方が2割もいらっしゃるということでした。この事業費の内容とは、直接的な関係はないのかもしれないんですけれども、その連絡がつかない、償還しなければならないけれども、償還をされてない方に対して、今後どのように対応されるのかお尋ねいたします。

【野田福祉保健課企画監】 そうですね、生活が苦しい方は、仕事がなかなか定着せず、お住まいも転々とする場合が多うございますので、やはり一定数連絡がつかない方がいるのはやむを得ないのかなと思っております。

一応12か月たったら、償還免除となるという規定もあるんですけれども、単に12か月経過し

たからといって、簡単に免除ということにはならないと聞いております。なかなかその連絡がつかない方を今後どうするかというところは明確に決まらずに、他県とも足並みをそろえて検討していく問題だと思っております。

【中村(泰)委員】 最後のお尋ねですけれども、地域で産業でみんなで応援「結婚・子育て」推進事業費ですけれども、こちらはこれまでも同じような取組をされてきたとは思いますが、新年度、大きくどこが変わっていくのか。額もそれなりの額が付いていますけれども、特に主だったことについてご答弁をお願いいたします。

【黒島こども未来課長】 地域で産業でみんなで応援「結婚・子育て」推進事業につきまして、先ほど少し申し上げましたとおり、従前事業を引き継いだような取組にはなっております。これまでも地域コーディネーターですとか、企業コーディネーターを配置しまして、企業や地域団体等と連携した取組、あるいは市町と連携した取組を推進するために活動してまいりました。

次年度大きく変わるところというのは、経費的などころが大きく積まれたというよりも、これまで協力をお願いして、結婚・子育て応援企業宣言といったようなものに手を挙げてくださった団体等に、より具体的な取組をお願いできないかというところで働きかけをしようと考えております。それについては、これまでは県が準備します、例えば啓発、あるいは情報をまいていただくとか、周知に協力いただくとか、そういった取組が多かったんですけれども、むしろご自身の従業員に対して、キャリアについて考えていただく機会を一緒に設けさせていただいたり、あるいは独身者の出会いのためのイベントを一緒に開催して下さるところもあろう

かと思っております。

業界によって、先ほどもちょっと申し上げたような課題、業界特有の課題があるということも少し見えてまいりましたので、そういうところに関しては課題に応じた、例えば男女の比率の偏りであるとか、あるいは産業自体のイメージが、結婚して大変じゃないだろうかというような懸念があるとか、そういった声にどういったような形で例えば適したようなイベント、マッチングの機会を提供するのか、あるいはあらかじめその産業について、ちょっとイメージアップを図るような取組であるとか、一緒に考えていただいて取組を促していきたいと考えております。

【山下分科会長】 それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後 零時 1分 休憩

午後 零時 1分 再開

【山下分科会長】 再開します。

【川村こども家庭課長】 申し訳ありません。先ほど畑島委員の方からお尋ねがありました他県の先進医療の状況なんですけれども、令和5年4月1日時点での紹介になるんですけれども、本県を含めて20都道府県が対象となっております。九州に限りますと、本県を含めて6県が先進医療の助成を行っているところであります。

【山下分科会長】 改めまして、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分から再開いたします。

午後 零時 2分 休憩

午後 1時28分 再開

【山下分科会長】 それでは、会議を再開します。

午前中に引き続き、こども政策局を含む福祉

保健部の審査を行います。

ほかに質疑はありませんか。

【宅島委員】 こども家庭課の予算の中で、児童虐待総合対策事業1億4,668万6,000円計上されておりますが、本当にテレビのニュースや新聞を見ると、毎日のように子どもへの虐待事件が発生をしている状況であります。その中で、長崎県においても1件でも減らしたいという思いで取り組んでおられると思いますけれども、令和5年、最新の実績でいいんですけれども、児童に対する虐待の児童相談所に入った件数とか、虐待の認知件数を、わかれば教えてください。

【川村こども家庭課長】 令和4年の実績が最新値になりますけれども、虐待に関する相談対応件数につきましては、令和4年が1,084件という相談件数になっております。

【宅島委員】 相談件数が1,084件ということで、県警とも連携しながら、実際虐待の件数というか、虐待の認知ということになると思うんですけれども、その認知件数についてはわかりますか。

【川村こども家庭課長】 虐待件数の1,084件のうち、警察等関係機関からつながれたといった、警察からの経路になっておりますものが692件ございます。

【宅島委員】 692件が警察を含めたところの虐待認知ということで理解をいたしました。

とにかく24時間体制で相談体制を敷いていただいていることに大変感謝いたしますし、本当にこういったことが毎年増えているという状況だと思います。今から先、どんどんこういう案件が減っていくように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それと、その下の里親育成支援事業2,955万9,000円、里親育成センターへ里親制度の周知啓

発、アセスメント、里親の各種研修、マッチング、市町村連携事業を一体的に委託するとなっているんですが、この委託先はどこになるのか教えてください。

【川村こども家庭課長】 これは、里親育成センターすくすくというところに業務を委託してやっていただいております。

【宅島委員】 そこは何名ぐらいの体制になっているのでしょうか。

【川村こども家庭課長】 体制につきましては、専任職員が4名おります。里親トレーナー、それと事務職員、令和4年度からは市町連携のコーディネーターという方を新たに追加して4名体制で当たらせていただいております。

【宅島委員】 わかりました。

それと、DV被害者自立支援事業費1,686万3,000円ですけれども、これは主にというか、ほとんど男性から女性に対してのDVだと認識しているんですが、このDVの認知件数は何件ぐらいありますか。

【川村こども家庭課長】 相談件数が、長崎、佐世保両支援センターに寄せられている相談が令和4年実績で3,110件、そのうちDVに関する相談が2,084件ということで、大体率にすると67%ぐらいの比率になっております。

【宅島委員】 かなり子どもの虐待に比べて3倍ぐらいの相談件数、また、約3倍ぐらいのDVの被害を受けているというような現状がありますので、しっかりこの予算も、今回はこれくらいでしょうけれども、きちっと減っていくような対策を取っていただきたいと思います。

私も4～5年前ですか、一般質問で189いちはやくの相談体制をもっと強くやるべきだということで厚生労働省が作っておられるポスター等々をどんどん活用して、多くのところに掲示をして、と

にかく何かあればそこに電話をかけていただくようなことを強く推進していただきたいということをお願いしておりますけれども、やはり県が独自でポスターを作らなくても、そういった厚生労働省のポスターがあるので、ぜひそこを活用していただいて、厚生労働省にかけ合っただけでポスターを多く長崎県に配付してもらおうとか、そういった工夫をしながら周知徹底を図っていただきたいと思っておりますけれども、局長、いかがでしょうか。

【浦こども政策局長】ただいま、児童虐待並びにDV防止のお話がありました。こういった問題に関して相談件数が年々増加しているということで、相談件数が増加すること自体は決してよいことではございませんが、こうした警察等を含めた通告や通報の増加によりまして救われた命があるということもまた事実だというふうに考えております。

この間、法整備、あるいは関係要領等の改正が進んで、こうした通報、あるいは通告が非常にしやすい環境も整ってきたかと思っておりますし、ただいまご指摘があったように家族、あるいは夫婦だけの問題ではなくて、やはり親戚、あるいは地域全体で見守っていくことが必要だと思っておりますので、ただいまご提案のあったことも含めて、国とも協議しながら、よりよい施策に努めてまいりたいと考えております。

【宅島委員】どうぞよろしく申し上げます。

あと一点、出産・子育て応援交付金事業費、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに応じた必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実ということで、補助率は国が2分の1、県がまたその2分の1、市町が2分の1ということで、出産応援ギフト5万円相当、子育て応援ギフト5万円相当とあるんで

すけれども、この支給方法についてはどんな方法を考えておられますか。

【川村こども家庭課長】出産・子育て応援交付金につきましては、今、実態といたしましては現金、それと市町によりましてはデジタル通貨にしているところもありまして、例えば大村であれば、デジタル化に向けて市として取り組んでおりますので、そういったことの活用ということで、市町によってまちまちな状況であります。

ただ、国の方からデジタル化等の動きとかということも今出てきておりますので、そこは国の今後の動向を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

【宅島委員】出産応援ギフト5万円相当というのは、今、出産をされて、例えば何か月以内に申請してくださいというところがあるのでしょうか。

【川村こども家庭課長】私が認識している感じでは、遑って申請もできると思っておりますけれども、どのくらいの期間までにやればいいのかというのは、今、私の方でまだ把握しておりません。申し訳ありません。

【宅島委員】そこら辺もぜひ県として、各基礎自治体としっかり話し合いをしながら、早急に申請をしていただくような周知徹底をぜひ心がけていただきたいと思っておりますし、その下の子育て応援ギフト5万円相当についても、これは出産をされた後の応援ということであるから、これについても申請をしていただくようなことをしっかり話し合いをしていただきたいと思っております。

以上で終わります。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【清川委員】私の方からも1点質問させていた

だきます。

先ほど堀江委員からも質問がございましたドクターヘリの運営についてお尋ねいたします。

今回、予算が計上されておりますが、この中で燃料基地の設備をするとお聞きしておりますが、その詳細についてお尋ねいたします。

【加藤医療政策課長】新年度に予定しております工事については、ドクターヘリの基地が長崎医療センターにあり、現在1機体制というところでの給油量です。2機体制になった場合、給油量が多くなるということで、それが国の規則に定める量を超えるものですから、それに対応するメーターを付けたり、そういう設備の改修が必要ということで、来年度改修作業をするということでございます。

【清川委員】 ただいまのドクターヘリとRIMCASですか、この2機体制で今後やっていくということですが、2機とも長崎医療センターの方に待機させるということでもいいのですか。

【加藤医療政策課長】 現在、1機目のドクターヘリは長崎医療センターに駐機をしております。RIMCASというのは病院企業団が所有をしておりますして、長崎空港内に基地があるんですけども、そのRIMCASを使わない日につきましては、そのヘリコプターを朝から長崎医療センターの方にもってきて2機体制にするというような運用をするように考えております。

【清川委員】 それと、先ほどのご答弁の中で、150件程度は出勤中で対応できなかったというようなご答弁がございました。この出勤できなかったことに対して、何かほかの対策を講じられたのか、お尋ねをいたします。

【加藤医療政策課長】 長崎県のドクターヘリで対応できなかった場合に備えて、佐賀県との相互応援協定というのを結んでおりまして、長崎

県が対応できない時に佐賀県が、佐賀県が対応できない時に長崎県がということで、相互に補完をするような形で、一定佐賀県のドクターヘリで補っていただいております。そこでも補いきれなかった場合は、救急車搬送になってしまうということになります。

【清川委員】 私も五島で五島中央病院の前を行き来するんですけども、週に2~3回程度はドクターヘリが離着陸して、また1日のうちに、今日は3回目だよねというような時もございます。非常にこのドクターヘリというのは島民にとって命を守る、そして救急搬送にお役に立っている非常にありがたいものだというふうに思っております。

一方では、ドクターヘリは明るい時間じゃないと飛べない。夜になるとやはり海上自衛隊のヘリを活用していただいている。あるいは、天候不順の時には出勤できないという時もあります。そういった中でも必死になって自衛隊の方々に頑張ってもらっていること、非常にありがたく思っております。今後も、この五島医療を守っていく上でも、こういった施策を講じていただくことを切にお願いをいたしまして、私の質問にかえさせていただきます。

【山下分科会長】 ほかにありませんか。

【堀江委員】 先生という言葉は辞退させていただきますので、委員長、議事録の対処方よろしくお願ひいたします。

私は、どうしても5点質疑をしたいというふうに思います。

福祉保健部の横長67ページ、これを発信いたします。長崎県ケアラー支援条例推進体制構築事業費の1,269万円、これは2年目の事業ですけれども、具体的には主な事業の71ページに広報啓発、それから人材の育成、取組の支援、窓口

の設置ということで事業の説明があるんですが、質問したいのは、2年目なんですけれども、前年度と比べて521万円予算が減っているということ、それはどうしてかということと同時に、2年目に入りましたので、本年度のいろんな状況を踏まえて、特に2年目でここに力を入れるとか、こういうふうにしたいということでの事業の上での令和6年度の取組について、併せて答弁を求めます。

【山口長寿社会課企画監】長崎県ケアラー支援条例推進体制構築事業費についてのお尋ねです。

まず、令和5年度と比較して事業費が521万6,000円の減となっているということでのご質問だったと思います。令和5年度の事業につきましては、事業内容が主に条例制定にかかる広報啓発、ケアラー支援推進計画策定に向けた実態調査等の事業を実施しております。そのため、事業費は1,790万7,000円計上しておりました。

令和6年度につきましては、令和5年度で計画が策定されましたので、事業内容が異なっております。

令和6年度につきましては、県民等がケアラーの問題を理解して、ケアラーが孤立しないよう社会全体で支える機運を醸成するために制定された長崎県ケアラー支援条例に定める取組について実施していくことにしております。

主な取組として、条例に定めのある「広報啓発」、「早期発見対応ツールの作成及び支援を担う人材の育成」、「事業者及び民間支援団体等による取組の推進」、「ケアラー支援に関する総合案内窓口の設置」、この4点について取り組むこととしております。

先ほどお尋ねのあった減の理由としては、事業の内容が令和5年度と令和6年度で変わってきているということで、今回はこちらの1,269

万1,000円という予算を計上させてもらっております。

特に、令和5年度に大きい事業費だったのが実態調査ということで、ケアラーの実態調査をケアラーご本人や支援機関、ヤングケアラーの方を、小・中学校の対象者に行い、その予算額が1,045万6,000円ということで、この事業費が一番大きかったということで、令和6年度はそれを実施しないということで額が減少しております。

【堀江委員】平たく言えば、1年目である令和5年度については、実態調査が主な事業ということでその予算が大きかったと。令和6年度は事業の概要に書いてありますように実態調査を踏まえた上で種々の事業をやりますということと理解をいたしました。

いずれにいたしましても、この問題が定着し、当該ケアラーのサポートが実際に進んでいくように、令和6年度はさらに努力していただきたいということをおえて申し上げたいと思います。

続きまして横長資料の77ページですけれども、これは障害福祉課です。職員給与費の中で障害福祉課こども医療福祉センターの職員の数が121名、これは昨年度と比較しますと6人増えているんですね。私はいいことだと思うんですが、事業との兼ね合いで、福祉部の予算で2人か、それぐらい増えるというのはよくあるんですけれども、6人も増えるということは事業との兼ね合いでどうなのかということもこの機会に教えていただきたいと思います。

【佐藤障害福祉課長】申し訳ありません。今、手元にその数字がありませんので、後ほど確認をして答弁させていただきたいと思います。

【堀江委員】珍しいですね、説明ができないなんて。わかりました。予算審議ですから、数も

含めて出るといふふうに思うんですけど、それは了といたしますので、急ぎませんから教えていただきたいと思います。

次に、同じく障害福祉課ですけれども、児童思春期・大人の発達障害等専門知識を持つ精神科医等育成事業費の1,073万円について質問したいと思います。

これは、昨年度までは児童思春期診療強化事業ということで、衣替えだと思んですが、いわゆる児童思春期という年代として限定された部分を、大人の発達障害等専門知識を持つ精神科医ということで、年代的には広く見て、今回、令和6年度はやりますよというふうに理解をいたしました。

ですが、これは1,926万円、私の認識が間違いなければ、予算が減っているんですね。どうしてなのかということをお教えください。

【藤井障害福祉課企画監】お尋ねのありました児童思春期の事業でございますが、今年度は確かに、今年度までなんですが、児童思春期診療強化事業として3,000万円の事業をしておりました。これにつきまして、長崎大学病院の精神神経科が事業主体でございまして、今年度までの事業と事業の内容も変えましたし、補助のやり方と申しますか、補助の主体を変えております。

経過からお話しますと、平成28年度に、それまで平成26年の佐世保女子高生の事件等、児童生徒による事件が複数ありましたものですから、長崎大学病院の中に児童思春期に発症するような精神疾患を専門的に診療する、こどもの心のサポート医を養成するような専門講座を立ち上げたいという意向がありまして、その際に県の方に寄付講座の要望がございました。

寄付講座となりますと、なかなか県のグリッ

プと申しますか、事業の把握ができないものですから、寄付講座の意味合いが強い補助事業としまして、講座の運営にかかる人件費も含んだ補助として、これまで3,000万円の事業をしておりました。この事業に関しましては、以前から今年度限りという話をしておりまして、来年度以降の事業を検討する中で、新たな事業に対応するような組み立てをしたいと、長大病院の方から話がありまして、これまで育成してきたサポート医の継続的なフォローアップもするんですが、主な事業としましては、サポート医が診療しておりますが、児童の成長に応じて、出口対策としまして、地域のかかりつけ医の精神科医師に引き継ぎをしないと、なかなか新たな患者は診られないという課題がありましたものですから、サポート医の養成ではなくて、地域のかかりつけ医に対して、精神疾患とか大人の発達障害の知識を持つ医師を増やすという事業をするようにしております。

年間の研修参加目標としては160名を目指しております。これまでサポート医が52名でしたので、より児童思春期にまつわる診療のすそ野を広げるような取組としてしたいと考えています。

そういったこともありまして、補助のやり方についても実費の補助と申しますか、研修にかかる講師の謝金とか会場費とか、そういったものを実費にかかる補助として、補助金を変更と申しますか、やり方を変えてするものでございます。

【堀江委員】説明、理解をいたしました。

私は、児童思春期診療強化事業の衣替えかというふうに、もうこれがなくなったので、そういう理解をしたんですけども、全く違う事業を今回新たに始めるということで、予算もある

意味比較してはいけないような感じの事業ということで理解いたしました。いずれにしても、専門知識を持つ精神科医ということでは、県民からも望まれている、待たれているところでもありますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

第1号議案の最後にいたします。

これは原爆被爆者対策費の長崎被爆体験者支援事業費の1億9,225万円について質問したいと思います。

被爆者のこうした援護費の減というのは、どうしても被爆者は増にはなりません。減になるので、その点については人数が減るということで理解をいたしますけれども、特に、長崎被爆体験者支援事業費が前年度に比べて1億1,581万円の減、この内容について説明をお願いしますか。

【林田原爆被爆者援護課長】被爆体験者支援事業につきましては、本年度から一部のがんが助成の対象となるなど、事業が拡充されたところでございます。また、本年度の予算を積算するに当たりましては、事業拡充後の事業費を正確に見込むことが難しかったということがございまして、若干余裕をもって算定して計上させていただいたところではあるんですが、来年度につきましては、本年度の実績から、より正確な見込みができるということで、それに基づいて積算した結果、減になったものでございます。

【堀江委員】より実態に近づけたというか、直近の実績に基づいて予算を組んで、結果として前年度に比べて1億1,581万円の減という理解をいたしました。

令和6年度、新年度にあつては、長崎の被爆地域外で黒い雨等に遭った者の救済及び長崎の被爆体験者事業の充実につきましては、担当課

としても常々努力をされているということだとは思いますが、令和6年度の取組についてお示しいただきたいと思っております。

【林田原爆被爆者援護課長】黒い雨に遭った方々の救済についてのご質問かと思っております。

今現在、国の方で、長崎でも被爆直後に雨が降ったことを証明する資料ということで調査をいただいております。一つが平和祈念館における被爆体験記の調査につきましては、先般、2月末をもって読み込み自体が終了したというふう聞いておまして、今後、分析の作業に移られるものと考えております。

ABCCの調査につきましても、引き続き国の方で調査を継続されていると聞いておりますので、その調査を早急に終わっていただくように、引き続き要望してまいりたいと思っております。

【堀江委員】後で八者協の説明があると思っておりますので、ご苦労かと思っておりますが、ぜひ被爆体験者の思いに応える施策充実のためにお願いをしたいと思いますというふうに思っております。

最後に第13号議案、国保特別会計について質問したいと思います。

これは横長101ページになるんですけども、なかなか特別会計の国保の部分は横長だけではわからないので、ここを私としては通知をしたいと思っております。

これは2月の概要説明の特別会計の基本的な枠組みということで図式なんですけれども、これは国保特別会計が県でもたれるとなった時に、最初は特別会計の添付資料として出されました。しかし、その後、これが廃止されるというか、もう付けないということになった時に、いやいや、特別会計だけじゃわからないので、この図式はぜひ残してほしいということで、今は概要説明の中で残っています。

これは2016年11月定例会、文教厚生委員会で国保都道府県化について審査をいたした時があります。その時に、国保・健康増進課長は、当時、国保特別会計についてこのように説明しました。「県では、県全体の医療費等にかかる支出を見込みます。そして、国等の公費にかかる収入の見込みを立てて、それを差し引いた額を国保事業納付金ということでそれぞれの市町に割り振りをしまして市町に納めていただくという仕組みに変わってまいります」ということで、どのように国保の仕組みが変わるかということその時の議会で説明したんです。

そこで質問ですけれども、今回、国保特別会計の全体の規模としては、1,533億円ということで、当初、部長が説明したとおりなんですけれども、これは前年度と比べますと、予算規模として9億円余りの増になっているんですけれども、るる細かい点はいいいんですが、その規模として、国保特別会計が9億円前年度と比べて大きくなっているというのをどのように見たいのか、簡単な説明を求めます。

【川内野国保・健康増進課長】国保特別会計の予算額の前年度との比較についてのご質問だったかと思います。

前年度に比べまして9億1,000万円ほど増額となっておりますけれども、その主な要因といたしましては、医療給付費、いわゆる医療費の支払いに要する費用が前年度に比べまして15億6,800万円ほど増える見込みがあります。主な理由としてはそうなんですけれども、あと減額となる費用等もあり、相殺いたしまして9億1,000万円ほどの増額となっております。

【堀江委員】いろいろと県がどう見込むかということで国保の財政規模は違っていくと思うんですが、いずれにいたしましても、内容につい

ては私もいろいろと勉強していきたいというふうに思っております。

終わります。

【佐藤障害福祉課長】先ほど、堀江委員から質問があった件で回答できていませんでしたので回答させていただきたいと思います。

先ほどの121名、6名増の分ですけれども、障害福祉課、本庁が2名増、こども医療福祉センターが2名増、あと欠員の分でのプラス2名ということで6名ということになっております。

以上でございます。

【山下分科会長】ほかにございませんか。

【山田委員】私の方からも2点させていただきたいと思います。

午前中質疑があっていましたが不妊治療費の一部助成に要する経費について伺いたいと思っております。

昨年の4月、令和4年の4月から保険適用となりまして、以前より議会の方で質疑をしておりました。かえって負担増となる世帯があるということに対して、今回このような形で助成制度を新設していただいたことは高く評価をしているところであります。

それで、新たに開始をした不妊治療費助成事業、先進医療の部分、この分の実績についてまずお尋ねをしたいと思っております。

【川村こども家庭課長】不妊治療費の助成事業ですけれども、4月1日以降に開始をした治療を対象に10月から受付を開始しておりまして、2月末現在で152件の申請がっております。

【山田委員】4月の分ですね、10月受付だけでも、遡って支給をしていただいているというふうに理解をいたします。この152件であります、この152件の人たちはこの5万円の助成を受けてきたと思っておりますが、もともと保

険適用になる前は、この不妊治療に関しては県の単独で約1億円という金額を支出しておりました。このことから言えることは、いつも思っておりましたが、県内にそれだけ子どもさんをほしいと切実に願う方々がいらっしゃるといふ大きな数字、7,000億円のうち1億円でありますから、とても大きな数字であります。

そういった中で考えますと、午前中、畑島委員の質疑の中でもあったと思うんですけども、この5万円というのが多いのか少ないのかということを考えていくべきではないかと思っております。

今回の事業費で言うと1,283万5,000円、昔の1億円に比べると大分額が小さくなっているというふうに理解をしております。多くの方が保険適用でいろんな治療をされている部分もあるかもしれませんが、やはりもう少し、九州の他県によっては10万円を出しているような県もあります。ぜひとも、そこは今後検討いただきたい。

そして、先ほど来から話があっているように、長崎市の1施設でしかこの治療ができておりません。その医療の機械が高かったり、医療人材の問題もあると思いますけれども、県民の皆さんが受けやすい環境整備に向けてこのことは取り組んでいただきたいと思っております。

私が住む県北地域においては、隣接する佐賀県の方に治療に行っている方が多くいらっしゃって、佐賀県で治療した分もちゃんとこうやって対象になっているということは理解をしておりますが、課長として、今後、この不妊治療の先進医療部分に対する助成についてどのような考え方があるのかお尋ねしたいと思います。

【川村こども家庭課長】医療費につきましては、委員も先ほどおっしゃったとおり、令和4年4月

から保険の対象となっておりますので、今回、先進医療の部分につきまして補助をするということで、今年度から実施をしております。

その中で対象の人数といたしましては、これまでの県内の医療の実績等から踏まえて、大体288名ぐらいということで見込んでおりました。現在まで152名ということで、実績が上がっておりますので、まだまだ周知する必要はあるかなということ、X等でも発信をするなど、今、そういったことに努めております。

今後の拡充等につきましては、まずは今の制度で実績をしっかりと見ていった上で、他県との状況等も見ながら、引き続き検討していきたいと考えております。

【山田委員】対象になり得る人たちがまだ利用されてないよという数字も今明らかになったようでありますので、ぜひ周知を徹底していただきたいと思えます。

次に、もう一点質問したいと思えます。

保育人材の確保についてであります。いろんな事業が計上されているようでありますが、それぞれ端的にご説明をいただければと思えます。

【黒島こども未来課長】保育士人材確保等事業につきまして、横長資料に3,683万3,000円ということで内訳として上げております。こちら、保育士等就職面談会、それから保育士・保育所支援センター、「保いっぷ」と称しておりますが、こちらの運営、それから保育の質の向上のための研修ですとか、保育士等キャリアアップ研修、保育士の修学資金貸付等に関する経費を合計しまして3,683万3,000円計上しているところでございます。

【山田委員】その中で、まず保育士修学資金貸付金についてです。以前も何度も質疑をしておりますが、近年希望する人の数が多くて、でも

その対象数が絞られてという状況が続いたかと思いますが、近年の状況をちょっと教えていただければと思います。

【山下分科会長】 暫時休憩いたします。

午後 2時 5分 休憩

午後 2時 5分 再開

【山下分科会長】 会議を再開します。

【黒島こども未来課長】 修学資金貸付ですが、申請者数は、例えば令和2年におきましては103名の申請に対して決定が86名、令和3年が98名に対して71名の決定、令和4年は93名に対して63名の決定、令和5年は94名の申請に対して82名の決定、令和5年に関しては十分な原資を国から配分いただいております、決定から漏れた方というのは、成績基準でありますとか、あるいは家庭の財政状況での基準を満たさなかった方のみとなっております。

【山田委員】 令和5年のご説明を受けました。そのような内容であれば理解をしております。令和6年もたっぷりとした原資があるかどうかはわかりませんが、しっかりですね。以前の数字を見ると、やはり希望する人たちが受けられない状況が続いたので、すごく心配をしておりましたが、たっぷりとした原資をいただけるようであれば、ぜひお願いしたい。

継続して、就職して5年間定着していただくという方、若い女性の保育士さんが定着すること、これは、当然人口減少問題、この対策にも有効であるし、男性も女性も問わず、誰もが安心して働くことができるのは保育士さんがいらっしゃるおかげだと思っておりますので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

もう一点「保いっぷ」について伺いたいと思

っております。ここは求人・求職をマッチングしたりするところと理解をしておりますが、もう何年間か経過していると思っておりますが、ここでの実績を教えていただきたいと思っております。

【黒島こども未来課長】 保育士・保育所支援センターは平成25年に開設をいたしまして、令和4年度までの実績でございますが、累計として求職の登録者が381名ございました。それに対して求人の登録は1,858名でございます。このうち、マッチングして就職につながったのは229名ございました。

令和5年度につきましては、1月末の数字でございますが、求職者登録が16名、求人登録は146名ございまして、実績としての就職者数は13名となっております。

【山田委員】 平成25年から令和4年までの分では、求職の方が361名、求人で1,858名だったということですが、思ったより求職の数字がちょっと少ないのかなという感じがいたします。

令和5年もそうではありますが、今やっぱり民間のサイトとかでされるお話もよく聞いています。平成25年からだから、まあまあそれなりに長くされているかなと思います。もっと周知が、保育園側にも希望する潜在保育士にもまだこの情報が十分届いていない部分もあるのかなと思いますので、しっかりと情報を届けていただきたいと思っております。

今、保育士の不足、年度初めにはもちろん保育士の不足がない中でスタートすると思いますが、年半ばぐらいになると出てくると思います。どんな感じですか、今、保育士の不足状況というのはどういう理解をしたらよろしいですか。

【黒島こども未来課長】 1月に調査をしております、私立の保育所ですとか、認定こども園

に対してのアンケート調査を行います。1年前になってしまいうんですけれども、令和3年10月から令和4年の9月までの1年間といったところで募集した人数に対して採用できなかった人数というのをお尋ねしております。

そちらで合わせて88名が採用できなかったということで、それぐらいの不足感があるものだと認識しております。

【山田委員】わかりました。単年度にもなるのかもしれませんが、潜在保育士さんの登録数というのは、自分がそこで就職していかない限りずっと残っていると思うんですけれども、総トータル数みたいなものがあるんですか。一応ずっと登録はしているよというような数というのは何かあるんですか。

【黒島こども未来課長】保育士の登録者数ということですか、潜在保育士として。

そうですね、一度潜在保育士の確保の検討に当たりまして、少し前になるんですけれども、令和元年度に把握をしようと思いました。県内の登録者数が当時2万1,973人おりまして、そのうち県内の保育施設に1万1,359人が勤務しておられたと。それを除くと1万614人ということだったんですけれども、やや高齢になられているから、当時60歳以上ということで除外をしまして、そのほか県外に既に住所地を移されている方ですとか、住所の不明になっている方、そういったものを除いたところで約7,900人が潜在保育士であつたらうと把握をしております。

今現在の保育士登録者数がやや増えてはおりますけれども、恐らく同数程度の潜在保育士がいるものと把握しています。

【山田委員】ぜひとも保育士確保、潜在保育士の方々が再び保育園で働いていただけるような環境、情報をお届けし、環境をつくっていただ

くことをお願いして終わります。

【山下分科会長】ほかにありませんか。

【川崎委員】福祉の職業体験「キッズケアながさき」883万6,000円についてお尋ねいたします。

総括質疑でもあっていましたし、資料も拝見していただきましたので大体理解しています。細かい点で恐縮ですけれども、体験職種として介護福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、調理師、6職種が選択をされて、参加人数が600名となっています。この600名は、開催場所が長崎市と佐世保市の2か所で、県内の小・中学生が対象ということでしたが、この6職種に600名がどの程度配分されるのかお尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】今決まっていることに関して言えば、6職種について専用ブースをそれぞれ設置してもらおうかなと思っておりまして、そこに何名来ていただくかというのは、今のところ全くの白紙でございまして、今後、申し込み方法とか、そういうことを検討する中で、あるいは当日の混雑状況等を踏まえて、そこでの差配ということになるかと思っていますので、現在、どの職種に何人という配分の仕方はしていない状況でございます。

【川崎委員】体験ブースですから、実際の施設に行つてということではないということですよ。ですから、いくつかやろうと思えば体験も、ひよっとしたら可能なんだろうと思いますが、できれば一番不足している職種を多く経験してもらった方がいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【中村長寿社会課長】この事業を先行して実施している県があり、あと県内でも介護施設において、実際こういった取組をしたところ、かなり好評だったということで、今回予算化に至っ

たわけでございます。

その先進県等で行われた中では、調理師に関しては行われていなかったということで、我々が初めての試みで、実は我々も現場の方からいろいろご意見をお聞きする中で、調理師というのがかなり足りないというお話を聞いておりますので、対象としたところでございますので、さきほど全くの白紙と申しましたが、そういった混雑状況を含んで、しっかりバランスの取れた配分になるよう取り組んでまいりたいと思っております。

【川崎委員】事業の狙いとして、将来、就職につながっていくような形で事業を進めて、できれば継続性をもってやっていただきたいと思えます。

次に、これも質疑があっていましたが、透析患者の送迎支援事業費についてお尋ねいたします。3団体に支援をしているということでありました。少し具体的に、こういった事業にどの程度支援をされているのかお尋ねいたします。

【佐藤障害福祉課長】透析患者の支援についてでございますけれども、ほほえみ3団体の方に運営に要する経費といたしまして、県からは補助金としまして41万円、それぞれの市の方から50万円を助成しているところでございます。

【川崎委員】運営費ですから、送迎に直接関わることプラス事務費とかも入っているんでしょうね。わかりました。

次年度、予算を336万円付けて、検討会やアンケート調査をする経費ということですが、要は充実してないので充実させるという前提の調査と認識をいたします。よって、次の令和7年度、現在よりも必ず充実させる、そういう認識でよろしいか、確認をいたします。

【佐藤障害福祉課長】来年度は、先ほど委員が

らもありましたとおり、実態調査と検討会ということで、この中で透析患者への支援というのは何が不足しているか等含めて検討いたしまして、必要な支援の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【川崎委員】 よろしく申し上げます。

次に、障害者施策で横長の79ページ、障害者一般就労賃向上支援事業費455万9,000円についてお尋ねいたします。

まず、官公需の状況ですが、平成25年4月に「障害者優先調達推進法」、これがスタートいたしました。県においても目標額を設定して、それに取り組んでいくということになっていると思います。随分期間も、もう10年以上なっているとは思いますが、まず、直近の状況として令和4年度の調達目標と実績、そして今年度、まだ途中かもしれませんが、目標額とその進捗についてお尋ねいたします。

【佐藤障害福祉課長】官公需の分でございますけれども、これにつきましては県で毎年度、障害者の就労施設等からの物品等の調達等を策定して目標を設定しております。

令和4年度の目標額が3,340万円に対して、実績の方は2,885万円ということで、目標には及んでおりませんでした。進捗としましては、令和2年度で3,549万9,000円と目標値を200万円ほど上回っておりますけれども、令和3年度に落ち込みまして、令和4年度は少し回復傾向という状況でございます。

今年度の途中の進捗状況でございますけれども、現在の発注金額としては約2,000万円というところでございます。

【川崎委員】 なかなか目標に、もうちょっとというところで到達してないなと思うんです。何とか到達して賃向上に取り組んでいただきたい

いと思っているんですが。

数年前、過去に同じような質問をさせてもらった時に、全く発注していない部があったんですよ。これは各部局が満遍なく、そういった思いに立って、幾らかでも取り組みれば到達できそうな感じなんですけど、今現在どうでしょうか。各部局、満遍なくそういった発注が生じているのかお尋ねいたします。

【佐藤障害福祉課長】昨年度で言いますと、全ての部局の方で発注がされているところがございます。今年度は、まだ途中ですので、幾つかまだ発注がされていないというところがございます。

【川崎委員】ぜひ意識改革を図っていただいて、目標までもうちょっとじゃないですか。少し頑張って工夫をしていただければと思います。

次に、障害者の方の工賃の目標、現在の推移について確認をいたします。

【佐藤障害福祉課長】工賃の関係でございますけれども、県では19年度から障害者の工賃倍増計画を策定いたしまして、24年度から障害者の工賃向上の計画を策定して、4期の計画の期間中でございます。

工賃は少しずつ伸びてきている状況でございますけれども、令和4年度は今の段階でまだ速報値ということで、県の方が1万9,342円というところで、目標は1万9,600円ということですので、ちょっと及ばない状況ではございますけれども、前年度からの実績は上回っている状況で、過去最高というところになっておりますけれども、まだ令和4年度についても全国の集計等、まだ出ておりませんので、その辺は速報値ということになっております。

【川崎委員】額の達成についても、先ほどの官公需、どうするかというところで大きく左右さ

れるかと思っておりますので、ぜひ意識改革をもって取り組んでいただきたいと思います。

最後に予算議案で、先ほど来、不妊治療のことで質問がありますが、補足してお尋ねします。

申請件数が152件という説明が先ほどありましたが、結果、出産に結びついた数、実績、どう表現すればいいか、いわゆる出産数はどうでしょうか。

【川村こども家庭課長】お尋ねの先進医療から出産に結びついたケースですけれども、まだ始まったばかりで、その検証はまだ行えておりません。もともとが不妊治療の部分につきましては、個人情報との関係とかもありまして、なかなか計ることが難しいのかなというふうに我々としては認識しているところです。

【川崎委員】そうですね、個人情報の壁もあろうかと思っておりますが、報道とかを見ると、非常に成功率が低いというようなこともあって、そういったことを考えるとかなりプレッシャー、当事者の皆様は大変な思いをされているんだろうというふうに思っていて、少しでも寄り添っていただければと思っています。

その中の一つ、その手前といいますか、一番最初にやるべきことなんだろうと思います。プレコンセプションについての取組は現在どうなっているのか、お尋ねいたします。

【川村こども家庭課長】プレコンセプションケアの県の取組といたしまして、これまで妊娠や妊孕性についてわかりやすく説明をした冊子、これを作成いたしまして、県内の高校生、3年女子生徒に配付をしておりました。新たに今年度からは、プレコンセプションケアの説明を加えるとともに、男子生徒へも配付を行ったところであります。

そのほかに、保健所の保健師が学校に出向いで健康教育を行うなど、早い時期から妊娠・出産に関する正しい知識が得られるように今取り組んでいるところであります。

【川崎委員】正しい知識を習得してもらおうということは大事でしょうね、仕組みも含めてですね。今朝は、地元紙の一面は悲しい報道が載っていましたね。ああいうことも、こういった教育があれば、すぐにでも回避できるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、不妊治療を行うに当たって、やはり職場の皆様の理解も非常に大事なんだろうと思っています。やはりどうしても休んで行かないといけない時もあるでしょう。急にそれも休まないといけないという時もあるやに聞いています。そう考えると、職場の皆様に理解を求めていく、増進を図っていくということが重要かと思いますが、その点について、どういった取組をされているのかお尋ねをいたします。

【川村こども家庭課長】なかなか県としまして取り組むということが難しく、今の段階ではまだ行えてないですけども、まず、厚労省、国の方の取組によりますと、不妊治療と仕事が両立できずに16%の方が離職をしております、不妊治療を受けながらも働き続けられる職場環境の整備というのが求められているということも国の方でも言われております。

こうした中、国の方では人事担当者向けのオンラインセミナー、それと休暇制度を導入した企業への助成などをされているようです。

県の方といたしましては、取組といたしまして、昨年度、不妊治療と仕事の両立をテーマにしたオンラインセミナーを開催いたしております。それとともに、LINEを活用した不妊に関する相談窓口において、仕事との両立や職場へ

の伝え方などの相談にこれまでも相談者の方に対応してきているような状況であります。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【清川委員】発言の訂正をお願いいたします。

先ほど、私の発言の中で「航空自衛隊」と申しましたが、「海上自衛隊」の誤りでした。訂正、よろしくお願ひいたします。

【山下分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第13号議案「令和6年度長崎県国民健康保険特別会計予算について」、これまで県内自治体は、法定外の一般会計繰入れなどを行い、高すぎる国保税を引き下げる取組をしてきました。

国保都道府県化が県内保険税の統一、各自治体の一般会計繰入れをなくすことを導入の目的にしていることは、過去の委員会審議で明らかになっています。

結局は、県民への徴収強化、さらには医療費抑制等へ向かわざるを得なくなり、県民にとっては必要な医療を受けられないことにつながります。

国保都道府県化に反対の立場であり、予算についても反対の態度をとらせていただきます。

【山下分科会長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第13号議案について採決を行います。

第13号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【山下分科会長】起立多数。

よって、第13号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決いたします。

第1号議案のうち関係部分、第2号議案、第59号議案のうち関係部分及び第69号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【山下委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より総括説明を求めます。

【新田福祉保健部長】予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案につきましてご説明をさせていただきます。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」の福祉保健部をお開きください。

今回ご審議をお願いしておりますのは、第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」、第24号議案「長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例」、第25号議案「長崎県医学修学資金等貸与条例の一部を改正する条例」、第26号議案「長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」、第27号議案「長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例」、第28号議案「長崎県手話言語条例」、第29号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第51号議案「長崎県福祉保健総合計画の

変更について」の8件でございます。

議案の内容につきましてご説明させていただきます。

第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、廃止が決まった指定介護療養型医療施設の経過措置期間が終了するため、所要の改正をしようとするものでございます。

第24号議案「長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

第25号議案「長崎県医学修学資金等の貸与条例の一部を改正する条例」につきましては、医学修学資金等の貸与を受けている者が将来医師として勤務する医療機関の変更等を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

第26号議案「長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

第27号議案「長崎県指定居宅介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例」につきましては、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、廃止が決まった指定介護療養型医療施設の経過措置期間が終了するため、関係条例を廃止しようとするものでございます。

第28号議案「長崎県手話言語条例」につつま

しては、言語としての手話の認識の普及、手話の取得の機会の確保、その他の手話を使用しやすい環境の整備を図り、ろう者を含むすべての県民が共生することのできる地域社会を実現することを目的として、必要な事項を定めようとするものでございます。

第29号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等の一部を改正する内閣府令」等の公布に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

第51号議案「長崎県福祉保健総合計画の変更について」につきましては、長崎県の保健・医療・介護・福祉施策を総合的・体系的に進めるために令和3年3月に策定いたしました第5期長崎県福祉保健総合計画について、上位計画である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の変更等との整合を図るため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案外の報告事項についてご説明をさせていただきます。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、長崎子ども・女性・障害者支援センターが保護していた児童が、法人所有の施設に損害を与えた事案1件につき、損害賠償金合計8,800円を支払うため、去る1月29日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議案外の主な所管事項について説明いたします。

6ページ中段をご覧ください。

（福祉保健部関係各種計画の策定について）

福祉保健部では、令和6年度を始期とする各種計画に取り組むこととしております。

各計画の策定に当たりましては、先の11月定例会県議会文教厚生委員会において素案に対するご意見をいただきました後、パブリックコメントや関係団体等からの意見聴取を行い、各計画案を取りまとめました。

今後、県議会のご意見を踏まえ、本年度中に計画を策定するとともに、その実現に向け、各種施策の充実に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど、各担当課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

その他の所管事項につきましては、4ページから、（令和6年能登半島地震に対する支援について）、5ページ中段（介護保険事業者に対する行政処分について）、5ページ下段（ながさきピース文化祭2025の開催準備について）、「文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）」の2ページ上段（脳卒中・心臓病等の予防及び医療提供体制に関する協力協定の締結について）、同資料2ページ下段（令和6年度の組織改正について）で、その内容は記載のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】次に、子ども政策局長より総括説明を求めます。

【浦子ども政策局長】「文教厚生委員会関係議案説明資料」の子ども政策局の2ページをお開きください。

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除きます子ども政策局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、

第29号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第30号議案「長崎県婦人保護施設設置条例等の一部を改正する条例」、第52号議案「第四期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分の3件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第29号議案のうち関係部分及び第30号議案については、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第52号議案のうち関係部分については、現在の第三期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、新たに令和6年度から5年間の本県教育の振興に向けた基本的な方向性や主要な施策等を計画として定めるため、議会の議決を得ようとするものであります。

続いて、議案外の所管事項についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

（子育てを応援する機運の醸成について）

去る2月1日、「『やさしさ』を考える鑑賞会」と題し、県民一人ひとりが子育て家庭に対して行うちょっとした声かけや行動「ちょココねっこ」について考えていただくための動画をYouTubeにて公開しております。

知事自ら子育てを応援しているというメッセージを県民の皆様にお伝えするとともに、子ども施策を県政の基軸に据える本県の姿勢を県内外に強力にアピールするものとなっております。

今後、各種イベント・講座などにより、動画の活用を図るとともに、こうした広報啓発を通じ、「ココロねっこ運動」の具体化による子育てにやさしい社会づくりを目指してまいります。

（結婚支援事業の推進について）

長崎県婚活サポートセンター「あいたか」において、「お見合いシステム」をリニューアルし、会員の皆様にとってさらに利用しやすく、より多くの出会いの機会を提供できるシステムとなりました。

またこれに併せて、「あいたか」ホームページについてもリニューアルを行い、出会い応援イベントの開催など、結婚支援にかかる情報の発信体制を強化したところです。

現在、リニューアルを記念し、新規会員の登録料を半額にするキャンペーンを実施しており、テレビ局とのタイアップCM等により、さらなる会員の確保を図っております。

今後も、独身の方が望む出会いを提供できる環境づくりに努めるとともに、社会全体で結婚を応援する機運を醸成することにより、一人でも多くの方が結婚の希望を叶えられるようサポートしてまいります。

続いて4ページをご覧ください。

（小児慢性特定疾病児童等への支援について）

去る11月1日、小児慢性特定疾病児童等及びそのご家族や関係者からの相談に応じ、自立に向けた支援を行う「小児慢性特定疾病児童等自立支援員」を長崎県医療的ケア児支援センター内に配置いたしました。

引き続き、小児慢性特定疾病児童等の自立が円滑に進むよう、各地域の支援者や関係機関と連携を図り、児童やご家族等の状況に応じた切れ目のない支援を行ってまいります。

（困難な問題を抱える女性への支援について）

女性をめぐる問題は、性暴力・性犯罪被害など複雑化、多様化しており、こうした様々な問題を抱える女性を支援するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定さ

れ、都道府県において、基本計画の策定が義務付けられており、現在策定に向け準備を進めているところでございます。

策定に際しては、まず、市町や関係団体に対し実態調査を行い、その結果等を踏まえ、現在、関係各課で構成するワーキング会議において、必要な施策の検討を進めているところであります。

本県においては、DV対策に特化した取組として、民間団体との協働により、子どもの学習支援など、きめ細やかな支援を行う「長崎モデル」を推進しており、こうした取組も参考としながら、訪問・巡回や居場所の提供に加え、インターネットを活用した支援など、関係機関と連携のうえ、部局横断によるきめ細やかな支援策について検討してまいります。

（長崎県子育て条例行動計画の策定について）

長崎県子育て条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために策定した「長崎県子育て条例行動計画」につきましては、令和6年度末に計画期間の終期を迎えるため、令和7年度から11年度までを計画期間として新たな計画を策定することとしております。

策定にあたっては、こども基本法に基づく計画としての新たな視点を加えつつ、本県における少子化の現状や具体的施策等を整理のうえ、県議会及び長崎県子育て条例推進協議会のほか、こども等のご意見もお伺いしながら、令和6年度中の策定を目指して取り組んでまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下委員長】 暫時休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 2時40分 再開

【山下委員長】 委員会を再開します。

次に、医療人材対策室長より補足説明を求めます。

【峰松医療人材対策室長】 第25号議案「長崎県医学修学資金等貸与条例の一部を改正する条例」につきまして、補足して説明をさせていただきます。

文教厚生委員会説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、この条例でございますけれども、将来医師として県内の離島・へき地の医療機関等に勤務することを誓約いただきました医学生に対し、医学修学資金を貸与することによって、医師が不足する地域の医師を確保することを目的に貸与、それから返還免除の要件、そういったものを規定している条例でございますが、今回、条例を改正する趣旨につきましては、要旨1のとおり、将来医師として勤務していただく医療機関の変更を行おうとするものでございます。

その内容につきまして、2に記載しております。まず、現行の条例におきましては、県が修学資金を貸与している医学部生が、将来医師として勤務する医療機関につきまして、長崎県病院企業団、それから知事が指定する離島における市町の医療機関、または県と規定しておりますけれども、これに基づきまして、現行は病院企業団のうち、離島の企業団病院に優先的に配置をしております。

今回、後ほどご説明をいたします医師確保計画にも関連いたしますけれども、県内二次医療圏ごとの医師数を比較いたしますと、これまでの取組により、離島の医師数につきましては一

定の充足が図られつつあるということから、今後は引き続き離島の医師を維持しながら、本土へき地の地域などへも医師を配置していくことを検討しており、一つ目の「・」のとおり、離島における市町立の医療機関を医師の確保を図るべき医療機関に改めるものでございます。

また、医学修学資金の返還債務を免除するのに必要な勤務期間につきまして、必要な全体の勤務期間のうち、その2分の1以上の期間を規則で定める辺地の医療機関に勤務するという規定をしておりますけれども、「・」の一つ目の説明と同じ趣旨で、今後は辺地以外の地域で医師確保を特に図るべき医療機関にも配置していくことを検討しておりますことから、2つ目に記載のとおり、辺地医療機関を医師確保推進重点医療機関に改めるものでございます。

また、この内容の施行日につきましては、3のとおり、令和6年4月1日を予定しております。

第25号議案の補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下委員長】次に、長寿社会課長より補足説明を求めます。

【中村長寿社会課長】説明資料では3ページから8ページにまたがっておりますので、別途補足説明資料を添付させていただいております。

17号及び27号については、先ほど説明がありました指定介護療養型医療施設関係ですので、一括して説明させていただきます。

概要のところに記載のとおり、既に法改正により廃止が決まっている指定介護療養型医療施設、6年間の経過措置が今般、年度末で終了するために、(1)の長崎県手数料条例における関係部分を削除することと、あと長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準

に関する条例を廃止いたします。

施行日は4月1日となります。

施設の概要については、その他に記載しております。

次に、第26号議案、6ページでございますが、こちらにも別途補足説明資料を付けておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

概要につきまして、今回、3年ごとの介護報酬の改定がありまして、それに伴い基準が来年度から変更されます。国の基準の改正がっております。

県は、これに伴い、条例で介護施設や介護サービスの基準を定めておりますので、その関係部分を改正いたします。

改正部分は、大きな2番目に記載のとおり、介護保険法関係5本、老人福祉法関係2本、社会福祉法関係1本でございます。

概要は、大きな3番目で、医療機関の具体的な役割を緊急時の医療ニーズに対する定め義務化と、施設の生産性向上に関する委員会の設置の義務づけ、それから管理者の兼務の範囲を同一敷地内以外でも可能であることを明確にさせていただいております。

施行日は4月1日ですけれども、今回、診療報酬との同時改定になりまして、関係が深い部分については6月1日となっております。

以上でございます。

【山下委員長】次に、障害福祉課長より補足説明を求めます。

【佐藤障害福祉課長】障害福祉課の方から関係条例の概要説明をさせていただきます。

第28号議案「長崎県手話言語条例」の概要につきましてご説明いたします。通知する資料をご覧ください。

はじめに、本条例を制定する趣旨でございま

すが、手話を取り巻く現状等を踏まえ、手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境整備を図ることで、ろう者を含めたすべての県民が共生することのできる地域社会の実現を目指し、制定しようとするものであります。

条例案につきましては、昨年9月の文教厚生委員会において、素案を報告させていただいており、その後、県議会やパブリックコメントのご意見を踏まえ、長崎県手話言語施策推進協議会にて最終案のとりまとめを行いました。

素案からの主な修正点でございますが、手話の歴史の部分において、誤解を与えるような表現が含まれておりましたので修正を行ったほか、理解しやすいシンプルな表現へ修正を行っております。

条例制定後も長崎県手話言語施策推進協議会のご意見をお伺いしながら、手話の普及啓発やろう者への支援体制の整備に取り組んでいくこととしております。

条例内容につきましては、資料記載のとおりでございます。

次に、第29号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」の概要につきましてご説明いたします。通知する資料をご覧ください。

まず、1の概要でございますが、この改正条例は、指定通所支援や障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を改正する省令が令和6年4月1日から施行されることに伴い、2に記載の各条例につきまして、改正省令で定める内容に基づき改正しようとするものであります。

改正する条例は2に記載のとおり、合計7本であります。

3の改正内容のとおり、3年に1度の令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴う改正であり、障害児関係は（1）に、障害者関係は（2）に記載のとおりでございます。

なお、4のとおり、施行日は令和6年4月1日ですが、新たなサービスである就労選択支援事業に関する規定については、令和7年10月1日付けの施行を予定しております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】次に、福祉保健課企画監より補足説明を求めます。

【野田福祉保健課企画監】第51号議案「長崎県福祉保健総合計画の変更について」補足して説明いたします。

資料につきましては、文教厚生委員会説明資料13ページをご覧ください。

今回、上位計画である県総合計画並びに関連する計画である県子育て条例行動計画について、昨年の定例県議会において変更を行っていることから、関係部分について整合を図るための変更でございます。

具体的な内容は、以下、記載しておりますが、施策内容の変更が2件で、1件目は、子どもや子育て家庭への支援の施策に高校生世代への医療費助成制度について追加を行うものです。

14ページをご覧ください。

2件目は、離島・へき地医療の確保の施策に遠隔医療の推進について追加を行うものでございます。

次に、数値目標の変更が2件ございます。

1件目について、現行の子育て世帯包括支援センター設置市町数については、既に県内21市町に設置され、目標値を達成したことから、新

たな目標を設定するものであります。

15ページをご覧ください。

ココロねっこ運動登録団体数については、現時点において、令和7年度の最終目標を達成できる見込みであるため、最終目標を上方修正するものであります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下委員長】次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【川村こども家庭課長】第29号議案及び第30号議案「長崎県婦人保護施設設置条例等の一部を改正する条例」について、補足説明させていただきます。

お送りします条例改正についてをご覧ください。

婦人保護事業につきましては、売春防止法に基づいて実施しているところでありますが、この間、DV防止法やストーカー規制法が制定されるなど、女性を取り巻く環境は多様化、複雑化し、売春防止法を根拠とすることに制度的に限界があることから、売春防止法から切り離したものであります。

改正内容につきましては、名称変更のほか、非常災害や事業継続計画等策定の義務化、職員配置基準、居室面積の基準、居室定員等の改正を行います。

このほか、法改正に伴う運用部分の改正となっております。

この条例の施行日は、法律の施行日と合わせ令和6年4月1日としております。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下委員長】以上で説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】まず、第26号議案、第29号議案について質疑をいたします。

第26号議案で、これは補足説明資料がわかりやすいのでここを発信しますが、この中の(3)管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内以外でも可能であることを明確化。これまでは同一敷地内ということで管理者は仕事をするとなくなっていたんですが、以外でも可能になった。これが同じように、今度は第27号議案ですけれども、これは補足説明ではこのことはわかりません。これがわかるのは議会運営委員会の資料です。議運で出された資料の中に同じように管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内におけるほかの事業所等ではなくても差し支えない旨を明確化ということで、要は何が言いたいかということ、いろいろ改正があるんですけども、第26号と第29号議案で管理者が同一敷地内で限定されるメリット、デメリット、それから兼務できるメリット、デメリットをどう考えているか、見解を求めます。

【中村長寿社会課長】今まで同一敷地内という縛りがあったのは、あくまで管理者として施設の職員だとか、あるいは入居者に対して、最高責任者として目が行き届くという認識のもとに同一敷地内という形での物理的な制限を加えられていたというものと認識しております。

今回、我々も介護報酬改定の議論に参加したわけでございますけれども、一方で人材の確保というのが非常に地方においても深刻になっている中で、実際の現場の業務実態から勘案して、管理者においては敷地内という限定を置かずとも兼務が可能であるという部分が一定見受けら

れるというところがあるということですので、昨今の人材確保の困難性との比較の中からこういった取り決め、同一敷地内というところを省くというふうな形の議論になったというふうに理解しているところでございます。

【堀江委員】管理者は、同一敷地内がこれはベターですよ。例えば長崎市内で通所、入居いろんな施設の中で管理者がいるというのと、今度は、例えばの話ですけれども、諫早市にそういう系列の施設があって、これも兼ねられるよというのが今度の条例改正になるわけですけれども、そこには利用実態、大体そこその施設はケアマネージャーが兼ねるとか、いろんな状況で兼務している、管理者だけというのは現場としては少なく、それぞれの施設で兼務しているんですけれども、そうであっても、やはり安全・安心ということを考えた場合に、同一敷地内と、それ以外でもできるよということでは、サービスの質の低下、この点についてはどう見解をお持ちですか。

【中村長寿社会課長】昨今のコロナ禍を受け、実はテレワークという観点が一つあって、実態として昨年の9月頃、テレワークに関する基準というのが先行して厚労省の方から出たところでございますが、その中では、例えば何か事件・事故が起きた時に、テレワークされている管理者、それは管理者のテレワークを認める通知だったんですけれども、その管理者が至急駆けつけられるような範囲においてテレワークを認めるというお話がございました。

ですので、今回、実はまだ国の方からこの管理者の兼務に関する詳細な通知が出ていないんですけれども、基本的には各自治体で決めるローカルルールになろうかと思いますが、我々としてはそういったテレワークの基準等を踏まえ

て、物理的に何か事件・事故があって、管理者、ぜひ来て下さいと言われた時に、緊急で駆けつけられる範囲内における兼務を認めるのがまず第一かなというふうに思っておりますし、さっきおっしゃったサービスの提供に支障を与えるという部分は、もちろん申請があった時点でしっかり我々として聞き取りを行って、実際、我々も監査指導課、あるいは我々としてもほかの課とのやり取りの中で施設の状況を聞く機会もありますので、そういった部分についてはしっかり認識して取り組んでまいりたいと思っております。

【堀江委員】いわば兼務できるとなった時に、駆けつける範囲内において、いわば条件をつけて運用しますと、その方向もありますということですが、そういう方向はあっても、今の時点では明確にこういう条件をつけますということまでは言っていないですよ。そうであれば、駆けつける範囲内においてというふうな運用についての縛りをつけた上で条例改正を提案するというのは、もう時期的にはこれは間に合わないんですよ。最後にそのことだけ教えてください。

【中村長寿社会課長】その点に関して、実はこういった条例、あるいは規則に書いてない部分で、我々が一定の任意の感覚的な部分とか、あるいはさっき申し上げた通知に基づく部分で、事業者さんと適切なやり取りの中で、ある程度の基準を守りつつ対応している部分というのは一定ありまして、今回、そこを県内の事業者で差別化、あるいはえこひいきという言い方はちょっと悪いかもしれませんが、そういったことはしないような、一定の基準を守りつつも、そういった状況に応じてしっかり話をお聞きしながらやっていく、ローカルルールという形で、我々、

運用指導としてやってまいりたいと思っ
ているところでございます。

【堀江委員】次にいきます。もう一つ、第30号議案の長崎県婦人保護施設設置条例の一部を改正する条例、これは先ほど課長が説明しましたように、売春防止法ではなくて、「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」が2022年に国会で成立したので、それによって今回変えますよということなんですが、それはそれとして、私はこの根拠法の改正というのは、非常に女性の権利向上からすると一歩前進というふうに私は思っています。やはりきちんと、これまででは婦人保護事業については根拠とするのは売春防止法しかなかったんだけれども、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律というのが明確にできて、いわゆる婦人保護事業の公的位置づけを明確にするとともに、財政支援も含めて、これは支援する現場から長年望まれた法案の成立だというふうに思っています。

そういう意味では、根拠となる法律が変わったということは、私は大きな意義があるというふうに思っているんですけども、この機会に根拠法が変わったということについての認識をどのようにお持ちかどうか、教えてください。

【川村こども家庭課長】まず、先ほど説明させていただきましてけれども、女性をめぐる課題につきましても、性暴力とか性犯罪被害、家庭関係の破綻、はたまた生活困窮、そういった複雑化、多様化してきている状況にあります。

こうしたことから売春防止法から脱却させて、今回新たに「困難女性支援法」というものが制定されたものであると我々は認識しております。

女性であることによりまして、性的な被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労、経済困窮など、社会経済的な困窮に陥りやすい状況にあるとい

うことを前提に支援策を検討していく必要があると考えております。

本県では、局長説明でもございましたけれども、DV対策に特化した取組として、民間団体との協働によって、被害者本人のみならず、子どもの学習支援など、きめ細かな支援を行う「長崎モデル」というものを推進しているところであります。

今後、令和7年に計画策定を進めてまいりますので、こうした取組も参考にしながら、きめ細かな支援策についてしっかり検討していきたいというふうに考えております。

【堀江委員】最後にしますが、第17号と第27号議案、この問題について一つ質疑をしたいと思います。これは補足説明であるように、今月、介護療養型施設、これは「老人病院」という言葉が過去ありましたけれども、療養病床は今月末で廃止となります。だから、そのために2つの条例は廃止に合わせるのというふうな条例改正だと理解をいたします。

問題は、私はこの経緯だというふうに思っています。2006年の医療保険制度改正まで遡ります。この時、介護療養病床を2011年までに廃止をすとなりました。でも、できませんでした。そして、2017年までに廃止をすとなったけれども、これもできなかった。2018年3月、文教厚生委員会で、当時の長寿社会課長は次のように答弁しました。「平成29年、2017年末に廃止予定であった介護療養病床についても、廃止期間を6年間延長し、その6年間の間に新たな対応をしていただくということになっております」、この6年間で今月の3月末ということになります。

国は、医療と介護をはっきり分けましょうとしたんだけれども、現場ではそうはなりません。

介護療養病床で看取りもするし、痰の吸引もするし、医療措置もしなければならない。

それでも療養病床を廃止する方向は変えずに、6年前に県民が聞きなれない「介護医療院」というのを新たにつくって、そちらに転換してくださいとなった。

そこで質問します。療養病床だったところは、全てこの6年間に介護医療院に転換できたのでしょうか。療養病床が当時何床あって、現在介護医療院が幾つあって、全部で何床なのか、これは数字の上で把握ができていますか。

【中村長寿社会課長】平成30年4月時点ですね、今回の6年間ということで、平成30年4月時点で申しますと、介護療養病床は40医療機関、574床ございました。これが令和5年、現在の時点で10医療機関、143床に減っております。

一方、先ほどご指摘がありました当時の平成30年の改革で創設された介護医療院ですけれども、今年2月末時点で14施設、596床整備されているところでございます。

介護医療院ですけれども、実態として介護療養病床からの転換があったというのは、県管轄の部分で割合を調べますと約4分の1というところで、介護療養病床の中には廃止されたり、一般病床に転換されたり、そういうところが多いでございます。

【堀江委員】介護医療院は14施設、596床ですね。そうしますと、療養病床はなくなりますから、療養病床というのはありません。けれども、残っているのが10病院143床ということですか。この人たちはどうなるんですか。143床の県民の皆さんの行き場はどういうふうになるのかというのを把握しておられますか。

【中村長寿社会課長】これまで、平成30年から断続的に介護療養病床は減少してきたわけで

すが、医療が継続的に必要な方、重度の医療が必要な方は医療機関の病床へ行かれる。介護医療院という平成30年に創設された仕組みは、もう実態としては介護療養病床に極めて近い医療の体制をとっているところで、一方で生活施設として、例えばレクリエーションができるような内部の構造に下さいという形で、一定病床から生活の施設を少し強調した施設体系になっていますが、かなり介護療養病床に近いものかなと思っております。

先ほど申し上げたとおり、介護医療院が一定、当時の介護療養病床分の受け皿として整備されてきているところですから、ずっと介護療養病床でこれまでおられた方については、こういった介護医療院、あるいは一般病床等に行かれているというふうに認識をしているところでございます。

【堀江委員】終わります。

【山下委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】まず、第26号と第29号議案、この2つにつきましては、法の改正による条例改正と理解をしていますが、管理者が兼務できるということは、サービスの質の低下もぬぐえないと私は思います。管理者の兼務についてはサービスの質の低下になることも予想されることから条例改正には反対をいたします。

もう一つ、第17号と第27号議案ですけれども、介護医療院は、慢性期病棟、療養病床削減のための新たな受け皿との理解をしています。

今、答弁がありましたように、私の情報の中

でも介護医療院に転換できずに療養病床を削減したという事案も仄聞しております。

療養病床削減には反対の立場ですので、第17号議案、第27号議案には反対いたしますので、よろしく願いいたします。

【山下委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第17号議案について採決を行います。

第17号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【山下委員長】起立多数。

よって、第17号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第26号議案について採決いたします。

第26号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【山下委員長】起立多数。

よって、第26号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第27号議案について採決いたします。

第27号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【山下委員長】起立多数。

よって、第27号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第29号議案について採決いたします。

第29号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【山下委員長】起立多数。

よって、第29号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決いたします。

第24号議案、第25号議案、第28号議案、第30号議案、第51号議案及び第52号議案のうち関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

これからしばらく休憩いたします。

再開を15時20分とさせていただきます。

午後 3時 6分 休憩

午後 3時 20分 再開

【山下委員長】委員会を再開します。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【安藝福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料につきまして、令和5年11月から令和6年1月分の実績をご説明いたします。

福祉保健部政策等決議資料の2ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、直接補助金は2ページから19ページに記載のとおりであり、計93件でございます。

間接補助金は20ページから22ページに記載

のとおり、計20件でございます。

1,000万円以上の契約案件につきましては、今回は該当ございません。

次に、23ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛にも同様の要望が行われたものは、長崎県身体障害者福祉協会連合会からの1件であり、それに対する県の対応は資料23ページから32ページに記載のとおりであります。

次に、33ページをお開きください。

附属機関等会議結果につきましては、長崎県福祉保健審議会、福祉保健総合計画専門分科会など計22件となっており、その内容につきましては資料35ページから56ページに記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

【黒島こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしましたこども政策局関係資料についてご説明いたします。

資料2ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、昨年11月から本年1月までに県議会議長宛にも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。長崎県私立中学高等学校協会ほか5団体及び長崎県保育協会からの要望書2件となっており、それに対する県の対応状況は2ページから6ページに記載のとおりでございます。

続きまして7ページをご覧ください。

附属機関等会議結果について、昨年11月から本年1月までの実績は1件あり、その内容については8ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【山下委員長】次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【加藤医療政策課長】「第8次長崎県医療計画（案）」の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

計画のポイントについて説明をいたします。

3枚目の横長の「第8次長崎県医療計画案概要」をご覧ください。

右側に記載をしておりますが、1点目は、超高齢社会、人口減少社会における持続可能な医療体制の構築です。地域の実情を踏まえた効率的、効果的な病床機能の分化・連携の促進や、疾病予防、介護予防まで含めた体制の充実に努めてまいります。

2点目は、新興感染症発生・蔓延時や災害時等に備えた医療体制の整備です。令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、医療機関の役割等に応じた協定締結等を通じて、新興感染症及び通常医療が両立できる体制の確保を行うほか、災害時においても必要な医療を提供できる体制の構築を図ります。

3点目は、医療従事者の効果的な確保です。医師や薬剤師など、偏在の状況等を踏まえた確保対策や資質向上等に取り組んでまいります。

4点目は、他の計画との整合性の確保です。介護保険事業支援計画など、他の計画との整合性の確保を図りつつ、取組を推進してまいります。

最後が具体的な指標の設定による政策循環の強化です。データに基づいた現状の分析、課題の把握や具体的な指標を用いた進捗強化により、必要に応じて評価・見直しを行うPDCAの取組を進めてまいります。

当計画につきましては、最終的に県医療審議会へ諮問し、その答申を受けて3月末に策定す

る予定としております。

以上、医療計画に関する補足説明を終わらせていただきます。

次に、「第4期長崎県がん対策推進計画(案)」の概要につきましてご説明をさせていただきます。

4の計画のポイントについてご説明いたします。

まず、1点目ですが、(1)から(9)のとおり、予防できるがんへの対策強化、がん医療の質の更なる向上、さらに相談支援体制の充実など、がんの予防からがんとの共生まで分野ごとの施策に取り組んでまいります。

2点目は、(3)のとおり、拠点病院、推進病院と離島中核病院との連携強化を図り、がん医療の提供体制を推進します。

3点目は、(2)及び(7)のとおり、職域におけるがん検診体制や治療との両立支援体制、小児AYA世代、高齢者までのライフステージに応じた支援体制を強化します。

そのほかは資料に記載のとおりでございます。

以上、がん対策推進計画に関する補足説明を終わらせていただきます。

次に、「第2期長崎県循環器病対策推進計画(案)」の概要につきまして、ご説明させていただきます。

4の計画のポイントについてご説明いたします。

1点目は、(1)及び(2)のとおり、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、保健、医療及び福祉にかかるサービスの提供体制の充実など、急性期、回復期及び慢性期まで継続した対策に取り組んでまいります。

2点目は、(3)のとおり感染症拡大や災害等の有事を見据えた循環器病対策を検討すること

としております。

そのほかは、資料記載のとおりでございます。

以上、医療政策課からの補足説明を終わらせていただきます。

【山下委員長】次に、感染症対策室長より補足説明を求めます。

【長谷川感染症対策室長】「次期長崎県感染症予防計画」の概要につきましてご説明をさせていただきます。

今回の改定では、次の感染症危機に対し、平時からの備えを確実に推進するため、保健医療提供体制にかかる記載を充実させるとともに、必要な体制の確保にかかる数値的な目標を明記しております。

本計画のポイントについてご説明いたします。

1点目は、県や関係機関で構成する長崎県感染症対策委員会を感染症法に基づく連携協議会に位置づけ、平時から関係者間で対策等を協議し、連携を強化することとしています。

2点目に、医療機関や民間の検査機関などと平時から協定を締結し、有事の際に確実に稼働する医療提供体制を構築することとしています。

3点目に、自宅療養者の家庭内感染や医療機関の逼迫を防ぐため、宿泊施設との協定締結や、体調不良時に適切に医療につなげられるよう、健康観察体制の確保を行うこととしております。

4点目として、地域における感染症対策の中核となる保健所について、平時のうちから有事に備えた体制整備を行うこととしております。

その他、本計画の体制につきましては、資料記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、感染症対策室からの補足説明を終わらせていただきます。

【山下委員長】次に、医療人材対策室長より補足説明を求めます。

【峰松医療人材対策室長】私の方から「長崎県医師確保計画（案）」の概要につきまして、ご説明させていただきます。通知する資料をご覧ください。

ポイントのみご説明をさせていただきます。

まず、本県の状況でございますけれども、国が算出したしました医師の偏在指標で比較いたしますと、本県は全国8位の医師多数県、二次医療圏別で見ますと、長崎、佐世保・県北、県央、壱岐の4つの医療圏が医師多数区域、医師少数区域はなく、県内で指標の数値が最も低い医療圏は、県南医療圏となっております。

そこで、これを踏まえました医師確保方針のうち、主なものでございますけれども、(3)の「・」の1つ目、離島の4つの医療圏につきましては、離島の医療体制を維持するために、引き続き県の養成医の派遣を継続し医師数を維持する。2つ目ですけれども、県内で最も医師偏在指標が低い県南医療圏につきましては、新たに県養成医の派遣により医師の確保を図っていくこと、としております。

次のページをご覧ください。

中段に記載しております産科、小児科の医師につきましては、それぞれの医師の増加を図り、医療計画の内容に沿って周産期医療ネットワークや地域小児科センターなどの体制の維持を図ることとしております。

なお、本計画につきましては、先般11月議会の後、パブリックコメント等を実施し、その意見等を反映したものを今回お示ししております。

パブコメ等の結果につきましては、5に記載のとおり、今後のスケジュールにつきましては6に記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますけれども、補足説明を終わらせていただきます。

【山下委員長】次に、薬務行政室長より補足説明を求めます。

【斉宮薬務行政室長】薬務行政室からは、「長崎県薬剤師確保計画」の概要につきましてご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

策定の背景でございますけれども、厚生労働省は、令和3年度に公表した薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会の取りまとめにおいて、薬剤師の確保に課題があるとの指摘を受け、昨年6月、都道府県が対策を進める指針として薬剤師確保計画ガイドラインを発出しました。

本指針を端緒として、県内の薬剤師偏在指標、就業状況等を踏まえ、本県の実情に応じた確保対策を推進することを目的として計画を策定するものであります。

次に、薬剤師確保の方針と確保のための施策について、簡潔にご説明いたします。

県では、薬局薬剤師、病院薬剤師の業態ごと、県内医療圏ごとの偏在状況に応じて施策を講じていくこととしております。

内容としましては、県内薬局、病院等の魅力に関する情報発信や、県内薬剤師定着に向けた取組の実施、また中高生・保護者向けへの薬学部進学に関する情報発信、また、国の基金事業等を活用し、県内就職を促すための制度について検討していくこととしております。

その他、計画の体制等につきましては、資料記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、薬務行政室からの補足説明を終わらせていただきます。

【山下委員長】次に、国保・健康増進課長より補足説明を求めます。

【川内野国保・健康増進課長】私からは4つの計画等についてご説明いたします。

まず、「第3期長崎県国民健康保険運営方針（案）」の概要についてでございます。通知する資料をご覧ください。

この方針は、国民健康保険法に基づき、都道府県が策定するものであり、財政運営や資格管理、保険給付といった国保の事務について、県と市町が共通認識のもとに実施するための運営方針となります。

本方針の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間であり、3年ごとに検証、見直しを行うこととなっております。

本方針のポイントについて、簡潔にご説明いたします。

1点目に、令和11年度の市町国保の医療費は1,224億円となり、一人当たり保険料は令和5年度と比較して約8%増加し、8万9,040円となることを見込まれます。そのため、引き続き、医療費適正化や予防健康づくり事業を推進していくこととしております。

2点目に、保険料水準の統一の第一段階として、令和6年度から国保事業費納付金の算定に各市町の医療費水準を反映しないことといたします。ただし、医療費水準が低い市町にとっては、急激な保険料負担の増加につながるため、その影響を抑えるとともに、全ての市町の医療費適正化の取組を加速させる仕組みとして、医療費水準の県内格差が一定以下になるまでインセンティブを導入することとしております。

なお、本方針は、先の11月議会にて素案をお示した後、パブリックコメントを実施し、その意見等を反映したものをお示ししております。

続きまして、「長崎県医療費適正化計画第4期（案）」の概要につきましてご説明いたします。通知する資料をご覧ください。

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律

に基づき策定するものであり、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度を堅持していくために、今後、医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制の確保を図ることを目的としております。

本計画の期間につきましては、令和6年度から11年度までの6年間となっております。

本計画のポイントについて、簡潔にご説明いたします。

まず、1点目、計画の目標と取組ですが、住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進を図るため、特定健診などの項目ごとに定められた目標の達成に向けて、各種取組を進めていくこととしております。

2点目、計画期間における医療費等の見込みにつきましては、国から提供のあった医療費適正化計画推計ツールで機械的に試算した結果、本県の令和11年度の医療費は6,395億円になることを見込まれますが、本計画に掲げる目標を達成した場合には、6,345億円となり、医療費適正化の効果額として50億円を見込んでおります。

なお、本計画は、先の11月議会にて素案をお示した後、パブリックコメントを実施し、その意見等を反映したものをお示ししております。

続きまして、「長崎県健康増進計画（健康ながさき21（第3次））（案）」の概要についてご説明いたします。通知する資料をご覧ください。

本計画は、健康増進法に基づき策定するもので、全ての県民がいつまでも健康で心豊かに活躍できる社会の実現を基本理念として、健康寿命を延伸することを目標としております。

本計画の期間につきましては、令和6年度か

ら17年度までの12年間としており、中間年である令和11年度において中間評価を行うこととしております。

本計画のポイントについて、簡潔にご説明いたします。

計画の基本的な方向性として、健康寿命の延伸を最終目標とし、その実現のため、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに沿って生活習慣の改善や生活習慣病の予防、社会とのつながりや心の健康の維持向上などの取組を進めていくこととしております。

なお、本計画は、先の11月議会にて素案をお示した後、パブリックコメントを実施し、その意見等を反映したものをお示ししております。

続きまして、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画「歯なまるスマイルプラン3（案）」につきましてご説明いたします。通知する資料をご覧ください。

本計画は、歯科口腔保健の推進に関する法律及び長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例に基づき策定するもので、県民の歯科疾患の発症を予防し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に寄与するため、社会全体で支え合う環境が整備されるよう、本県の歯科保健施策の充実を図っていくことを目的としております。

本計画の期間につきましては、令和6年度から11年度までの6年間としております。

資料には、中間年にて見直しとありますが、この部分は誤りですので、削除をお願いいたします。

本計画のポイントについて、簡潔にご説明いたします。

計画の基本的な方向性として、（1）から（3）に記載のとおり、歯科健診の充実などを図るこ

ととし、具体的には国の基本的事項に示された（4）に記載のAからFの6つの施策事項に沿った取組を進め、むし歯や歯周病の予防のほか、県内の歯科口腔保健体制の環境整備などを推進していくこととしております。

なお、本計画は、先の11月議会にて素案をお示した後、パブリックコメントを実施し、その意見等を反映したものをお示ししております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下委員長】次に、長寿社会課長より補足説明を求めます。

【中村長寿社会課長】補足説明資料は11の1から3で、11の1に基づいて説明をさせていただきます。

「老人福祉計画」、「介護保険事業支援計画」及び「介護給付適正化計画」でございます。

この計画につきましては、介護保険計画といたしまして、市町も同時に策定し、今後3年間の介護サービスの供給量と介護保険料が決定されます。それを県として取りまとめた上で、今後の県としての施策の方向性を示す計画となっております。

前回の11月議会の素案からの変更点は、2ページ目に詳細を記載しております。その他のところでは、

現在、最終の市町からの見込みを取りまとめております。現時点での最新の情報でございます。施設整備、介護保険料、介護職員の見直しを変更させていただいております。

9期の一人当たり介護保険料基準額の県内の平均額は、8期より23円減の6,231円、また、3年後の令和8年度に必要となる介護職員数は3万50人と見込んでおりまして、現在と比較して

大体1,491人確保が必要ということになっております。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、「長崎県ケアラー支援推進計画」、12の1と2でございます。12の1に基づいて説明をさせていただきます。

本計画、令和6年から12年まで7年間の計画として、ケアラー支援条例に基づいて作成をいたします。4月1日からでございます。

令和7年度には、上位計画である「長崎県福祉保健総合計画」の改定に合わせて、中間見直しをする予定でございます。

計画では、条例に基づいて、多分野連携して取り組む、県全体で総合的に取り組む施策を記載しております。広報啓発、人材の育成、それから実施体制の整備、そして民間支援団体への支援の推進という形で構成させておりますので、今後ともケアラーの抱える多様な課題に、県、事業者、市町が一体として取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

【山下委員長】次に、障害福祉課長より補足説明を求めます。

【佐藤障害福祉課長】私からは4項目についてご説明させていただきます。

まず、「障害者基本計画（第5次）」の概要についてご説明させていただきます。通知する資料をご覧ください。

本計画は、障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画として策定するもので、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送り、互いに優しく接し合うことができる社会環境の中で、社会を構成する一員としてともに地域を支え合い、あらゆる社会活動に参加することができる平和な共生

社会の実現を目指すことを目的としております。

また、本計画の期間は、令和6年度から10年度までの5年間としております。

本計画のポイントについて、計画の各分野に共通する横断的な視点として、資料の5、計画のポイントのとおり、5つの基本的視点を定めております。

なお、本計画は、先の11月議会にて素案をお示した後、パブリックコメントや長崎県障害者施策推進協議会での意見等を反映したものをお示ししております。

素案からの主な変更点は、資料2ページ上段、7に記載のとおりです。

そのほか、資料記載のとおりでございます。

続きまして、「第7期長崎県障害福祉計画」、「第3期長崎県障害児福祉計画」の概要についてご説明いたします。通知する資料をご覧ください。

本計画は、障害者総合支援法、児童福祉法及び国の基本指針に基づいて作成するもので、障害福祉サービス等の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的としております。

また、本計画の期間は、令和6年度から8年度までの3年間としております。

本計画のポイントとしましては、今後3年間における県内の障害福祉サービスの見込みを定め、サービス提供にかかる具体的な体制づくりのための重点施策を設定することでございます。

なお、本計画は、先の11月議会に素案をお示した後、パブリックコメントを実施し、その意見等を反映したものをお示ししております。

素案からの主な変更点は、概要説明資料7に掲載のとおりでございます。

その他、本計画の体制等については資料記載

のとおりでございます。

続きまして、「第2期長崎県アルコール健康障害対策推進計画」の概要についてご説明いたします。通知する資料をご覧ください。

本計画は、アルコール健康障害対策基本法第14条第1項の規定に基づいて作成するものであり、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の予防並びに当事者及びその家族等への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すことを目的としております。

また、本計画の期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間としており、11月議会の際には、令和6年から令和10年までの5年間と説明してはりましたが、健康ながさき21及び各種計画と整合性を図るため、計画期間を12年間に変更しております。

本計画のポイントについて簡潔にご説明いたします。

第1期計画では、毎日飲酒する人の割合、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合が、男性は目標値を達成したものの、女性は達成できなかったことから、女性の飲酒問題に関する総合的な取組を重点施策として取り組むこととしております。

本計画のポイントについては以上になります。

その他、本計画策定にかかる体制等については、資料記載のとおりでございます。

最後に、「ながさきピース文化祭2025の実施計画」についてご説明いたします。通知する資料をご覧ください。

本計画は、ながさきピース文化祭2025基本構想を基に、基本方針、事業別計画、広報計画など、文化祭の全般的な計画をまとめたものであります。

本計画については、令和6年5月に開催する予定の県実行委員会総会にお諮りした後、8月には国の実行委員会に本計画を提出し、承認をいただく予定にしております。

まず、本計画の構成については、事業別計画、広報PR計画、受入態勢になっており、事業別計画の内訳は(1)県実行委員会及び県主催事業、(2)市町実行委員会及び文化団体主催事業、(3)その他事業となっております。

次に、事業別計画についてですが、全国障害者芸術文化祭の県実行委員会主催事業として、障害のある人の文化芸術活動の発表の場を創出することにより、障害に対する理解を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進につながる事業として、障害者作品展、障害者芸術祭などの5事業を計画しております。

その他、本計画の詳細につきましては、資料記載のとおりでございます。

以上、障害福祉課からの補足説明を終わらせていただきます。

【山下委員長】次に、原爆被爆者援護課長より補足説明を求めます。

【林田原爆被爆者援護課長】広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会、いわゆる八者協において、来年度実施する要望の長崎県素案についてご説明をいたします。

原爆被爆者援護課補足説明資料の1ページをご覧ください。

要望の概要を記載しております。

八者協は、原爆被爆者の援護対策の強化促進を図ることを目的に、広島、長崎4県市の知事、市長並びに議長の8者によって構成し、例年7月中に政府や国会等に対して要望活動を行っております。

今後、4県市において要望書を取りまとめて

まいりますが、本県といたしましては、今回お示ししております素案に委員会でのご意見等を反映させたものを、本県案として提案したいと考えております。

続きまして、要望文の内容について、本年度の要望から変更した主なところをご説明いたします。

資料飛びまして9ページをご覧ください。

左側に今回お示しする素案、右側に本年度実施した要望内容を記載し、変更した箇所を朱書きにしております。

要望項目の第5、黒い雨体験者等の幅広い救済になります。この項目で要望する内容としましては、3点ございまして、1つ目が広島、長崎で黒い雨等に遭った方々の救済、2つ目が長崎における被爆体験者事業の拡充、3つ目が第1種健康診断特例区域等の検証に関する検討会における早期の結論となっております。

これら3点の要望内容自体は、本年度から変更ございませんが、本県としての優先度を考慮し、記載の順番を入れ替えたほか、表題も変更しております。

その他の変更箇所については資料記載のとおりでございます。

要望内容の概要は以上でございますが、今後、4県市がそれぞれ案を持ち寄り、合意されたものが要望文として決定されるため、本県の提案が反映されない場合もございます。

また、要望を行うまでの間に情勢が変化し、内容を修正する必要が生じる場合もございますので、その点につきましてもご了承賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

【山下委員長】 ありがとうございます。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行

います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事項について質問はありませんか。

【中山委員】 知事の公約であります合計特殊出生率2の進捗状況についてお尋ねしたいと思いますが、平成27年に統計課が発表した長崎県の暮らしやすさ指数、100指数ありましたが、総合的には長崎県が1位ということで少々話題になりましたし、その時、子育てしやすいまちということでは全国で第6位という形でありましたし、合計特殊出生率はその時は3位だったと実は覚えているわけであります。

そういうことで、長崎県民の人間性もあると思いますけれども、子育てしやすい県であることは間違いないと実は考えているところであります。

それを受けて2年前でしたか、39歳の石知事が当選するやいなや、子ども政策を一丁目一番地にやっつけようということで、その中で合計特殊出生率2を目指すということでありましたので、大変期待をしていたわけでありまして、今もしているわけでありまして。私も過去一般質問を知事に2回やらせていただいたところでありますが、なかなか見えてこないわけですね。

そこで、この少子化に歯止めをかけるという決意があるのかという問題と、併せて公約である合計特殊出生率2の実現を目指して取り組んでいるのか、改めて子ども政策局長にお尋ねしたいと思います。

【浦子ども政策局長】 少子化につきましては、常常言われておりますように、様々な複雑な要

因が絡み合っただけの結果だというふうには受け止めておられますし、その対策のためには分野横断で包括的に取り組んでいくことが重要だと考えておられます。

昨年から、国の方でも少子化対策についての動きが強まってきておまして、ご承知のとおり次元の異なる少子化対策ということで「こども未来戦略」というのが昨年末に決定されました。その中でも、若年人口が急減する今後6～7年の取組が、少子化傾向を反転するかどうかのラストチャンスというふうにも記載されておりますし、また、これまでの取組を加速させながら、さらに社会の意識や構造の改革を強く進めないといけないということもうたわれておりますので、私どももそういった国の考え、あるいは施策と連動しながら、しっかり少子化対策を進めていきたいと考えております。

また、出生率2の観点については、これは先般知事も答弁いたしましたとおりでございますけれども、長崎県の希望出生率2.08を目指すという中で、現在、総合計画の中でも令和7年の目標が1.93というふうに掲げておりますので、まずはこの目標についてしっかり取り組んでいくというふうなことで考えております。

【中山委員】そういう取組の状態についてはわかるんですよ。私が聞いたのは、改めて歯止めをかけるという強い意志のもとに、局長として職員と共有して仕事をしているのか、その決意の問題を聞いているんですよ。

【浦こども政策局長】ただいま答弁いたしましたように、少子化対策はもう待ったなしの喫緊の最重要課題だというふうに私としては捉えております。

長崎県内の出生率の状況を見ますと、直近の令和4年が1.57ということで、総合計画に掲げる

目標には若干届いていない状況でございます。これについては真摯に受け止めて、今後とも施策の充実を図っていくことが必要であるということで、こういった考えについては常々こども政策局の中でも共有して、職員とともに少子化の克服を目指して取り組んでいるという状況でございます。

【中山委員】やはり私が不満なのは、公約を張った以上は、いつまでに2を達成するのかということについて、全く言及しませんよね。令和7年度に1.93と言うけれども、令和4年度に1.57で、これは達成できないでしょう、はっきり言って。達成できないものを目標だ、目標だと言うけれども、それじゃ1.93を令和7年度に達成できますか。どう思いますか。今の段階で答えてくださいよ。

【浦こども政策局長】ただいまご指摘がありましたとおり総合計画の進捗で申し上げますと、令和4年の目標が1.82となっているところが1.57ということで、非常に厳しい状況であるということは認識をしております。

現時点で総合計画の目標の達成ができるのかできないのかというご質問に対しては、現時点ではお答えはしかねますけれども、非常に厳しい状況であるということは理解しておりますので、引き続き関連施策の充実強化を図っていく必要があるというふうに考えております。

【中山委員】ぜひ、言い訳じゃなくて、これは知事が当選する前に決定したもので、総合計画は中村知事が決めて作ったじゃないですか。本人は2.0を目指すと言っているわけだから、そこをいつまでですかということについてもぜひ、またやらないといかんとお思いますから、知事と協議をして、未来大国10年先と言っていたけれども、それまでにやれるのかどうか。とりあえ

ず目指す年月を、ひとつよくよく協議していただくことを要望しておきたいと思います。

それと、私は衝撃を受けているんですね。というのは、韓国の失敗例、要するに当然知っていると思うけれども、出生数が前年度比7.7%減の23万人まで落ちているわけよね、8年間ですね。

それで、2つ私がびっくりしているのは、一つは、韓国政府は4年ごとに少子化対策の基本計画を策定して、出産・育児支援など約15年間で31兆円投資した結果として、前年度比7.7%減って23万人に落ちた。この事実は、率直に学ばべき点があるかと私は思っているわけです。

それを受けて、要するに尹大統領は閣議決定して、「少子化の根本原因の分析、従来の政策を再構築しなければならない。政策の抜本的な見直しを指示した」とあるんですよ。これをどうとるかという感じで、私はやはり韓国と日本は一緒にはできんと思うけれども、方向性というのは似ているんだと思っていますよ、共通する部分がある。

そこで、私なりに考えたのは、従来の、これまでの基礎データ、ここを再検討、再分析する必要があるんじゃないかというのが一つ。

もう一つが、これまでの事業の分析・検証が十分だったのかと。それを受けて時代に合わせた新しい調査方法というか、第三者を入れて調査方法を開発する必要があるんじゃないか。

少なくとも、この3つをもう一回きちんとやらねばいかんとじゃないかと、私はそういうふうには受け止めているわけでありまして、そういう意味からして、今日は時間の都合がありますので、一つだけ質問したいと思いますけれども、先ほどいった希望出生率の2.08、これはいつだったのか。2.08、これはいつ調査されて、

どういう内容だったのか、これがわかりますか。

【黒島こども未来課長】県民の希望出生率でございますけれども、平成26年に総合戦略を策定するに当たって、人口ビジョンというものを策定しております。それに先立つ調査を、こちらは企画部の方が実施しておりまして、各市町に広範囲な調査を行いまして、結婚を希望する率であるとか、結婚した後どのぐらいの子ども数を望まれるかと、そういったアンケート調査を基に算出された数字と承知しております。

【中山委員】それからするとね、もう10年たっていますよ。昔の100年と変わらないです、今からの10年というのは。今、もう一回やると、恐らく2.08になるのかどうかわかりませんよ、これは。これを含めて一回、ぜひ調査方法も含めてきちんと検証する必要があるんじゃないかということ指摘しておきますので、ぜひやっていただきたい。

それと、保育士等の処遇改善推進事業費2億2,000万円程度、これも受益者の働きがいとか、離職防止につながるだろうという話でしたけれども、その効果が実質的受益者、保育士がこれを受けて、離職防止につながっているのかどうか。これをぜひ保育士から検証してくださいよ。

それともう一つ、児童手当の拡充、第三子から3万円。第三子からすれば1年間36万円くらいあるんだけど、生活についてはある程度ゆとりができるかもしれんけれども、これがどういう効果を発揮しているのかということ併せてね。

もう一つ聞いてもらいたいのは、3人子どもがいるでしょう。どうして3人産むことができたのか。現在、3人目産めとるわけだから。だから、その辺を少し、この際、市町を対象にさせていただいてぜひ調べてほしいというのが一つ。

それともう一つ考えているのは、県が少子化対策として、こども政策局としては結婚と子育てが両輪であったという話をしましたよね。それに関する21市町がどういう形で予算計上しているのか。その辺をひとつ検証していただいて、その中で私なりにもう一回分析をして、6月、9月に議会がありますから、それに合わせて少し深掘りして、少しでも歯止めがかかるように、そして公約の2が実現できるように一汗かかんばいかんと考えておりますので、どうかよろしく願いして、とりあえず今日は質問を終わります。

【山下委員長】ほかに議案外の質問はありませんか。

【川崎委員】まずは、国の制度だからと思うんですけれども、県の認識をとします。

介護報酬の来年度の改定で、訪問介護の基本報酬が下がるということが非常に課題になっています。なり手不足が叫ばれる中、また、国全体で賃上げの流れをつくろうとする中において、なかなか理解しがたいところであるんですが、時代に逆行する制度と考えますけれども、その背景が何かということをつかんでおられればご説明いただきたいと思います。

【中村長寿社会課長】国においては、明確に背景や理由を説明したことはないと思いますが、一番考えられるのは、介護事業所の経営実態調査というのを毎年やっているんですけれども、通常介護報酬がマイナス改定になる場合は、その前年度の決算が当該サービスでプラスだったという時に少しマイナス改定になる傾向がございました。

今回、特養など施設系サービスはマイナスの利益率となったところですが、訪問介護はプラス7.8%であって、その前年度もプラスというこ

とで、連続したプラスが続いていた状況でしたので、今回、訪問介護だけがマイナス改定に至ったという経緯ではないかというふうに我々としては考えているところでございます。

【川崎委員】ずっと全体的に上げていこうという、そもそもそう高くないということがあるわけで、こういうことを県にいろいろ言っても難しいとは思いますが、そこは注視をしていただいて、ここでやる気がなくなってしまうようなことがあっても、また大変かと思しますので、先ほどのせっかくキザケアながさき事業をやるようとしている中において、こういうのが、まだ先の話かもわかりませんが、展望が描けないということは残念でなりませんので、ぜひ注視をしていただきたいと思います。

次に、母子手帳の動きをお尋ねいたします。デジタル化が今言われていまして、この動きについてつかんでいる情報をお知らせいただければと思います。

【川村こども家庭課長】母子手帳のデジタル化についてですけれども、現在、母子手帳のデジタル化として、民間の母子健康手帳アプリ「母子モ」を導入している市町が5市町ございます。県内21市町で構成される長崎県市町村行政振興協議会では、今年度からDX推進と住民の利便性向上に向けまして、この電子母子手帳「母子モ」の共同化事業を進めているところであります。

一方で、国の動きといたしまして、デジタル庁が中心となって、令和8年度以降にマイナポータルと母子健康手帳アプリを連携させることで、健診や予防接種の予約等が行える医療助成、予防接種、母子保健分野等でのマイナンバーカードを活用したデジタル化等の推進も進められております。

市町からは、今年度の導入にあたりまして、母子手帳アプリの法的な位置づけをはじめ、システムの構築等の進捗など、国の動きを踏まえた上で検討を進めていく必要があると伺っているところでございます。

【川崎委員】DXについてはもう全く異論はないんですが、一方では手書きの温かみといいますが、母親、保護者の方のそういった思いが伝わっているというのは、その時は当然赤ちゃんはわかりませんが、成人になって見返す時にはぐっとくるものがあるって、そういったところがDXとはちょっとかみ合わないといったらおかしいな、なかなかそこが伝わらないようなところがあるかと思っていて、悩ましいなと思っています。

ぜひデジタル化を否定するわけではありませんが、一方では後々の記念になるようなものということを見ると、何か工夫が必要じゃないかというふうに思いますので、引き続きこれも追いかけていながら、また確認をしていきたいと思っています。

その母子手帳を補完する「リトルベビーハンドブック」というものを今年度から導入していただいていると思います。低出生体重児の方の母子手帳の補助的なものと認識をいたしております。現在の配備先について、まずお尋ねいたします。

【川村こども家庭課長】現在の配置先ですけれども、県内のNICU、新生児の集中治療室を有する医療機関が4か所ございまして、具体的に申し上げますと長崎大学病院、長崎みなとメディカルセンター、国立長崎医療センター、佐世保市総合医療センター、それと市町の母子保健の担当窓口、これらに設置をしております。

併せまして、県のホームページ等にも掲載を

してありまして、そこからダウンロードすることも可能となっております。

【川崎委員】4か所、そしてダウンロードも可能ということでしたので、手軽に手に入るものと承知いたしておりますが、そうしますと必要とされる方については、きちんと手元にきているというような理解でよろしいか、その活用状況について確認いたします。

【川村こども家庭課長】作成当初に500部印刷して設置していたんですけども、既にNICUを退院している子どもがいる保護者からも欲しいという要望等も寄せられまして、実は急遽増刷したという経緯もあります。

そういったことでありますので、今後もまたしっかり利用促進できるように活用を進めていきたいと思っております。

【川崎委員】まさに、利用したい人には必ず届くようお願いをしたいと思います。さっきちょっと申し上げましたけれども、これはデジタル化を逆にしないほうがいいもので、本当に母子手帳にはない思いをずっと書きつづっていくというところに非常に意味があると私は思っていますので、ここは紙のままでぜひ進めていただければと思っております。

次、ヘルプマーク等カードについてお尋ねいたします。これも導入してから数年経つというふうに思いますが、まだ普及度合いが長崎県は弱いなというふうに思っていて、必要な人にきちんと行き渡っているのかと懸念をしているわけではありますが、どのように推進をしていこうとされているのか、お尋ねをいたします。

【佐藤障害福祉課長】ヘルプマークにつきましては、外見からわかりにくい配慮を必要とする方に対して、周囲の方々の援助を促すことを目的としております。

本県では、平成30年6月からヘルプマークの配布を始め、その総数は令和5年12月時点で8,544枚となっており、各市町や保健所等の窓口において希望される方への速やかな配付に努めているところでございます。

ただ、一方で令和3年度の県政の世論調査結果では、ヘルプマークを知らないと回答した方が全体の5割強を占めておりまして、まだ認知度が高いとは言えない状況でございます。

ヘルプマークを着用しやすい環境をつくるために、援助する人、援助が必要な人の双方にヘルプマークの有用性をご理解いただくことが重要と考えておりますので、県の広報誌とか、県庁のデジタルサイネージを活用した、援助を必要とする方への配慮をお願いする啓発活動を取り組んでいるところでございます。

また、県内の高校PTAの研修会においても、チラシ等の配布はしているところでございます。

今後も引き続き、援助や配慮を必要としている方々が直接サービスを受ける機会の多い公共交通機関や商工団体等とも連携して、さらなる普及啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

【川崎委員】これは少し普及啓発のポスターやチラシ等、力を入れてほしいと思います。都市部に行くと、かなり貼っています。今おっしゃった公共交通機関のところ、車内、そしてホームドアのところとかにかなり貼っています。そういった意味でいけば、きちんと利用したい人、そして、それはそういった意味を持っているだということを双方理解して初めて機能すると思いますので、ぜひ引き続き力を入れていただきたいと思います。

最後に移動CT車についてお尋ねいたします。2020年の4月、香焼工場に停泊中のコスタ・ア

トランチカ号でコロナの集団感染が発生した時に、自衛隊から借り受けて移動CT車が活躍をして、本当に一人も命を落とすことなく帰国していただいたと。そういった実績から、すぐに県も検討していただいて、移動CT車、非常に立派なものを導入していただいたというふうに思いますが、2021年2月より稼働していると思います。丸3年経過をいたしました。現在の利用状況についてお尋ねいたします。

【加藤医療政策課長】移動CT車でございますけれども、これはコロナの交付金を活用しまして、健康事業団に補助をして導入していただいたというものでございます。

この3年間の実績ですけれども、コロナでのトリアージ検査のために長崎大学病院へ移動CT車を派遣したり、あとは事業所での健診でも活用されているという状況でございます。

さらに、日本医療研究開発機構が、CTによる肺がん検診の実用化を目指した試験を県内で実施しておりまして、その協力も行っているというふうに健康事業団の方からお聞きしているところでございます。

【川崎委員】コロナも5類になって、まだ侮れませんが、随分平時になってきたわけですから、先ほども説明があったように、ぜひ肺がんの早期発見に力を入れていただきたいというふうに思っています。私も視察させていただきましたが、極めて素晴らしいマシンで、レントゲンでわからない微細ながんのもとといいますが、それを発見できるという素晴らしいマシンでありますので、ぜひそこは活用していただいて、県民の命を守っていただきたいと思います。

以上です。

【山下委員長】ほかに議案外の質問はありませんか。

【中村(俊)委員】 私からは、先の県政一般質問で時間が足りずに質疑できなかった項目について、この場をお借りして1点お伺いをいたします。

障害者就業・生活支援にも関わりますか、発達障害者への切れ目のない支援という点で、障害者の雇用については、民間においても発達障害や特性がある方々が活躍できる環境づくりを行う動きが活発化をしてくている中で、対象者に対する支援の輪を広げていくことが重要であろうというふうに考えております。

また、高校、大学卒業間際で進路が決まらなかったり、中途退学となるなど、家庭で抱え込んでしまうケースもあるやに聞いておりまして、発達障害の方々に働き手として活躍をしてもらうためには、雇用につながる仕組みづくりが必要と考えるわけですが、そのような方々が就労支援としてどのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

【佐藤障害福祉課長】 障害のある方につきましては、働き手として活躍してもらうように、県では県内7か所、先ほどもお話がございましたが、障害者就業・生活支援センターを指定しまして、就業に向けた支援を実施しているところでございます。

センターでは、就職に向けた準備から就職活動、職場定着への相談、支援に加え、日常生活の自己管理、生活設計等に関する助言を行うほか、事業主に対し障害特性を踏まえ、雇用管理についての助言を行うなど、様々な関係機関と連携した支援に取り組んでいるところでございます。

【中村(俊)委員】 本件につきましては、重要なことは障害者の方々に雇用先が確保されて、その仕事に生きがいを見出していただいて長く働

ける、活躍できる環境づくりであろうというふうに考えております。

雇用労働政策課においても事業主をはじめとした県民の理解を深め、障害者雇用の促進を図るための優良事業所の表彰や研修会、国と連携した障害者就職面接会も実施していると伺いをしております。ぜひ障害者支援に関しましては、これに関わる他部局とも意思の疎通、情報交換など、連携、水平展開を図っていただきまして、切れ目のない支援、取組に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それから、もう一点だけ。今日午前中に、発達障害児の診断ですね、ハートセンターで受診待ちが400名ほどいらっしゃると、期間にして11か月というお話がございました。この件については、私も以前から、もちろん認識をしております、小学校の話で恐縮なんです、例えば小学校でも在学中、あるいは小学1年生、就学前に発達障害について診察を受けたいとされる方が多くおられます。

しかしながら、なぜかこういった方々がハートセンターしか選択肢がないように考えている方も一部いらっしゃいまして、そういう方々からご相談の連絡をいただきます。やはりこれは一つ一つしっかり対処していかないと、例えば特別支援学級で学ばなければいけないのか、あるいは通常学級でも学ぶことができるのかというところで、非常に判断が、学校現場もそうですけれども、保護者の方、当事者のお子さんの気持ちも大切にしながらですけれども、その判断が非常に難しいというふうにもなってきますし、ある意味では放課後デイサービスの利用にも一定影響が出てくるものだというふうに思っています。

長崎県のホームページで確認したところ、当

然こちらの方に診断が可能となる各機関ということで13市町のリスト、一覧がございました。私は普段からいろいろと検索することで慣れているというのもあるんですけども、保護者の中にはその欲しい情報になかなかリーチできない方も当然いらっしゃるし、どこの相談窓口にご連絡をされたのかは、私も確認は取っておりませんが、ひょっとしたら相談した時にハートセンターを勧められて、それ以外のところをなかなか教えていただけなかったのかなというふうにも推察をしますけれども、この点について何か県の見解があればよろしくお願ひします。

【藤井障害福祉課企画監】民間の医療機関におきまして、発達障害の診療ができる機関でございますが、こども医療福祉センターに設置されました発達障害者の支援センター「しおさい」のホームページに、発達障害の診療を行っている医療機関リストを公表しておりまして、掲載機関は58機関ございまして、県下全域にありますので、こども政策局とも連携しながら、そういったところの情報がすぐキャッチできるような仕組みを考えていきたいと思っております。

【山下委員長】ほかに議案外の質疑はありませんか。

【山田委員】私から3点伺いたいと思います。

まず、妊孕性についてです。全国調査によりますと、不妊の心配をしたことがある夫婦が3組に1組以上、不妊の検査や治療について経験がある夫婦が4.4組に1組となっている中で、増加傾向にあります。妊孕性などの妊娠に関する正しい知識がまだまだ不十分であるように感じております。

不妊治療は、できるだけ若いうちから始めた方が効果が高いと言われていることから、子ど

もを望む方々が希望どおり妊娠・出産するために、早い段階から男女ともに妊娠・出産に関する知識を持ち、自分自身の体の健康管理を行うプレコンセプションケアが大切だと考えております。

県は、今どのように取り組んでいるのかをお尋ねいたします。

【川村こども家庭課長】早い段階から妊娠・出産に関する知識を持っていただいて、ライフプランに応じた健康管理を意識することで、健康を増進する、それと望む方については妊娠・出産への適切な準備ができる、そういうふうになるために、委員おっしゃいましたプレコンセプションケアは大切な取組だということで認識しております。

県の取組といたしまして、これまで妊娠や妊孕性についてわかりやすく説明した冊子を作成しております。先ほど申し上げましたけれども、県内の高校3年生、女子生徒に配付をしておりますが、今年度からは男子生徒にも配付をするということで取り組んでおります。

来年度は、九州各県との広域連携等の事業において、プレコンセプションケアに関するシンポジウムも開催予定としておりますので、今後ともプレコンセプションケアという考え方をより意識しながら、妊娠・出産に関する普及啓発にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

【山田委員】ちょっと古い話かもしれませんが、この世に生まれてきている子どもの15人のうちの一人は不妊治療で生まれてきているというほど、今、本当に不妊治療が非常に多くなっています。

高校生男女に配付していただくということでしたが、若年化をしている、こういった事案、

望まない妊娠とかを含めると、結構若いうちからということが多いので、ぜひ自分たちの大事な体のことを考える機会というものは、中学生のうちから始めていただきたいと思いますので、そこを希望したいと思っております。

もう一点、他の自治体では夫婦で一緒に検査を受けた場合の費用助成や卵子の数を検査する際の費用助成なども行っておりますが、長崎県でも同様の事業に取り組む考えがあるのか、伺います。

【川村こども家庭課長】まず、プレコンセプションケアにつきましては、今は高校生については3年生ということで、新たに社会に出ていたりとか、進学するという一つの契機ということでこの時期に取り組んでおります。さらに、対象年齢を下げるかということにつきましては、また関係機関ともよく話をしまして、検討していきたいと思っております。

それと、費用助成の話ですけれども、先行自治体の取組内容や成果などについて、まずはしっかり情報収集をしたいと思っておりますので、それからまたしっかり考えていきたいというふうには思っております。

【山田委員】次に、予期せぬ妊娠について伺いたしたいと思います。昨年春にも、長崎市の下水処理場から赤ちゃんの遺体が発見されるという痛ましい事件が起き、大変胸を痛めました。

そして、本日の毎日新聞にも、生後0日、虐待死176人という記事が載っておりました。この176人のうち、165人の母親が加害者となりました。そして、この176人の母親が医療機関外で全て出産をしている。今は、妊娠にかかる費用が無料になっている中でもこのような実態がある。このことからわかることは、明らかに、妊娠してしまったけれども、誰にも、相手の人

にも相談できなかった。家族にも相談できなかった。病院も受診できなかった。そういった方々が多くいるということだと思っております。

やはり妊娠や出産に対しての女性の負担が大きいのということが明らかだと思っております。

こういったことがないように、一方で、子どもが、先ほどの不妊治療の話になりますが、子どもを切実に願う方々が多くいらっしゃる中においてこのようなことが起きています。ぜひとも、自分では産み育てることができない方もいらっしゃるでしょうけれども、望む方もいらっしゃるの、里親とか養子縁組とか、もっとも充実をさせていただきたいと思っておりますが、まず、この妊娠をした母親を、このようなことをさせないための手だてとして、県としてこのような予期せぬ妊娠で困った妊婦に対して、安心して相談ができる体制、周知啓発とかをどのように考えているか。もちろん妊娠SOSとか、いろんなものやっていたらいいと思っておりますが、このような本当に厳しい現実の中においてどのようなことを取り組んでいくのかを伺いたしたいと思います。

【川村こども家庭課長】まず第一には、委員も今おっしゃいましたけれども、予期せぬ妊娠の相談窓口といたしまして妊娠SOS、これを設置しておりますので、ここで孤立や貧困などの総合的な問題を抱えたケースも含めて多くの相談に対応している状況であります。

まず、ここの妊娠SOS、この存在をしっかりと知っていただくということが必要でありますので、これまでの高校や医療機関、そういった関係団体に加えまして、さらにまた周知方法を検討いたしまして、例えば公共交通機関とか、あと若者が集まるネットカフェとか、カラオケボックス、こういったところにも周知をするよう

な形で多くの若者の目にとまるような形で広報の強化を図っているところであります。

【山田委員】ぜひ、必要な人にしっかりとこういう制度があることが届くように、あらゆるところで周知をしていただきたいと思います。

そして、相談に来られた方が、秘密保持というか、ある程度その人が守られるような体制を、学生なら学校とか家族とかと連携してもらおうとか、様々支援をいただきたいと思っております。

次に、ヤングケアラーについて伺いたと思います。ヤングケアラー支援の中で、推進計画の策定に当たって、児童生徒や学校に対して実態調査を行って公表していただいておりますが、この調査によってどのような実態が見えたのか、改めて教えていただければと思います。

【川村こども家庭課長】まず、今回、県内の小学校6年生、それと中学校2年生、高校2年生、約3万人を対象に、委員がおっしゃったアンケート調査、実態調査を行いました。

調査結果を少し申し上げますと、例えば「家族の中にあなたがお世話している人がいますか」と、そういった質問に対しまして、回答が小学生で4.5%、中高生で3.6%、こういった結果が出ております。これは全国と比べると低い数字になっておりますけれども、聞き方とか、そこで一概にはかることはできないんですけれども、都市部に比べますと、やっぱり家族というのが少し機能されているのかなというふうに感じたりもしているところです。

それと、お世話について相談したことがある割合が2割程度にとどまっております、これがどういった理由かということで聞いたところ、相談するほどの悩みではないというのが一番多かったことはありますけれども、相談しても何

も変わらないとか、そういった回答も一定ありました。相談につながっていないケースもあるのかなというふうに把握したところであります。

ヤングケアラーの認知度についても、まだまだというところもございますので、そういったところを今後、念頭に置きまして、専門家等の意見も聞きながら、しっかりと支援計画を作りまして、反映させていきたいというふうに思っております。

【山田委員】まず、近年、数年来取り組んでいただいていることなので、その子どもたちが自分がヤングケアラーになっているか、なっていないかというのも、学校を通していろいろやっていただいているところだと思うんですが、まだちょっと相談するまでもないというふうに自分で思ってしまった、自分で切ってしまった子どもたちもいるので、教育委員会と連携していただいて、しっかり必要な支援にとどくように、実際、この何年間の中で福祉の方とつながって子どもの負担が軽減された事例もありますので、その辺をしっかりとさせていただくと、毎年の調査を教育委員会と連携して行っていただきたいと思っております。

このような実態を踏まえて、令和6年度はどのような対策を考えているのかを伺いたと思います。

【川村こども家庭課長】今回いたしました調査につきましては、市町、それと市町教育委員会、そういったところとも情報を共有しております。そこで連携していきたいと考えております。

来年度につきましては、まず、ケアラー支援推進計画に基づいて、国の動きというのものと動きがっておりますので、そういったことも踏まえながら、まず市町や学校等、関係機関との連携した対応というのをしっかりと検討し

ていきたいと思っております。

ケアラーに関する具体的な取組としては、やっぱり委員もさっきおっしゃいました子どもに知っていただくということが必要なこととありまして、例えばヤングケアラーの啓発を漫画的なものにしたりとかして、子どもさんにもわかってもらうといった工夫をした取組をやりたいと考えて予算を確保しているところであります。

【山下委員長】ほかに議案外の質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質問がないようですので、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時28分 休憩

午後 4時29分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

引き続き委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩します。

大変お疲れさまでした。

午後 4時30分 休憩

午後 4時31分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩します。

午後 4時32分 休憩

午後 4時33分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時34分 閉会

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和6年3月7日

文教厚生委員会委員長 山下 博史

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 16 号 議 案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 17 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 24 号 議 案	長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 25 号 議 案	長崎県医学修学資金等貸与条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 26 号 議 案	長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 27 号 議 案	長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例	原 案 可 決
第 28 号 議 案	長崎県手話言語条例	原 案 可 決
第 29 号 議 案	長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 30 号 議 案	長崎県婦人保護施設設置条例等の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 31 号 議 案	長崎県公立学校情報機器整備基金条例	原 案 可 決
第 32 号 議 案	市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 42 号 議 案	長崎県公立大学法人の中期目標〔第 4 期〕の一部変更について	原 案 可 決
第 43 号 議 案	長崎県公立大学法人定款の一部変更について	原 案 可 決
第 51 号 議 案	長崎県福祉保健総合計画の変更について	原 案 可 決

番 号	件 名	審査結果
第 52 号 議 案	第四期長崎県教育振興基本計画について（関係分）	原 案 可 決

計 15 件 （原案可決 15 件）

委員 長 山下 博史

副 委員 長 鵜瀬 和博

署 名 委 員 中村 泰輔

署 名 委 員 畑島 晃貴

書 記 平古場 俊一

書 記 武次 潤

速 記 (有)長崎速記センター